

---

早稲田大学審査学位論文（博士）

現代中国民法におけるプライバシー権の保護  
—裁判例分析を中心として—

早稲田大学大学院法学研究科

李 碩

---

## 目次

はじめに.....	3
第1章 中国におけるプライバシー権の展開.....	4
第1節 現代中国におけるプライバシー権保護の法制度.....	4
1 民法通則の制定以前の状況.....	4
2 中国憲法によるプライバシー権の保護.....	10
第2節 現代中国のプライバシー権におけるその定義と構成要件をめぐる学説..	18
1 プライバシー権の定義.....	18
2 構成要件.....	19
第2章 私生活への侵入.....	30
第1節 防犯カメラの設置.....	31
1 日本法における防犯カメラの問題.....	31
2 中国における防犯カメラの問題.....	37
3 日中の比較.....	48
第2節 隣接建物からの視線及び覗き見・身体プライバシー.....	50
1 日本の裁判例.....	50
2 中国の裁判例.....	51
3 日中の比較.....	52
第3節 住宅侵入.....	53
1 日本の裁判例.....	53
2 中国の裁判例.....	55
3 日中の比較.....	60
第3章 私事の公開.....	61
第1節 新聞記事・雑誌・小説・放送等による侵害.....	61
1 日本の裁判例.....	61
2 中国の裁判例.....	64
3 日中の比較.....	71
第2節 前科の暴露.....	71
1 日本における裁判例.....	72
2 前科の暴露をめぐる論点.....	75
2 中国の裁判例.....	77
3 日中の比較.....	80
第3節 身上・経歴の暴露.....	81
1 日本の裁判例.....	81
2 中国の裁判例.....	82

3 日中の比較.....	83
第4節 信書の公開.....	83
1 日本の裁判例.....	83
2 中国の裁判例.....	85
3 日中の比較.....	90
第5節 患者プライバシーの暴露.....	90
1 日本の裁判例.....	90
2 中国の裁判例.....	91
3 日中の比較.....	96
第4章 プライバシー権と個人情報.....	98
1 日本における個人情報とプライバシー権.....	98
(1) 高度情報化社会におけるプライバシー権.....	98
(2) 裁判例.....	99
2 中国の裁判例—民法総則制定前の中国における—.....	103
3 日中の比較.....	114
第5章 プライバシー権と肖像権の交錯.....	116
1 日本法における肖像権とプライバシー権.....	116
(1) 肖像権の定義及び内容.....	116
(2) 裁判例.....	117
(3) 肖像権の法的性質—プライバシー権との関係—.....	121
2 中国における現行法.....	122
(1) 現行法.....	122
(2) 肖像権の概念と構成要件.....	123
3 裁判例.....	124
3 日中の比較.....	134
第6章 プライバシー権と名誉権の交錯—謝罪を中心にして—.....	136
1 日本における「謝罪広告」をめぐる裁判例と学説.....	136
(1) 裁判例.....	136
(2) 学説.....	138
(3) 小括.....	140
2 中国における「謝罪」の由来と現状.....	140
(1) 由来.....	140
(2) 現行法.....	141
(3) 謝罪の正当性をめぐる学説論争.....	143
(4) 中国裁判例.....	144
(5) 小括.....	150
3 日中の比較.....	150
結 語.....	151
参考文献.....	156

---

## はじめに

プライバシーは、世界中できわめて重要な意義を有する問題となっており、数多くの憲法、法律上の規定や判例によってプライバシーの保護が目指されている。

プライバシーの権利は、1890年のウォーレンとブランダイスの論文「プライバシーの権利」(The Right to Privacy)によって提唱されたが、その後、マス・メディアと科学技術の著しい発達に伴って、おびただしい情報が氾濫するようになり、個人もまたその渦中にある。インターネット技術の発展とともに、現在では、「プライバシーの死」とも言われる時代に入ってきたのである<sup>1</sup>。

プライバシーの権利は世界的には広く認められてきているが、中国では、歴史的、文化的な原因により、この権利の保護にあまり熱心でなかった。1980年以前の中国にあっては、プロレタリア独裁のイデオロギーの強調とブルジョア思想の排撃、それに次々と起こる政治運動等により、プライバシー概念が存立する余地がなかった。プライバシーの侵害という問題が人々に意識されるようになるのは、1980年以降のことである。また、近年では、インターネットの普及により、インターネットにおけるプライバシーの問題に焦点が当てられてきている。しかし、翻って、現代社会においてプライバシー権とは一体いかなる内容のものなのかについては、プライバシー権概念の故郷であるアメリカでも、明確になっているわけではない。中国の学者は、とかくアメリカ法をモデルとして、アメリカ法の理論と判例を紹介し、それらをそのまま中国のプライバシー侵害行為にあてはめて理解しがちである。しかし、総じて、それらの研究は抽象的、理論的考察に終始し、実際の裁判実務でプライバシー権侵害をめぐる問題がどのように扱われているかについての、具体的、分析的研究は十分にはなされていない。

本論文は、そうした中国におけるプライバシー権研究の状況を踏まえて、裁判例の分析に重点を置き、『中国審判案例要覽』(1992年～2016年)、『人民法院案例選』(1994年～2017年)、「最高人民法院公報」(1985年～2017年)、West Law China、「中国裁判文書網」所載の裁判事例をもとにして、現代中国における裁判の実態を把握しようとするものである。その際、以下のような方法と分類に基づいて、考察を進めていくことにする。すなわち、その方法としては、日本との比較に留意するということである。解釈論上の違いと特質に注目しながら多岐にわたる裁判例の分析を行う。次に、分類ということであるが、プライバシー権の侵害といっても、その侵害行為は多様である。本論文では、私生活への侵入、私事の公開、個人情報保護に分け、それぞれについて考察する。

以上の各領域について裁判例に即して分析を加えることを本論文は意図するが、その分析に入る前に、中国におけるプライバシー権に関する立法的経緯及び現段階におけるプライバシー権の構成要件をめぐる諸見解に言及しておきたい。

---

<sup>1</sup> ダニエル・ソローブ著、大谷卓司訳『プライバシーの新理論—概念と法の再考』(みすず書房、2013)、3頁

---

# 第1章 中国におけるプライバシー権の展開

## 第1節 現代中国におけるプライバシー権保護の法制度

### 1 民法通則の制定以前の状況

現代中国のプライバシー保護法制を論ずるまえに、まずこれまでのプライバシーに関連する規定を簡単にみておきたい。なお、プライバシー権は人格権の範疇に属することが既に定論となっているため、中国における「人格権」の概念がはじめて出現した清末時期に遡り、その後のプライバシー権確立までの流れを叙述する。

#### (1) 清末から中華人民共和国成立まで

20世紀に入り、内外共に困難に見舞われた清朝は、その危機を乗り越えるために、1911年に、西側諸国に倣い、中国で最初の近代的民法<sup>1</sup>の草案・大清民律草案を立案した<sup>2</sup>。

大清民律草案の第1編総則第2章第5節は「人格保護」と名付けられ、7つの条文を有している（第49条～第55条）。その中で、第49条では「権利能力及び行為能力を放棄してはならない」、第50条では「自由を放棄してはならない。公共の秩序または善良なる風俗に違反し、自由を制限してはならない」と規定されており、第51条では「人格的關係が侵害を受けた場合、その侵害の排除を請求できる。前項でいう場合が法律規定によるもの限り、損害賠償または慰藉料を請求できる」という人格権の一般条項のようなものが規定されている<sup>3</sup>。残りの4つの条文は氏名権に関する登記・変更等に関する規定である。

総則編以外に、第2編の債権編の第8章に人格権に関する規定を設置した。第960条第1項がそれで、「他人の身体、自由または名誉を侵害する場合、財産の損害に限らず、被害者は、これに相当な金額の賠償を請求することができる」と規定し、精神的損害賠償責任を認めている<sup>4</sup>。

張紅は、大清民律草案の「人格保護」説が「中国人格権法史の幕を開けた」と述べ、「当時世界最新の民法理論を中国に導入し」、「中国人格権法の発展に大きな影響を与え

---

<sup>1</sup> いわゆる「中華法系」の特徴として、「民刑不分、諸法合体」（民法と刑法が分けられておらず、諸法は同じ法典の中に規定される）がよく挙げられ、伝統中国に「民法」がないという主張はかつての通説であったが、今では、これを反対する主張も有力になってきている。張晋藩「中華法系研究新論」南京大学学報（哲学・人文科学・社会科学）2007年第1期114頁。楊一凡「中華法系研究中的一个重大誤区——『諸法合体・民刑不分』説質疑」中国社会科学2002年第6期。

<sup>2</sup> 張新宝＝張紅「中国民法百年變遷」中国社会科学2011年第6期68頁。

<sup>3</sup> 大清民律草案の条文については、楊立新編『中国百年民法典匯編』（中国法制出版社、2011）を参考した。第51条の原文は、「人格關係受侵害者，得請求摒除其侵害。前項情形以法律規定者為限，請求損害賠償或撫慰金」である。

<sup>4</sup> 楊立新・前掲書注（3）143頁。

---

た」と評価した<sup>5</sup>。また、易繼明は、「総則編の人格権の規定は多少粗末だ」と述べるが、第 51 条を人格権の一般的条項として受け止め、「スイス民法典第 28 条とほぼ同じである」と述べ、先進な立法例に見習い、当時の儒教文化の影響の中で人格権を唱えた点で高く評価した<sup>6</sup>。

起草後、大清民律草案は正式に施行されたわけではないが、当該草案の人格権規定が後の立法に大きな影響を与え、民国民律草案（1925 年）及び中華国民民法典（1929 年）<sup>7</sup>によってほぼ継承された<sup>8</sup>。これは、中華国民民法典第 18 条にほぼ同じような文言を使用したことから分かる<sup>9</sup>。なお、この規定はプライバシー権を明文で定めていないが、解釈の余地を残した<sup>10</sup>。

## (2) 中華人民共和国成立から民法通則の制定まで

中華人民共和国が成立前の 1949 年 2 月、中国共産党中央（以下、「中共中央」という）は、「国民党の六法全書の廃止及び解放区の司法原則の確定に関する指示」〔關於廢除國民黨的六法全書與確定解放區司法原則的指示〕（以下、原文を [] で示す）を公布し、司法機関に、国民党が中国を統治した時期の法制及び欧米・日本等の資本主義的法律に対して、「蔑視と批判」〔蔑視和批評〕の態度を採ることを要求した<sup>11</sup>。その一方で、中共中央は集団主義を実行し、戦争時の統治手段を続けた。

中華人民共和国が 1949 年 10 月に成立してからしばらくの間は、内戦の後始末が続き、社会の民主的改革を行い、また朝鮮戦争が勃発したため、正規の法整備に取り組むことができなかった。

しかしながら、社会の民主的改革の中で 1950 年に労働組合法、土地改革法、婚姻法の 3 つの法律が制定された。中国革命は、半封建・半植民地の中国を、帝国主義勢力から解放し、労働者と農民を資本家と地主から解放するという目標を達成した、と総括される。従って、まずその成果は、労働者、農民、女性の解放として立法上表現されなければならなかったのである<sup>12</sup>。

その後、国内外の環境が徐々に安定し、中国初の全国選挙が 1953 年に実施され、1954 年 9 月にはじめての全国人民代表大会（以下「全人代」という）の会議が開催され、中

---

<sup>5</sup> 張紅『人格権総論』（北京大学出版社、2012）116 頁。

<sup>6</sup> 易繼明「人格立法之歴史評析」法学研究 2013 年第 1 期 125 頁。

<sup>7</sup> 中国大陸において 1929 年～1949 年まで適用されたが、台湾においては、今でも適用されている。

<sup>8</sup> 張新宝、張紅「中国民法百年変遷」中国社会科学 2011 年第 6 期 69 頁。

<sup>9</sup> 具体的には、大清民律草案の「人格關係」を「人格権」に変え、「人格権が侵害される場合、これを差止させることを法院に請求できる」。また、1982 年民法改正の際、「侵害される虞がある場合、これを防止することを請求できる」〔有侵害之虞時，得請求防止之〕との文言を加え、妨害排除請求権を加わった。

<sup>10</sup> 台湾地区の人格権法について、王澤鑑『人格権法——法積義学、比較法、案例研究』（北京大学出版社、2009）は詳細に紹介している。また、馬特『隱私權研究——以体系構建為中心』（中国人民大学出版社、2014）312 頁。馬特は、台湾地区の司法実務上では、このようにプライバシー権を確認していると述べた。

<sup>11</sup> 韓延龍『中華人民共和国法制通史（上）』（中共中央党校出版社、1998）16 頁以下。

<sup>12</sup> 田中信行編『入門中国法』（弘文堂、2013）3 頁。

---

華人民共和国憲法が制定された。その憲法の下で立法活動が本格的に開始した。民法典についていうと、1950年代と1960年代に、次の2回の起草が試みられている。

### 第1回目の民法典草案

1954年から全国人民代表大会常務委員会（以下、「全人代常務委員会」という）により民法起草活動が行われ、1956年12月に民法草案が完成した<sup>13</sup>。それは、総則、所有権、債権、相続の4編立てで、計525条であった。この草案は、1922年のソビエト・ロシア共和国民法典をモデルとして作られたが、ソビエト・ロシア共和国民法典がドイツ民法典を継受していることから、中国の民事立法と民法理論も大陸法系の範囲に入ることとなった。中華人民共和国最初の民法草案は、ドイツ民法典とほぼ同じ基本概念、基本原則、基本制度及び編纂体系を有している<sup>14</sup>。しかし1957年に始まった反右派闘争などの政治運動により、民法起草活動は中断を余儀なくされた。

### 第2回目の民法典草案

1962年、中国は急速な経済発展をめざして極端に左寄りとなった大躍進政策の間違いを訂正し、商品経済を発展させようとする政策転換の背景の下で、第2回目の民法起草活動を始めた。1964年7月に民法草案草稿が完成し、この草案は総則、財産所有権、財産の流通の3編しかなかった<sup>15</sup>。しかし、今回の立法活動も1966年から始まる文化大革命という政治運動により、再び中断された。こうして、頻繁な政治運動と計画経済体制の下で、中国は基本的な民事法律制度を作ることができなかった<sup>16</sup>。

中華人民共和国が成立した後、中華民国の法律は全て廃止されたが、それは「国民党の六法全書の廃止及び解放区の司法原則の確定に関する指示」の影響が大きく、資本主義において生成し発展した人権、法治などの思想や概念が否定されていった。1970年代末に始まる改革開放の時期まで、1950年の婚姻法を除き、民事法律立法はほとんどなく、国民の民事上の活動は政策や行政法規により「管理」された<sup>17</sup>。無論、このような状況の下では、国民の自由や人格的尊厳が法により保障されるはずがなかった。したがって、この時期の民法草案にはプライバシー権どころか、人身権・人格権の編、章、節もなく、人身権・人格権に関する内容の条文1つすら見つけることはできない<sup>18</sup>。

---

<sup>13</sup> 中華人民共和国は、1949年に成立してから1953年まで、社会改革や国家経済を回復し、民法典を起草する余地はなかった。1954年の第一回全国人民代表大会で憲法（いわゆる1954年憲法）を制定した。これによって、民法の起草にも着手しようとした。「〈民法通則〉的制定情況和主要問題（1986年7月28日最高人民法院民法通則培訓班）」、顧昂然編『新中国改革開放三十年的立法見証』（法律出版社、2008）182頁以下。

<sup>14</sup> 梁慧星「制定民法典的設想」現代法学2001年第2期3頁。

<sup>15</sup> 同上。梁慧星の紹介によれば、1964年民法草案草稿は、計画経済体制の要求を満たすためだけでなく、当時中国国内外の政治闘争の影響をも受け、ソビエト民法典と資本主義的民法との両方の痕跡を消そうとし、斬新な体系を設計した。この草案草稿では、不法行為、相続、親族を法典外に排除する一方、予算、税収、労働報酬等を法典に規定し、「自然人」、「法人」「物権」「債権」「権利」「義務」等の基本概念を一律に使わない。この民法典の起草は、1964年その年の「四清」政治運動によって中断された。なお、筆者はこの64年民法草案の原文を入手できなかった。

<sup>16</sup> 李林編『中国法治建設60年』（中国社会科学出版社、2010）343頁。

<sup>17</sup> 易繼明「人格権立法之歴史評析」法学研究2013年第1期130頁。

<sup>18</sup> 何勤華＝李秀清＝陳頤編『新中国民法典草案総覧（下）』（法律出版社、2003）。この時期の各草案や草稿を確認したところ、人身権・人格権に関する規定がなかった。

---

### (3) 民法通則の制定以後の状況（1986～現在）

反右派闘争や文化大革命の教訓に鑑みて、中共中央は、1978年12月の第11期中央委員会第3回全体会議において、社会主義法制の整備を重視する旨を宣言した。そういった状況の中で、民法通則に人身権が規定されるようになった。以下では民法通則の規定及び最高人民法院による司法解釈を簡単に紹介する。

#### (ア) 民法通則の制定

反右派闘争や文化大革命の教訓に鑑みて、中共中央は、1978年12月の第11期中央委員会第3回全体会議において、社会主義法制の整備を重視する旨を宣言し、翌年民法の起草に着手した。1979年11月、全人代常務委員会法制委員会の下に民法起草グループが設置され、1982年5月までに4つの民法典草案が起草された<sup>19</sup>。しかし、立法機関は、経済体制の改革が開始されたばかりで、社会が変動の中にあるという状況を考慮し、一気に完備された法典を制定するのは極めて困難であると考え、まず個別に民事単行法を制定し、条件が揃ってから民法典を制定する立法方針を確定した<sup>20</sup>。当時の立法の主要な責任者であった彭真・全人代常務委員会委員長と習仲勳・当時の法制委員会主任が、「小売」[零售]という方針を採り、社会の現実に基づき、成熟したところから次々に単行法を作っていくことにしたのである<sup>21</sup>。

こうした「小売」方針により、民事立法は速やかに行われ、1986年に民事基本法としての民法通則が制定された。民法通則は、文化大革命の悲惨な教訓に鑑み、第5章第4節に「人身権」<sup>22</sup>を置き、生命権・健康権・氏名権・肖像権・名誉権・栄誉権・婚姻自主権などにつき規定した。しかし、プライバシー権は規定されなかった。

実は当時の中国にはそもそもプライバシーの観念そのものがなかった。中国語のプライバシーは「隱私」の二文字であり、その言葉は英語の「privacy」の訳語であるが、民法通則制定時には、まだこの「隱私」の言葉が存在していなかった。1980年に施行された中華人民共和国刑事訴訟法第111条<sup>23</sup>第1項には、「国家機密または個人の『隱私』に関する案件は、非公開審理を行う」と規定された。そして、当時の中国語辞書において、プライバシーの意味を持つ中国語は、「隱私」ではなく、「陰私」であった。その意

---

<sup>19</sup> 顧昂然編『新中国改革開放三十年の立法見証』（法律出版社、2008）183頁。

<sup>20</sup> 梁慧星・前掲注（14）3頁。

<sup>21</sup> 顧昂然・前掲書注（19）186頁。

<sup>22</sup> 人身権という概念は、人格権の上位概念として一時的に使われていた概念であり、80年代から90年まで使用されたが、21世紀に入ってから、全面的に「人格権」という表現に変わったのである。この変化については、楊立新の著作を見ていくと一目瞭然である。初版は『人身権法論』（中国檢察出版社、1996）、次に同書の修訂版（人民法院出版社、2002）、第3版（人民法院出版社、2006）があったが、最近の著作『人格権法』（法律出版社、2011）では、人格権法となった。ほかの学者の状況として、王利明は『人格権法研究』（中国人民大学出版社、第1版、2005）において、早くから「人身権」を放棄し、「人格権」を使っていた。

<sup>23</sup> 1996年の刑事訴訟法改正の際、非公開審理に関する第111条が第152条となり、「陰私」が「個人隱私」に変更された。



---

味するところは、男女間の他人に知られてはならないという批判的な意味を持ち<sup>24</sup>、現代的プライバシーの意味とはかなり異なるものであった。

しかし、民法通則の制定により、人格権が保護されるようになり、プライバシー権の保護の第一歩が踏み出されたのであった。

#### (イ) 民法の関連規定

(a) 民法通則第 101 条（名誉権規定）は、「市民または法人は、名誉権を享有する。公民の人格的尊厳は法律によって保護され、侮辱・誹謗などの方式で市民または法人の名誉を侵害することを禁止する」と規定する。プライバシー権は直接規定されていないが、2010 年権利侵害責任法が施行されるまで、この規定は司法解釈<sup>25</sup>とともに、プライバシー権保護の主な担い手となった。

(b) また、プライバシー裁判の実務上、民法通則第 5 条は民事上の権利に関する一般的条項でありながら、しばしば援用されてきた。第 5 条は、「市民または法人の民事上の合法的な権利利益は法によって保護され、如何なる組織または個人はこれを犯してはならない」と規定しており、「基層法院の裁判官にとって、使いやすい」<sup>26</sup>と称されている。

(c) 1988 年に、最高人民法院によって公布された「中華人民共和国民法通則を徹底執行するうえでの若干の問題に関する意見（試行）」[關於貫徹執行〈中華人民共和国民法通則〉若干問題的意見（試行）]（1988 年 4 月 2 日施行。以下、「民法通則意見」と記す）第 140 条は、「書面、口頭などの形式で他人のプライバシーを宣伝し、あるいは事実を捏造し、他人の人格を侮り、及び侮辱・誹謗などの方式で他人の名誉を傷つけ、一定の影響をもたらした場合、市民の名誉権を侵害する行為として認定すべきである」と規定し、プライバシーをいいふらしする行為を名誉権侵害の行為として扱った。こうして、プライバシー権は名誉権の下で保護されるようになった。

(d) 1993 年最高人民法院によって公布された「名誉権事件を審理するうえでの若干の問題に関する解答」[關於審理名誉権案件若干問題的解答]（1993 年 8 月 7 日施行。以下「名誉権審理解答」と記す）第 7 条第 3 項は、「他人の同意なしに、みだりに他人のプライバシーを公開し、または書面・口頭形式で他人のプライバシーを宣伝し、他人の名誉に損害を与えた場合、名誉権侵害として扱う」と規定し、第 9 条第 2 項は「実在する人及び事実を描写する文学作品は、特定の人に対して侮辱・誹謗またはプライバシーを披露してその名誉に損害を与えた場合；実名または住所を明確に書いていないが、事実上、特定の人または特定の人になした特定した事実を描写の対象とし、侮辱・誹謗またはプライバシーを披露する内容で、その名誉に損害を与えた場合；他人の名誉権を侵害

---

<sup>24</sup> 『法学詞典』（上海辞書出版社、1985）872 頁。

<sup>25</sup> 司法解釈とは、法定の解釈権を持つ司法機関が法律条文の意味に対して説明を行うことをいう。行政解釈及び立法解釈に対比される概念である。司法解釈は、裁判解釈と検察解釈を含む。裁判解釈とは、最高人民法院が審理において具体的な法律の適用問題について行う解釈を指す。裁判解釈は法的効力を持ち、解釈、規定及び批復 3 種類の形式がある。ある法律をある事件にどのように適用するかにあたっては解釈の形式が、審理における規範・意見については規定の形式が、高級法院、軍事法院が審理において具体的な法律の運用について質問した場合の回答には批復の形式が、採用される。國谷知史・奥田進一・長友昭編集『確認中国法用語 250words』（成文堂、2012）38 頁。ここでいう司法解釈は、特段の説明がない限り、最高人民法院によってなされた解釈を指す。

<sup>26</sup> この意見は、筆者が北京市第三人民法院民事第 1 審判庭庭長丁培冰裁判官に聞く時の話による。

---

する行為として認定すべきである」と規定する。この司法解釈は「民法通則意見」第140条の規定を踏襲し、引き続きプライバシー侵害を名誉権侵害として扱っていた。

(e)1998年最高人民法院によって公布された「名誉権事件を審理するうえでの若干の問題に関する解釈」〔关于審理名誉権案件若干問題的解釋〕（1998年8月31日施行。以下、「名誉権審理解釈」と記す。）第8条は、「医療・衛生事業に従業する人員が患者のりん病、梅毒、ハンセン病、エイズなどの病状をみだりに公開し、患者の名誉に損害を与えた場合、患者の名誉権を侵害する行為として認定すべきである。医療・衛生事業者が患者またはその家族に病状を通知する場合、患者の名誉権を侵害する行為として認定すべきではない」と規定し、患者のプライバシーを名誉権の保護範囲に入れた。

(f)2001年最高人民法院は『不法行為による精神的損害賠償責任を確定するうえでの若干の問題に関する解釈』〔最高人民法院关于確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋〕（2001年2月26日施行。以下、「精神的損害賠償に関する解釈」と記す。）を公布し、その第1条第2項は「社会公共利益、公衆道徳に違反して他人のプライバシーまたはその他の人格的利益を侵害し、被害者が不法行為を理由に人民法院に対し精神損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、人民法院は法にもとづいて受理しなければならない」と規定し、第3条は「死者のプライバシーを不法に披露、利用し、または社会の公共利益・道徳に違反するその他の手段で死者のプライバシーを侵害する場合」の精神的損害賠償請求権について規定した。これらの司法解釈は、権利侵害責任法施行後でも、裁判でよく使われており、そのことは、後述する裁判例分析によって明らかである。

(g)2005年改正の女性権利保護法〔婦女權益保障法〕第42条には、「女性の名誉権、栄誉権、プライバシー権、肖像権などの人格権は、法律によって保護され、そして、「侮辱、誹謗などの方式によって、女性の人格的尊厳に損害を与えてはいけぬ。マスメディアまたは他の方法により、女性の人格を貶し、損害を与えてはいけぬ。本人の同意なしに、営利目的によって、広告、商標、展覧窓口、新聞、雑誌、図書、録画製品、電子出版物、インターネットなどの方式により、女性の肖像を使用してはいけぬ」との内容が規定されている。

(h)2010年に施行された権利侵害責任法第2条は、プライバシー権を明文化した。しかしながら、その規定の仕方は、「民事權益を侵害した場合、本法に従って権利侵害責任を負わなければならない。本法にいう民事權益とは、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権、後見権、所有権、用益物権、担保物件、著作権、専利権、商標専用権、発見の先取権、株主権、相続権などの人身、財産についての權益を含む」と列挙するのみで、その内容について言及していなかった。ただ、同法の62条は「医療機関及び医療活動に従事する人員は、患者のプライバシーを守秘すべきである。患者のプライバシーを漏洩し、または患者の同意なしにその病歴を公開し、患者に損害を与えた場合、不法行為責任を負担すべきである」と規定し、患者のプライバシーの保護を明文化した。

(i)2017年3月15日に可決された中華人民共和国民法総則の第5章「民事上の権利」の第110条第1項は「自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する」と規定している。この民法総則は、今編纂中の中国民法典の総則である。こうして、プライバシー権が民法典の明文規定によって確定されたわけである。

---

なお、張紅は、中国におけるプライバシー権の発展を三段階に分け、第一段階（1987年～2001年）を「名誉権保護の時期」と称し、上記(i)民法通則から(vi)「精神的損害賠償に関する解釈」までの時期をいい、第二段階（2001年～2009年）を「プライバシーの利益保護の時期」と称し、上記(vi)「精神的損害賠償に関する解釈」から(viii)「権利侵害責任法」までの時期をいい、第三段階（2010年～現在）を「プライバシー権利保護の時期」と称し、(viii)「権利侵害責任法」から(ix)「民法総則」までの時期をいう<sup>27</sup>。筆者はこの段階区分に賛成する。

## 2 中国憲法によるプライバシー権の保護

### (1) プライバシーに関連する中国憲法の条文

中国憲法にはプライバシー権に関する明文はないが、それに関連すると思われる憲法規定は幾つがある。すなわち、憲法 33 条第 3 項は、「国家は人権を尊重し、これを保障する」と規定し、憲法 38 条は、「中華人民共和国の市民<sup>28</sup>の人格尊厳は、これを侵してはならない。公民に対するいかなる形の侮辱、誹謗、誣告も、これを禁止する」と規定し、憲法 39 条は、「中華人民共和国の市民の住宅は、これを侵してはならない。公民の住宅に対する不法な捜査又は侵入は、これを禁止する」と規定し、憲法 40 条は、「中華人民共和国公民の通信の自由および秘密は、法律でこれを保障する。国の安全また刑事犯罪の追跡調査のため、公安機構、又は検察機関が法律の定めるところにより、通信検査を行なう以外で、組織および個人はいかなる理由であっても、公民の通信の自由および秘密を侵してはならない」と規定する。

### (2) 中国における憲法上のプライバシー権の理論

近年、中国法学界では「憲法上のプライバシー権」[憲法隱私權]が論じられ、いくつかの著書・論文が発表されている。以下、簡単にその説を紹介しておきたい。

張軍は、『憲法隱私權研究』<sup>29</sup>において、プライバシー権がなぜ憲法上の権利になりうるか、憲法上のプライバシー権の概念、機能、制限、プライバシー権と表現の自由との調整の原理、プライバシー権の憲法上の保障について述べている。張軍は、憲法上のプライバシー権の根拠を憲法 37 条、38 条、39 条、40 条に求めるが、これらの条文が直接的または間接的にプライバシー権の根拠規定になりうるとしても、プライバシー権本体は独立した権利の形態にはなり得ず、他の権利または利益に包括されている。そのた

---

<sup>27</sup> 張紅『人格権各論』（高等教育出版社、2015）478～490 頁。

<sup>28</sup> 中華人民共和国憲法第 33 条によれば、「中華人民共和国の国籍を有する者は、すべて中華人民共和国の公民である」。「公民」の訳語としては、「国民」「市民」または直接「公民」そのままにすることが考えられるが、今では「市民」と訳す場合が多い。

<sup>29</sup> 張軍『憲法隱私權研究』（中国社会科学出版社、2007）。

---

め、もしプライバシー権を「本物の」憲法上の権利としようとするれば、憲法改正または改めて憲法を制定するしかないと主張する<sup>30</sup>。

王秀哲は、『我国隱私權的憲法保護研究』<sup>31</sup>において、まず憲法上のプライバシー権の基礎理論を整理し、プライバシー権の定義、価値、憲法的保護の比較法的考察、憲法保護の効力について考察し、次に秘密盗聴、墮胎規制、政府情報の公開、個人情報ファイル、身分証明書の法的規制の5つの具体的な公的領域におけるプライバシーの保護について考察を加えている<sup>32</sup>。

屠振宇は、『憲法隱私權研究』<sup>33</sup>において、プライバシー権の憲法上の基本的権利といった位置づけ問題を解決しようとし、憲法領域におけるプライバシー権の発達から整理し、諸外国（主にアメリカ）の憲法上のプライバシー権の実態を考察した。屠は、憲法上のプライバシー権の根拠を38条、39条、40条とし、33条を「国家が憲法によって列挙された基本的権利以外の人権に対して、これを尊重及び保障する義務を負う」という宣言的効果を持つのみであると主張する<sup>34</sup>。

楊開湘は、『憲法隱私權導論』<sup>35</sup>において、公的領域と私人領域の区分といった視点から憲法上のプライバシー権の保護理論を研究し、その基本的価値、法的性質、限界などについて整理し、さらにアメリカとドイツを比較の対象とした上で、中国における憲法上のプライバシー権の保護について立法論的見解を述べる。また、楊は、上記二氏とは違って、憲法38条がいう個人の人格的尊厳を広義の人格権の一部とし、第39条がいう個人の住宅の保護は個人の財産的側面を強調したものであり、第40条がいう「通信の秘密」の保護のみがプライバシー権の保護であると主張する。楊は、もし憲法規定からプライバシー権を導こうとすれば、それは33条3項のほうがふさわしいと説き、同条の「人権」という文言が抽象性と包括性を備え、憲法解釈を通じて、プライバシー権を包括できると主張する<sup>36</sup>。

以上の諸説は、憲法上のプライバシー権の検討を進めているが、いずれも理論面にとどまり、ほとんどアメリカ法をはじめとする諸外国法の内容を紹介するだけで、憲法上のプライバシー権を立法論のレベルで提唱しているに止まる。

では、裁判実務において、憲法はどのように適用されているのか。この問題に踏み込む前に、まず、中国ではそもそも裁判官が憲法を適用できるかどうかという問題が立ちはだかる。

---

<sup>30</sup> 張軍・前掲書注(29)198～199頁。

<sup>31</sup> 王秀哲『我国隱私權的憲法保護研究』(法律出版社、2011)。

<sup>32</sup> 王利明はこの5つの分野において「実証研究」の方法を用いて考察を行ったと述べるが、実際にアメリカとドイツの判例を紹介し、現行法の条文を分析し、中国法上の裁判例を扱っていない。もっとも、筆者の調べる限りでは、中国では、警察の盗聴や墮胎に対して訴えた事件がそもそもないし、王利明も「プライバシー権の憲法的保護が欠けているので、秘密調査を規制する法律はほぼ空白状態にある」と認めている。

<sup>33</sup> 屠振宇『憲法隱私權研究——一項未列挙基本権利的理論論証』(法律出版社、2008)。

<sup>34</sup> 屠振宇・前掲書注(33)228～231頁。

<sup>35</sup> 楊開湘『憲法隱私權導論』(中国法制出版社、2010)。

<sup>36</sup> 楊開湘・前掲書注(35)167頁。

---

### (3) 中国憲法の適用状況

本論文は第2章以下で、中国におけるプライバシー権の実務上の問題を考察するが、そのさい、憲法規範が司法実務上どのように機能しているかが問題となる。何故なら、中国では長年にわたって裁判所が憲法を直接適用することは認められてこなかったからである。

ところで、中国憲法は126条で所謂裁判の独立に関する規定を置いているが、その文面は「人民法院は法律の規定によって独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体および個人の干渉を受けない」となっている。ここで問題になるのは126条に言う「法律」に憲法も含まれるかということである。

#### (ア) 憲法適用をめぐる理論

中国では、司法活動において、憲法が適用されるかどうかについて、諸説あるが、以下では、中国を代表する二人の憲法学者の見解を紹介しておきたい。

##### (a) 韓大元の見解

韓大元は、現行憲法126条は1954年憲法の78条<sup>37</sup>に由来すると指摘し、さらに、126条でいう「法律の規定」の内容について、以下のように論じる。

まず、法源と立法システムの視点から見れば、「法律の淵源は通常、法の外在的形式を指す。我が国の法源は一般的に、憲法、法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例などからなる。憲法が法源の一番目の淵源であれば、『法律の規定によって』についての解釈には憲法を完全に排除することができない」が、「憲法問題と法律問題、憲法救済と法律救済とを区別しなければならず、「憲法の規定が具体化されていない場合、人民法院は基本権による直接的な拘束を受け、憲法を援用できるが、憲法問題について直接的な司法判断を下してはならない」<sup>38</sup>。

次に、審判権の由来から見れば、「憲法と法律のみが法院に審判権を付与することができ、審判権の第一の出所が憲法であるため、審判活動それ自体は憲法と法律の実施過程の1つのプロセスであり、そして、「憲法が人民法院に審判権を付与したため、『法律の規定によって』には当然人民法院が憲法に遵守すべきという原則が含まれている」。しかし、「憲法と法律との機能には差異があるため、法院は事件を審理する際、まず法律を根拠とし、憲法と法律の区分に従い、『規範的法律』と『事件を具体的に裁判する法律』とを区別し、合憲性原則を認める前提の下で、具体的事件の裁判に形式的法律を適用すべきである」<sup>39</sup>。

さらに、「『法律の規定によって』は、訴訟の種類が異なれば、その特徴も異なり」、「『法律の規定によって』のうちの『法律』を一律に『狭義の』法律として解釈すべきで

---

<sup>37</sup> 1954年憲法78条：「人民法院は独立に審判を行い、法律のみに服する。」

<sup>38</sup> 韓大元「以『憲法』第126条為基礎尋求憲法適用的共識」法学2009年第3期6～7頁。

<sup>39</sup> 同上8頁。

---

はない」。とりわけ、行政訴訟の場合、中国行政訴訟法では、『法律の規定によって』ではなく、『法に依って』と規定されており、それは、「人民法院が行政機関の具体的行政行為の合法性を審査する際、当該行為の合憲性を審査する意味を持つ」。<sup>40</sup>

最後に、「人民法院の『法律の規定によって独立して裁判権を行使』することが憲法と法律によって厳格に制限される」。中国は人民代表大会制度を実行しているため、「人民法院は審判権を行使する機関で、審判権は国家の権力配置の中において第2段階の範疇に属し」、第1段階にある国家権力機関に従属しており、「憲法のテキストの限界を厳格に順守しなければならない」。憲法の規定によれば、中国では、最高国家権力機関による憲法監督体制が実行されており、「全国人民代表大会常務委員会が法律と憲法の解釈権を行使し、一般の法院が解釈権を行使することができない」<sup>41</sup>。したがって、「憲法が法院によって行う裁判活動の最高根拠であるが、具体的な裁判活動は具体的な法律によって行われ、憲法を直接適用する必要がなく、まして直接的に憲法を根拠として判決を出してはならない」<sup>42</sup>。

## (b) 蔡定劍の見解

蔡定劍は、憲法の間接適用を認め、中国における憲法適用のルートを積極的に探索し、憲法適用を提唱して論じてきた。氏の議論は主に以下のとおりである。

まず、中国憲法に大量に存在する私人間関係に直接適用できる規定が存在することを指摘する。つまり、憲法1条（社会主義制度の破壊の禁止）、9条（国有資源の保護）、10条（国有・集団土地所有権の保護）、12条（公共の財産の保護）、15条（市場の保護）、36条（信教の自由）、38条（人格的尊厳の保護）、40条（通信秘密の保護）、49条（婚姻家庭の保護）など、いずれも「いかなる組織または個人」による侵害や破壊を「禁止」といった文言を使用しており、条文の規範対象を社会組織や個人を指している。そのほかに、35条（表現の自由）や市民の義務を直接規定する規定もある。中国憲法のこれらの個人を対象とする規定が非常に多いことが、「中国における立憲の理念を誤解させ、憲法がいったいどのような問題を解決するためのものなのかという憲法の本質的精神の理解を困難にし」ており、「憲法における市民的権利を保護する規定を個人に対抗するために用いるといった、憲法の誤用をもたらしている」<sup>43</sup>。

しかし、「憲法が誤用されているからといって、憲法規定の適用を拒絶してはいけない。憲法は直接適用の根拠を提供しており、外国にも既に理論と実践がある以上、さらに現実的に市民の権利の保障と憲法の尊厳の保護といった切実な要求がある以上、我々は胸を張って憲法を適用すべきであろう。それに、憲法を適用する目的は、憲法をアクティブにし、憲法に正真正銘の尊厳を持たせることである。もちろん、憲法を適用する、とりわけ私法関係に適用する場合、憲法の本質的精神及び憲政の理論に基づいて厳格に適用されなければならない」<sup>44</sup>。

---

<sup>40</sup> 同上9頁。

<sup>41</sup> 同上9～10頁。

<sup>42</sup> 同上10頁。

<sup>43</sup> 蔡定劍「中国憲法実施的私法化之路」中国社会科学2004年第2期61頁。

<sup>44</sup> 同上61頁。

次に、「現行体制の下で憲法を適用しようとするれば、憲法によって規定された全人代及び全人代常務委員会の憲法監督と憲法解釈との権限を解決しなければならない」。その方法としては、まず「憲法の実施には2つのメカニズムがある」という理論である。その1つのメカニズムは、「憲法審査、すなわち、従来の意味での違憲審査（狭義の違憲審査—李補）で、憲法の分権体制を維持するためのものである」。もう1つは、「司法審査であり、市民の基本権の保護のために設立された憲法保障メカニズムである」。本来、憲法適用の最大の懸念は、「人民代表大会制度との矛盾である」。しかし、この二分法を通じて、「理論上、違憲監督と憲法訴訟とを区分したため、違憲審査、すなわち、法律・法規と憲法との抵触の審査は依然として全人代常務委員会によって実施される。これに対して、私人による憲法上の権利の侵害（立法または国家による侵害ではない—李補）及びその他の紛争は、法院での訴訟によって解決される」<sup>45</sup>。

このように、憲法解釈を全人代常務委員会による「立法的解釈」と最高人民法院による「具体的適用解釈」とに分けることによって、法院が違憲審査権を行使できるのかといった敏感な内容を避けさせることができる。したがって、蔡定劍は、全人代による違憲審査と最高法院による憲法訴訟といった2つの制度が併行できると主張する<sup>46</sup>。

以上の議論とは別に、裁判所が直接憲法を適用できるのかをめぐる試金石ともいえる事件が出来た。2001年の所謂齊玉苓事件<sup>47</sup>がそれである。

#### （イ）齊玉苓事件及び最高人民法院による「批復」<sup>48</sup>

##### 【事実の概要】

1990年、中国山東省の一高校生であった齊玉苓（以下、Xと記す。）は、濟寧商業学校の試験を受け、財務会計専攻の「委培生」<sup>49</sup>に合格した。しかし、Xが在籍した滕州第八中学校（以下、Y<sub>3</sub>と記す。）はこの試験の成績をXに通知せず、合格通知書をXの同期生陳曉琪（以下、Y<sub>1</sub>と記す）に送った。Y<sub>1</sub>はXの名前で学校に通学し、その商業学校（以

<sup>45</sup> 蔡定劍「中国憲法司法化路徑探索」法学研究2005年第5期123頁。

<sup>46</sup> 同上124頁。

<sup>47</sup> 齊玉苓事件について、数多くの論文が書かれているが、主に以下のようなものがある。日本での学者は主に、小口彦太「中国で裁判官が憲法を適用するという事について—齊玉苓事件を手掛かりにして—」比較法学第41巻第1号（2007）、但見亮「齊玉苓事件のインパクト—中国における憲法訴訟の展望」比較法学第37巻第2号（2004）がある。中国の裁判官による議論は主に、黄松有「從最高人民法院今天的一個『批復』談起」人民法院報2001年8月13日5面。宋春雨「齊玉苓案憲法適用的法理思考—受教育權的性質與公民基本權利保護的法律研究」人民法院報2001年8月13日第B01版。中国の学者の議論として、季衛東「合憲性審査與司法權的強化」中国社会科学2002年第2期、蔡定劍「中国憲法司法化路徑探索」法学研究2005年第5期、強世功「誰來解釋憲法—從憲法文本看我国的二元違憲審查體制」中外法学2003年第5期、同「憲法司法化悖論—兼論法學家在推動憲政中的困境」中国社会科学2003年第2期、童之偉「憲法司法適用研究中的幾個問題」法学2001年第11期、王磊「憲法實施的新探索—齊玉苓案的幾個憲法問題」中国社会科学2003年第2期。また、「批復」の廃止について、張紅「論一般的人格權作為基本權利之保護手段—以對『齊玉苓案』的再檢討為中心」法商研究2009年第4期、韓大元「以『憲法』第126條為基礎尋求憲法適用的共識」法学2009年第3期、陳弘毅「齊案『批復』的廢止與『憲法司法化』和法院援用憲法問題」法学2009年第3期、馬嶺「齊玉苓『批復』廢止『理由』析」法学2009年第4期、胡錦光「齊案『批復』併非解釋憲法最高人民法院不應廢止」法学2009年第4期、張千帆「我国法院是否可以積憲」法学2009年第4期、などがある。

<sup>48</sup> 「批復」とは、最高人民法院の司法解釈の一類型。

<sup>49</sup> 「委培生」とは、一般合格の点数に達していないが、卒業後の受け入れ先の保証等所定の条件を満たすことにより、受験を申し込んだ学校への入学が認められる制度である。

---

下、Y<sub>4</sub>と記す。)の課程を修了し、中国銀行滕州支店に就職した。当該支店の人事部は書類においてXの名前を使用し続けた。そして、とある偶然の機会により、長年にわたって隠されていたこのことがようやく発覚した。1999年1月29日、XはY<sub>1</sub>とY<sub>1</sub>の父親(以下、Y<sub>2</sub>と記す。)、Xが在籍していたY<sub>3</sub>、Y<sub>1</sub>が在籍していたY<sub>4</sub>及び滕州市教育委員会(以下、Y<sub>5</sub>と記す。)を相手取って、Xの氏名権を侵害したと教育を受ける権利を侵害したことを理由として裁判所に訴えを提起した。

### 【1 審】

#### 当事者双方の主張

Xは、被告による侵害の停止、謝罪、及び経済的損失16万元と精神的損害40万元の賠償を請求した。

Xの訴求に対して、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は、氏名を偽って入学したことを認めたが、X自身に入学の意思がなかったと主張した。それは、Xは一般合格の点数に達しておらず、「委培生」の要請先との連絡にも怠っており、委託要請の費用をも支払っていないことである。

さらに、Xは、教育を受ける権利は民法通則に規定される民事上の権利ではなく、法律上の根拠がないと主張した。

Y<sub>3</sub>~Y<sub>5</sub>らはいずれも故意・過失がなく、正当な業務を行っただけだと主張した。

#### 法院の判断

1審法院(棗莊中級人民法院)は、Y<sub>1</sub>による偽名での就学と就業行為及び各機関の関与を認定した。しかし、教育を受ける権利の侵害については、現地の関連規定から判断し、Xには「委培生」での入学意思がなかったとして、その権利に対する侵害はないと判断した。その結果として、氏名権侵害行為の差止と謝罪及びそれによって生じた精神的損害賠償35000元を命じた。そして、その他の財産的損害について、いずれも本件不法行為とは因果関係がないとして棄却された。

### 【2 審判決及び最高人民法院による「批復」】

#### 当事者双方の主張

Xは、まず、教育委員会の学生募集規定自体が省及び国家の関連規定に違反することと主張する。次に、委託要請先に依頼せず費用も払っていないのは合格通知がそもそも略取されて届いていないためであり、教育を受ける権利とそれに関する利益について、財産的損害賠償16万元、精神的損害賠償35万元を請求した。

Xの主張に対して、Y<sub>1</sub>~Y<sub>5</sub>の主張はそれほど変わらなかったが、教育を受ける権利の権利性を争わずに、ただ単にそれを侵害した事実がないと強調した。

#### 法院の判断

2審法院(山東省高級人民法院)は、本件において姓名権侵害は認められるが、教育を受ける権利は不法行為の損害賠償請求事由として掲げられておらず、ただ、憲法に教育を受ける権利が規定されており、この憲法の規定を本件判決の根拠法規として適用可



---

能かどうかにつき、人民法院組織法 32 条<sup>50</sup>の規定により、最高人民法院に報告し、解釈を求めた。これに対して、最高人民法院は「批復」を出し、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は姓名権の侵害を手段として X の教育を受ける権利を侵害して損害を生じさせ、Y は民事責任を負うべきである、と認定した。

この「批復」により、2 審法院は、「当該行為は、形式上、X の氏名権に対する侵害として体现しているが、実質的には X が憲法によって享有すべき、教育を受けるという基本的権利を侵害するものである。各被上訴人は不法行為により生じた結果について責任を負うべきである」と認定した。そして、2 審法院は、根拠条文として憲法 46 条及び、最高人民法院の当該解釈を援用し、X に経済的損害賠償額 70000 万元、間接的な経済的損害賠償額 41045 元、精神的損害賠償額 50000 元の支払いを被告らに命じた。

この齊玉苓事件及び最高人民法院の批復は中国の憲法学界において、いわゆる「憲法の司法化」の議論をもたらし、脚光を浴びることになった。また、憲法が民事事件に直接適用されたことによって、憲法の司法化が論争されるようになった。肝心の最高人民法院による「批復」の全文は以下の通りである。

「山東省高級人民法院：貴院の（1999）魯民終字第 258 号《齊玉苓と陳曉琪、陳克政、山東省濟寧市商業学校、山東省滕州市第八中学、山東省滕州市教育委員会氏名権紛争事件についての指示申請》を受領した。検討の結果、我々は本件の事実に基づき、陳曉琪等が氏名権の侵害を手段として、齊玉苓が憲法の規定によって享有する教育を受ける権利を侵害し、それにより具体的な損害結果を生じさせ、これに相当する民事責任を負担すべきである、と認定する」。

ところで、この画期的な批復を書いたのは、当時最高人民法院民事審判庭庭長であり最高人民法院副院長を勤めていた黄松有であった。彼は、齊玉苓事件を「中国憲法司法化第一案」と称賛し、これにより憲法が訴訟可能となったと主張した<sup>51</sup>。また、一部の学者も、「批復」自身に存在する問題を指摘しつつも、「批復」を契機として、その背後に中国における憲法訴訟及び合憲性審査制度の推進のチャンスが潜んでいると認識し<sup>52</sup>、この事件が現在「中国の特殊な歴史条件の下で憲法を起動させるという重要な意義」<sup>53</sup>を有するものであるとして肯定的にとらえた。しかし、司法判断上の憲法の司法化と中国憲法条文上の規定とは合致しない点<sup>54</sup>を指摘し、憲法の司法化及び憲法訴訟の推進に対してより慎重な態度を示す学者も存した<sup>55</sup>。

中国の憲法学界全体に論議を巻き起こした齊玉苓事件であったが、その後、突如として、当該批復の効力は停止された。しかし、何故停止されたのか、その理由は今に至るも不明である。また、この停止は、当該齊玉苓事件の批復に限ってのものなのか、それとも、一般的に、そもそも具体的な訴訟の場において憲法を適用すべきでないとの従来

---

<sup>50</sup> 人民法院組織法 32 条「最高人民法院は裁判過程において、どのように法律・法令を適用すべきかの問題について、解釈を行う」。なお、齊玉苓事件の時は、33 条であった。

<sup>51</sup> 黄松有「從最高人民法院今天的一個『批復』談起」人民法院報 2001 年 8 月 13 日 5 面

<sup>52</sup> 季衛東「合憲性審査与司法權的強化」中国社会科学 2002 年第 2 期、12 頁以下。

<sup>53</sup> 王磊「憲法實施的新探索——齊玉苓案的幾個憲法問題」中国社会科学 2003 年第 2 期、35 頁。

<sup>54</sup> 童之偉「憲法司法適用研究中的幾個問題」法学 2001 年第 11 期 4—8 頁。

<sup>55</sup> 強世功「憲法司法化悖論——兼論法学家在推動憲政中的困境」中国社会科学 2003 年第 2 期、22 頁以下。

の方針に戻ったのかも、不明である。この問題は、多くの国において、プライバシー権が憲法上の権利として捉えられ、議論されている状況をみたと、重要な意味をもっている。はたして、中国の裁判例において、プライバシー権侵害行為の判断に際して、憲法が適用されているかどうか、第二章以下で検証してみたい。

**なお**、齊玉苓事件の批復が廃止された後、憲法関連の批復は以下のように廃止されていった。その具体的状況は以下の通りである。

表 憲法適用問題に関する「批復」の廃止状況

「批復」の名称	番号	憲法関連の内容	廃止期日	廃止理由
氏名権を侵害する手段をもって市民の教育を受ける権利を侵害する場合において、民事責任を負担すべきかどうかに関する批復	法釈 [2001] 25 号	本件事実により、陳曉琪等は、氏名権を侵害する手段をもって、齊玉苓が憲法によって享有する教育を受ける権利を侵害し、具体的損害結果をもたらし、これと相応する民事責任を負担すべきである。	2008年 12月24 日	適用を停止した。
刑事裁判において、論罪及び量刑の根拠として憲法を援用すべきではないとのことに関する批復	1955年の批復であり、番号がない	中華人民共和国憲法は我が国の根本法であり、すべての法律の「母法」である。劉少奇委員長は、中華人民共和国憲法草案に関する報告において、「(憲法)は我が国の最も重要な問題について、どのようなことが合法であるかまたは法によって執行しなければならない事柄であるかを規定する一方、どのようなことが不法で禁止しなければならない事柄であるかを規定した」と指摘した。しかし、刑事裁判について、憲法は論罪及び量刑の問題を規定していない。よって、刑事裁判において、憲法が論罪及び量刑の根拠になるべきでな	2012年9 月29日	論罪及び量刑は刑法を根拠とするため、批復の適用を停止する。

		い。我々は貴院の意見に同意する。		
雇用契約における「労災一切不答責」が有効であるかどうかに関する批復	(88) 民他字第1号	労働者に対する保護について、我が国の憲法には明文規定がある。これは労働者が享有する権利である…（「労災一切不答責」）行為は憲法及び関連法律の規定に適合せず、社会主義道徳にも著しく違反し、無効の民事行為である。	2013年1月18日	契約法、労働法、労働契約法及び関連司法解釈が批復の代わりに機能している。

以上のような推移の中で、しかしながら、下級法院では、「憲法を援用できるか」という問題に対してより楽観的な判断を示しているものもある<sup>56</sup>。邢斌文によれば、法院が憲法を援用する場合、以下の3つのようなモデルがあるとされる。

- (i) 憲法を援用して論理を説明する＋憲法と法律を援用して判決を下す
- (ii) 論理の説明に憲法を援用しない＋憲法と法律を援用して判決を下す
- (iii) 憲法を論理の説明のみに使う＋法律を援用して判決を下す

邢は、地方人民法院による憲法の援用について、過度には期待しないが、「司法制度の進歩を促進できないわけでもない」との認識を示している<sup>57</sup>。

## 第2節 現代中国のプライバシー権におけるその定義と構成要件をめぐる学説

この節では、プライバシー権の定義と構成要件をめぐる関連学説をみていく。プライバシー権を様々な面から議論する論文が大量あるが、見解はそれほど分かれているわけではない。ここでは、民法の有力学者である王利明と最も早い時期からプライバシー権を強く主張してきた張新宝、そして人格権領域における張紅の学説を概観してみたい。

### 1 プライバシー権の定義

プライバシー権の定義は多種多様であり、未だ統一されていない。

<sup>56</sup> 邢斌文「法院如何援用憲法——以齊案批復廢止後的司法實踐為中心」中国法律評論 2015年第3期、131～132頁。

<sup>57</sup> 同上 156～157頁。

---

王利明は「プライバシー権は具体的人格権の1つとして、自然人の私生活の安定と個人情報秘密が法によって保護され、他人に不法に侵入、了承、捜査、利用及び公開されない人格権である」<sup>58</sup>と定義している。

全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会によって編集された『中華人民共和国侵權責任法積義（第2版）』によれば、プライバシー権は「自然人の、その個人に対する、公共の利益・集団の利益と無関係な個人情報、私人活動及び私有領域に対して支配できる人格権」<sup>59</sup>であると定義されている。後述する裁判例（第2章～第6章）でしばしば見られるように、この定義が司法実務上しばしば引用乃至適用されている。

現在、プライバシー権は権利侵害責任法第2条によって規定されているが、同法が2010年施行される前は、民通意見140条及び名誉権審理解答7条によって、名誉権侵害の枠内において保護されてきた。名誉権審理回答7条によれば、名誉権侵害責任を構成する要件として、被害者の名誉が確実に侵害を受けた事実があること、行為者の行為が違法であること、違法行為と損害結果との間に因果関係が存在すること、行為者が主観的に過錯（故意又は過失）があること、の4要件が挙げられていて、プライバシー権の認定もこの4要件によって行われている。

なお、権利侵害責任法が施行され、一般不法行為の構成要件は当法6条<sup>60</sup>に規定されているが、以前の4要件論とほぼ変わらない。近時の、最初のプライバシー権侵害に関する最高人民法院公報の裁判例<sup>61</sup>によれば、「プライバシー権侵害になるか否かは、被害者のプライバシーが確実に侵害された事実、行為者の行為が違法であること、違法行為と損害の結果の間に因果関係が存在すること、行為者に主観的な過失が存在することによって認定すべきである」ということが示されている。こうして実務上では、この4要件論はほぼ定着していると考えられる。

以下では、この4要件について、上記の3人の学者の学説をそれぞれ簡単に紹介しておきたい。

## 2 構成要件

### (1) 過失

#### (ア) 王利明の見解

王利明は、プライバシー侵害行為を一般不法行為としてとらえ、「過錯」<sup>62</sup>責任原則を適用すべきと主張し<sup>63</sup>、故意または過失を要件とする。王利明は、行為者が多くの場合

---

<sup>58</sup> 王利明「隱私權概念的再界定」法学家2012年第1期116頁。

<sup>59</sup> 王勝明編集『中華人民共和国侵權責任法積義』（法律出版社、第2版、2013）27頁。

<sup>60</sup> 第6条：行為者が故意・過失により他人の民事權益を侵害し、損害を生じさせたときは、権利侵害責任を負わなければならない。この訳は、小口彦太・田中信行著『現代中国法』（2012年、第2版、成文堂）332頁による。

<sup>61</sup> 最高人民法院公報2016年第4期。

<sup>62</sup> 「過錯」は中国法上の概念であり、「故意」と「過失」を含む。「過錯責任原則」は「過失責任原則」とほぼ同じものである。

<sup>63</sup> ただし、王利明は最初、「プライバシー権を侵害する行為者は、主観上において概ね故意であるが、

---

において、故意乃至悪意を持っているが（例えば、他人のプライバシーを探り、公布する行為など）、過失の場合もある（新聞・雑誌などのメディアが他人のプライバシーを侵害する報道を注意せずに発表することなど）と述べ、そして、プライバシー侵害の際の行為者の主観上の状態を考慮すべきと主張する<sup>64</sup>。

さらに、王利明は、故意と過失を区別しており、それは、責任の判断において有意義であると説く。具体的には、①責任構成上、故意は直ちに不法行為を構成し、過失は必ず不法行為をなすとは限らない、②過失によって責任を負担する場合、異なる状況によって過失の判断がなされ、例えば、専門家の場合、その過失の判断基準は一般人より高い、③精神的損害賠償の場合、過失の程度によって判断される、④被害者にも過失がある場合、行為者の主観上の故意または過失の程度は、過失相殺ルール<sup>65</sup>の適用が決められ、双方の責任の分担が影響される、の4つの意味を持つ<sup>65</sup>。

### （イ）張新宝の見解

張新宝は、以下の2つの理由をもって、過去に主張していた厳格責任論、すなわち「プライバシー権侵害には加害者の過失を要件としない」という論点<sup>66</sup>を否定し、故意または過失をプライバシー侵害要件の1つとした<sup>67</sup>。第一に、西側諸国の不法行為法、とりわけ、プライバシーの保護が比較的完備しているアメリカ法でさえ、厳格責任をプライバシー侵害に適用していない。第二に、中国の司法解釈では、他人のプライバシーを披露、公開、いふらしする行為は名誉権侵害行為の一種と認めているが、この種の不法行為に無過失責任原則を適用することを認めていない。また、張新宝は、故意によって他人のプライバシーを侵害し、主観的動機が悪質であり、または加害者が他人の勧告を聞かずに、法律に公然と違反してプライバシーを侵害する場合、より厳しい責任を負うべきだと主張する<sup>68</sup>。

さらに、張新宝によれば、プライバシー侵害事件においては、被害者に加害者の過失を証明する責任が課せられているにもかかわらず、実務上、加害者の過失は非常にわかりやすいので、証明する必要がない場合が多く、裁判官は一般的に原告に証明を求めていると説く<sup>69</sup>。

### （ウ）張紅の見解

張紅は、無過失責任原則をとる行為が皆「侵權責任法」に明確に規定されていることを理由として、プライバシー侵害責任には「過錯」責任原則が適用されべきであると主張する<sup>70</sup>。

---

プライバシー権侵害には行為者主観上の故意または過失を要件としない」としたが、その後、プライバシー権侵害の構成要件に過失が不要と主張した。王利明編『民法・侵權行為法』（中国人民大学出版社、1990）第305頁。

<sup>64</sup> 王利明『人格権法研究』（中国人民大学出版社、第2版、2012）、553頁。

<sup>65</sup> 王利明・前掲書注（64）554頁。

<sup>66</sup> 張新宝「隱私權研究」法学研究1990年第3期63頁。

<sup>67</sup> 張新宝『隱私權的法律保護』（群衆出版社、2004）360～361頁。

<sup>68</sup> 張新宝・前掲書注（67）360頁。

<sup>69</sup> 張新宝・前掲書注（67）361頁。

<sup>70</sup> 張紅・前掲書注（27）542頁。

---

張紅は、故意を「直接的故意」〔直接故意〕と「間接的故意」〔間接故意〕との2つに分け<sup>71</sup>、加害者が損害の発生を明白に認識している上、意欲をもってその行為をなした場合の主観上の心理状態を「直接的故意」とし、加害者が損害の発生を明白に認識している上、過剰な自信や不利な結果を放任するという心理状態を「間接的故意」とし、いずれも「故意」としてプライバシー侵害の要件をなし、そして過失を、予見可能であるのに予見できなかったという不注意な主観上の心理状態と、予見可能であるのに損害を回避できるという過剰な自信をもつ主観上の心理状態とを分け、いずれも「過失」として、プライバシー侵害の要件をなすと主張する<sup>72</sup>。

## (2) 損害結果

### (ア) 王利明の見解<sup>73</sup>

王利明は、プライバシー権侵害の損害結果を、秘密が公開され、または私生活が干渉されることなどであると述べ、損害を判断する場合、以下の幾つかの点に注意しなければならないと指摘する。

第1に、他人の秘密や情報を不法に公開する場合、特定または不特定の第三者によって承知されたことが必要である。いわゆる「承知」とは、事実上知っていることであり、例えば、行為者が既に特定の人に通知したことを被害者が証明できる場合やインターネットに公開され、被害者がその情報がクリックされていることを証明できる場合などを指す。

第2に、のぞき見、探索、監視、傍受、盗撮などの行為の場合、第三者に知られることを要求せず、行為者が前述の侵害行為を実施した段階でプライバシー侵害となり、損害が生じる。例えば、他人の手紙を同意なしに開封した場合、内容を読んだかどうかを問わず、そこで行為者が既に不法に個人情報を獲得したと推定し、損害が生じる。また、望遠鏡である者のプライバシーを覗こうとする場合、行為者が見えたかどうかを問わず、さらに見た内容を他人に漏洩・公開したかどうかを問わず、その者のプライバシーに損害を与えたと認定すべきである。

第3に、私人空間のプライバシー、生活の安定への不法侵入の場合、被害者に精神的損害を与えたかどうかによって、損害の発生を判断する。加害者がプライバシー侵害行為を行ったとき、被害者は通常、精神上の不安・苦痛・激怒などの消極的情緒を抱える。ただし、私人空間に対する侵害は、このような精神的不安を考える必要がなく、空間に対する侵入行為があるだけで損害が生じ、プライバシー侵害を構成する。

さらに、精神的損害賠償を確定する際、結果の重大性を考えるべきであり、その結果が軽微である場合、プライバシー侵害として認定すべきではない。共同生活の維持・権

---

<sup>71</sup> 「直接的故意」と「間接的故意」はそれぞれ、日本法でいう「確定的故意」と「未必的故意」とは類似する。潮見佳男『不法行為Ⅰ』（信山社、第2版、2009）264頁を参照されたい。

<sup>72</sup> 張紅・前掲書注（27）542～543頁。

<sup>73</sup> 王利明の見解は、王利明・前掲書（64）555～556頁を参照されたい。

---

利の衝突・紛争の解決などを考えれば、プライバシー権の制限も必要である。ゆえに、行為者が善意である場合、不法行為を簡単に認定すべきではない。

#### (イ) 張新宝の見解<sup>74</sup>

張新宝は、プライバシー侵害の損害結果は主に精神的損害であるととらえる。すなわち、被害者に不安・屈辱・羞恥・不機嫌などの精神的苦痛をもたらすものであると指摘する。さらに、他人のプライバシーを侵害する場合、被害者には通常、直接的な財産的損失がなく、間接的な財産損失が生じる可能性があるとする（例えば、精神的な疾病による逸失利益、医療費の損失など）。

#### (ウ) 張紅の見解<sup>75</sup>

張紅は、損害結果について、以下のように述べる。

不法行為責任は主に損害の補填であり、懲罰を原則としていない。不法行為責任の構成は、実際に生じた損害を要件としており、加害者はいかなる損害をも生じさせていない行為に対して不法行為責任を負わない。

プライバシー権は1つの具体的人格権として、その損害は財産的損害と精神的損害の両方を含むが、精神的損害を主とする。法律は、個人にプライバシー権を付与して、その人の安寧で、干渉されないことなどの精神的利益を保護する。個人のプライバシー権が侵害され、その人に不安、危惧、羞恥、恐慌などの精神的苦痛が生じる場合、加害者はこの種の損害に対して不法行為責任を負うべきである。

プライバシー権侵害行為は主に精神的損害を生じさせるが、財産的損害を生じさせる可能性もある。この種の財産的損害は主に間接的損害であり、例えば、プライバシー権侵害行為による仕事の支障が生じた場合、仕事先に解雇されることによって生じた損失、精神的ダメージによる治療費などである。

プライバシー権侵害行為は、実際に損害を受けたことを要件とする。司法実務上、この種の損害の証明責任は被害者にあるが、裁判官が個々のケースの具体的状況によって举证責任を転換して加害者に証明責任を負わせる場合もある。

### (3) 因果関係

因果関係の認定に関しては、プライバシー権侵害の態様によってそれぞれ因果関係を判断すべきである。一般的には、相当因果関係理論をとり、社会一般人の経験や常識により、行為と結果の間に因果関係が存在するかどうかを判断する。

---

<sup>74</sup> 張新宝の見解は、張新宝・前掲書（67）363～364頁を参照されたい。

<sup>75</sup> 張紅の見解は、張紅・前掲書（27）543～544頁を参照されたい。

---

### (ア) 王利明の見解<sup>76</sup>

王利明は、以下のように述べる。

不法行為法で言う因果関係とは、侵害行為と損害結果の間に存在する相当的、客観的関係を指す。因果関係を認定する際、侵害行為の種類の違いによってそれぞれ判断しなければならない。因果関係の認定に関しては、一般的に、相当因果関係論をとるべきであり、一般人の経験や常識によって、侵害行為と結果の間に因果関係が存在するか否かを判断すべきである。

### (イ) 張新宝の見解<sup>77</sup>

張新宝は、以下のように述べる。

一般的には、プライバシー権侵害行為と損害結果（主に精神的損害）との因果関係は容易に認定される。ただ、プライバシー権侵害の事例において、「一因多果」（1つの原因に複数の結果）と「多因一果」（複数の原因に1つの結果）の状況が少なくない。例えば、ある被害者のプライバシー権が侵害され、通常精神的損害以外に、間接的な財産的損失も伴う場合、「一因多果」の状況となる。そして、被害者に精神的損害が発生したが、それはプライバシー権が侵害されたことによるのみではなく、その他の要素も介入してきている場合もある。1つまたは複数の介入要素が損害発生に不可欠の原因をなす可能性があり、また、これらの要素は損害が加重された原因若しくは損害の主因とある場合もありうる。これは「多因一果」の場合であり、この状況の下で、もし被告が十分に証明できれば、その責任が軽減される可能性がある。

### (ウ) 張紅の見解<sup>78</sup>

張紅は、以下のように述べる。

因果関係の認定について、中国の通説は相当因果関係説をとっている。因果関係の有無を判断する際、第一に、行為が結果の発生にとって不可欠であるかどうかを判断し、第二に、一般人の常識により、通常、当該行為が損害の発生を惹起することができるかどうかについて、「相当性」の判断を行う。すなわち、プライバシー権侵害における行為と損害結果の関係の間に因果関係があるか否かを判断する際、まず、もし当該行為がなければ、当該結果が必ず発生しないかどうかを判断し、次に、一般常識によって、当該行為があった場合に当該結果が十分生じうるかどうかを判断する。もしいずれも肯定的であれば、侵害行為とプライバシー権が損害を受けたという結果の間に因果関係が存在すると認定できる。

さらに、民法上の「主張する者が証拠を出す」という原則により、被害者は自らのプライバシーが損害を受けたことと加害者の加害行為の間に因果関係が存在することについて、証明責任を負う。ただ、通常、この種の因果関係について、裁判官は事件の事実

---

<sup>76</sup> 王利明・前掲書注（64）553頁。

<sup>77</sup> 張新宝・前掲書注（67）364～365頁。

<sup>78</sup> 張紅・前掲書注（27）544～545頁。



---

によってより簡単に結論を見極める。したがって、実務上、被害者の証明責任は簡単であり、ほとんど事実の経緯と生じた結果のみを証明すればよい。

#### **(4) 侵害行為の態様**

##### **(ア) 王利明の見解<sup>79</sup>。**

##### **(a) 個人情報を不法に公開する行為**

プライバシー侵害の最も典型的な行為は、当事者の同意なしに不法に個人の情報を公開するものである。公開というのは、公衆に公開するのみではなく、当事者の意思に反してその個人の情報を当事者以外の他人に知られたら、そこで不法の公開を構成する。他人の個人情報を不法に公開する手段は多種多様であり、収集、保存、暴露、漏洩、盗撮等を含む。さらに、他人の性生活情報、個人財産の状況を探る行為は、プライバシーを公開するかどうかにかかわらず、プライバシー侵害をなす。

具体的には、以下の行為が考えられる

##### **①他人の身体のプライバシーを不法に暴露する行為**

身体のプライバシーは最も秘密でセンシティブな領域である。みだりに他人の身体のプライバシーを暴露する行為——例えば、他人の裸の写真を公開する行為——が他人のプライバシー権のみならず、その人の名誉にも損害を与える。たとえ有名人でも、その人格の中の最も秘密的な部分は保護されるべきである。ゆえに、他人の同意を得ていない限り、いかなる手段による行為でもプライバシー侵害を構成する。前述の人の裸写真は言うまでもなく、たとえ手術などの医学教育でも、患者の同意を得なければならない。

##### **②患者のプライバシーを公開する行為**

医者は、患者のプライバシーを尊重すべきである。患者は、自らの生理的・心理的及びその他の理由によって、自分の病状、家族歴、接触歴、身体のセンシティブな部位、異常な生理特徴などの秘密的プライバシーを医者に公開しないように要求する権利を持つ。医師は患者の同意なしに他人に患者の病状等プライバシーを漏洩してはいけない。たとえ過失によって患者の病状を漏洩しても、患者のプライバシー権を侵害することを構成する。

##### **③他人の通信のプライバシーを不法に侵害する行為**

通信の自由、通信の秘密は個人のプライバシー権の重要領域であり、いかなる個人または組織も法律による授權がない限り、他人の手紙を開いてはならず、他人の電話を盗聴してはならず、他人の E-mail の内容を窃取してはならない。しかしながら、国家司法

---

<sup>79</sup> 以下の内容は王利明・前掲注 64 書 547 頁～556 頁の内容によって整理したものである。

---

機関が犯罪調査、国家安全等の目的によって、法律規定及び手続きに基づいた場合、当然、監視・盗聴または個人の通信を検査することができる。

#### ④個人の身分に関する資料を不法に公開する行為

個人の身分に関する資料とは、個人が社会において特定した身分を有している状況を確認できる人身または財産の情報を指す。例えば、個人の婚姻状況、年齢、家族構成員、身分証明証番号、日記、電話番号、健康状況、宗教的信仰、個人ファイル等。他人の個人身分に関する資料を不法に収集、保存、譲渡、披露する行為は法によって禁止される。例えば、同意なしに他人の日記を出版すること、他人の病歴の公開、離婚した者による元配偶者の私事の公開、マスメディアによる個人の不名誉な往事の披露など、いずれも他人のプライバシーを侵害することとなる。

#### ⑤個人の歴史的資料を不法に公開する行為

「個人の歴史的資料」とは、人の勤務歴、恋愛過程、生活上の挫折等を指す。人はこれらの事実を他人に知られたくない場合、同意なしにこれを公開する行為がプライバシー侵害をなす。ただ、もしその人の個人の経歴が既に社会、国家または民族の歴史とつながっているのであれば、これらの経歴がもはや公共の利益と結ばれているため、その人のプライバシーとして認められない。

また、ここでは、前科を持ち、刑事罰を受けたことは個人のプライバシーとして保護されるべきかどうかの問題となる。王利明は、「もしその人は確かに更生した場合、犯罪者の更生・社会復帰を奨励することから考えれば、過去の経歴をプライバシーとして保護すべきである」としている。

#### ⑥家族の情報を不法に公開する行為

家族の情報は、家族の財産、婚姻状況、子女の状況、家庭生活の状況などを含む。家庭生活は、個人生活の中で非常に重要な地位を占めるゆえ、プライバシーの重要な部分をなす。たとえ有名人・公人だとしても、もしその家族の情報が公共の利益に関係なければ、保護を受けるべきである。

また、住所がプライバシーに属するかどうかについては、学説上の論争がある。家庭住所が常に家庭生活の安定、さらに家族の安全につながるため、たとえ公的人物だとしても、その家庭住所を保護すべきである。家庭住所を不法に披露する行為は、プライバシー権に対する侵害である。

##### (b) 私生活の安定に対する侵害

他人の個人情報や私生活を不法に公開する行為も人の通常生活を干渉する可能性があるが、ここでいう私生活の安定に対する侵害は、以下のようなものを意味する。

#### ①人を不法に覗き見、監視、尾行する行為

覗き見とは、他人の許可を得ずに、人の私人空間、例えば居室、バスルーム、トイレを覗き見することである。監視とは、不法な手段によって、他人の行動を観察するこ

---

と。例えば、雇主が更衣室に監視カメラを設置して従業員の行動を監視するなど。尾行とは、人に追跡し、その行動・活動を観察することを指す。

## ②電話、SMS、迷惑メールによるハラスメント

ハラスメントとは、他人の通常の生活に干渉することである。現代社会において、電話、E-mail、SMSなどの手段によって継続的に人に発信する行為は、他人の私生活の安定に対する脅威をなす。例えば、恋愛でふられた一方が、相手に絶えずに電話を掛けたりすることなどがその一例である。

## ③「量れられないもの」[不可量物]による侵害

「量れられないもの」とは、通常の計量手段で精確に測定できない物質である。例えば、気体、音声、光、ほこり、灰塵、湿気、煙、騒音、電流など。固体または液体物は、例えば沙、石、汚染水など、これに含まれない。「量れられないもの」の侵害は本質上、個人の生活安定に対する侵害である。例えば、人の家屋の付近に高音スピーカーを設置することなど。

### (c) 私人空間への不法侵入

私人空間は人が所有する住宅のみならず、私人の勤務場所、オフィス、トイレ、着替室などを含み、たとえ公共の場所でも、プライバシーを保護する必要がある。ただ、場所の公共性により、安全保障上、一定限度内において、録画などの方法によって監視することを許すべきである。ただし、設置する録画装置には注意喚起の標識を付けるべきであり、盗撮は許されない。さらに、公共トイレ、浴室などの特別的な公共の場には、これらの装置を設置してはならない。なお、取得した視聴資料は、本来の目的によって使用されるのみであり、その他の目的のために使用されてはならない。

私人空間を侵害する行為は以下のようなものがある。

### ①不法な捜査

不法な捜査とは、合法的な授権を得ずに、他人の私人空間に侵入し捜査する行為を指す。例えば、「延安夫妻 AV 鑑賞」事件（第2章で検討する）では、警察が合法的な授権を得ていないのに、被害者の住宅に入り込み捜査を行い、私人空間への侵害をなした。

### ②他人の私人空間を不法に侵入する行為

許可を得ずに他人の私人空間を侵入する行為はプライバシー侵害行為である。従来の私人空間は主に住宅（所有と賃貸両方を含む）を指すが、現代の科学技術の発展により、サイバースペースまで意味するようになってきている。許可を得ずに他人のサイバースペースを侵入し捜査する場合、プライバシー侵害をなす。

### ③他人の私人空間を不法に探査する行為

赤外線、望遠鏡などの手段で他人の私人空間を探査する行為もプライバシー侵害となる。従来の捜査とは部屋に入って捜査することをイメージするが、技術の発展によれ

---

ば、赤外線で部屋内の麻薬を捜査することもできるようになっており、この場合も捜査といえる。

#### **(d) 私人活動への不法な干渉**

何人も法律の定める範囲内において、自己の意思によってその個人の行為と生活を決定する権利を有し、他人または組織による制限と干渉を受けない。例えば、個人の妊娠、生育、性転換、墮胎など、これらの行為は法律規定及び社会の公共の道徳に違反しない限り、何人も干渉してはならない。

#### **(イ) 張新宝の見解<sup>80</sup>**

張新宝は、侵入・騒ぎ、監視・盗聴、覗き見、不法調査、捜査、嫌がらせ（無言電話など）、披露・公開・いいふらしを列挙し、実務上または科学技術の発展により、新たなプライバシー侵害行為が現れる可能性が高いと指摘した。

また、プライバシー侵害行為は違法行為であり、この種の行為は法律に違反し、法律によって保護される権利または利益を侵害し、あるいは社会道徳若しくは公共の利益に違反するため、法の否定的評価を受ける。現在、プライバシー権の保護が不完全な状況の中、憲法と民法の基本原則から考え、関連職業の道徳規範の要求に満たし、他人のプライバシー侵害権を不法に侵害する行為を違法行為として、不法行為の要件が備えるように解釈すべきである。

#### **(ウ) 張紅の見解<sup>81</sup>**

張紅は、プライバシー侵害を侵入型、公開型及び個人情報の自主的コントロールに対する侵害との3つに分けた。

#### **(a) 私有領域への侵入（侵入型）**

##### **①住宅の侵入による侵害**

住宅は従来のプライバシー権の中核たる部分であり、当然、法によって保護される私有領域にあたり、そして、中国憲法 39 条によって保障される。さらに、刑法 245 条 1 項には、「他人の身体、住宅を不法に捜査し、または他人の住宅に不法に侵入する場合、3 年以下の有期徒刑または拘役<sup>82</sup>を処する」と規定されている。

##### **②他人の身体プライバシーへの侵害**

人の身体のプライベートな部位は個人のプライバシーに属し、これは、従来の羞恥心から発展してきている。他人の身体を暴露・捜査することは、プライバシー権侵害と

---

<sup>80</sup> 張新宝・前掲書注 (67) 355～358 頁。

<sup>81</sup> 張紅・前掲書注 (27) 538～542 頁。

<sup>82</sup> 拘役とは、1ヶ月以上6ヶ月の短期の自由刑である。ただし、自由刑というより、拘役刑の中心は労働改造にある。小口彦太＝田中信行著『現代中国法』（成文堂、第2版、2010）139～140頁。

---

なる。例えば、スーパーの警備員が窃盗の疑いで顧客の身体に対する捜査行為は身体プライバシーの侵害をなす。

### ③録音、盗聴行為による侵害。

他人とのプライベートな話はプライバシーに属する。現代社会では、とりわけ通信技術の発展により、他人の談話をみだりに盗聴・録音する状況も多くなっている。中国憲法第 40 条は国民の通信秘密及び通信の自由を保障する規定であり、また、逆にいえば、他人の談話を盗聴する行為を否定する規定でもあるともいえよう。そして、私法から見れば、他人のプライバシーを侵害する盗聴行為は、私有領域への侵入の一態様であるう。

### ④監視カメラによる侵害

現代社会では、人々の生活は常に監視の下にある。あちこちに見られる監視カメラは、安全の保護の大義名分の下で我々のプライバシーを侵害している。雇主の従業員に対する監視、夫婦の間の監視、隣人同士による監視カメラの設置、学校による学生への監視などのケースが容易に想定される。国家は治安上の考慮から公共の場や機密に関する領域に対して監視を行うのは非難すべきではないが、プライバシー権侵害から考えれば、厳格な法的制限を受けるべきである。

### ⑤いたずら電話、迷惑メールによる侵害

いたずら電話と迷惑メールは私生活の安定を妨げる。プライバシー権は、個人の物理的空間を他人の侵入から保護する以外に、精神的空間をも保護する。

#### (b) 私事の公開（公開型）

#### ①日記・信書の公開

私事の公開というプライバシー権侵害行為の態様のうち、他人の許可を得ずに人の日記・信書に記載されている内容を公開する態様はその一種である。

#### ②犯罪履歴・前科の公開

犯罪履歴・前科はプライバシーに属するかどうかは従来から論争されてきたが、未だに統一されていない。中国民事訴訟法第 156 条は「一般公衆はすでに効力の生じた判決書・裁定書を閲覧することができる。ただし、国家機密・商業秘密・個人のプライバシーにかかわる内容が除外される」と規定しているが、刑事犯罪記録それ自体が個人のプライバシーに属するか否か、公衆の閲覧を禁止すべきかどうか、法律には明確な規定がなく中国の司法実務上にも明確な答えがない。

#### ③共同プライバシーの公開

共同プライバシーとは、単独の個体のプライバシーを意味するだけでなく、2人以上の自然人のプライバシーをいう。共同プライバシーの主体は、共同生活またはともに仕事をしているなどの事柄によって共通のプライバシーを享有する自然人である。共同

---

のプライバシーについてプライバシー権を行使する際に、その共同プライバシーの共有者の同意を得なければならない。例えば、夫婦が共同のプライバシーを共有しており、その一方が雑誌・テレビ等のマスコミに自分の婚姻についてよりセンシティブな情報を提供しようとする場合が考えられるケースである。

#### ④性関係の公開

ここでいう性関係とは、夫婦関係以外の男女関係を指す。不倫関係は多少道徳上、消極的評価を受けるが、やはりプライバシーの範囲に属するものである。これをみだりに公開する行為は、他人のプライバシー権を侵害するものである。

#### ⑤その他の私事の公開

個人の経歴、虐待されていた事実、電話記録、ソーシャルコミュニケーション・ソフトウェアのチャット履歴、墮胎の事実などの事柄は、当事者が他人に知られたくない、公開を望まない限り、個人の私事に当たる事柄であり、これをみだりに公開する行為はプライバシー権侵害行為である。

#### (c) 個人情報の自主的コントロール [情報自主] への侵害

個人情報の自主的コントロールは現代におけるプライバシー権保護の新領域である。個人情報の自主的コントロールへの侵害は伝統的な「侵入型」「公開型」とは違い、両者とも含む場合もあれば、両者ともに属さない場合もあり、さらに、個人情報のアクセス権、修正権、削除権などへの侵害をなす場合もある。ゆえに、ここで単独的に扱うことにする。いわゆる個人情報は、身長、体重、病歴、身体の欠陥、健康状態（患者プライバシー）、経歴、財産状況、婚姻状況、家庭関係、社会関係、趣味、信仰、心理的特徴などを含む。これらの情報に対する侵害がプライバシー侵害を構成するかどうかは、その情報のデータ関連性と事件の具体的状況によって判断すべきである。個人情報の侵害のケースが段々多くなっており、例えば、他人の病歴をみだりに公開するケース、許可を得ずに他人の住所を暴露するケース、個人情報を不法に収集・利用するケースなど、いずれも個人情報の自主的コントロールへの侵害を構成する。

---

## 第2章 私生活への侵入

第2章から第4章までは、プライバシー権の侵害態様について検討する。プライバシー権侵害態様の分類について、多様な分類があげられる。前述のように、王利明は、①個人情報を不法に公開する行為、②私生活の安定に対する侵害、③私人空間への不法侵入、④私人活動への不法な干渉、という4分類をなし、張紅は、①私有領域への侵入、②私事の公開、③個人情報の自主的コントロール、という3分類をなした。

王利明は、私生活の安定と私人空間への侵入を異なるタイプとして扱うが、私人空間への侵入の例として、「住宅」、「私人の勤務場所、オフィス、トイレ、着替室など」、そして「公共の場所でも赤外線、望遠鏡など」の手段による「私人空間への侵入」の例を挙げている。何れも「侵入」なので、同じカテゴリーに属すべきと考えられる。張紅は私有領域を用いて、王利明がいう私生活と私人空間とを統一させている。後述するように、日本の学者も私生活への侵入として統一している。

ところで、王利明は、「公開」型の侵害類型に、「個人情報の侵害」をも入れている。しかし、「個人の身分に関する資料」の項目の下に、「個人の婚姻状況、年齢、家族構成員、身分証明証番号、日記、電話番号、健康状況、宗教的信仰、個人ファイル等」という非常に広い範囲のもの含ませており、さらに、「身体のプライバシー」と「通信のプライバシー」などといった法的要保護性のレベルが明らかに異なるものと並列させている。個人の婚姻状況、年齢、電話番号などの個人情報もプライバシーの一種であるが、まさに佐藤幸治がいうセンシティブ性の低い「プライバシー外延情報」であり、「人の精神過程とか内部的な身体状況等に係る高度にコンフィデンシャルな性質の情報」<sup>1</sup>ではない。そこで、筆者は、伝統的な「私事の公開」と「個人情報の保護」とを分けて考えたい。

さらに、「私人活動への不法な干渉」のうち、個人の妊娠、生育、性転換、堕胎などが挙げられている。これは恐らくアメリカ法の理論を援用したものである。中国では、個人の妊娠、生育、性転換の自由自体が訴訟になっていない。性転換した人がメディアによってその性転換の事実を暴露させた事件があるが、それはあくまでも「公開型」の侵害態様である。堕胎のプライバシー性についてはそもそも訴訟になっていない。日本の裁判所においても、アメリカのように、自己決定権までプライバシー権として認めていない（エホバの証人輸血事件）。

以上の理由から、王利明の分類に賛同できない。プライバシー権侵害態様の分類については、基本的に張紅による分類に賛成するが、監視カメラや前科問題について、筆者は異なる立場をとっている。

なお、日本における分類をめぐる議論ということで、竹田稔と五十嵐清の見解を挙げておきたい。まず、竹田稔は、プライバシー権侵害態様を、私生活の侵入、他人に知られたくない私生活上の事実の公開及び他人に知られたくない自己に関する情報の公開に3分類し、そのうち、私生活の侵入行為として、身体的侵入等の物理的侵害行為、覗き

---

<sup>1</sup> 佐藤幸治『憲法』（青林書院、第3版、1995）454頁以下、

---

見、盗聴器の設置、私生活への干渉を挙げる<sup>2</sup>。他方、五十嵐清は、侵害態様を私生活への侵入、盗聴、私事の公表、個人情報保護に4分類し、基本的に竹田氏に賛成しているが、盗聴という態様を私生活への侵入としての意味を肯定しながら、私生活以外でも、警察による盗聴・とのかかわりで問題となりうる点で、それを単独に独立に扱っている<sup>3</sup>。

ただ、中国の裁判例の中では、五十嵐がいうような盗聴問題を単独に扱う理由、すなわち、警察権とのかかわりの問題が実際に訴訟になっていない。ただ、同じく警察権に関わる監視カメラをめぐる事情の考察を通じて、なぜ中国裁判例に盗聴が扱われていないかの理由が窺える（第2章第1節）。

張紅、竹田稔、五十嵐清の分類を参考にして、筆者は、中国におけるプライバシー権侵害態様を私生活への侵入（第2章）、私事の公開（第3章）、個人情報の保護（第4章）の3つに分けたい。この章で「私生活への侵入」を検討し、まず、防犯カメラの設置問題についてみていく。

## 第1節 防犯カメラの設置

近年、銀行、デパート、深夜営業の販売ストア、コンビニエンスストア、駅、道路、ATM、ホテル、マンション、地下商店街等において、防犯・防災の目的でテレビカメラが設置、使用されていることや、交差点や大通りにおいて、交通事情の把握や交通整理の目的等のためにそれが使用されていることは周知のとおりである。その背景には、治安の悪化と防犯カメラの有効性等についての認識があると考えられる。しかし、他方では、高度情報化社会において、防犯カメラの設置が公・私両方によってなされていることより、個人の日常生活が常に誰かに見られていることにより、私生活が脅かされ、心理的不安に陥りやすい。

中国では、防犯カメラの設置をめぐる訴訟がしばしば見られているが、その大半が隣人同士によるカメラの設置に関する訴訟である。中国の裁判例を分析する前に、まず日本における防犯カメラをめぐる問題を見ておきたい。

### 1 日本法における防犯カメラの問題

#### (1) 公権力と防犯カメラの設置

##### [1] 京都府学連デモ事件<sup>4</sup>

###### 【事実の概要】

京都府学連の集団デモ運動に際し、A巡査が、京都府公安委員会が附した許可条件に違反するとして集団先頭の進行状況を写真撮影したところ、被告人は所携の旗竿をもって同巡査の下顎部を一突きし、傷害を負わせ、同巡査の職務の執行を妨害し、公務執行

---

<sup>2</sup> 竹田稔『増補改訂版・プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社、1998）177－190頁。

<sup>3</sup> 五十嵐清『人格権法概論』（有斐閣、2003）206－222頁。

<sup>4</sup> 最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁、判時577号18頁。また、事件名について、有名事件を除き、便宜上筆者が付けたものである。



---

妨害罪及び傷害罪で起訴された。公判で弁護人は、巡査による写真撮影行為につき、被告人の肖像権を侵害する違法な職務執行であると主張した。そこで、肖像権の権利性が問題となった。

### 【判旨】

最高裁は、私生活の自由及び肖像権について、「憲法 13 条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」と判示した。

裁判所は肖像権について、「憲法 13 条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受けることは同条の規定に照らして明らかである」と判示し、実質上肖像権を認め、警察による捜査目的の撮影を制限している。

## [2]大阪監視用ビデオカメラ撤去等請求事件<sup>5</sup>

### 【事実の概要】

大阪府警察（西成警察署）は、大阪市西成区の日雇労働者が多く居住する、通称「あいりん地区」において、同地区の街頭防犯用の目的のため、15ヶ所の交差点等にテレビカメラ（合計 15 台）を設置し、西成警察署等においてモニターテレビに映像を映し出すなどして使用している。原告らは、同地区に居住又は勤務し、あるいは同地区において労働組合活動やボランティア活動等を行っている者で、上記のようなテレビカメラの設置及び使用は、彼らの「公権力から監視されない自由」等を侵すものに当たるとして、被告に対し、各テレビカメラの撤去及び慰謝料各 100 万円並びに弁護士費用各 20 万円の支払を請求した。

### 【判旨】

---

<sup>5</sup> 大阪地判平成 6 年 4 月 27 日、判時 1515 号 16 頁。

---

裁判所は、警察によるテレビカメラ設置・使用の法的根拠について判断し、次に、肖像権とプライバシー権侵害の有無について判断した。

肖像権について「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を写真撮影・ビデオ録画されない自由を有するものであるから、公権力がテレビカメラによる録画をすることは、たとえそれが犯罪捜査のためであっても、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合ないし当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときなど正当な理由がない限り、憲法一三条の趣旨に反し許されないと解される」

プライバシー権について、「施設等の管理者が限定された範囲で自己防衛的に設置していたり、目的が限定されているものであり、設置していることを表示していることも多く、表示がなくても一般的に監視されていることが予測できないわけではないのであって、その支配領域に任意に入る者は、その設置状況が不相当なものではなく、通常予測される限度で撮影され、その目的に従った利用がされる限りにおいて、暗黙のうちにこれを了解していると解することができる。

これに対し、本件テレビカメラは、公道上に相当広範囲にわたって設置し、その目的も必ずしも限定されたものではないのであって、対象者の意思に反する場合も少なくないと考えられるから、その設置、使用が一般に承認されているものとまではいいがたい。」

また、「警察により相当多数のテレビカメラが狭いあいりん地区内に設置され、人の生活領域の相当広い範囲を継続的に監視しうる体制がとられており、監視の目的・態様も、交通把握や商店密集地や施設内部の防犯ないし安全確保という程度に止まるものではなく、また、特別の事態が生じたときのみならず日常的に監視が行われており、監視区域に入った者を無差別に監視することになるから、地域との関わりなどは対象者によってそれぞれ事情は異なるが、プライバシーの利益を侵害する可能性があることは否定できない。そして、プライバシーの利益は、私人間においてはもちろん、警察権等の国家権力の行使に際しても充分尊重されなければならない」と述べ、公権力もプライバシー権を尊重すべきことを強調した。

さらに、裁判所は、警察が情報収集活動の一環として公道上にテレビカメラを設置することを以下のような6つの項目で検討した。

(ア) 設置理由

「大阪府警本部は、昭和四一年五月の第五次集団不法事案の発生を契機として、大阪府及び大阪市と協議し、それまでの集団不法事案で投石や放火などが多発した尼崎平野線沿いにテレビカメラを設置し、街頭状況を監視する体制を採用することとし、同年一月に新今宮駅前にカメラ1を、旧大寅交差点にカメラ2を設置した。その後は西成警察署で必要性等を検討し、府警本部に申請して順次設置してきた」として、カメラ1からカメラ15まで、証人によってそれぞれの設置理由が述べられた。

(イ) 目的の正当性

---

「本件テレビカメラの設置場所は、集団不法事案が発生したときに多くの労働者らが集し、投石や放火などの不法行為が行われやすい地区内」に設置されている。

(ウ) 設置状況の妥当性

「あいりん地区においては、かなりの数の野宿者がおり、泥酔して保護を要する者も少なくなく、一部の不良労働者や暴力団員らによるシノギなどの粗暴犯、と博、覚せい剤等の街頭犯罪の発生率が極めて高く、善良な労働者がその犠牲になっている状況が存在し」ており、「このような街頭犯罪を抑止し、集団不法事案に発展する恐れのあるい集事案を早期に把握し、適切な対策を講じ、集団不法事案に発展した場合にも、その早期終息に向けて有効な手だてを講じるために役立つのであれば、本件テレビカメラの設置及びその使用は、十分に必要性が認められるというべきである」。

(エ) 設置状況の妥当性

裁判所は、各カメラの設置が「いささか過剰に設置されているきらいがある」としながら、「街頭犯罪の抑止目的も考慮すれば、未だ裁量の範囲を逸脱するほどの不当性があるとまではいえない」とした。

(オ) 本件テレビカメラの有効性

裁判所は、犯罪抑止と集団不法事案・い集事案の予防から検討し、本件テレビカメラが「集団不法事案等あいりん地区に特有の事態に対処するうえで相当の役割を果たしているものと認め」た。

(カ) 使用方法の相当性

「本件テレビカメラの使用状況は、概ね右のようなものであり、少なくとも管理要領が作成された後においては、何らの事件・事故等の発生もないのに、長時間にわたり、特定人をズームアップして監視したり、追跡するような使用方法がなされたらとまでいべき状況は見られない」。

裁判所は、以上の6つの要件をもって監視カメラの設置が違法かどうかを判断し、また、カメラ1からカメラ15まで、1つ1つのカメラの状況を個別検討した。

## (2) 私人と防犯カメラ問題

### [3] コンビニエンスストア防犯カメラ事件<sup>6</sup>

#### 【事実の概要】

XはYの経営するコンビニエンスストアで買物をした際、店内に設置されていたビデオカメラによって容ぼう・姿態を撮影された。その後、Yは録画したビデオテープを補助参加人である愛知県の警察官に提出した。Xはこれに対して、Yに違法に肖像権、プライバシー権を侵害されたと主張して、Yに対して被った損害賠償として精神的苦痛に対する慰謝料200万円及び弁護士費用20万円、合計220万円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

#### 【判旨】

---

<sup>6</sup> 名古屋地判平成16年7月16日、判時1874号107頁。

---

この裁判例では、プライバシーよりも、肖像権が問題とされた。コンビニの防犯カメラの設置について、裁判所は以下のように述べている。

「個人は、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する。私人相互の関係については憲法 13 条が直接適用されるものではないが、個人の有する肖像権は、私人相互の間においても、同条に基礎を求めることのできる重要な権利として尊重されなければならない。

また、商店において買物をする個人が、商品の選択、店内における行動態様等について、他人に知られるのを欲しないことも認められるべきであり、商店内においてその承諾なしに撮影されることは、肖像権の侵害にとどまらず、個人の上記利益も侵害するものとして許されない。

しかし、上記の個人の有する肖像権等も一定の場合に制限されることを否定できない。買物のために商店を訪れた客の場合について検討すると、客は、上記の肖像権等を有するものであるが、一方、商店の経営者は、来店した客及び従業員等の生命、身体の安全を確保し、また、その財産を守るため、店内において一定の措置を採ることが許される。そして、通常、客にとって、どの商店を利用するかについて大幅な選択の余地があることに照らすと、商店の経営者は、当該商店の置かれた諸事情を勘案した上でどのような措置を採るかにつき広範な裁量権を有するものと認められる。そこで、ある商店が、上記の措置として、防犯カメラによって店内を撮影し、その映像をビデオテープに録画して一定期間保管することとした場合、それが許されるかどうかは、その目的の相当性、必要性、方法の相当性等を考慮した上で、客の有する権利を侵害する違法なものであるかどうかを検討する必要があると考えられる。」

以上の判旨によれば、判例・裁判例においては、違法性の有無に焦点が据えられ、他者の利益や公共の福祉に配慮しながら、繰り返して、個人に関する情報を収集する必要性を公務の執行にあたって必要最小限の範囲に限ろうとしていること、また、私人間の監視カメラ問題といえども、商店における防犯事項に限ろうとしていることが分かる。

#### [4] 区分所有建物の共用部分における防犯カメラ撤去事件<sup>7</sup>

##### 【事実の概要】

X らが、Y による本件全カメラの設置とこれによる監視が自らのプライバシー権を侵害していると主張して、Y に対し、全カメラの撤去並びに損害賠償各 100 万円及びこれに対する民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。また、これとともに、これとは別に、X<sub>1</sub> が同原告と被告がそれぞれ区分所有権を有する区分所有建物の共用部分に被告が同原告の承諾なく本件全カメラを設置したことは、同原告の区分所有権を侵害するものであると主張して、被告に対し、区分所有権に基づく妨害排除請求として、本件全カメラの撤去を求めた。

##### 【判旨】

裁判所は、まず肖像権を「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」とし、「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、撮影の場所、撮影の範囲、撮影の態様、撮影の目的、撮影の必要性、撮影された画像の管理方法等諸般の事情を総

---

<sup>7</sup> 東京地判平成 27 年 11 月 5 日、判タ 1425 号 318 頁。

---

合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきであると解する」と述べた。

次に、裁判所は、各係争カメラがプライバシー権侵害に当たるかどうか、個別に検討した。カメラ1について、まずその撮影範囲について、「原告らが本件カメラ1の上記仕様と同等の撮像素子が「1/4インチ SHARX 製 CCD」、水平解像度「420TV本」、レンズが「3.6mm」の小型カラーカメラ（以下「実験用カメラ」という。）を用いて、本件カメラ1の設置位置と類似する場所（原告X<sub>3</sub>宅玄関入口まで約11.6m、原告X<sub>2</sub>宅通用口まで約22.3mの距離の地点）から上記の本件カメラ1の撮影方向に向けて撮影実験を行った結果（甲39）によると、〔1〕被告所有建物の1階居室南側窓及び同窓付近が映ること、〔2〕原告X<sub>3</sub>宅玄関入口付近に立っている人は、顔を識別できるほどではないものの、かなり鮮明に映ること、〔3〕原告X<sub>4</sub>が原告X<sub>4</sub>宅の玄関から出入りする際も、顔を識別できるほどではないものの本件カメラ1に人の出入りがはっきりと分かる程度に映ること、〔4〕原告X<sub>2</sub>宅通用口の前付近においても、上記〔2〕及び〔3〕ほどは鮮明ではないものの、少なくとも人が通過していることは映像上認識することが可能であること、〔5〕本件道路を東から西に向かって通行して、原告X<sub>2</sub>宅の西側にある公道に至るまでの間、本件道路を通行している人については、終始撮影されていること」が分かる。

次に、「日常生活において、原告X<sub>1</sub>、原告X<sub>4</sub>、原告X<sub>3</sub>は、本件道路を、それぞれの居宅から公道に至る通路として使用しており、また、原告X<sub>2</sub>は、原告X<sub>2</sub>宅通用口から出入りするときに使用していることが認められる」。

そして、カメラの設置が防犯を目的としているといった被告らの主張について、裁判所は、「本件全カメラの設置につき、防犯目的が含まれていることが認められるが、他方、原告らに対する監視目的が含まれているとまでは認めることはできない」と判断した。

まして、「本件全カメラの撮影された映像の保存期間は約2週間であって、その期間を過ぎると自動的に上書きされるという仕組みになっていることが認められる」。

最後に、裁判所は、「本件カメラ1の撮影は常に行われており、原告らの外出や帰宅等という日常生活が常に把握されるという原告らのプライバシー侵害としては看過できない結果となっていること、他方、被告は、本件カメラ1の設置について、被告所有建物の1階居室の南側窓とその窓付近を撮影して防犯を図るものであるとするが、窓の防犯対策としては二重鍵を設置するなどのその他の代替手段がないわけではないこと、その他上記の種々の事情を考慮すると、本件カメラ1の設置及びこれによる撮影に伴う原告らのプライバシーの侵害は社会生活上受忍すべき限度を超えているというべきである」として、カメラ1の設置及びこれによる撮影を原告のプライバシーを違法に侵害するものとして認定した。

また、裁判所は、「プライバシーの権利に基づく妨害排除請求」につき、カメラ1の撤去請求を認め、さらに、「カメラ1の撮影範囲が原告らのプライバシーを保護すべき場所に及んでいるものの、これらの場所は屋外であって全くの私的空間ではないこと」、「カメラ1の設置につき、防犯目的があることが認められ、他方、原告らに対する監視目的が含まれているとまで認めることはできず、監視目的で設置された場合に比べると悪質性は低いこと」、「カメラ1で撮影された映像が約2週間経過後には自動的に上書きされ

て消去され、映像が永続的に保存・管理されるものではないことなどに鑑みると、原告らのプライバシー侵害に伴う慰謝料額は、各自 10 万円と認めるのが相当である」として、損害賠償請求をも認めた。ただ、カメラ 2～カメラ 4 の撤去請求等を斥けた。

## 2 中国における防犯カメラの問題

中国における防犯カメラの設置に関する近時のプライバシー侵害をめぐる裁判例は、ほぼ住宅マンションの隣人同士の防犯カメラ設置に起因し、公権力の行使との関連が問われる事例は見つからず、その点では中国的特色を有するといえる。何故隣人間で監視カメラを設置するのか、社会学的検討を要する問題であるが、自分の不安感を少しでも解消しようという、都市部に居住する人々の心理を反映していることは事実である。

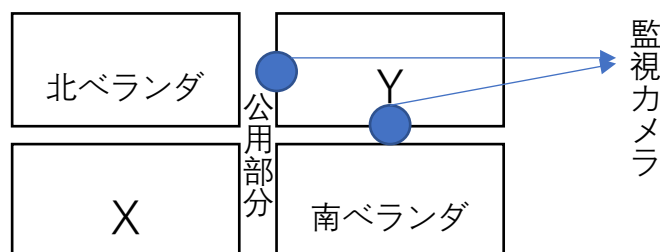
### (1) 隣人同士による防犯カメラの設置

#### [1] 張某 V. 潘某等<sup>8</sup>

##### 【事実の概要】

X と Y は隣人であり、室外に共用のベランダがある。X の玄関は共用ベランダの南側にあり、Y の玄関は共用ベランダの東側にある。2010 年 7 月 16 日、Y は、自分の玄関の上とベランダの南部分の上に各一箇所監視カメラを設置した。その監視カメラの監視範囲は、南ベランダの外側と共用スペースの北ベランダ及び階段部分である。Y が監視カメラを設置後、X が異議を唱え、居民委員会<sup>9</sup>の調解を経たにもかかわらず、Y は監視カメラの撤去を拒絶した。そこで X は、共用部分の出入りと利用状況をすべて Y に見られるとして、Y の監視カメラの撤去を請求した。

これに対して、Y は以下のように抗弁した。係争両カメラの設置位置、撮影効果、撮影機能及び角度から見れば、いずれのカメラも X のプライバシーを覗き見できず、公用部分を独占することもないため、Y の行為は不法行為を構成しない。Y が監視カメラを設置する前、Y の玄関の前の公用スペースにゴミがよく放置され、Y の生活にひどく影響した。このことにつき X と交渉したが、X がこれを否認した。そこで、居民委員会に申し立てもしたが、ゴミを捨てた者を確認できなかった。Y と X は、このことについてしばしばもめていた。Y が監視カメラを設置した以後、X がその家からゴミを捨てた行為を撮影したことがある。さらに、団地内の管理が完備ではなく、窃盗事件が頻発するため、Y のカメラ設置行為は一種の自力救済行為であり、X にとっても有利なことである。したがって、原告の訴訟請求に同意できない。



<sup>8</sup> (2011) 沪一中民一(民)終字第 288 号

<sup>9</sup> 「居民委員会は、都市地域社会に設置された住民組織である。住民委員会とも訳される。日本の町内会に当たり、住民の相互扶助的な組織として「大衆的自治組織」と性格づけられる一方、行政系統の末端に位置づけられて、政府の指導を受けながら行政補助機能を担っている。」國谷知史・奥田進一・長友昭編集『確認中国法用語 250words』(成文堂、2012) 16 頁。

## 【判旨】

1 審において、上海市徐匯区人民法院は、以下のように判断した。

「民事活動は社会の道徳を尊重し、社会の公共利益及び他人の正当な権利を侵害してはならない。本件 Y が設置した監視カメラの監視範囲は公共及び公用区域を撮影でき、その中には X の日常生活と密接な関係を有する公用部分も含まれている。Y による上述の行為は、X のプライバシー権侵害に当たる。Y が監視カメラによって取得した情報は、個人のための使用に資するものであり、公共の利益に何のメリットもなく、隣人関係の和睦をも害する。民法通則第 7 条、侵權責任法第 2 条、第 3 条、第 15 条の規定により、以下のように判決を下す。Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は判決の効力発生 5 日以内に係争監視カメラを撤去しなければならない。」

Y はこの判決を不服とし、上訴した。上訴理由は以下のとおりである。監視カメラを設置する行為は、被上訴人の権利を侵害しておらず、かつ、被上訴人はごみを勝手に捨てている。さらに上訴人の健康・安全を脅かす過激行為が行われたことがある。それゆえ、上訴人が監視カメラを設置することは、一種の自力救済行為である。よって、原審判決を破棄し、被上訴人の原審訴訟請求を棄却するよう請求する。

これに対して被上訴人は、以下のように抗弁した。上訴人が述べていることは事実無根であり、上訴人による監視カメラ設置行為は上訴人のプライバシー権を侵害した。それゆえ、被上訴人は、上訴を棄却し、原審判決を維持するよう請求する。

上海市第一中級人民法院は以下のように判断した。

「本件の争点は、上訴人による監視カメラの設置が被上訴人のプライバシー権の侵害に当たるかどうかにある。本件係争カメラの監視範囲の中には、被上訴人の南ベランダの外側、公用の北ベランダ及び廊下が含まれ、いずれも被上訴人の日常生活と密接している。

上訴人は、監視カメラの設置行為が自力救済に属するものであり、勝手にゴミを捨てる行為・窃盗などを防止し、公共の利益を保護する行為であると主張する。しかし、自力救済行為は、合理的限度内において行使すべきであり、且つ、他人の合法的権利・利益や社会・公共の利益を損なってはならない。本件では、上訴人の行為は、合理的限度を超えており、且つ、被上訴人のプライバシー権を侵害している。原審法院の判決は妥当であり、これを維持する。上訴人の上訴請求は法的根拠が不足しており、支持できない。なお、本院は、以下のことを付言しておきたい。本件双方当事者は隣人同士であり、日常生活において、互いに尊重しあい、仲睦まじく暮らし、他人の生活秩序及び環境・衛生を害してはならず、調和的な社会秩序をともに維持しなければならない。よって、中華人民共和國民事訴訟法 153 条 1 項 1 号の規定により、以下のように判決を下す。

上訴を棄却し、原審を維持する。」

## 【分析】

1 審は、監視カメラの範囲は「公共及び公用区域」を対象とするが、その部分には原告の「日常生活と密接な関係を有する公用の部分」があり、このような監視カメラの設置行為はプライバシー権を侵害する行為に当たると認定した。そして、この判断は 2 審によっても維持された。ここでは、監視カメラの撮影が「日常生活と密接な関係を有する」限り、公用部分でもプライバシーの侵害に当たると解されたわけである。

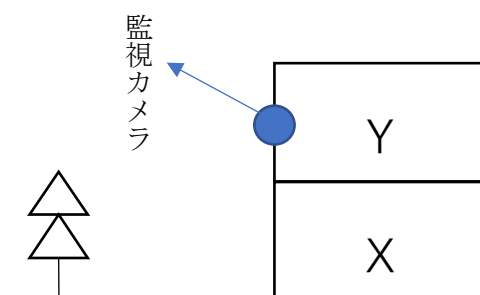
また、1 審法院は、監視カメラによって得られた情報が「公共の利益に何のメリット」なく、このような監視カメラの設置は「隣人関係の和睦」をも傷つけるため、民法通則 7 条の権利濫用禁止原則に当たると認定した。さらに、2 審は、Y が主張する自力救済行為は「合理的限度を超えており、且つ、被上訴人のプライバシー権を侵害した」とし、これを否定した。ここでは、プライバシーの判断のみならず、民法通則 7 条の権利濫用禁止原則も考慮されている。

## [2] 楊某等 V. 盧某等<sup>10</sup>

### 【事実の概要】

X と Y は同一建物の上下相隣の関係にある。Y はベランダの頂部に室外向けの監視カメラを設置し、X の唯一の帰宅の道も係争監視カメラの監視範囲に入っている。そこで、X は不満を抱き、警察に通報して警官を呼び出した。また、居民委員会による和解も行われたが、いずれも解決できなかった。そこで、X は Y に対して訴えを提起し、監視カメラの撤去と精神的損害賠償 5000 元を請求した。

Y は、カメラを設置した場所は自家のベランダであり、X の同意を得る必要がなく、さらに、カメラの監視区域は、自家の物干の場所であり、X の生活範囲には及ばず、したがって、X の私生活をのぞき見しておらず、プライバシー権を侵害してはいないと主張し、X の訴訟請求に同意しなかった。



簡略図 (筆者による)

### 【判旨】

上海市閘北区人民法院は以下のように判断を下した。

「民事上の権利・利益を侵害した場合、これに相応する不法行為責任を負担すべきである。市民は、その個人の活動及び私有の領域を支配することができ、且つ、他人の干渉を受けない権利、すなわち、プライバシー権を有する。Y が自分のベランダの頂部に設置した監視カメラは、X の家の出入り道に向かっているため、Y が他人の活動を覗く主観的故意がなくても、客観上、他人のプライバシーに対する脅威として形成した。なお、Y が乾している衣服を観察するために監視カメラを設置したという理由は成立しない。故に、X が係争監視カメラを撤去する請求には法的根拠が有り、本院はこれを支持する。しかし、当該不法行為の持続時間及び本件における具体的状況を総合的に考量すれば、Y の行為は X の精神に対して損害を与えたとは到底言えない。故に、本院は X の精神的損害賠償請求を支持しない。以上、権利侵害責任法第 2 条、第 15 条の規定により、以下のように判決を下す。

<sup>10</sup> (2013) 閘民一(民)初字第 5854 号。



一、Yは本判決発効後10日以内に、自宅ベランダの監視カメラを撤去しなければならない（その費用はY<sub>1</sub>らの自費による）

二、Xのその他の訴訟請求を支持しない。」

### 【分析】

法院はまず、プライバシー権を、市民が「その個人の活動及び私有の領域を支配することができ、且つ、他人の干渉を受けない権利」として定義し、Xの家の出入り道がカメラの撮影範囲に入ったことにつき、たとえ「主観的故意」がなくても、「プライバシーに対する脅威」をなす限り、プライバシー権の侵害に該当するとの判断を示した。ただし、損害賠償の請求については、「不法行為の持続時間及び本件における具体的状況を総合的に考量」して認めなかった。不法行為の接続時間が短いというのは分かるが「具体的状況を総合的に考量」したことの中身は不明である。なお、本件では2013年の事例であるにもかかわらず、民法通則だけが適用され、2009年制定の権利侵害責任法についての言及は見られない。

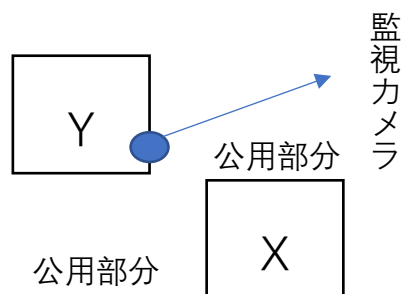
### 【3】蔣某等V.張某某等<sup>11</sup>

#### 【事実の概要】

X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>とY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>は同じマンションの同一階に住居している左右に隣接する隣人同士である。X<sub>1</sub>らの玄関は北向きで、Y<sub>1</sub>らの玄関は東向きであり、両室の外は公用部分である。Y<sub>1</sub>らは自宅の玄関の上部のX<sub>1</sub>らの家寄りの場所に監視カメラを設置した。そのカメラは、X<sub>1</sub>らの出入りや公共通路の範囲を撮影できる。

そこでX<sub>1</sub>らは、係争カメラは公用部分における原告らの活動等をのぞき見・記録でき、かつ、原告らのドアが開く際において、原告の家の中の生活状況等をものぞき見・記録できるため、プライバシー権に対する侵害であることを理由として、Y<sub>1</sub>らに訴えを提起し、監視カメラの撤去を請求した

これに対して、Y<sub>1</sub>らは、以下のように抗弁した。第1に、Y<sub>1</sub>は身体不自由者であり、立つことや歩くことが不便であって、ドアアイの代わりに係争カメラに頼っている。第2に、カメラはX<sub>1</sub>らの家の内部を撮影できず、撮影できるのは公用部分のみである。公用部分は管理会社職員、警備員、電気・ガス従業員などいずれも立ち入ることができ、X<sub>1</sub>ら主張する居室内のプライベートな区域ではない。第3に、カメラによって撮影された映像の保存期間は約2ヶ月間であって、その期間を過ぎると自動的に上書きされるという仕組みになっており、且つ、その機能はそれほど高度ではない。よって、Y<sub>1</sub>らは、原告の撤去請求には同意しない。



<sup>11</sup> (2013)徐民一(民)初字第7065号

【判旨】

上海市徐匯区人民法院は以下のように判決を下した。

「本件 Y<sub>1</sub>らが設置した監視カメラの監視範囲は X<sub>1</sub>ら及び Y<sub>1</sub>らの自宅の外の公用部分であり、X の居室内の様子まで見えるものではないが、X<sub>1</sub>らの出入り状況や公用部分における活動などもそのプライバシーの範囲に属するため、Y<sub>1</sub>らの行為は明らかに X<sub>1</sub>らのプライバシーを脅かし、X<sub>1</sub>らのプライバシー権を侵害した。なお、X<sub>1</sub>らの Y<sub>1</sub>らに対する監視カメラの撤去請求は関連法律に適合するため、本院はこれを支持する。Y<sub>1</sub>は、身体不自由者の生活上の便利及び防犯のために係争監視カメラを設置したと抗弁するが、本院は、本件の具体的状況に鑑み、Y<sub>1</sub>の上述の権利の行使が隣人である X の権利を侵害してまで許されるようなものではないため、Y<sub>1</sub>の主張は成立しないと判断する。また、Y<sub>1</sub>らは係争監視カメラの機能はそれほど高度なものでないため、X<sub>1</sub>らのプライバシーを侵害するに足りるものではないと主張するが、本院は、係争カメラ及び関連装置の機能によれば、X<sub>1</sub>らのプライバシーを侵害するほどではないことの根拠が不十分であり、且つ、係争監視カメラの監視範囲は Y によって調整が可能のため、Y のこの抗弁も成立しない。以上、権利侵害責任法第 6 条第 1 項、第 21 条により、以下のように判決を下す。

Y は本判決発効後 5 日以内に、自宅の玄関上部の監視カメラを撤去すべきである。」

【分析】

法院はプライバシー権の定義については言及していないが、Y<sub>1</sub>らの抗弁に対して、第 1 に、「出入り状況や公用部分における活動」もプライバシーの範囲に当たるという重要な判断を示している。第 2 に、身体不自由者である Y<sub>1</sub>らの生活上の便利と防犯の利益を X<sub>1</sub>らのプライバシーの権利と比較衡量したうえで、後者を優位させる判断を示している。第 3 に、係争カメラ等の機能がプライバシー侵害するに足りないことの証明責任を被告側に課している。すなわち、ここでも挙証責任の転換が行われている。

[4] 范某某 V. 徐某某<sup>12</sup>

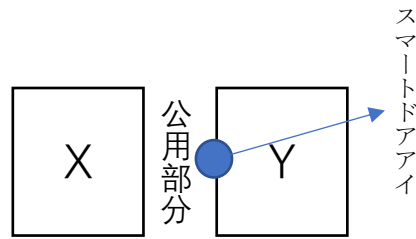
【事実の概要】

X と Y は同じマンションの隣人同士であり、両者の玄関は向かい合っている。2013 年 10 月、Y は自分の玄関に「智能猫眼」<sup>13</sup>（以下スマートドアアイと記す。）を設置した。このスマートドアアイには、撮影、録画、防犯カメラ、広域視野、データ保存などの機能が付いている。X は、Y が設置したスマートドアアイは一般のドアアイの機能範囲を遥かに超え、自分及び家族の出入り・来客状況が 24 時間監視・記録されているため、プライバシーが侵害されていると主張し、Y に対してスマートドアアイの撤去、精神的損害賠償 5000 元を請求した。

<sup>12</sup> (2015) 沪二中民一(民)終字第 1841 号。

<sup>13</sup> 「猫眼」とは「ドアアイ」、玄関ののぞき穴を意味する。「智能」とは「スマート」で、様々な機能を持っていることを意味する。

これに対して、Yは、係争スマートドアアイは生産許可を取得している家庭用防犯ドアアイであり、自分の来客を確認するために設置したものであるため、違法ではなくXのプライバシーを侵害するものではないと主張した。



簡略図（筆者による）

## 【判旨】

1 審判決は上海市普陀区人民法院によって下された。

「不法行為責任の発生には、損害事実、行為の違法性、行為者の主観上の過失、違法行為と損害の結果の間の因果関係の4つの要件が必要とされる。Xは自分及び家族の生活、出入り状況などのプライバシーがYのスマートドアアイによって侵害されていると主張している。プライバシー権とは、個人が自分の秘密や私生活を支配し、他人の干渉を排除できる人格権の1つである。本件において、Yが設置したスマートドアアイは、一般のドアアイと同様、その撮影範囲は当然当事者双方の自宅の間の公共スペースにも及ぶが、これは建築上の構造に由来し、当事者双方はこれに対して通常受忍義務がある。Xはプライバシー侵害を主張するが、本院は審理中において、Yが悪意でXを監視し、Xの私生活を覗き見している事実及びXが甚大な精神的プレッシャーを受けたことを確認できず、Xも証拠を提供していない。故に、Xがプライバシー権侵害責任をYに負担させる主張には事実と法的根拠を欠け、本院はこれを支持しない。」

原審法院はXの訴訟請求を全て棄却した。Xはこれを不服し、上海市第二中级人民法院に上訴を提起した。同法院は、以下のように判断した。

「プライバシー権とは、市民が自己の秘密や生活を支配し、他人の干渉を排除できる権利を指し、私生活が覗かれないこと、住宅が不法に監視されないことなどを含む。本件において、当事者双方の玄関が向かい合っていること、Yが自宅の玄関に設置した係争スマートドアアイには様々なスマート機能（略）を備えていることについて異議がない。本件の争点は、Yがスマートドアアイを設置したことがXのプライバシー権を侵害しているかどうかである。Xが提供した録画などの証拠によれば、その主張を充分証明できるので、本院はこれを認定する。原審がプライバシー権侵害を認定しなかったことは妥当ではなく、本院はこれを是正する。また、Xが精神的損害を受け、且つその損害結果が重大であることについては、事実及び証拠が不足しているため、本院はこれを支持しない。Yはスマートドアアイの監視範囲はXのプライバシーと関係ないと主張するが、そのことを立証する直接且つ有効的な証拠がない。さらに、Yがスマートドアアイを設置する行為は事実上Xのプライバシー権を脅かしており、Yが他人のプライバシーを覗く故意が存在するかどうかに関係なく、Yの行為はXのプライバシー権を侵害している。以上、民事訴訟法170条第1項第1号により、以下のように判決を下す。

一、上海市普陀区人民法院(2015)普民一(民)初字第259号民事判決を破棄する。

二、Yは本判決発効後30日以内に自宅の玄関に設置されているスマートドアアイを撤去する。

三、Xのその他の請求を棄却する。」

---

## 【分析】

原審は、プライバシー権を「個人が自分の秘密や私生活を支配し、他人の干渉を排除できる人格権の1つである」と定義し、不法行為の構成要件を「損害事実、行為の違法性、行為者の主観上の過失、違法行為と損害の結果の間の因果関係」として掲げた。

法院は、係争スマートドアアイの観察範囲は通常のドアアイと同じく、「当然当事者双方の自宅の間の公共スペースに及ぶ」とし、「建築上の構造に由来し、当事者双方はこれに対して通常の受忍義務」が課されていると判断し、Yの違法性を否定した。さらに、法院は、「Yが悪意でXを監視し、Xの私生活を覗き見している事実」及び「Xが甚大な精神的プレッシャーをかけられたこと」を否定し、過失と損害結果を認めず、不法行為が成立しないと認定した。

しかし、2審は原審判決を覆した。そこでは、まず、プライバシー権を「市民が自己の秘密や生活を支配し、他人の干渉を排除できる権利」と定義し、それに「私生活が覗かれないこと、住宅が不法に監視されないことなど」も含まれると解釈した。そして2審法院は、「Xが提供した録画などの証拠がその主張を充分証明できる」と認定し、Xによる「Yが設置したスマートドアアイは一般のドアアイの機能範囲を遥かに超え、自分及び家族の出入り・来客状況が24時間監視・記録されているため、プライバシーが侵害されている」（事実の概要部分のXの主張）といった主張を支持した。以上を踏まえて、2審法院は「私生活が覗かれないこと、住宅が不法に監視されないこと」をプライバシーの内容として列挙し、本件における住宅の出入り状況・来客等は、私生活の範囲に入り、プライバシーに該当すると認定した。

ただ、精神的損害賠償については、精神的損害結果が重大でなければならず、その「事実及び証拠が不足」していることを理由として認めなかった。これは精神的損害賠償司法解釈における、精神的損害についての「重大な結果を惹起した場合」との要件を考慮したことによると思われる。法院から見れば、隣人の監視カメラに見られて、出入り状況が盗撮されるとしても、その損害は「微小」に止まると判断されたわけである。

次に、監視カメラの設置がプライバシー侵害には当たらないとした事例を見てみたい。

### [5]王宝興 V. 張鶴<sup>14</sup>

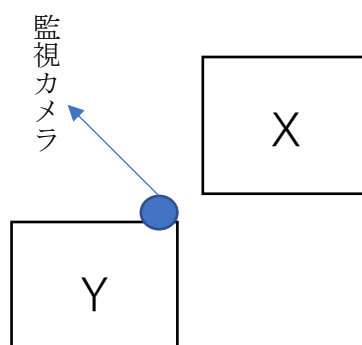
#### 【事実の概要】

XとYは隣人である。Xの家屋の玄関が西向きであり、Yの家屋の玄関が北向きである。2012年3月23日、Yは自己の玄関前の北側の壁の上部に監視カメラを設置し、それはXの玄関の真向いに位置した。Xは、Yの監視カメラが自分の出入り状況を監視できることを理由に、Yに監視カメラの撤去を要求した。Yは、監視カメラを設置した理由は、

---

<sup>14</sup> (2013) 石民初字第2615号

2011年4月にXの家族と喧嘩したことがあり、自宅の安全のためであると同時に、Xの玄関の正面には向いていないことをもって、監視カメラの撤去を拒絶した。



簡略図（筆者による）

### 【判旨】

北京市石景山人民法院が以下のように判決を下した。

「プライバシーとは、自然人が有する、社会生活と関係のない個人情報と個人の生活手段のことであり、その中心たる性質は個人が隠したい、あるいは外部者に知られたくないことである。Xは、監視カメラの設置によってそのプライバシー権が侵害されたとして、監視カメラの撤去を請求するが、当事者双方が確認した当該監視カメラが録画した内容によれば、係争監視カメラは、Xが家に入出入りする状況を記録しているが、撮られたのはXの玄関からYの玄関までの公共のスペースであり、Xのプライバシーにあたる玄関内の住宅のスペースが撮られていない。したがって、このような状況は、Xのプライバシー権の侵害を構成しない。以上、係争カメラがプライバシー権の侵害に当たること及びその撤去というXの主張について、本院は支持しない。

また、ここで特別に指摘しておきたいのは、市民は法に依って、合理的且つ合法的な方法・方式で自己の権利利益を保護する権利を有するが、採られた方式・方法が、他人に対して不便や権利上の損害を生じさせないように注意すべきである。本件では、Yの監視カメラ設置行為はX及びその家族のプライバシーを侵害していないが、当該行為は隣人間の信頼関係及び和睦に対して、不利な影響を起こした。原告と被告は、互いに謙譲し、団結して助け合う精神に基づき、隣人関係を正確に処理すべきである。もめごとが発生した場合、双方は、理性的な態度をとり、妥当な措置によって問題を解決すべきであり、権利利益が侵害を受けた場合に限って、正当な方法で、法に依って解決すべきである。

以上、民法通則第5条の規定により、Xのすべての請求を棄却する。」

### 【分析】

法院はまず、プライバシーを「自然人が所有するその社会生活と関係ない個人情報と個人財産〔個人生産資料〕」として定義し、そして、「その中心たる性質は個人が隠したい、あるいは外部者に知られたくないことである」が、裁判例[2][3][4]でプライバシーとして認められた「家の出入り状況」について、本件法院は、それらとは異なる、より限定的な判断を下している。つまり、本件法院は、係争監視カメラが「Xが家に入出入りする状況を記録している」ことを認めつつも、「撮られたのはXの玄関からYの玄関までの公共のスペースであり、Xのプライバシーにあたる玄関内の住宅のスペースが

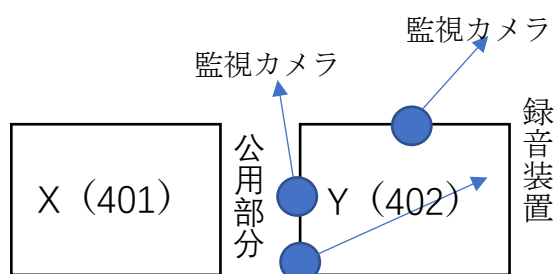
撮られていない」として、そのプライバシー性を否定した。換言すれば、公共空間である限り、プライバシー権の侵害には当たらないという判断が示されている。

また、本判決末尾の、法院が「特別に指摘しておきたい」部分は、たとえ、プライバシー権の侵害とまでは言えないが、監視カメラの設置が隣人間の信頼関係を害うものである述べたもので、法とは別の次元である「団結して助け合う」基準からすると、Yの行為は容認できないという趣旨なのであろうか。

#### [6]王某某 V. 姜某某<sup>15</sup>

##### 【事実の概要】

XとYは同じマンションの401号室と402号室の隣人同士である。Yは玄関のドアアイに監視カメラを設置し、玄関の上部に録音設備をも設置した。これを発見したXは、プライバシー権・肖像権侵害を理由として訴えを提起し、Yに対して、書面による謝罪、監視カメラの撤去、慰謝料50000元を請求した。



簡略図（筆者による）

##### 【判旨】

原審法院上海市虹口区人民法院は以下のように判示した。

「まず、Yは自宅の玄関に幾つかの防犯カメラを設置した。Xによって提供されたYの玄関の写真によれば…法院はYが402室のドアアイのところに防犯カメラを設置したことを確認する…それでは、Yが402室のドアアイと玄関の右上に防犯カメラを設置したことは、Xのプライバシー権の侵害を構成するのか。第一に、Yが玄関右上に設置したカメラの場所から見れば、当該カメラは401室の室内の状況を撮影できない。そして、Yが402室のドアアイに設置したカメラは、401室と402室が向き合っているため、Xが自宅（401室）のドアを開ける時、室内の状況が当該カメラに撮影される。ただ、社会通念によれば、ドアを開ける時、通常誰でも室内の状況に注目するため、Yが402室のドアアイに設置したカメラは、Xの私有領域の侵入・のぞき見に該当しない。ゆえに、Yが設置した監視カメラは違法行為ではない。第二に、Yが防犯カメラを設置する理由は他の訴訟のための証拠収集であり、XはYが撮影した画像・動画をその訴訟以外に使用したことについて証拠を提示していない。さらに、XはYが撮影した画像・動画を公開していないことを認めている。ゆえに、Yが設置したカメラはXに対して損害を与えていない。第三に、Yは402室に防犯カメラを設置したのは故意にもとづくが、当該行為はXのプライバシーを侵害するためではなく、他の訴訟のための証拠収集のためである。ゆえに、YにはXのプライバシーを侵害する主観的過錯はない。第四に、Yが設置したカメラはXの肖像権を侵害したのかどうかについて。YはXの同意なしに、撮影装置を使ってXの写真を印刷したが、当該写真は他の訴訟のために使うものであり、違法性阻却事

<sup>15</sup> (2011)滬二中民一(民)終字第1509号

由に当たるうえ、営利目的のための使用ではなく、その結果をも生じさせていない。ゆえに、YはXの肖像権を侵害していない。さらに、本件審理前、Yはすでに402室に設置した防犯カメラを全部撤去しているので、Xによるカメラ撤去請求を支持できない。また、Yのカメラの撮影によって作られた映像製品等はXのプライバシー権・肖像権を侵害していないため、XのYに対する謝罪及び精神的損害賠償の訴訟請求を支持しない。民法通則5条、100条によって以下のように判決を下す。一、XのYに対する書面における公開謝罪の訴訟請求を支持しない。二、XのYに対する402室のカメラの撤去請求を支持しない。三、XのYに対する精神的損害賠償50000元の請求を支持しない。

原審を不服として、Xは上級人民法院に上訴を提起し、Yが『証拠収集』の名の下で、2010年9月以来24時間絶えずX及びその家族の私生活を撮影・覗き・収集しており、且つ住居を対象とするだけでなく、道路においてもこのような行為をしており、これは明らかにXのプライバシー権、肖像権の侵害に当たり、Yの行為によって焦慮・憂鬱などの精神的被害を受けたと主張した。

上海市第2中級人民法院は以下のように判示した。

「市民のプライバシー権を侵害すると、不法行為責任を負わなければならない。市民は肖像権を有し、本人の同意なしに、営利目的を以て市民の肖像を使用してはならない。本件は不法行為に関する訴訟であり、Yが不法行為責任を負うかどうかは、不法行為責任の構成要件から分析しなければならない。当事者双方とも、YがXの自宅玄関のドアアイと上部に監視カメラ・録音措置を設置した事実について異議がない。2010年、Yは別件において、Xを被告として名誉権侵害訴訟を提起し、審理中、本件係争カメラで撮影した映像等を証拠として法廷に提示した。そして、本件原審審理中、Yはすでに監視カメラと録音措置をすでに撤去した。なお、Yは監視カメラによって撮った画像を他の用途に使用していないし、現存証拠によっても、撮影画像にXの住宅室内の光景が映されていることを証明できない。ゆえに、YにはXのプライバシーを侵害する行為も過失も存在しない。

なお、肖像権について言えば、Yによって撮られたb画像には確かにXの肖像が含まれているが、それは別件訴訟の証拠とされるものであり、営利的目的で使用したわけではない。ゆえに、Yの行為は肖像権侵害にあたらぬ。」

#### 【分析】

原審法院はまず、Yが設置したカメラによる401室の室内の状況の撮影につき、「社会通念によれば、ドアを開ける時、通常誰でも室内の状況に注目する」とし、ドアアイに設置しているカメラの違法性を否定し、さらに、カメラによって「撮影された画像・動画を公開していない」として、損害を否定し、Yのカメラ設置行為は他の訴訟の証拠収集のためであるとして、故意も否定した。

第2審は、「監視カメラによって撮った画像を他の用途に使用していないし、現存証拠にとっても、撮影画像にXの住宅室内の光景が映されていることを証明できない」として、Yの不法行為責任を否定し、原審判決を維持した。そして、プライバシー権と別に、肖像権侵害についても、原審と第2審とも「営利目的」ではないとしてこれを否定した。

本件の特徴は、「社会通念によれば、ドアを開ける時、通常室内の状況に注目する」として、ドアアイにカメラを設置する程度の行為は受忍限度内にあるとした点にある。

王利明は「覗き」と「監視」の区別について、「覗き」とは、他人の居間やプライベートなスペースを覗くこと、例えばシャワー・風呂・トイレで他人の身体を覗くことであり、「監視」とは、不法な手段で他人の行方を監視・観察すること、例えば雇主が更

---

衣室で監視カメラを設置し、従業員を監視することを意味すると説く<sup>16</sup>が、隣人同士の監視カメラ設置問題はまさに近年における監視カテゴリー上の問題をなす

ところで、日本では、主に、公道・商店街・鉄道の駅構内・ビル・店舗・事務所など様々な場所に様々な目的で監視カメラが設置され、プライバシー侵害が問題になり、監視カメラ設置をめぐるプライバシー侵害の訴訟が何件か起きているが<sup>17</sup>、中国のような、私人によるマンション構内における監視カメラの設置に伴う訴訟は見当たらない。また、日本では、警察等の公権力による監視カメラの設置<sup>18</sup>に対して訴訟が起こされているが、中国にはこの種の訴訟は見当たらない。しかし、学校による生徒に対する監視の問題は存する。以下の上海復興高校監視カメラ事件はその一例である。

## (2) 学校による監視カメラの設置

高校が防犯カメラを設置して学生の勉強・生活を監視したことをめぐって2003年に裁判が起きた。その判決原文を見ることはできないが、各種報道・論文によって事件の概要を掴むことができるので、紹介・分析を試みておきたい。

### [7] 魏某（他1名）V. 上海復興高校<sup>19</sup>

#### 【事実の概要】

X<sub>1</sub>（魏某）X<sub>2</sub>（魏某の恋人）はY（上海市復興中学校（公立））の学生である。2003年、Yは全学校の教師・学生を集め、『キャンパスにおける不文明』というドキュメンタリーを放送した。同ドキュメンタリーに、約1分間の動画で、X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>が教室で接吻する行為が映されていた。モザイク処理がなされたものの、ほぼすべての関係者がすぐにX<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>を特定し、爆笑した。X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>はこれによって精神面で大きく打撃をうけ、自ら命を絶つことさえ計画した。2004年、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>はプライバシー権、人格権、名誉権が侵害されたとしてYを相手取り、精神的損害賠償5000元及び謝罪を請求した。

#### 【判旨】

上海市虹口区人民法院は、二つの理由を述べ、原告の請求を退けた。その理由の1は、「学生がマナー・規則を守っているかどうかを監視するカメラは教室という公共の場に設置されており、かつ、我が国の現行法律には学校による管理目的のための監視装置の使用を禁止していない」ということであり、その2は、「Xらの接吻行為が撮られた場所は教室という公共の場であり、かつ、その時、20名あまりの学生も同じ場所にいたため、この行為には秘匿性がない」ということであった。学校による監視カメラの設置及び動画の放送は、学生のプライバシーに対する侵害を構成しないと判断されたわけである。

#### 【分析】

---

<sup>16</sup> 王利明王利明『人格権法研究』（中国人民大学出版社、第2版、2012）550頁、楊立新『人身権法論』（人民法院出版者、2002）690—691頁。王利明と楊立新はいずれもこの状況を想定していない。なお、張新宝『隱私權的法律保護』（群衆出版社、2004）もこの状況を言及していない。

<sup>17</sup> 名古屋地判平成16年7月16日、判時1874号107頁（コンビニの監視カメラ設置・請求棄却）。

<sup>18</sup> 大阪地判平成6年4月27日判時、1515号116頁（警察が防犯目的で監視カメラを何箇所設置・一部容認一部棄却）。東京地判平成13年2月6日判時1748号144頁（国が道路上に設置している自動車ナンバー自動読み取りシステム・請求棄却）。

<sup>19</sup> 胡建森=岑劍梅「公共攝像監視与公民隱私權保護」法学2008年第6期。また、[http://www.360doc.com/content/15/0830/10/116554\\_495757793.shtml](http://www.360doc.com/content/15/0830/10/116554_495757793.shtml)を参照。



---

この事件を紹介した胡建森=岑劍梅論文は、以下のような分析を加えた。

「法院の判決理由によれば、管理者側の防犯カメラの設置が公開行為であって、また当事者が自らカメラの監視下にあることを明瞭に知っていて、且つ行為者の挙動が公共の場所で生じたものであれば、当事者はそのカメラのもとで行われた行為に対して合理的なプライバシーの期待を有することはできない。推論すれば、管理機関が公共の場所に設置した公開のカメラであれば、そのカメラがどのように『監視』を続けても、また映像をどのように追跡、捕獲しても、当事者はこれに対してプライバシー権の存在を主張することはできない」<sup>20</sup>と批判している。

また、この事件では、学校秩序の利益と個人のプライバシーの利益との抵触が問題となった。問題となった行為は、教室で行われた上、20人余りがその場にいた。教室内において、プライバシーを期待できるのか。「その行為を20人余りの教室に公開することと数千人に公開することとを区別すべきである。教室は、会社のオフィスや職員休憩室のような場所であり、住宅のような高度な秘匿性を有しないが、数千人の前というような完全な公開の場でもない。ゆえに、適切に言えば、それは『半公開の場』である。法律は『半公開の場』にいる人々に『中レベルのプライバシーへの期待』を付与すべきである」<sup>21</sup>。

本論文によれば、Xらのいわゆる「中レベルのプライバシーへの期待」が侵害されたとするが、学校が管理者として「管理目的のため」に教室という「公共の場」に監視カメラを設置することが本当に妥当であるかどうか、検討を要する。また、たとえ法院判決の論理にしたがい、接吻行為自体が「撮られた場所は教室という公共の場で」、「20名あまりの学生も同じ場所にいたため、この行為には秘匿性がない」としても、Xらの接吻行為を監視カメラで撮影し、且つそれを全学校の教師・学生に放送して知らしめることは、「他人に知られたくない個人情報のみだりに公開されない権利」という「公開型」のプライバシー権侵害に当たるのではないかと思われる。

### 3 日中の比較

以上の裁判例によれば、日中における監視カメラの問題について、以下のようなことが言える。

#### (1) 公権力の行使とプライバシーの権利

日本では、防犯カメラの設置問題は公権力（警察）によるものもあれば、私人によるケースもある。そして、公権力による写真撮影に関してであるが、裁判所は、①京都府学連事件において、これを肖像権の問題としてとらえたうえで、「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。しかしながら、個人の有する右自由も、国家権力の行使から無制限に保護されるわけではなく、公共の福祉のために必要のある場合には相当の制限を受ける」との判断を示しており、国家に対して、憲法上の基本的権利（憲法13条に含まれる）として、「肖像権」に保護を与えている。つぎに、②大阪監視用ビデオカメラ撤去等請求事件においては、この事件を肖像権のみならずプライバシー権の問題としてとらえたうえで、(ア) 設置理由、(イ) 目的の正当性、(ウ) 設置状況の妥当性 (エ) 設置状況の妥当性 (オ) 本件テレビカメラの有効性 (カ) 使用方法の相当性、の

---

<sup>20</sup> 胡建森=岑劍梅・前掲注(19)99頁。

<sup>21</sup> 同上。

---

6つの要件を設けて、警察による防犯カメラの設置の合理性について厳格に歯止めをかけている。

しかし、中国においては、上記のような、公権力による監視カメラ乃至無断撮影行為に対して憲法的規制を加えていくという議論は絶えて見られない。上記に見たように、中国での監視カメラの問題はほとんどすべて隣人間での問題であり、日本のような公権力（警察）による監視カメラ（撮影）の設置が問題となった事例は皆無である。中国においては、警察によって設置された防犯カメラは、そもそも訴訟の対象にはならず、私見の及ぶ限りでは、新聞記事にすらなったことはない。なぜそれが問題にならないのか。それは、中国社会において、プライバシー権・肖像権侵害の恐れよりも、防犯への配慮が強いということもあるが、原理的に、公権力の行使に対して憲法的規制を加えていくという、立憲主義的構造を中国憲法が持ち得ていないことに起因する。不法な侵攻に対抗できる武器としての憲法がそもそも裁判規範として機能していないところがあると十分考えられる。

## (2) 防犯カメラの位置と「公共の場」

日本の4つの裁判例にみられるように、判決文における解釈は精密である。とりわけ、大阪監視用ビデオカメラ撤去等請求事件では、防犯カメラの合理性について、(ア)設置理由、(イ)目的の正当性、(ウ)設置状況の妥当性(エ)設置状況の妥当性(オ)本件テレビカメラの有効性(カ)使用方法の相当性、といった6つの基準を設定している。また、区分所有建物の共用部分における防犯カメラ撤去事件において、「宅玄関入口」、「宅の玄関付近」及び「宅通用口付近」への撮影は「原告らの外出や帰宅等という生活状況が把握されること」となり、プライバシー侵害を構成すると判断されている。さらに、被告が主張したいわゆる公共の場である道路について、「本件道路は、公道から本件道路に接する土地上の建物や本件全体建物に至る通路として利用されているものであって(前記第2の1(1)カ)、これらの建物とは無関係な者が利用することは想定されていない利用者が限定された道路であって、本件道路を利用する際に常に撮影されることに伴う原告X<sub>1</sub>のプライバシー侵害の程度もやはり大きいものというべきである」として、道路の具体的状況にそって、その「公共性」を判断している。

これに対して、中国では、プライバシーの権利と公共性の関係をめぐっては、司法的判断が分かれている。中国の裁判例中、撤去を肯定した例では、「公共及び公用区域をカバーしており、さらにXの日常生活と密接な関係を有する公用部分も含まれている」、「X<sub>1</sub>らが自分のベランダの頂部に設置した監視カメラは、X<sub>1</sub>らの家の出入り道に向かっていて、Y<sub>1</sub>らが他人の活動を覗く主観的故意がなくても、客観的に見れば、他人のプライバシーに対する脅威になっている」、「Xの出入り状況や公共通路における活動などがそのプライバシー」「出入り・来客状況が24時間監視・記録されているため、プライバシーが侵害されている」といったように、プライバシー権が公共部分にも及ぶことがあり得ることが判示されている。

しかし、他方で、「係争監視カメラはXが家に入出入りする状況を記録しているが、撮られたのはXの玄関からYの玄関までの公共の空間であり、Xのプライバシーにあたる玄関以内の住宅のスペースが撮られていない」、「現存証拠も撮られた画像にXの住宅室内の光景が映されていることを証明できない」といったように、公共の空間と認定される限り、そこにプライバシー権は成立しないとの判断も示されている。

こうしてみると、中国では、実務上「公共の空間」の概念がまだ統一されていない。この点について、学説上では、胡建森=岑劍梅論文のように、「空間」を3つに分ける意

見も見られる<sup>22</sup>。すなわち、完全たる公共の場（公道、公園）、一部の公共性を持つ場所（教室、オフィス、学校の図書館）、完全に私的な空間（住宅、ホテルの部屋）の三つに区分するという説である。また、同論文では、防犯カメラの設置主体について厳格に行政許可の申請といった制限を課すという提言がなされ、病院、教室など国家が所有する場所ではないケースでは設置の必要性等厳格な審査を経たうえで、政府または政府から授権された期間に限って設置を認めるべきであるとの提言がなされている<sup>23</sup>。

しかし、実務上は、学校による監視カメラの設置がやすやすと認められた事例が示すとおり、教室内において学生の個人の権利（プライバシー権をも含めて）はそもそも想定されていない。また、司法実務では限られた人が利用する教室と万人が利用する公園を区別して考えるという発想はない。まさに、棟居快行が批判する「『公』における『私』の不在」が中国における司法の現実である<sup>24</sup>。

### (3) 肖像権の判断

日本法では、防犯カメラにかかわる事件の司法判断は、基本的に「肖像権」の認否から出発するが、実定法上、肖像権とプライバシー権を区別して規定している中国では、この種のプライバシー侵害を判断する際、肖像権侵害になるかどうか争われたことが少ない。因みに、肖像権が争われる場合は、裁判所は「営利的目的」の有無をその判断基準としている。この問題については後述する（第5章を参照）。

## 第2節 隣接建物からの視線及び覗き見・身体プライバシー

### 1 日本の裁判例

日本では、相隣地の観望について、民法235条によって規制がかけられている<sup>25</sup>。他人の住居を覗き見る可能性のある場合に、プライバシーの侵害を理由として、目隠しの設置、設計変更等を認めた裁判例が幾つか存在する。

#### [5] 「テラス半減」事件<sup>26</sup>

Yは個人の居宅を主とする地域において、テラス付き分譲マンションを建築した。隣地居住者Xは、住宅内部がテラスからのぞき見される危険性が高く、心理的圧迫感が大きいと主張し、テラスの一部の建築工事を禁止するよう請求した。

<sup>22</sup> 胡建森=岑劍梅「公共映像監視与公民隱私權保護」法学2008年第6期。

<sup>23</sup> 同上99頁。

<sup>24</sup> 棟居快行「公共空間とプライバシー」、長谷部恭男=土井真一=井上達夫=杉田敦=西原博史=坂口正二郎編『憲法2 人権論の新展開』（岩波書店、2007）197-200頁。

<sup>25</sup> 民法第235条「境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。」なお、裁判例として、京都京都地判昭和42年12月5日判時506号26頁があり、隣地を観望できるビルに目隠し施設を命じた理由として、裁判所は「民法第二三五条は、みだりに他人の私生活をのぞくことを制止する趣旨であるから、同条にいう『観望すべき窓』とは、特に観望の目的で設けたものと解すべきでなく、窓を設置した目的の如何を問わず、その窓から他人の宅地を観望することが物理的に可能であるような位置、構造を有する窓と解するのが相当である」とした。

<sup>26</sup> 仙台地判昭和55年1月25日、判時973号115頁。

裁判所は、「前記疎明の結果から債権者土地近隣は個人の居宅を主とする地域であることが認められ、こうした地域においては、住環境の保持の観点から特に個人の住宅内におけるプライバシーが十分保護されるべきである」とし、「債権者居宅の使用状況・開口部の位置、債権者居宅と本件マンションの位置関係からすれば、債権者居宅内部が上から開口部を通してのぞき見される危険性、及びこれによって債権者家族らの蒙むであろう心理的圧迫感は大きいと推認」できるとし、「債権者の私生活に与える苦痛と、四階テラスの本件マンション居住者にとっての必要性、その他諸般の事情を比較衡量したうえで、現代の都市生活におけるプライバシーの重要性を勘案すれば、現行設計図どおり四階テラスを設置することは、債権者において受忍すべき限度を超えていると一応認められる」と判断し、係争4階テラス部分の半減を命じた。

#### [6]「橋本宅」事件<sup>27</sup>

Xらは、係争マンションを建設したY<sub>1</sub>及びその建築工事を請け負ったY<sub>2</sub>（に対し、係争マンションの建築工事による騒音等及び建築後の係争マンションによる騒音の増大やプライバシー侵害等による不法行為責任に基づき、慰謝料等の損害賠償及び係争マンションの目隠しの設置を請求した。

裁判所は、「本件マンションの一階駐車場から橋本宅一階の窓の中を覗き込むことができることが認められるが、一階の窓は塀等がなければ外部から中が見えるのが通常であり、また橋本宅は従前から京阪電車の線路に面しており電車から一階窓の中が見えていたはずであるから、本件マンションによって新たにプライバシーが侵害されたとは認められない。しかしながら、本件マンション三階及び四階からは、橋本宅の二階の窓の中が一方的に覗き込めることが認められ、これは新たなプライバシーの侵害と認めることができ、このようなプライバシーの侵害も、他人の権利を違法に侵害するものとして、不法行為と解することができる。

ところで、このプライバシー侵害を防止するため、原告らは本件マンションのバルコニーに目隠しを設置することを請求しているが、不法行為による損害賠償の方法は原則として金銭によるべきであるから（民法722条1項）、右請求は認められない。そして、右のプライバシー侵害を防止するには、本件マンションに目隠しを設置する方法よりも、予備的請求である原告ら宅の窓にブラインドを設置する方法がより確実で安価であると考えられるところ、プライバシー侵害による損害はそのブラインド設置費用の額と解するのが相当である。」

## 2 中国の裁判例

### [8]隋潔 V. 済南市歴城区東風街道七里河社区居民委员会<sup>28</sup>

#### 【事実の概要】

Xは済南市某団地某マンションに住居しており、そのマンションの北側に地域のY（居民委员会<sup>29</sup>）が設立した幼稚園があつて、係争ビル（幼稚園の教室棟）が建設された。

<sup>27</sup> 大津地判平成9年8月21日、判時1633号131頁。

<sup>28</sup> (2014)済民一終字第668号。

<sup>29</sup> 前掲注(9)を参考。

---

これに対して、Xは、係争ビルと自宅マンションの距離が極めて近く、日光と騒音をめぐる相隣権の侵害及び真向いにある係争ビルから日常生活の状態が見られることによるプライバシー侵害を主張し、訴えを提起し、Yに係争ビルの除去を請求した。

### 【判旨】

山東省済南市中級人民法院は、権利侵害を証明する証拠が不十分であるとして、Xの相隣権の主張を認めなかった。また、裁判所は、プライバシー権を「自然人が享有する、公共の利益と関係なく、自らの個人情報・私人活動及び私有領域に対して支配できる人格権である」と定義し、本件においては、他人のプライバシーを侵害する行為が「個人情報・データを密偵・調査し、私人活動を監視し、私人領域を侵入・覗き見し、みだりに他人のプライバシーを公開または不法に利用する行為」といった他人のプライバシーを侵害する行為の存在の証拠を提示していないとしXの主張を棄却した。

### 【分析】

本判決は、プライバシー権侵害行為を「個人情報・データを密偵・調査し、私人活動を監視し、私人領域を侵入・覗き見し、みだりに他人のプライバシーを公開または不法に利用する行為」と特定している。この定義によれば、プライバシーを「公開」しない限り、また「不法に利用」しない限り、プライバシーの侵害には当たらないことになる。したがって、他人の家の内部を覗き見る行為も、プライバシー侵害から除外されることになり、妥当でない。事実、学説も、私生活への侵入という侵害態様においては、行為自体発生すればプライバシー侵害となり、「損害の結果」を要しないと説く。

## 3 日中の比較

隣接建物からの視線という次元のプライバシー権の問題に関しては、中国での事例は少ない。上記の事例に関して言えば、日本の裁判例において、原告がプライバシー侵害を理由に損害賠償、すなわち、Yのマンションに目隠しを設置する費用（予備的請求では自宅にブラインドの設置）を請求しているのに対して、中国のこの裁判例の原告は、損害賠償も求めず、また目隠しの設置、ビル設計の変更なども求めずに、直接係争ビルの除去を請求している。もし、原告が除去を求めるのではなく、損害賠償や目隠しの設置等を請求したとしたら、結果はどうであっただろうか。「幼稚園教室棟にプライバシー権侵害行為の存在の証拠を提示していない」という論理、そして「公開」と「不法利用」をプライバシー侵害の要件とする裁判所の論理からすると、恐らく依然として、消極的な結果になるであろう。

### のぞき見・身体プライバシー侵害

#### (1) 日本の裁判例

日本では、他人をのぞき見する行為は、軽犯罪第1条23号「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者」に当たるとする。例えば、被告人が、住居の庭内に故なく侵入し、住居

---

内をひそかにのぞき見た所為は、それぞれ刑法 130 条前段<sup>30</sup>正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、軽犯罪法 1 条 23 号に各該当し、罰金 1 万円、拘留 15 日と言い渡された事例がある<sup>31</sup>。逆に、民事訴訟でこの種のプライバシー侵害あまり見当たらない。

## (2) 中国の裁判例

### [9] 汪峰霞 V. 満慶旺<sup>32</sup>

#### 【事実の概要】

X と Y は同じ家屋の異なる部屋を借りて住居している。2013 年 2 月中に、Y は X が寝ている間に何回も X を覗き見していた。これを発覚した X は Y に対して訴えを提起し、書面による謝罪、慰謝料 30000 元、Y が本件訴訟費用を全額負担するよう請求した。

#### 【判旨】

北京市通州市人民法院は以下のように判示した。

「市民の合法的権利利益は法律によって保護される。本件の事実によれば、Y の行為は X のプライバシー権を侵害した。X の Y に対する謝罪及び慰謝料請求は正当であり、本院はこれを支持する。しかし、X が請求した慰謝料の高すぎる部分について、本院は支持しない。本件審理中、Y は X に対して書面の謝罪書を渡し、X はこれを受け取っている。X が主張した慰謝料の具体的金額について、本院は、Y による侵害行為の程度、X が蒙った損害の程度、Y がその行為によって受けた処罰などの要素を斟酌して、これを 5000 元とする。」

#### 【分析】

上記 [8] 隋潔事例では、公開、不法利用をプライバシー侵害の要件としているので、本件では、そうした要件への言及はない。おそらく、覗き見案件において公開や不法利用が要件とされることはないと思われる。ただ、本件での損害賠償額の算定については、根拠がきわめて茫漠としており、警察によって行政処罰に処せられたことを勘案しても、何故その額が 5000 元なのか、定かでない。

## 第 3 節 住宅侵入

### 1 日本の裁判例

#### [7] 住居侵入被告事件<sup>33</sup>

---

<sup>30</sup> 日本刑法 130 条：正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

<sup>31</sup> 最高裁判所刑事判例集 36 卷 3 号 321－339 頁。

<sup>32</sup> (2013) 通民初字第 13240 号

<sup>33</sup> 東京地判平成 18 年 8 月 28 日、最高裁判所刑集 63 卷 9 号 1846 頁。東京高判平成 19 年 12 月 11 日、最高裁判所刑集 63 卷 9 号 1880 頁。最二小判平成 21 年 11 月 30 日、最高裁判所刑事判例集 63 卷 9 号

---

## 【事実の概要】

被告人が、政治ビラを配布するために各住戸のドアポストに投函し、マンション共用部分に立入行為が住居侵入罪に問われた。

第1審では、マンションの管理者の意思に反する立入り行為をしたとしても、「正当な理由」のない立入行為と解することはできず住居侵入罪を構成する違法な行為であると認められないとし被告人が無罪を言渡された。しかし、控訴審は原判決を破棄し、マンションの構造、利用、管理等の状況に照らし、共用部分は各住戸と一体をなして刑法130条前段の「住居」にあたり、被告人が本件マンションがビラ配布のための部外者立入を許容していないことを知っていたと認められること等を考慮して、被告人の行為が住居侵入罪を構成すると認定し、罰金5万円に処した。上告審でも住宅侵入罪を確認した上、憲法21条1項に違反しないと判示した。

## 【判旨】

最高裁は「本件マンションの構造及び管理状況、玄関ホール内の状況、上記はり紙の記載内容、本件立入りの目的などからみて、本件立入り行為が本件管理組合の意思に反するものであることは明らかであり、被告人もこれを認識していたものと認められ」ているとして、「本件マンションは分譲マンションであり、本件立入り行為の態様は玄関内東側ドアを開けて7階から3階までの本件マンションの廊下等に立ち入ったというものであることなどに照らすと、法益侵害の程度が極めて軽微なものであったということとはできず、他に犯罪の成立を阻却すべき事情は認められないから、本件立入り行為について刑法130条前段の罪が成立するというべきである」と判示した。

## [8]GPS 捜査事件<sup>34</sup>

### 【事実の概要】

被告人が複数の共犯者と共に犯したとうたがわれていた窃盗事件に関し、組織性の有無、程度や組織内における被告人の役割を含む犯行の全容を解明するための捜査の一環として、約6か月半の間、被告人、共犯者のほか、被告人の知人女性も使用する蓋然性があった自動車等合計19台に、同人らの承諾なく、かつ、令状を取得することなく、GPS端末を取り付けた上、その所在を検索して移動状況を把握するという方法によりGPS捜査が実施された。

第1審は、GPS捜査により直接得られた証拠及びこれに密接に関連する証拠の証拠能力を否定したが、その余の証拠に基づき被告人を有罪と認定し、これに対し、控訴審では、GPS捜査に重大な違法があったとはいえないと説示し、第1審判決が証拠能力を否定しなかったその余の証拠についてその証拠能力を否定せず、被告人の控訴を棄却した。被告人がこれを不服し、上告した。最高裁は、GPS捜査によって直接得られた証拠及びこれと密接な関連性を有する証拠の証拠能力を否定する一方で、その余の証拠につき、同捜査に密接に関連するとまでは認められないとして証拠能力を肯定し、これに基

---

1765頁、判時2090号149頁。

<sup>34</sup> 大阪地判平成27年7月10日、判時2288号144頁。大阪高判平成28年3月2日、判タ1429号148頁。最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁。

---

づき被告人を有罪と認定した第1審判決は正当であり、第1審判決を維持した原判決の結論に誤りはないとし、上告を棄却した。

### 【判旨】

最高裁はまず、GPS 捜査は「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである」と判断した。

さらに、最高裁は、「憲法 35 条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である」として解釈した。

## 2 中国の裁判例

### [10] 関菲 V. 天津福泰不動産開発会社<sup>35</sup>

#### 【事実の概要】

1995 年 11 月 24 日、X は Y（不動産会社）から家屋を購入した後、自らその内装を設計した。1998 年 1 月 6 日、X の許可を得て、Y は内装後の部屋を撮影し、営業のためのアルバムに使用した。その後、Y は写真のうちの 1 枚をライトボックス広告、宣伝パンフレット及び 2 種の新聞紙の広告版に使用した。Y は X からこれらの使用許可を得たことについて、証拠を提出していない。

#### 【判旨】

天津市高級人民法院は以下のように判決を下した。

「我が国の憲法は、『市民の住宅は侵犯されない』と規定している。X の住宅はその個人の領域であり、X は公共の利益と無関係の個人領域を享有する権利を有する。X の住宅の秘密性はプライバシーに属し、法によって保護されるべきである。X は、Y による撮影行為及びその宣伝パンフレットへの使用を許可したが、自分の部屋の写真をライトボックス広告、宣伝パンフレット及び 2 種の新聞紙の広告版に利用することは許可していない。これらの行為は X のプライバシーを不法に利用するものであり、且つ、主観的な過失を有し、X のプライバシー権を侵害するものである。Y には X のプライバシー侵害が成立し、本院は X の訴訟請求を支持する。」

#### 【分析】

中国では、裁判所が憲法を直接適用することは齊玉苓事件が起きるまでは、公式には禁じられていたが、本件は、裁判所が憲法 39 条（「中華人民共和国の市民の住宅は侵犯を受けない。市民の住宅を不法に捜査し、又は不法に侵入することを禁止する」）を直接適用したケースである。ただし、本件が憲法 39 条の想定するようなケースであるかは疑

---

<sup>35</sup> (1999)高知終字第 33 号。著作権の判断なされたが、ここでは省略する。



---

問である。むしろ、本件で興味を惹くのは、プライバシー権に関する実定規定がない時期にあって、プライバシー権を明言し、その適用を認めていることである。また、本判決では、法院は、住宅を「公共の利益と無関係」の「個人領域」に限定したうえでプライバシー権の存在を認め、その要件としては、故意に限定することなく、「主観的過失」で足りるとの判断を示している。

#### [11] 「延安夫妻 AV 鑑賞」事件<sup>36</sup>

##### 【事実の概要】

2002年8月18日深夜、陝西省延安市にある交番は、管轄区内のある者が猥褻ビデオを観ているという通報の電話を受け、4人の警察官をXの住所に派遣した。ドアが閉まっており、屋内の者がAVビデオを観ているか否か確認できなかったため、警察は、窓の隙間から屋内を覗き、猥褻ビデオが放送されている事実を捉えた。警察は、看病を口実にして、家屋捜査書類を提示せず夫婦の寝室に突入し、また、猥褻証拠を確保するため、猥褻プレー、テレビ、放送プレーヤーを差し押さえようとして、Xと揉めた。そこで、猥褻伝播物品罪と公務妨害罪の嫌疑でXを交番まで連行し、また、同時に、猥褻伝播物品の証拠品として、寝室内で見付かった3枚の猥褻プレー、テレビ、放送プレーヤーを差し押さえた。その後、Xを公務妨害罪の疑いで刑事拘留し、その後、検察院によるXの逮捕申請手続をも進めた。

しかし、11月4日、検察院は警察の逮捕許可申請について、事実が不明瞭で、証拠も不十分と判断して、逮捕許可申請を認めなかった。11月5日～16日間の刑事拘留を経てXは事件審査待ちの形で釈放された。12月5日、検察はXに対する保釈、事件審査待ちの決定を取り消した。釈放されたXには精神不安定や自傷行為などの症状が現れ、延安大学医学部附属病院で精神障害と診断された。12月25日、Xは警察を相手にして国家賠償を請求し、また、名誉回復、謝罪陳述、並びに、事件関係者を処分するよう求めた。2002年12月31日、Xは延安警察と和解し、警察側はXに謝罪し、29137元の補償金を支払った。2003年1月14日、陝西省延安市公安局は事件の主な責任者であった交番所長を免職に処し、警視巡查長を職務待機処分、また、関係警察官1名を免職処分とした。

##### 【分析】

本件は裁判にならずに、警察との和解で終結したが、プライバシーに関して、幾つか指摘すべき点が存する。

まず、本件は上記の裁判例と異なり、公権力による住宅侵入のケースである。憲法39条の住宅権は、公民に賦与された基本的権利であるが、本件を見る限り、公権力の行使の是非に関する言及はまったくなされていない。裁判となっていないので、その法的判断の是非を論ずることはできないが、このようなかたちで個人の権利が侵された場合、どのように救済するかという問題は残る。先ず、刑法上の問題として、そもそも本件のX夫婦に対して罪に問えるかは疑問である。彼らは確かに寝室内でいわゆる「猥褻ビデオ」を観ていたが、しかし、当該猥褻物品を第三者に鑑賞、伝播、配布させてはいない。また、検察も警察のかかる嫌疑での逮捕請求を承認していない。刑事法上の違法性

---

<sup>36</sup> 「延安『黄碟案』引發的法学思考」法学家第2003年第3期9—10頁。

---

が問えない中で、したがって、刑法においては、この夫婦の行為を裁く法的根拠がなく、すなわち、警察はX夫婦の行為に関与する職権を有しないと考えるを得ない。それにもかかわらず、正規の手続きを踏むことなく寝室というプライバシー空間を侵したことは、プライバシー権の侵害に当たると言わなければならない。したがって謝罪はその1つの法的効果とみなすことができるし、29137 元の「補償金」は実質的には賠償金と見ることもできる。

## [12] 唐某 V. 黄某<sup>37</sup>

### 【事実の概要】

Yは、その夫AがXと不倫関係にあることを知り、2009年11月16日、Yは知り合い2人と一緒にAに尾行して、Xの住所に突入し、ベッドで寝ているXとAの様子を撮影した。Yは撮影後、110番に通報した。その後、Yは交番において、同年11月17日に「保証書」を作成し、撮影した写真を削除することと、今後XとAの生活に関与しないように保証した。その後、Xは本件訴訟を提起し、Yに対して、①『深圳晚報』でXに対する謝罪広告を掲載すること、②慰謝料3万円を支払うこと、③本件訴訟費用を負担すること、を請求した。

なお、事実認定に関して、(i)Xは、YがXとAの衣服を強引に剥奪して撮影したと主張するが、Yはこれを否定している。(ii)本院は関係交番に当該事情の有無を確認したところ、交番から、そのような事実がなかったこととの返信を受けている。(iii)Xは、Yが「Xの親属・友人に捏造・虚構の事実を流布し、二人の名誉を毀損した」と主張しているが、そのことを証明する証拠を提示していない。(iv)2009年9月、AはYとの離婚請求を提起したが、棄却された。

### 【判旨】

本件については、広東省深圳市宝安区人民法院は以下のような判決を下した。

「まず、本件第一の争点について、Xのどのような民事上の権利利益が侵害されたのか。

プライバシー権とは、市民がその個人として享有する、公共の利益、社会大衆の利益と無関係の個人情報、私人活動及び私有領域を支配する人格権であり、その個人に専属する絶対権である。司法機関の調査部門が法に拠って取得する監視・撮影できる職権を除き、いかなる人も不作為の義務を負い、作為の場合、直ちに違法となる。我が国にはまだプライバシー権を規定した明確な法律条文がないが（まもなく公布される権利侵害責任法には規定される予定）、我が国の憲法の立法原則及び民法通則の原則的・一般的規定により、本院は、以下のような行為はプライバシー権侵害の範囲に帰属すると判断する。

①他人の許可を得ずに、その氏名・住所・肖像・電話番号を公開すること。②他人の住宅に不法に侵入・捜査すること、または他の方法により他人の居住の安定を害すること。③不法に人を尾行し、住所を監視し、盗聴設備を設置し、他人の私生活の様子を撮影し、住宅内の状況を覗き見すること。④他人の財産状況を不法に調査し、または本人

---

<sup>37</sup> (2010)深宝法民一初字第244号。

---

の許可を得ずにその財産状況を公開すること。⑤他人の手紙を開封し、日記を無断で読み、他人の情報を探り及びこれらを公開すること。⑥他人の社会関係を不法に調査し、公開すること。⑦人の夫婦間の性生活に干渉し、またはそれを調査・公開すること。⑧人の婚姻外の性生活を公開すること。⑨人の個人情報を漏洩しまたはその公開の範囲を不当に拡大すること。⑩他人が社会に公開したくない純粋な個人情報を収集すること。

以上の判断からすると、本件Xの侵害された民事上の権利利益は、プライバシー権の範囲に属する。また、Xは、Yがその名誉権を侵害したとも主張するが、「Xの親属・友人に捏造・虚構の事実を流布し、2人の名誉を毀損」ことについてそれを証明する証拠を提示していないため、名誉権侵害は成立しない。

次に、本件第2の争点として、Yの撮影行為はXのプライバシー権の侵害に当たるか。

Yは、自分の撮影行為がXと夫Aの不倫関係を証明するためであると主張するが、当該行為は『民事活動に従事する場合法律に遵守しなければならない』という法律原則に違反するため、本院は被告の主張を支持しない。そして、事件審理で究明された事実から以下のようなことが確認できる。①Xは訴状において、自分がAとは『叔父と甥の関係にあり、仲もかなり良かった』と述べているゆえ、XはAが既に結婚していることを知っているはずである。②本件において、Yは確かにXの住宅に侵入し、その裸姿を撮影したといったプライバシー権侵害行為をなした。③YがXのプライバシー権を侵害した理由は、XとAの不倫関係を疑っているためである。④警察の証言によれば、Yが犯罪行為をなしたことを証明する証拠がない（もしXが主張するような、YがXとAの衣服を強引に剥奪して撮影した行為があったとすれば、警察が法によって治安管理处罰乃至刑事責任を追及するはずである。）⑤2009年11月16日、Xが自分の部屋でAと裸で一晩過ごしたことについて、合法的かつ合理的な理由がない。⑥Yが撮影した後すぐに警察に通報したことについては、Yには理由もなく悪意を抱いているのではなく、きちんとした理由が存したといえる。⑦Yは交番ですでに撮影した写真を削除し、後に『保証書』をも作成しており、後悔の意識を持っており、且つ、現在に至っても、Yの行為が重大な損害結果を引き起こしたとは言えない。

以上、YがXの住所に突入し、XとAが夜一緒に裸で寝ている様子を撮影した行為は、他人のプライバシー空間に侵入することであり、Xが享有するプライバシーの権利を侵害し、これに相応する民事上の不法行為責任を負うべきである。

本件では、Yのプライバシー権侵害行為は、社会に公開されていないが、Xに対して確かに精神的・心理的苦痛を生じさせ、また、その苦痛の程度は被害者でなければ感じ取れない。ゆえに、YはXに対して謝罪し、且つ、一定の損害賠償責任を負わなければならない。それによってXの精神的・心理的苦痛を解消すべきである。しかし、本件事実に照らせば、Yはその行為に対して責任追及を逃れることはできないが、それなりの事情と理由がないわけではなく、許すべき点もあると言わざるを得ない。Xにも本件事実の発生対しても相応の過失と責任がある。

また、Yの不法行為は社会に公開されていないので、Xの、新聞紙における謝罪広告、影響の消去などの訴訟請求には事実と法的根拠がなく、本院はこれを支持しない。Xの慰謝料請求の額は本院判決の額をはるかにを超えており、本院はこれを支持しない。

---

よって、本院は民法通則 106 条 2 条、134 条第 7 項、第 10 項、精神的損害賠償に関する司法解釈第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 11 条の規定<sup>38</sup>にもとづき、情状酌量し、以下のように判決を下す：

一、本判決発効後 10 日以内において、Y は X に対し、書面で謝罪する（謝罪の内容は本院の審査を経なければならない）。

二、本判決発効後 10 日以内に、Y は X に対し、慰謝料 500 元を支払う。

三、X のその他の訴訟請求を棄却する。」

### 【分析】

法院は、まずプライバシー権を「市民がその個人に対して享有する、公共の利益、社会大衆の利益と無関係の個人情報、私人活動及び私有領域を支配する人格権であり、その個人に専属する絶対権である」と定義する。そして、本判決は、筆者が収集した裁判例のうち、唯一、プライバシーの侵害態様を列挙しており、裁判実務においてどのような侵害態様がプライバシー権侵害になるかを考察する際に参考となる。本件の場合、Y の住宅侵入及び撮影行為は、(2)（「他人の住宅に不法に侵入・捜査すること、または他の方法により他人の居住の安定を害すること」）と (3) {「不法に人を尾行し、住所を監視し、盗聴設備を設置し、他人の私生活の様子を撮影し、住宅内の状況をのぞき見すること」} に属し、プライバシー権侵害を構成する。

また、X のプライバシーは Y の行為によって公開されてはいないものの、「X に対して確かに精神的・心理的苦痛を生じさせ、また、その苦痛の程度は被害者でなければ感じ取れない」として、謝罪及び精神的損害賠償を認めている。ただ、本件認定事実によれば、Y の行為に過失はあるものの「悪意」はなく、X 自身にも過失があること（A が結婚

---

<sup>38</sup> 民法通則 106 条 2 項

「公民、法人由于過錯侵害国家的、集体的財産、侵害他人財産、人身的、应当承担民事责任」＝「市民・法人は、故意または過失により、国家若しくは集団の財産または他人の財産若しくは人身を侵害した場合、民事責任を負う。」

第 8 条 2 項

「不法行為により他人に精神損害を与え、重大な結果を惹起した場合、人民法院は権利侵害者が侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪等の民事責任を負うよう判決で命じることができる外、被害者の請求にもとづいて権利侵害者に相応の精神損害撫慰金を賠償するよう判決で命じることができる。」

第 9 条 3 項

「その他の損害の場合の慰謝料」

第 10 条

精神的損害の賠償額は、以下の要素によって確定する：

- (一) 加害者の過錯（故意または過失）の程度、法律に別段の規定がある場合を除く；
- (二) 侵害の手段、状況、方式など具体的な事実；
- (三) 不法行為による結果
- (四) 加害者の受益状況
- (五) 加害者の責任を負担する経済能力
- (六) 訴訟を受理する法院所在地の平均生活レベル

法律、行政法規に後遺障害賠償金、死亡賠償金について明確な規定がある場合、法律、行政法規の規定を適用する。

第 11 条

被害者が損害事実と損害結果に対し、故意または過失（過錯）がある場合、その故意または過失（過錯）の程度によって、加害者の精神的損害賠償責任を軽減または免除することができる。

---

していることを知っているにもかかわらず、不倫関係を持つ) によって過失相殺によって、賠償額を減額している。

### 3 日中の比較

日本における住宅の侵入問題は、刑法 130 条前段の住宅侵入罪によって解決でき、プライバシー侵害の出番がほぼないといえよう。逆に中国裁判例[12]では、知り合いを連れて、不倫する夫とその相手に尾行してその寝室に突破して撮影までしたことが、結局プライバシー侵害に構成し、損害賠償及び謝罪が認められた。また、日本の GPS 捜査事件では、「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るもの」であり、さらに、憲法 35 条に保障される対象として、「住居、書類及び所持品」のみではなく、「これらに準ずる私的領域」も侵入されないと解されている。裁判例 [11]「延安夫妻 AV 鑑賞」事件では、GPS 捜査という新しい捜査技術ではなく、警察は、正当な手続きを踏むことなく寝室に侵入したが、「補償金」を賠償金としてみることもできるが、結局裁判所による判断がなく、和解で終わった。[10] の判旨で中国憲法 39 条が言及されたが、宣言的意味を持っているのみであり、裁判規範としてももちろん使用されていない。こうしてみると、[10] 住宅内の様子を同意なしに外部に公開する行為、[11] 警察による住居内への侵入、[12] 私人による住宅内への侵入行為はいずれもプライバシー侵害にあたり、住宅イコールプライバシーという法観念は恐らく中国に定着しているが、警察・公権力とのかかわりがあやふやのところが残っており、今後さらなる観察が必要であろう。

---

## 第3章 私事の公開

私事の公開はプライバシー侵害の典型的な類型であり、以下ではその具体的な侵害態様をみていく。

### 第1節 新聞記事・雑誌・小説・放送等による侵害

新聞記事によるプライバシーの侵害は恐らく最も代表的な侵害類型をなす。プライバシー権が始めて提唱されたウォーレン・ブランダイス論文が書かれたきっかけも、ウォーレン夫人のプライバシーが暴露されたことであるし、現代マスコミの発達によって必ず起こる事柄で、真っ先にプライバシー権侵害になる態様でもある。以下では、まず日本で起きた幾つの裁判例を挙げて考察してみる。

#### 1 日本の裁判例

##### [1]「宴のあと」事件判決<sup>1</sup>

###### 【事実の概要】

Xは、元外務大臣で昭和34年東京都知事選挙に革新政党から推薦された立候補したが落選した。Xの妻であるAは、夫の選挙に尽くしたが、選挙後、Xと離婚することとなった。Y<sub>1</sub>は、この事件を小説「宴のあと」に書き、中央公論誌上に連載した。

Xは、Y<sub>1</sub>の小説に夫婦喧嘩、寝室の行為、肉体描写などを含んだ私生活を「のぞき見」し、公開されたことが、その公表手段が文学作品であるかどうかにかかわらず、Xのプライバシーを侵害するものであり、出版の中止を申請したが、結局Y<sub>2</sub>から出版した。

Xは、私生活の「のぞき見」描写は、堪え難い苦痛であり、プライバシー権の侵害であるとして、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>を相手どり、謝罪広告と損害賠償を請求して訴えを提起した。

###### 【判旨】

裁判所は「近代法の根本理念の一つであり、また日本国憲法によって立つところでもある個人の尊厳という思想は、相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることによって初めて確実なものとなるのであつて、そのためには、正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならない」と述べ、「私事をみだりに公開されないという保障が、今日のマスコミコミュニケーションの発達した社会では個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとみられるに至っていることを合わせ考えるならば、その尊重はもはや単に倫理的に要請されるにとどまらず、不法な侵害に対しては法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益であると考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを1つの権利と呼ぶことを妨げるものではないと解するのが相当である」と判

---

<sup>1</sup>東京地判昭和39年9月28日、判時385号12頁。

---

示し、「今日のマスコミコミュニケーションの発達した社会」における個人の尊厳の保護を強調した。

さらに、裁判所は、「プライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、公開された内容が（イ）私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、（ロ）一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、（ハ）一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とするが、公開されたところが当該私人の名誉、信用というような他の法益を侵害するものであることを要しないのは言うまでもない」と判示し、プライバシー侵害の成立要件を確立した。

## 【2】『エロス+虐殺』事件<sup>2</sup>

### 【事実の概要】

Xは長年衆議院議員を勤め、政界から離れた以後、社会評論家として活躍している者である。Y<sub>1</sub>は映画の制作・販売等を目的とするプロダクション、Y<sub>2</sub>は芸術映画の輸出入、制作等を目的とする会社である。Y<sub>1</sub>は、大杉栄と3人の女性の愛憎関係をテーマとした映画「エロス+虐殺」を監督制作し、映画には、旅館「日蔭茶屋」における正岡逸子（3人の女性の1人）の大杉に対する嫉妬の場面及び刃傷場面の描写をかなり強調して展開した。正岡逸子はXの仮名であることはたやすく推定できる。

XはYらに対して名誉毀損、プライバシー侵害を理由に映画「エロス+虐殺」の上映禁止、第三者への売却・引渡・賃貸・譲渡等その他の処分の禁止を求める仮処分を申請した。

### 【判旨】

1審では、「人格権の侵害に対する法的救済は、個人の尊厳、幸福追求の権利と表現の自由の保障との接点の問題として慎重な配慮を要するといわなければならない。人格権の侵害に対し事前に差止請求権を認めうるか否かについては議論の存するところであるが、これを積極的に解しても、表現の自由に対する重大な制約である点に鑑み検閲を禁じた憲法21条2項の精神を考慮して、権利侵害の違法性が高度な場合にのみ、差止請求を認めるべきものと解するのが相当である」として、差止請求には「違法性が高度な場合」のみ認められるとした。また、プライバシー侵害について、「もっとも映画という媒体の性質上、とくに描写の態様ないし深度いかんによってはプライバシーの侵害を認めうる場合もあることは否定しがたい」と述べたが、「プライバシーの侵害の違法性も表現の自由との比較衡量ないし価値選択の問題であることに鑑みれば」、本件の場合において、「その上映差止請求権を生ずべき高度のプライバシー侵害の違法性があるとは断定できないといわざるをえない」と差止請求を否定した。

---

<sup>2</sup> 東京地判昭和45年3月14日、判時537号28頁。東京高判昭和45年4月13日、判時582号70頁。

---

2 審では、「人格的利益の侵害が、小説、演劇、映画等によってなされたとされる場合には、個人の尊厳及び幸福追求の権利の保護と表現の自由（特に言論の自由）の保障との関係に鑑み、いかなる場合に右請求権を認むべきかについて慎重な考慮を要するところである。そうして、一般的には、右請求権の存否は、具体的事案について、被害者が排除ないし予防の措置がなされないままで放置されることによって蒙る不利益の態様、程度と、侵害者が右の措置によってその活動の自由を制約されることによって受ける不利益のそれとを比較衡量して決すべきである」と判示した。

本件は法理論上差止に関して有名であるが、中国には侵害の停止について明文規定がある上、表現の自由が日本のように常に出されるわけではない。

### [3] 「石に泳ぐ魚」事件<sup>3</sup>

#### 【事実の概要】

『石に泳ぐ魚』は後の芥川賞を受賞した Y<sub>1</sub>（作家）の小説として Y<sub>2</sub>（出版社）によって掲載された。この小説には、登場する女性の顔面にある生まれつきの大きな腫瘍について詳細且つ苛烈に描写しており、また、この女性の父親には逮捕歴があることとされていた。X は Y<sub>1</sub> の友人であり、本件小説中の女性と同様に身体的特徴（腫瘍）・経歴等を有し、本件小説中の女性と X との同一性は容易に識別できるため、プライバシー権、名誉権及び名誉感情の侵害で訴えを提起し、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub> に対し、慰謝料の支払い、謝罪広告の掲載、及び本件小説の単行本の出版等による公表の差止等を請求した。

#### 【判旨】

1 審では、「原告がみだりに公開されることを欲せず、それが公開された場合に原告が精神的苦痛を受ける性質の未だ広く公開されていない私生活上の事実が記述されている場合には、本件小説の公表は原告のプライバシーを侵害するものと解すべきである。そして、その場合、摘示された私生活上の事実はすべて真実でなければならないものではなく、「朴里花」と原告とを同定できる読者が原告の私生活であると認識しても不合理ではない程度に真実らしく受け取られるものであれば足りるものと解すべきである」とは判示し、「宴のあと」事件によって確定された 3 つの要件にあてはめ、プライバシー侵害を認めた。プライバシー侵害に関する判断につき、2 審と上告審とも踏襲した。

また、差止について、最高裁は「原審の確定した事実関係によれば、公共の利益に係わらない被上告人のプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にない被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等により被上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づく被上告人の各請求を認容した判断に違法はなく、この判断が憲法 21 条 1 項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和 41 年（あ）第 2472 号同 44 年 6 月 25 日大法廷判決・刑集 23 巻 7 号 975 頁、最高裁昭和 56 年（才）第 609 号同 61 年 6 月 11 日大法廷判決・民集 40 巻 4 号 872 頁）の趣旨に照らして明らかである」と判示した。

---

<sup>3</sup> 東京地判平成 11 年 6 月 22 日、判タ 1014 号 280 頁。東京高判平成 13 年 2 月 15 日、判タ 1061 号 289 頁。最三小判平成 14 年 9 月 24 日、判タ 1106 号 72 頁。



---

上述した日本の裁判例ではしばしば表現の自由とプライバシーの保護の調整原理が議論されるが、中国の裁判例にはこのような議論がなされていない。

## 2 中国の裁判例

### [1]作家楊沫をモデルにしたノンフィクション小説<sup>4</sup>

#### 【背景】

事件が発生した1986年、楊沫（以下、Xと記す）は72歳であった。Xは小説『青春の歌』の作者として中国で広く知られている女性作家である。この小説は、30・40年代の知識青年たちが共産党の指導を受け、国家、人民の将来は自分の責任として国家、人民のために頑張っている姿を描き、後に映画化もされ、毛沢東時代の中国の青年に大きな影響を与えた。Xは作家として有名で、多くの人々に尊敬される人物である。『小説林』（以下、Yと記す）は、Xの同意なしにXをモデルとした小説を載せた。Xは裁判に訴えることなく、他の方法を用いて、抗議したからである。当時中国の有名人は自己の名誉・プライバシーが侵害されると、今日の有名人のように、法的手段を用いて、裁判に訴えるのではなく、中国作家協会、中国共産党宣伝部などの上級機関に告発した。だが、このようなやり方は当時の社会・法律の実情に見合うものであった。この事件は、1987年前後、つまり中国の改革開放の初期に、民法通則がまだ施行していない段階に起きた事件なので、ここで事実の部分をより詳細に述べておきたい。蓋し、名誉・プライバシー権侵害事件が問題となったばかりの当時の事情と今現在に起きている事案の違いをある程度明らかにしておきたいからである。この事件から、プライバシーという問題を当時の知識人たちがどのように認識したのかなどが見えてくるだろう。

#### 【事実の概要】

1986年12月7日に、Y（黒竜江省ハルピン市の雑誌）が1987年第1号に「Xの初恋」という小説が掲載されるという情報をXに伝えた。そのノンフィクション小説は、猥褻な描写が多くて、Xが性的に開放的な女性として描かれており、Xは自分の人格と人間としての尊厳がおかされたと感じた。また、小説の中には、Xの兄と兄嫁はXが困難な時期に、経済的な負担を嫌うため、妹としてのXに冷たかったという描写もある。小説の最後のところには、X本人以外のところから入手したXの写真と署名も掲げられていた。ノンフィクション小説で、しかも実名がそのまま使われているにもかかわらず、X本人は小説の執筆と掲載をまったく知らなかった。Xはこのことを聞いて、ショックを受け、Yに抗議し、すぐにその小説の発表を差し止めるよう強く要求した。しかし、Xの抗議は無視され、Yの小説はまもなく各地に郵送され、発行部数は30万部にも達した。Xはこのことを各上級機関に訴え、行政手段による解決を求めた。その後、関連部門によって、小説を掲載した雑誌Yをしばらく流通停止とし、地方に郵送された分も販売停止するようにと命じたが、Y側はこの命令に従わなかった。

事件について、Xは以下のように主張した。

---

<sup>4</sup> 1980年代では判決文が公開されていない。本事件の概要については主に、雑誌『民主与法制』1987年第3号及び韓景芳「中国の有名人報道におけるプライバシー侵害問題の一考察--「楊沫事件」「史可事件」を中心に」評論・社会科学69巻（2003）1頁以下の内容による。

---

第1に、「Xの初恋」の序文には大きな問題がある。序文には、「『青春の歌』の読者、とりわけ思想の活発な青年たちと思春期の少女たちは、小説中のヒロインとその男性の恋愛は、作家X自身の経験ではないか、と考へ、事実を知りたく思っていることだろう。このノンフィクション小説は絶対の信頼と権威をもって、あなたの疑問に答える」と書かれた。Xは、『青春の歌』のヒロインの恋愛がすなわちX自身の初恋という言い方はおかしいし、このノンフィクション小説をXは事前に見たこともなく、Xにインタビューしたこともないのに、「権威ある回答」などというのは読者をだますものだ、と意見を表明した。

第2に、Xは困難な時期にその兄と兄嫁が経済的な負担を嫌ってXに冷たかった、と小説では書かれている。「兄と兄嫁の冷たい顔」、「窒息するような兄の家に住みたくない」などの表現は事実無根で、兄と兄嫁に対する誹謗、中傷である、とXは反論した。

第3に、猥褻な表現があつて、Xは性的にオープンな女性として書かれた。Xはそれが事実ではなく、自分のイメージが傷つけられ、自分の初恋が歪曲され、しかも全国に伝えられたのは許されない、と抗議した。最後に、小説の末尾に用いられているXの写真と署名は筆者がX本人以外のところから入手したものであり、それを利用したのは筆者と編集者が読者の信用を得るために、肖像権を侵害し署名を盗む違法行為であったと主張した。

しかし、Y側は、この小説はXを誉めこそすれ、けなす意図は全くなく、その描写はけっして猥褻ではないと強調し、雑誌を一時販売停止にするよう求めた黒竜江省共産党委員会の意見を聞かず、Xの抗議を無視し、その雑誌を全国で販売した。Xは裁判に訴えることなく、メディアで声明文を出したり、上級の行政機関に訴えたりしたので、中国宣伝部の注目を引いた。最終的には、中国作家権益保護委員会の調停で、双方が和解し、Y側が記者会見の席上でXに謝り、XもY側の謝罪を受け入れた。またY側がXの人格の尊厳を侵害したことについてXに経済的な賠償を行うことに同意し、事件は解決された。

### 【分析】

事件は1986年の年末に発生した。1986年はちょうど、民法通則の制定の年であった。しかし、民法通則の中には、名誉権が規定されているが、プライバシー権に関する条文はなかった。1987年1月からその民法通則が施行され、市民の名誉が侵害された場合、裁判所は民法通則に定められている条文によって審理することが可能となった。そして、Xの写真が無断で使われたことについては、民法通則100条に市民の肖像権に関する規定があり、名誉・プライバシーについては、民法101条と120条に規定が存した。民法通則120条によって、Xは侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、および謝罪と損害賠償を要求する権利がある。

この事件を解決する過程において、Y側は上級機関からの圧力を感じて、Xにこの問題について『人民日報』の広告欄に謝罪広告を出すという約束をしたが、その後、謝罪広告を出すことを拒否した。

最終的にY側は上級機関の「指導と勧告」を受け、Xに謝罪した。もし上級機関の干渉がなかったら、X個人の力でこの問題を解決しえたであろうか。Xは有名作家であり、

---

「中国作家協会」のメンバーでもある。こうした「上級機関」による解決は、当時法がまだ普及されていない段階での紛争解決の特徴をなした。

## [2] 李某某訴郝某某、『蘭州晨報』社、甘肅省『現代婦女』雜誌社隱私權侵害事件<sup>5</sup>

### 【事実】

X：李某

Y<sub>1</sub> 郝冬白（記者）

Y<sub>2</sub> 『蘭州晨報』社

Y<sub>3</sub> 甘肅省『現代婦女』雜誌社

Xは性転換手術をし、元勤務先によって解雇され、別の職に就いた。Y<sub>1</sub>は、Xの同意を得て、このことにつき取材を行った。Yは、Xの本名と写真を披露し、『男の道を歩んできた女——我が省初めての性転換者』を題とする記事をY<sub>2</sub>に掲載した。また、Y<sub>1</sub>は当該記事を「性転換者李〇〇」の題でY<sub>3</sub>にも掲載した。これらの記事によって、Xは新勤務地において大きな罵声を浴びることになり、Xは強い圧力を受け、再び失業し、その地からも離れざるを得なかった。Xは、係争記事が自分の本名と写真を披露したことでプライバシーが大いに暴露されたとして、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>に対して訴えを提起し、①侵害の停止、影響の除去、名誉の回復、公開の謝罪②人身権侵害による損失（肖像権、名誉権を含む）計40万元、精神的損害賠償15万元③直接損失（交通費・食費・宿泊費を含む）3万元、を請求する。

これに対して、Y<sub>1</sub>は、①Xの同意を得てから取材を行い、さらに、X本名の使用も、本人の同意を得たものである。ゆえに、プライバシー侵害は存在しない、②係争記事に書かれているエピソードはすべて事実であり、言葉遣いも理解と同情に基づいたものであるゆえに、名誉権侵害も存在しない、と抗弁した。

Y<sub>2</sub>は、①係争記事が発表される前に、責任者は何回もY<sub>1</sub>にXの同意を得たかどうかについて確認をとり、さらにXに電話し、肯定の回答を得てから記事を採用した、②本社の態度は厳粛・慎重であり、権利侵害が存在しない、と抗弁した。

Y<sub>3</sub>は、①係争記事を採用する前、Y<sub>1</sub>にXの同意を得たことにつき確認した、②Y本雑誌の顕著な場所に「記事によるすべての責任は作者にある」との声明があり、故に本雑誌社が不法行為責任を負担しない、と抗弁した。

### 【判旨】

蘭州市中級人民法院は、非公開審理を経て、以下のような判断を下した。

「Y<sub>1</sub>によって書かれた、Xのプライバシーに関する報道は、Xの同意を得たといえども、Xは、Y<sub>1</sub>が具体的にどのような内容を書くのか、どのように書くのか、どの程度まで書くのかについて承知していたとは言い難い。Y<sub>1</sub>は、書いた文章をXに確認させていない状態で、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に公開發表し、Xの仕事と生活に多大な不便をもたらし、その行為

---

<sup>5</sup> 最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社、2000）（第1輯、総第31輯）、39頁。

---

は名誉権侵害を構成する」と判示した。最後に、XはY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>と和解し、以下のような和解協議を形成した。

Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>はそれぞれ、Xに人民元4000元、6000元、5000元を賠償する。

蘭州中級人民法院は当該協議の合法性を認め、1999年11月17日に「和解書」を発行した。

### 【分析】

性転換者という事実が記事によって暴露されることは、「私事の公開」を構成し、仕事まで変えなければならない事態に追い込まれたことは明らかに「私生活の安定」を脅かす行為にあたる。本判決で注目すべきなのは、取材に同意したからといって、取材対象につき確認を求めなければ免責できないと述べている点にある。裁判所は、弱者（経済的社会的地位に弱い）の立場に立ち、原告が取材に同意したとは言え、被告が「具体的にどのような内容を書くのか、どのように書くのか、どの程度まで書くのかについて承知していたとは言い難い」との判断を下した。

本件は2000年に起きた事件なので、プライバシー権侵害は名誉権侵害の枠組みで処理されたわけであるが、性転換者であること自体が差別を受け、周りから貶められ、「大きな罵声」を浴び、二度に渡って解雇されたことからすると、名誉権侵害も充分考えられる。

### [3]張某某等 V. 京華時報社<sup>6</sup>

#### 【事実の概要】

XはAの親である。2012年11月8日、北京市人民檢察院第二分院は、故意傷害罪でAに対して公訴を提起した。「起訴書」に以下のようなことが記載されている：「法に依って以下のようなことが判明した：2012年4月11日8時頃、被告人Aは、本市北京盛華國際武術俱樂部練習場内において、細事で被害者B（男性、17歳）と喧嘩した。被告人AはBの胸部を猛烈に蹴り、Bの肺部に打撲傷を与え、心臓振動で死亡させた。被告人Aは2012年4月11日に北京市公安局順義支部に自首した…被告人Aが国家の法律を無視し、故意に他人の身体を傷つけ、死亡させたことについて、本院は、Aの犯罪が悪質で、結果が深刻であり、証拠が確実且つ充分である判断する。被告人Aは犯罪時において18歳未満であり、中華人民共和国刑法第17条の規定により、処罰を軽減すべきである」。同日、北京市赤十字会急診センターはAに対して身体検査を行い、Aの家族に「貧血原因が不明、血小板減少原因不明、今調査中」との内容が記載されている危篤通知書を送った。この状況により、北京市人民法院檢察院第2支部はAに対して仮釈放を決定した。

2012年6月18日、Y（京華時報出版社）は京華時報第a10面において、「散打第3位が武術学校生徒を蹴って死亡させ、勾留された」と題する新聞を掲載し、「Aがすでに勾留された」「Aが打たれた後、Bをキックし、その胸部に直撃したとCは語る」などの内容が記載され、Aの名前が何回も文章の中に現れた。2013年1月5日、Yは京華時報第10面において、「武術学校生徒が蹴られて死亡した事件 遺族が抗弁申請を提出」を題

---

<sup>6</sup> (2014)朝民初字第17121号。

---

する新聞を掲載し、「後輩が罵られたことに不満を抱え、17歳の武術学校生徒Bが北京市青少年散打第3位Aと言争ったあげく、蹴られて死亡した。北京市第二中級人民法院はAに対して11年の有期懲役を言渡した」などの内容が記載され、Aの名前が何回も文章の中に現れた。

2013年1月、Aは再生不良性貧血と診断され、同年7月1日に死亡した。

本院の尋問によれば、Xが主張する経済損失とは、Aの死亡賠償金の20%及び葬儀費のことを指す。

以上の事実につき、各当事者が提出した新聞紙、診断証明、判決書などの証拠と当事者意見等の証拠が存在する。

### 【判旨】

北京市朝陽区人民法院は、以下のように判決を下した。

「本件における争点は2つある。その1は、Yが掲載した係争記事はAのプライバシー侵害になるかどうか。その2つは、Yが新聞に係争記事を掲載したことが、Aの死亡との間に因果関係が存在するかどうか。

第1の争点について。プライバシーとは、私人の生活の安定と個人情報の秘密を指し、プライバシー権とは、自然人が享有する、公共の利益と関係のない個人情報、私人活動及び私的領域を支配する一種の人格権である。未成年者保護法第58条は、『未成年者犯罪において、新聞・報道・テレビ番組・映画・出版物・インターネットなどでは、氏名・住所・写真・映像等当該未成年者を推測できる資料を披露してはならない』と規定している。この規定により、未成年者犯罪事件において、その氏名は既に法によって保護されるべき個人情報となり、これは未成年者個人のプライバシーに属し、プライバシー権の保護範囲に属する。」

「本件中、Aは犯罪時において未成年者であり、Yは係争新聞において、直接Aの氏名を披露し、それは明らかに中華人民共和国未成年者保護法第58条に違反し、主観上の過失をなし、Aのプライバシーの漏洩という結果をもたらした。ゆえに、本院は、YがAのプライバシーを侵害しており、不法行為が成立し、Xに対して相応の権利侵害責任を負担すべきと認定する。XのYに対する謝罪請求は法的根拠を有するため、本院はこれを支持する。謝罪の方式について、本院は、Xの過失の程度、損害結果、権利侵害の範囲等の状況を総合的に斟酌したうえで決定する。Xの侵害の停止請求については、Yの不法行為が既に停止しているので、本院はこれを支持しない。」

「第2の争点について。当事者は、自らの訴訟請求を支持する事実や相手方の訴訟請求に反駁する事実につき、証拠を提出し且つこれを証明する責任を負う。証拠を持っていない、あるいは自らの主張を証明するに足りない場合、証明責任を負う当事者がその不利の結果を負担しなければならない。」本件中、Xは、Yが係争新聞に掲載した行為とAの死亡との間に因果関係が存在することを主張するが、それに適合した証拠を提供できておらず、故に本院は、Xのこの主張を認容できず、YのXに対する損害賠償請求を支持しない。」

---

「以上、権利侵害責任法第2条、第6条、第15条、未成年者保護法第58条、最高人民法院「民事訴訟証拠に関する若干の規定」第2条により、以下のように判決を下す。」

「一、Yは、本判決が発効後7日以内に、京華時報第10版において、Xに謝罪する。謝罪の内容は本院の審査を経なければならない。Yが期間を過ぎても上述内容を執行しない場合、本院は全国発行の新聞紙を選定し、本判決書の主要内容を掲載させ、Yが所要費用を負担する。

二、Xのその他の訴訟請求を棄却する。

本件受理费3343元は、Yがこれを負担する。」

#### 【分析】

本件でも、裁判所はプライバシー権を「自然人が享有する、公共の利益と関係のない個人情報、私人活動及び私的領域を支配する一種の人格権である」と定義し、未成年者保護法第58条を援引し、未成年者犯罪事件報道における当事者の「氏名は既に法によって保護されるべき個人情報となり、これは未成年者個人のプライバシーに属し、プライバシー権の保護範囲に属する」と判示している。Yの未成年者犯罪事件報道が未成年者保護法第58条に違反して違法性があり、且つ主観上の過失も存在するとしてプライバシー権侵害が認定されたわけである。本件で分かりにくいのは、Xの損害賠償請求の理由についてである。プライバシーを侵害されたAの損害賠償請求権をXが相続したうえで請求したというのであれば、一応議論の筋道は分かるが、本件では、Aの病死とYの行為の因果関係がないとの判断を裁判所がしているところを見ると、そもそも何故かかる因果関係をめぐる議論が出てくるのか、上記の裁判記録からは、その背景が分からない。本件では、裁判所は、Xの側からの侵害の停止についても、侵害はすでに停止されているとの理由で、棄却している。謝罪請求だけが認められたわけである。

#### [4] 涂尚豪等 v. 南方都市报<sup>7</sup>

##### 【事実の概要】

XはAの両親である。Xの子であるAはアメリカノースウェスタン大学土木学卒業の博士であり、浙江大学建築工程学院で教鞭をとっていった。2009年9月17日、Aは自宅において自殺した（墜落死）。2009年10月21日に、Yは『南方都市报』において、「海归の死<sup>8</sup>——32歳のA博士が帰国3ヶ月で遺書を残して自殺、国内学界の残酷無情」と題とする記事を掲載し、Aの自殺事件について詳しく報道し、Aの氏名・出身・肖像・留学から帰国までの経緯・鬱病・浙江大学での最期などの状況を紹介した。当該記事は、ほかのメディアにも転載された。また、Aが死亡後、インターネットで浙江大学帰国博士の自殺事件に関する情報・コメント・記念文などが大量に掲載されたが、Aの氏名・写真等の情報はなかった。

---

<sup>7</sup> (2010)杭西民初字第506号

<sup>8</sup> 「海归」とは、海外での留学・研究や就業を経て中国に帰国する中国人のことをいう。一般的にはエリートのイメージが強い。

---

Xは、Yに対して、①侵害の停止、②影響の消去、③謝罪—その内容は裁判所が審査した後に『南方都市報』に3日間掲載すること、④Xに精神的損害賠償1万元支払うこと、を請求した。

### 【判旨】

杭州市西湖区人民法院は以下のように判断を下した。

「プライバシー権とは、自然人が享有する、公共の利益と無関係の個人情報・私人の活動・私人の領域を支配する人格権である。我が国民法通則におけるプライバシー権の保護は、名誉権の保護の下に置かれているが、最高人民法院『精神的損害賠償解釈』では、プライバシー侵害行為は権利侵害行為として明確に確認された。それに、『民事案件案由規定<sup>9</sup>』も、プライバシーによる紛争を単独の案由として規定している。したがって、プライバシー権は1つの独立した権利として法律によって保護されており、Xがプライバシー侵害を理由として訴えを提起することは合法である。

プライバシー侵害にあたっては、不法行為の4つの要件、すなわち、違法行為、損害の事実、行為と損害事実との因果関係、主観的過失のすべてを備えなければならない。本件における係争記事がプライバシー侵害になるかどうかについても、この4つの構成要件から分析しなければならない。係争記事はAの氏名・写真等の個人情報を披露したが、その内容と目的から見れば、係争記事の本意は、『海帰』たちの生存状況を社会に広く注意を喚起することであり、Aを貶めるような内容と権利を侵害しようとする故意はない。さらに、ネット上、Aの友人・同期らの記念文によれば、Aが自殺した事実は一定範囲内において既に知られていた。Yが係争報道においてAの写真・本名を使ったことは確かに適切でないところがあるが、Aの個人情報に対する侵害状況は軽微であり、損害結果もない。ゆえに、Yが発表した係争記事は、プライバシー侵害責任の4つの構成要件を満たしておらず、不法行為責任を負うものではない。Xの主張には事実と法律的根拠がなく、本院はこれを支持しない。民事訴訟法第64条、最高人民法院「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」第2条により、以下のように判決を下す。

Xらの主張を棄却する。」

### 【分析】

本件について、裁判所は、当時、法律においては明文の規定がなかったが、最高法院の司法解釈に基づいてプライバシー権を認めたとうえで、その権利は死者にも存在することを一般論としては認め、その侵害=不法行為の成立要件として、違法性、損害事実、違法行為と損害事実との因果関係、主観的過失の4要件を明示している。その諸要件に照らして本件を審理した結果、①「Aを貶めるような内容と権利を侵害しようとする故意はない」こと、②Yの違法性は軽微であること（「Aの個人情報に対する侵害状況は軽微」）、③損害が発生していないことを挙げて、Xの請求を棄却した。この判決については、一般的要件としては主観的面で「過失」を挙げていながら、「故意」の有無で判断しており、矛盾している。また、死者のプライバシー侵害について、その「損害」とはど

---

<sup>9</sup> 案由とは、cause of actionの中国訳で、訴訟原因のことである。判決文では必ず案由が記される。

---

のようなものを指すのか、言及がない。なお、本件では、裁判所は、Yが出版社であることに起因する、言論活動とプライバシー権の関係についての言及も見られない。

### 3 日中の比較

「宴のあと」事件判決は日本におけるプライバシー侵害のリーディングケースである。この判決でプライバシー侵害の成立要件、すなわち、(イ)「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること」、(ロ)「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること」、(ハ)「一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたこと」の3要件が提示された。

これに対して、中国の裁判例において成立要件を正面から論じているのは、上記 [4] である。すなわち、「プライバシー侵害にあたっては、不法行為の4つの要件、すなわち違法行為、損害の事実、行為と損害事実との因果関係、主観的過失のすべてを備えなければならない」と4要件を公式的に表明している。しかし、上記日本の判決のように、より立ち入った具体的な判断基準は示されていない。しかも、この [4] では、主観的要件として「過失」をあげながら、実際には「係争記事の本意は…Aを貶めるような内容と権利を侵害しようとする故意はない」と述べ、ここでは故意の有無でプライバシー権侵害の有無が判断されている。

権利侵害につき、具体的判断基準が示されていないという点では他の中国の裁判例についても同様である。

日中の裁判例において顕著な違いをなすのは、憲法の保障する表現の自由との関連をめぐる議論の有無である。上記 [2] の1審判決で「人格権の侵害に対する法的救済は、個人の尊厳、幸福追求の権利（すなわち憲法13条の幸福追求権—筆者補）と表現の自由の保障との接点の問題として慎重な配慮を要するといわなければならない。人格権の侵害に対し事前に差止請求権を認めうるか否かについては議論の存するところであるが、これを積極的に解しても、表現の自由に対する重大な制約である点に鑑み検閲を禁じた憲法21条2項の精神を考慮して、権利侵害の違法性が高度な場合にのみ、差止請求を認めるべきものと解するのが相当である」との判断を示されているように、プライバシー権侵害の有無の問題が憲法上の問題として捉えられている。この点で、中国の上記のどの裁判例を見ても、表現の自由を規定した中国憲法35条との関連で、プライバシー権侵害の有無を判断する例は皆無である。つまり、言論活動におけるプライバシー権侵害の問題について憲法論議が介在しないという特色を示している。

## 第2節 前科の暴露

日本では、「前科照会事件」、「『逆転』事件」等の判例に見られるように、前科のプライバシー性を認める見解が有力であるが<sup>10</sup>、これをプライバシーの範疇に入れるか

---

<sup>10</sup> 五十嵐清『人格権法概論』（一粒社、2003）166頁。



---

どうかについては、従来から論争がある。すなわち、基本的には、前科は公開を欲しない個人情報・経歴であり、プライバシーに該当するという賛成派<sup>11</sup>と、犯罪事実の公共性と裁判の公開性により、プライバシーに該当しないという反対派<sup>12</sup>に、意見が分かれている。

他方、中国では、プライバシー権に関する議論が多く見られるが、その1つの重要内容である前科については、あまり関心が寄せられておらず、見るべき議論も少ない<sup>13</sup>。しかし、実際には、以下に見るように前科に関するプライバシー権侵害事件がないわけではない。

## 1 日本における裁判例

### [4] 「前科照会」事件<sup>14</sup>

#### 【事実の概要】

A 弁護士会は、B 弁護士の申出に基づいて京都市伏見区役所に弁護士法 23 条の 2 により、X の前科犯罪経歴を照会したところ、同区役所はこれを中京区役所に回付し、同区長 C は A 弁護士会に X の前科につき、道路交通法違反 2 犯、業務上過失傷害 1 犯、暴行 1 犯があると回答した。

X は前科を知られない権利をプライバシーの権利ととらえ、本件報告がなされたことにより前科を他人に知られ、著しく名誉・信用・プライバシーを侵害されたとして、京都地裁に Y（京都市）に対する損害賠償及び謝罪状の交付請求訴訟を提起した。

1 審判決は請求棄却したが、2 審判決では、慰謝料 20 万円の限度で請求を認容した。Y はこれを不服し、最高裁に上告した。

#### 【判旨】

最高裁は、前科について、以下のように判断している。

---

<sup>11</sup> 前科をプライバシーとして捉える文献として、加藤新太郎「ノンフィクション作品における実名使用による前科の公表と不法行為の成否」NBL566 号（1995）61 頁、滝澤孝臣「ある者の前科等に関わる事実が著作物で実名を使用して公表された場合における損害賠償請求の可否」法曹時報 49 卷 2 号 499 頁、羽瀨雅裕「プライバシーの権利に関する一考察（一）——主に最近の下級審裁判例を手がかりとして」法学雑誌 50 卷 2 号（2003）62 頁を参照。

<sup>12</sup> 山口成樹「前科の公表の自由と犯罪者の社会復帰の利益——ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決」法学教室 168 号（1994）144 頁では、名誉と捉えている。また、中島徹は、前科等を一律にプライバシー権に帰属する論点に慎重な態度を示している。中島徹「ノンフィクション『逆転』事件」田島泰彦等編『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006）206、207 頁。

<sup>13</sup> 王利明『人格権法研究（第 2 版）』（中国人民大学出版社、2012）549 頁、王秀哲『隱私權の憲法保護』（社会科学文献出版社、2007）、王麗萍『信息時代隱私權保護研究』（山東人民出版社、2008）などでは、一言言及する程度である。また、于志剛「關於对犯罪記錄予以隱私權保護的思索——從刑法学和犯罪预防角度進行的初步檢討」河南大学学报第 50 卷第 5 期があるが、立法論的視点からのアクセスしており、刑法学と犯罪予防からの視点である。王要霞「論公民犯罪前科資料的隱私權保護」（西南政法大学修士論文、2010）では、主にアメリカ法、イギリス法、EU データ保護規則など比較法の観点から、立法論的な内容が書かれている。

<sup>14</sup> 最三小判昭和 56 年 4 月 14 日、判時 1001 号 3 頁。

---

「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法二三条の二に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものといわなければならない。」

さらに、伊藤裁判官の補足意見がある。

「他人に知られたいくない個人の情報は、それがたとえ真実に合致するものであつても、その者のプライバシーとして法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成するものといわなければならない。このことは、私人による公開であっても、国や地方公共団体による公開であっても変わることはない。」

「本件で問題とされた前科等は、個人のプライバシーのうちでも最も他人に知られたいくないものの一つであり、それに関する情報への接近をきわめて困難なものとし、その秘密の保護がはかられているのもそのためである。もとより前科等も完全に秘匿されるものではなく、それを公開する必要の生ずることもありうるが、公開が許されるためには、裁判のために公開される場合であっても、その公開が公正な裁判の実現のために必須のものであり、他に代わるべき立証手段がないときなどのように、プライバシーに優越する利益が存在するのでなければならず、その場合でも必要最小限の範囲に限って公開しうるととどまるのである。このように考えると、人の前科等の情報を保管する機関には、その秘密の保持につきとくに厳格な注意義務が課せられていると解すべきである。」

#### 【分析】

前科照会事件は、プライバシーに関係する先例である。ただし、本判決は、前科・犯罪経歴をみだりに公開されないことは法律上の保護に値する利益と認めたが、これがいわゆるプライバシーの権利又は利益であるといっていない。とはいえ、プライバシーの重要な内容の一つである他人に知られたいくない情報のうち、前科・犯罪前歴がみだりに公開されないという法的利益が最高裁によって認められたことは重要であろう<sup>15</sup>。

#### 【5】「ノンフィクション『逆転』」事件<sup>16</sup>

##### 【事実の概要】

Xは、昭和39年8月、当時アメリカ合衆国統治下にあった沖縄で他3名日本人と2名米兵と殴り合いの喧嘩に参加し、米兵のうち1名が死亡し、他が負傷したという事件を

---

<sup>15</sup> 竹田稔『増補改訂版・プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社、1998）35頁。

<sup>16</sup> 東京地判昭和62年11月20日、判時1258号22頁。東京高判平成1年9月5日、判時1323号37頁。最三小判平成6年2月8日、判時1594号56頁。

---

起こした。Xは、傷害致死及び傷害の各罪で起訴され、陪審裁判を経て、アメリカ合衆国琉球列島民政府高等裁判所により、懲役3年の実刑判決の言渡しを受けた。Xは昭和41年10月仮出獄し、沖縄でしばらく働いた後上京し、昭和43年10月から都内のバス会社に運転手として就職した。また、Xは、その後結婚して、前科を知られることなく平穏な生活を送っていた。

Yはその裁判の陪審員の1人であり、その体験に基づき『逆転』を題とする著作を執筆し、同著作を新潮社より刊行され、ノンフィクション作品として高い評価を受け、受賞まで至った。Xは、この『逆転』中でXの実名が使用されたため前科に関わる事実が公表されプライバシーの権利を侵害されたとして、Yに対して損害賠償300万円の支払を請求する訴訟を起こした。

1審東京地裁は、Xの主張するようにプライバシー侵害を認め、慰謝料50万円の支払をYに命じる判決を下した。これに対して、Yにより控訴がなされたが、控訴審東京高裁は、1審判決を基本的に支持し、控訴を棄却した。上告審最高裁は上告を棄却した。

### 【判旨】

最高裁は、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益について、以下のように承認した。

「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである（最高裁昭和五二年（オ）第三二三号同五六年四月一四日第三小法廷判決・民集三五卷三号六二〇頁参照）。この理は、右の前科等にかかわる事実の公表が公的機関によるものであっても、私人又は私的団体によるものであっても変わるものではない。そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害されその更生を妨げられない利益を有するといふべきである。」

また、「時の経過」論をも援用し、「本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない。しかも、被上告人は、地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していたのであって、公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかわる事実の公表を受忍しなければならない場合ではない」と判断している。

### 【分析】

本判決は「前科照会」事件判決を引用して人には前科を公表されない利益を認めたが、プライバシーという表現を避けている。また、本判決において、時の経過論、比較

---

衡量の判断手法、表現の自由との関係 などの論点が現れてきた。これらの問題について、以下で検討する。

## 2. 前科の暴露をめぐる論点

### (ア) 前科などの事実を公表されないことに法的保護が与えられるべきか

この点につき、最高裁と下級裁判所の判決からその判断を見出すことができる。

まず最高裁についてであるが、前科照会事件判決では、最高裁は「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と判断している。『逆転』事件では、最高裁は「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するものというべきである」と判断した。よって、最高裁は、これに対して肯定的な態度を取っていることがわかる。

他方、下級裁判所についてみると、『逆転』事件で1審判決は、前科を「まさに原告の私生活上の事実であり、一般人が原告の立場に立った場合に公開を欲しない事柄であることは明らかであり」、さらに「沖縄以外の人々にとっては未だ公表されていない事実であり、また、沖縄に居住する人々には公表されていた事実ではあるが、一旦公表された右事実であるからといって、いつまでも公表されてもよいというものではないというべく」と判示し、2審判決は、「前科については、それが人格の尊厳の基本に関わる情報であり、他方、犯罪によって喚起された社会的関心はこれに対する刑罰の確定と執行によって大幅に鎮静するのが通常であることからいって、犯罪者が刑の執行を受けることにより罪責を償ったのちは、その社会復帰、更生のために前科の秘匿について特に保護が与えられるべきであり、犯罪に対する社会の関心がある程度希薄になってきていると見られるような状況のもとでは、それは単に、刑事政策上の要請であるにとどまらず、犯罪者自身にとってその享受を権利として求めることのできる固有の法益としてプライバシーの一部を構成するものと考えられる」と判示している。

さらに、『逆転』事件の他の下級審裁判例においても、多く前科のプライバシー性を認めている。例えば大分地豊後高田支判昭和62年3月11日<sup>17</sup>は、住職が、対立する他の住職の前科を記載した文書を配布した事件において、「前科となっている犯罪事実をその刑執行終了後において適示公表することは、その者の名誉はむろんのことプライバシーの権利をも侵害」することであると判示している。

東京地判平成4年3月27日<sup>18</sup>も、週刊誌記事が、政治家の不正を暴く仕事をしていると自称する政治団体代表者の前科を適示した事件において、「前科は他人に知られたくな

---

<sup>17</sup>大分地豊後高田支判昭和62年3月11日、判時1234号123頁。

<sup>18</sup>東京地判平成4年3月27日、判時1424号72頁。

---

い事実であり、人の名誉、信用に関わるものであるから、前科ある者もみだりにこれを公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と判示した。

以上に見られるように、判例において、最高裁は前科が「プライバシー」の内容の一つであると明言していないが、裁判所において、前科がみだりに公開されないことが法律の保護に値する利益だと認定していることが確かである。

### (イ) 前科がみだりに公開されない法的利益の根拠

では、何故前科はみだりに公開されるべきではないのであろうか。この点については説が分かれている。

#### (a) 名誉権説

前科照会事件で最高裁判決は前科を「人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり」と述べているところからすると、前科をみだりに公開することは名誉権侵害にあたりと判断し、『逆転』事件を名誉権侵害事件として扱っている<sup>19</sup>。

#### (b) プライバシー権説

ただ、多数の学者は前科がみだりに公開されるべきでないことの利益をプライバシーの内容の1つと理解している。例えば、佐藤幸治は個人情報コントロール権説と棟居快行の個人イメージのコントロール権説が挙げられる。

### (ウ) 犯罪事実の公共性と裁判の公開性について—時の経過論—

最高裁は、「本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに一二年余の歳月を経過しているが、その間、被上告人が社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、被上告人は、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかであるといわなければならない」と判示し、「時の経過」基準で判断を行った。前科が時の経過によりプライバシーに変化することについても意見が分かれている。棟居快行は、前科は他人の記憶とは関係なく、過去の犯罪事実という社会的事実であって、私的事実となりうるものではなく、「私生活」を中核とした「プライバシー概念で前科の公表をカバーすること自体にはじめから無理があるであって、『時の経過』というあいまいな基準が追加されざるを得なかった」から、プライバシー性肯定の理屈として不十分であると主張する<sup>20</sup>。坂本昌成は、前科などの私事性を持つものをプライバシー概念で包括することは困難であると主張し、社会的関心の有無とプライバシーの成否とは無縁のものあり、正当な関心事であるか否かが違法性阻却の検討範囲にあるとして、「時の経過」論を否定している<sup>21</sup>。上村都は、時の経過が、表現の自由側面と非侵害利益の側面といった二つの側面、そして、保護法益確定の

---

<sup>19</sup> 山口・前掲注(12) 144頁。

<sup>20</sup> 棟居快行「ノンフィクションとプライバシー——『逆転』事件東京地判昭和六二・一一・二十」ジュリスト 905号 60頁。

<sup>21</sup> 坂本昌成「ノンフィクション『逆転』訴訟」ジュリスト臨時増刊 935号昭和 63年度重要判例解説 24-25頁。

---

次元と衡量の次元といった二つの次元とにまたがっており、これらを自覚的に区別すべきであると指摘している<sup>22</sup>。

## 2 中国の裁判例

### [5]董瑞榕 V. 杭州法図網絡科技有限公司<sup>23</sup>

#### 【事実の概要】

2012年に、Xは詐欺罪で上海市楊浦区人民法院において刑事罰を科せられた。Yは上海法院網（上海法院公式ウェブサイト）で当該刑事判決書をコピーし、修正なしにYのウェブサイトで公開した。紙媒体の判決書と比べれば、ウェブサイトで公表された判決書には、Xの性別・生年月日・戸籍地及び住所などの個人情報省略されていた。2013年4月、XはYのサイトで当該判決書を発見した。同年6月にXは当該サイトを証拠として保全・公証し、公証費2000元を支払った。そして、Xはプライバシー権侵害を理由に訴えを提起し、Yに対して、①YはXの所在地にある新聞誌において謝罪広告を掲載すること、②YはXに対して、公証費2000元を支払うこと、③本件の訴訟費用をYは負担すること、を請求した。

#### 【判旨】

杭州市拱墅区人民法院は以下のように判断を下した。

「プライバシー権とは、市民が享有する私生活の安定と個人情報が法によって保護され、他人に不法に侵入・収集・公開されない人格権の1つである。しかし、公共の利益を害い、実定法の強制的規定または重要な公共的徳に違反する場合には、法律によって保護されるべきではない。Xが詐欺罪で刑事罰に処せられた情報は、法律上保護されるプライバシーではない。ゆえに、Yが自らのサイトで（2012）楊刑初字第526号刑事判決書を公表した行為はXのプライバシー権を侵害しておらず、XのYに対する謝罪及び損害賠償請求には法的根拠がなく、本院はこれを支持しない。中華人民共和国権利侵害責任法第2条により、Xの訴訟請求を全て棄却する。」

#### 【分析】

本判決は、個人の前科は法律によって保護すべき利益には当たらないと判示したものである。

Yは、Xの性別・生年月日・戸籍地及び住所などの個人情報を省略したが、Xの氏名を残した。本件において、裁判所は、プライバシー権の内容を「市民の私生活の安定と個人情報」に限定し、「公共の利益を害い、実定法の強制的規定または重要な公共的徳に違反する場合」には「法律によって保護され」ない、「刑事罰に処せられた情報は、法律上保護されるプライバシーではない」「刑事判決書を公表した行為は」「プライバシー権を侵害して」いないとの判断を示している。ここでは、しばしば使われる「公共の利益」論ではなく、「実定法の強制的規定」という、よりはっきりとした基準でもつ

---

<sup>22</sup> 上村都「前科とプライバシー」栗城壽夫先生古稀記念『日独憲法学の創造力（上）』（信山社、2003）479頁—480頁。

<sup>23</sup> （2014）杭拱民初字第281号

---

て処理されている。つまり、刑事罰を受けたという事実は、「実定法の強制的規定」に違反する場合に当たり、そのことのみで、前科が法律に保護されるプライバシー権の範囲に属さないということを判断している。

#### [6]黄培 V. 天津一汽豊田自動車公司<sup>24</sup>

##### 【事実の概要】

2004年、XはYに勤務していたとき、窃盗罪・職務侵占罪（業務上横領罪）によって有期懲役1年10ヶ月の判決を言い渡され、これにより、YはXとの雇用関係を解除した。そして、Yは2013年新入社員研修で使う教材の中の「刑罰及び治安管理処罰法」9節において、Xの上記犯罪事実と判決内容を例として使用し、Xの氏名を明記した。

Xは、Yがそのプライバシーを公開した行為が、本人及び家族に対する精神的損害をもたらしたことを理由として、天津市滨海新区人民法院に訴えを提起し、原告のプライバシー権への侵害を停止すること、Xを2004年に働いていた部署に再雇用すること、損害賠償67090元（医療費500元、休業損害金16590元、精神的損害賠償50000元）を支払うこと、本件訴訟費用を負担すること、を請求したが、全て棄却された。Xはこれを不服とし、天津市第二中級人民法院に訴えを提起し、原審判決を破棄してXの全ての請求を認容すること、1審及び2審の訴訟費は全てYが負担すること、を請求した。

##### 【判旨】

まず、原審法院は、以下のように判断した。

「本件の争点は、Yが編集した社員教育の教材に直接Xの氏名をそのまま掲載したことが、個人情報の暴露によるXのプライバシー権の侵害に当たるかどうかである。権利侵害責任法によれば、プライバシー権とは、自然人が享有する、公共の利益と無関係の、その個人に対する個人情報、私的活動及び私有領域に対して支配できる人格権の一つである。これによれば、プライバシー権は、公共の利益と無関係の個人情報を保護することを強調している。したがって、本件において、Yが教材で援用した事件は刑事犯罪事件であり、公の領域に属する。事件の内容はXに関わるが、事件全体として、私的領域に属さないため、Xの犯罪及び刑事処罰を受けた事実はプライバシーの範囲に当たらず、法律の保護を受けることができない。したがって、Yの行為はXのプライバシー権に対する侵害に当たらない。よって、本件におけるXの諸請求を支持しない。以上、権利侵害責任法第2条、民事訴訟法第64条第1項の規定により、以下のように判決を下す：Xの訴訟請求を全て棄却する。」

Xは、この原審判決を不服とし、自分の犯罪及び刑事処罰を受けた事実がプライバシーではないという原審判決は正しくないと主張し、天津第2中級人民法院に上訴した。Xの上訴請求は、①原審判決を破棄し、上訴人Xの原審における全ての請求を認容すること、②1審、2審の訴訟費用は被上訴人Yが負担すること、である。

天津市第二中級法院は、以下のように判断を下した。

---

<sup>24</sup> (2015)二中保民初字第65号。

---

「本件においては、プライバシー権の定義が訴訟の要となる。2 審の争点は、①Y の社員教育の教材において、X の犯罪事実を事例として公開したことが、X のプライバシーの侵害となるのか、②Y は X を 2004 年の時点で在勤していた部署に再雇用し、且つ損害賠償 67090 元を支払うべきか、の二つである。争点をめぐって、以下のように判断する。」

「Y の社員教育の教材において、X の犯罪の事実を事例として公開したことが、X のプライバシーの侵害となるかどうかについて。まず、プライバシー権とは、自然人が享有する私生活と私人の情報が他人の干渉を受けない人格権を指す。法律によって保護される市民のプライバシー権は、公共の利益、集団の利益と無関係でなければならない。本件において、X が犯罪行為によって刑罰を科せられたことは客観的事実であり、且つ、その事実は既に人民法院の刑事判決書によって確認されている。人民法院によって発効された法律文書（判決を指す、筆者注）は、法的拘束力を持つだけでなく、不特定多数の社会大衆に対して公開されるものであり、法的公示力をも持っているため、公共の利益と集団の利益に係る情報である。ゆえに、当該個人情報（犯罪履歴）はプライバシーの範囲に入らない。さらに、Y が X の事案を社員教育教材に使用する際、歪曲しておらず、ただ事実どおりに転載しただけであった。よって、本院は、Y が X のプライバシー権を侵害していないと判断した原審判決を支持する。」

「また、2004 年の時点で在勤していた部署に再雇用し、且つ損害賠償 67090 元を支払うべきであるとの X の請求は、事実及び法的根拠を欠くため、本院はこれを支持しない。」

「よって、上訴人 X の上訴請求は事実及び法的根拠を欠くため、本院はこれを支持しない。原審判決の事実認定は明白であり、法律の適用は正確であるため、本院はこれを維持する。中華人民共和国民事訴訟法第 169 条、第 170 条第 1 項第 1 号の規定により、以下のように判決を下す。上訴請求を棄却し、原審判決を維持する。」

### 【分析】

原審法院は、プライバシー権を「自然人が享有する、公共の利益と無関係の、その個人に対する個人情報、私的活動及び私的領域に対して支配できる人格権の一つである」と定義し、「公共の利益と無関係」であることを強調し、前科をプライバシーの範囲から除外した。

2 審は、プライバシー権を「自然人が享有する私生活と私人の情報が他人の干渉を受けない人格権」として定義し、再び、「公共の利益、集団の利益と無関係でなければならない」と強調した。すなわち、プライバシー権は、公共の利益、集団の利益と関係するならば、もはや法律によって保護されない。そして 2 審法院は、判決書を「法的拘束力を持つだけでなく、不特定多数の社会大衆に対して公開されるものであり、法的公示力を持っているため、公共の利益と集団の利益に係る情報」として位置づけ、その論理によれば、当然犯罪履歴はプライバシーの範囲に入らない。

なお、2 審では、X の事案が社員教育教材に使用される際、歪曲されておらず、「ただ事実どおりに転載」されたにすぎないとのことが書かれている。真実性の抗弁は名誉権訴訟の場合に使われるが、本件ではプライバシー権訴訟の場合にもこの原則が適用されている。果たしてプライバシー権訴訟にも適用できるのか、疑問である。



---

上記[1][2]の事件を通じて言えることは、中国では、裁判所は、前科を公共の利益または団体利益に関わる事情として扱い、公共の利益、団体利益に関わるものである限り、プライバシー性はないと判断している。こうした認識枠組みのもとでは、上記の日本の裁判例で見たような議論は生ずる余地がない。以下、あらためてこの面での日中の議論のされ方の比較について見ておきたい。

### 3 日中の比較

以上をまとめると、以下のように言うことができよう。

まず、日本についてであるが、前述の如く、前科等の事実の公表につき、法律上の問題、乃至論点が存在することが自覚されている。そして、前科がみだりに公表されるべきでない論ずるさいの説として、それが名誉権に関わるとする説、プライバシー権に関わるとする説、さらには刑事政策上の利益(社会的復帰の法的利益)説等の諸説が存在している。こうした自覚的議論の中で、権利侵害、利益侵害の有無を判断する基準として、「時の経過」とか「利益衡量」が引き合いに出される。

しかるに、前科の公表をめぐる中国の裁判例を特徴づけているのは、こうした日本の裁判例に見られるような、法的議論そのものが存在しないという事実である。それは、結局、中国においては犯罪者にも人格があるという意識が極めて薄いということに帰着するであろう。そして、その要因については多面的な考察が求められるが、その1つの要因として、中国における「公共の利益」、あるいは「公共性」についての特殊中国的法構造の問題があると言わなければならない。この問題の法的表現形態を典型的に示しているのが、現行憲法 51 条以下の規定である。

すなわち、51 条では「中華人民共和国の市民は、自由および権利を行使する際、国家・社会・集団の利益及びその他の市民の合法的な自由および権利を害してはならない」とあり、52 条では「中華人民共和国の市民は国家の統一および全国の諸民族人民の団結を保持する義務を負う」、53 条では「中華人民共和国市民は、必ず憲法および法律を遵守し、国家の機密を保守し、公共の財産を愛護し、労働規律を遵守し、公共の秩序を守り、社会公德を尊重しなければならない」、54 条では「中華人民共和国市民は、祖国の安全、榮譽および利益を保持する義務を負い、祖国の安全、榮譽および利益に危害を与える行為にでてはならない」といった、一連の義務規定がある。こうした憲法の諸規定との文脈で「公共の利益」を考えるとすれば、この公共の利益の最上位の価値は国家の利益と安全、社会の安逸ということであり、したがって国家の利益・安全、社会の安逸を害う犯罪者に対して徹底的に打撃を加えることが市民には求められる。

こうした社会においては、「有罪の判決を受けた」前科者といえども、「みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」といった日本の最高裁判決のような判断は出てきにくい。中国憲法の 51 条以下の諸規定に示されているように、ここでは憲法の名宛人は国家権力ではなく、市民である（憲法 53 条では、市民に憲法遵守義務を課している）。このように考えると、中国の裁判所が、プライバシー権につき、私人間でのこの権利の保護にはそれなりに積極的姿勢を示しているのに、警察・公安権力が深くかかわる「公共性」維持の領域では極めて消極的であることも頷ける。

---

なお、前科の公表とは議論の次元を異にするが、犯罪者にもプライバシーの権利があるという意識自体が希薄なことを示す事例が存する。その事例の判決原文を紹介することはできないが、郝鉄川「罪犯的隱私権保護」(法制日報 2004 年 6 月 24 日)に 2003 年に起きた記事がある。その概要は以下のようなものである。

湖北省襄陽市元市長であった X は賄賂罪の疑いで検察院に立案調査された。当年 9 月 9 日に、X に有期懲役 15 年の 1 審判決が下されたが、その判決が下される前の 6 月 25 日、武漢のあるマスメディア Y は「賄賂 8 万元を貰い、人々は女性版張二江と呼ぶ」及び「多くの男性と不倫関係を持ち、運転手を占有して 6 年間、襄陽に女性版張二江が」という 2 つの報道が掲載された(張二江は当時湖北省で非常に有名な汚職官僚である)。X はこれらの報道が名誉権侵害であると主張し、夫を介して法院に訴えを提起した。襄陽市(現在襄陽市)襄城区人民法院は、非公開で審理を行い、Y は X の人格的権利を著しく侵害したため、X に 20 万元の精神的賠償をすることを命じた。著者は、犯罪者にもプライバシーがあり、犯罪者の家族の生活・権利を忘れてはならないと主張する。」

### 第 3 節 身上・経歴の暴露

#### 1 日本の裁判例

##### [6] 弁護士による身上・経歴等情報漏えい事件<sup>25</sup>

###### 【事実の概要】

Y(弁護士)は、受任して申し立てた家事調停事件の相手方である X の身上、経歴、紛争の実情等の内容が記載された家事調停申立書の控えを、当該家事調停事件と全く関係のない別の当事者間の民事保全事件の疎明資料として裁判所に提出し、同保全事件の第三者がこれを閲覧して X の身上等の内容を知るところとなった。そこで X は Y に対し、プライバシー侵害を理由として、慰謝料と訴状送達の日からの遅延損害金の支払を求めた。

###### 【判旨】

裁判所はまず、「亡夫及び子の身上、経歴、財産関係などのほか祭祀承継に関連して控訴人の亡夫の親や国籍や子の夏子は特別養子であること、親族間の紛争の実情や経過など」が「一般に第三者に知られたくないものとして、みだりに漏洩ないし公開されないという法律上の保護に値する利益(プライバシー)があるというべきである」として、本件漏洩された身上・経歴等情報をプライバシーとして認め、その要保護性を認め、つぎに、「訴訟活動において相手当事者又は第三者の名誉、プライバシー等を損なうような行為がとられたとしても、それが直ちに相手方又は第三者に対する不法行為となるものではない」と指摘し、さらに、「その違法性の有無は、一方においてその訴訟活動の目的、必要性、関連性、その態様及び方法の相当性、他の方法による代替性の有無

---

<sup>25</sup> 宇都宮地判平成 11 年 3 月 17 日、判タ 1037 号 199 頁。東京高判平成 11 年 9 月 22 日、判タ 1037 号 195 頁。

---

と、他方において被侵害利益であるプライバシー等の内容等を比較総合して判断すべきものと解せられる」と比較考量の基準を挙げた。

結果として、Yの本件文書提出行為は、Xのプライバシー侵害の不法行為に当たるものとして認められ、損害賠償が認められた。

## 2 中国の裁判例

### [7] 曹某 V. 劉某<sup>26</sup>

#### 【事実の概要】

Xがインターネットで「Yは神聖なる使命のために生きている」というキーワードで検索すると、検索結果にYの署名によって書かれた「神聖なる使命のために生きている——私の周りにいる共産党員」という文章が現れ、その内容中に、Xに対するマイナス評価とそのプライバシーをみだりに公開したものが含まれていた。とりわけ、Xの養女〇〇は未だに自分が養女であることを知っていないのに、「あなたは金目当てではなく、養女〇〇のためだといっているが」という文言をネットによって公表した。そこで、XはYに対して訴えを提起し、影響の消去、名誉の回復、謝罪を請求した。(経済的損失は別の訴訟において請求)

#### 【判旨】

1 審の金壇市人民法院は、プライバシー侵害について、「文章の『あなたは金目当てではなく、養女〇〇のためだといっているが』という内容は、Xが養女を扶養している事実を公開し、Xのプライバシー権を侵害しており、そのためYは不法行為責任を負担しなければならない」としか言っておらず、判決としては、「民法通則 106 条 2 項、120 条 1 項及び関連民事上の政策により」、「一、Yは本判決発効日から 10 日以内に係争文章を『人民網七ーコミュニティ』(掲示板)から削除し、並びに同じ掲示板にXに対する謝罪声明を掲載すること。声明の内容は本院の審査を経なければならない。期限内に履行しない場合、本院は紙媒体を選び、本判決を掲載し、その費用はYが負担する。Xのその他の請求を棄却する」というものである。

2 審の常州市人民法院は、プライバシー侵害について、以下のように判断を下し、原判決を維持した。

「プライバシーとは、公共の利益・集団の利益と無関係の、他人に知られたくない情報、他人に干渉されたくない個人の私事、または他人に侵入されたくない個人の領域である。プライバシー権とは、自然人が自己の個人秘密や私生活を支配し、且つ、他人の干渉を排除できる一種の人格権を指す。Xの娘が養女であることは家庭生活のプライバシーであり、プライバシー権の保護範囲に属する。この事柄は一定範囲以内において、特定の少数の人が既に知っていたが、係争文章の掲載により、インターネットに暴露され、誰もがこの情報を知るようになった。この行為は、当該プライバシーを不当に拡大し、Xがその家庭生活のプライバシーを支配し、且つ他人の干渉を排除できる権利の行

---

<sup>26</sup> (2011)常民終字第 1391 号

---

使を妨げるものである。故に、Yが公表された文章においてこの事実を暴露したことはXのプライバシー権を侵害した。」

#### 【分析】

原審は「Xが養女を扶養している事実を公開し、Xのプライバシー権を侵害したため、Yは不法行為責任を負担しなければならない」としか言っていないが、養女である身分という未公開の事実を公開したことがプライバシー侵害に当たることを確認した。

それに対して、2審は、まず、プライバシーを「公共の利益・集団の利益と無関係の、他人に知られたくない情報、他人に干渉されたくない個人の私事、または他人に侵入されたくない個人の領域である」として、プライバシー権を「自然人が自己の個人秘密や私生活を支配し、且つ、他人の干渉を排除できる一種の人格権を指す」としてそれぞれ定義し、Xの娘が養女であることは家庭生活のプライバシーに属すると位置づけ、それがプライバシー権の保護範囲にあることを確認し、不法行為責任の形式としては、謝罪と影響の除去を認めた。ただ、本訴訟でもって何故損害賠償請求をせず、別訴の形式をとっているのか、不明である。

### 3 日中の比較

本節に関しては、裁判例そのものは多くないが、日中間に特段の差異は見られない。日本の裁判例では、身上・経歴のプライバシー性を認めただうえで、違法性の有無について、「訴訟活動の目的、必要性、関連性、その態様及び方法の相当性、他の方法による代替性の有無と、他方において被侵害利益であるプライバシー等の内容等を比較総合して判断すべきものと解せられる」とし、比較考量の基準を示し、3万円の損害賠償を認めた。中国の裁判例〔7〕では、養女という身分を無断にお公開することがプライバシー侵害であり、まさに「一般に第三者に知られたくないものとして、みだりに漏洩ないし公開されないという法律上の保護に値する利益」の侵害である。この点では日本と同じである。しかし、原告の損害賠償請求が棄却され、謝罪請求が認められた。しかもそれは、係争文章が掲載された「人民網七一コミュニティ」という掲示板においてである。

## 第4節 信書の公開

信書の公開はプライバシー侵害の1種類としてわかりやすいが、近年のインターネットの普及により、この種の侵害態様があまり見られなくなっている。一方、ソーシャルコミュニケーションアプリなどにおけるチャット・会話の内容が「信書」になるかどうかを検討する余地が残されている。

### 1 日本の裁判例

#### 〔8〕 少林寺拳法連盟理事長信書公開事件<sup>27</sup>

---

<sup>27</sup> 高松高判平成8年4月26日、判タ926号208頁。

## 【事実の概要】

社団法人少林寺拳法連盟熊本支部理事長であったYは、著者として発行した書籍に、かつて少林寺拳法連盟相談役、本部考試員、本部審判委員、香川県少林寺拳法連盟理事長であったX原告（被控訴人）に無断で、XがY宛てた私信をそのまま写真版で登載した。XはYに対して、手紙の公表はプライバシー侵害、著作権侵害及び名誉棄損に当たるとして損害賠償、差止及び謝罪広告を請求した。

## 【判旨】

裁判所はまず、「私信は特定の相手だけに思想や感情を伝えることを目的としており、もともと公開を予定していないものであるから、その性質上当然に私生活に属する事柄であって、その内容がどのようなものであれ、一般人の感受性を基準にすれば公開を欲しないものと解すべきものである」と指摘し、つぎに、「四國新聞に掲載された管長の発言を批判するものであって、被控訴人は少林寺拳法連盟本部の組織運営に対する批判的な記事を、同年五月発行の「ぐどう」という少林寺拳法連盟内の有志で作る機関紙に発表していたこと、また、当時会費の値上げの問題について連盟の内部で不満があり、理事長会でも紛糾し、被控訴人自身も理事長会で会費値上げの進め方について批判する発言をしていたこと」などの内容が手紙に記載されたことを確認し、その内容が「関係者にとって周知の事実であったとまではいえず、一般には知られていない事柄であ」と判示した。したがって、Xは、「当時の右連盟における地位も考慮すると、右のような内容の本件手紙をみだりに公開されないことについて法的保護に値する利益を有しており、その承諾なしに公開することは、人格権であるプライバシーの権利を侵害するものといわなくてはならない」。

そして、差止について、裁判所は、プライバシーの権利は「いったん侵害されたときには事後的には容易に回復しえない性質の権利であるから、その侵害に対しては妨害の予防ないし排除を求めうる請求権が認められる場合があると解すべきである」と指摘するが、「プライバシーの権利が出版物によって侵害された場合に、その出版物の排除を求める差止請求権を認めるには、現代の社会において出版の自由が表現の自由の基幹をなすものであって安易に制限することが許されない重要な権利であることから、極めて慎重な検討を要し、高度の違法性が認められなくてはならないというべきである」としたうえ、本件著作は興味本位に記述したのではなく、それに、「五〇〇部ぐらい印刷されたが、購入者はほとんどなく、大部分が無料で配付されたことが認められ、その配付数及び配付方法からみて、本件手紙が公開された範囲が限定されており、今後も広く販売されることはない」と推認できるため、高度の違法性が認められなかった。

また、謝罪広告について、裁判所は、民法723条の準用又は類推適用による回復処分が「名誉毀損の救済方法として名誉回復に必要な措置を認めた趣旨は、金銭による損害賠償のみでは填補されない被害者の人格的価値に対する社会的、客観的な評価自体を回復することを可能にするためであると解することができる」ところ、プライバシーの権利が侵害された場合に、謝罪広告等によって侵害される前の状態に復することは不可能であるだけでなくむしろ再びプライバシーの権利を侵害する結果になりかねないことからすれば、同条は名誉が侵害された場合に限って例外的に原状回復措置を認めたものであって、プライバシーの権利が侵害された場合に同条に基づいて原状回復措置を求めることはできないと解するのが相当である。したがって、原状回復措置としての謝罪広告の掲載を求める被控

---

訴人の請求は理由がない」と判示し、「宴のあと」事件の判断を踏襲した。

## 2 中国の裁判例

楊季康事件は当時において有名な事件で、「2014年人民法院十大民事事件」(Top10の最も重要な事件)として選ばれたものである。

### [8]楊季康 V. 中貿聖佳国際競売有限公司<sup>28</sup>

#### 【事実の概要】

X(有名な文学者・翻訳者)は有名な学者・文学者銭鍾書(故人)とは夫妻関係であり、Y<sub>1</sub>とX及び銭鍾書は友人関係である。Y<sub>1</sub>はX及び銭鍾書から100通あまりの手紙をもらっており、2013年に、Y<sub>2</sub>(競売会社)にこれらの手紙を譲渡し、Y<sub>2</sub>による公開・展覧が行なわれた。そこでXは、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>による信書の不当な公開が著作権及びプライバシー侵害に当たると主張し、Xのプライバシー権及び著作権を侵害する行為の停止、新華網(サイト)、人民網、「光明日報」、「文匯報」、「北京青年報」等のメディア(いずれも有名サイト、新聞紙である)及びY<sub>2</sub>のホームページにおける謝罪、著作権侵害による経済的損失50万元、精神的損害賠償15万元、Xが不法行為を阻止するために支出した合理的費用5000元、本件訴訟費用の全額負担を請求し、訴えを提起した。

#### 【判旨】

1審の北京市第2中級人民法院は以下のように判示した：

「当事者双方の意見によれば、本件には三つの争点がある：一、Xは本件訴訟を提起する権利を有するか否か、また関連権利の認定について。二、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>はXの享有する著作権を侵害したか否か、また相応の法律責任を負うべきか否か。三、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>はXが享有し、保護されるべきプライバシー権を侵害したか否か、またこれに相応する法律責任を負うべきか否か。」

「第一、Xは本件訴訟を提起する権限を有するか否か、また関連権利の認定について。

本院が明らかにした事実によれば、本件にかかわる銭鍾書の信書はすべてY<sub>1</sub>宛の私的信用書である。その内容は学問上の議論、生活事情に関する見解及び体験などであり、いずれも公共の利益と無関係の個人情報及び私人の活動である。これは、プライバシー権の範囲に属し、我が国の法律によって保護されるべきものである。銭鍾書及びXはそれぞれプライバシー権を有し、これを侵されない権利を有する。死者にも同様のプライバシーがあり、死者のプライバシーに対する保護は死者生前の意思を尊重することだけではなく、公序良俗上の要求でもある。死者のプライバシーを披瀝することは必然的に死者の親族に精神的な刺激又は苦痛を与える。死者の親族は死者のプライバシーに関わる人格的利益を有し、当該利益は法律によって保護されるべきである。相続関係に基づき、Xは、銭鍾書の親族又は相続人として本件におけるプライバシー権に関する問題について訴訟を提起する権限を有する。」

---

<sup>28</sup> 北京市 2013 二中民初字第 10113 号

---

(争点2は著作権に関する判断なので、ここで省略する。)

「三、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>はXが享有し、保護されるべきプライバシー権を侵害したか否か、またこれに相応する法律責任を負うべきか否かについて。

権利侵害責任法第2条によれば、プライバシー権を侵害した場合、本法にしたがって不法行為責任を負わなければならない。プライバシー権は人身権の基本類型の一種である。プライバシー権は、『個人生活秘密権』とも言い、市民が自らの秘密を公開したくない或は他人に知られたくない権利である。一般的に言えば、プライバシー権は通信秘密権と個人生活秘密権の2つの内容を含む。通信中の個人の情報は通信秘密に属し、市民は社会公共の利益に害しない私人の通信を秘匿し又は隠蔽することができ、他人に知られないようにし、自己の人格的利益を保護する。他人は合法的な手段によって市民の個人情報入手したとしても、これらの情報を適切に保管する義務を負う。故意に他人の通信秘密を漏洩し、損害結果をもたらした場合、これに相応する法的責任を負わなければならない。

しかるに、学者の私的信書には豊富な知識・情報が含まれており、文学・芸術・科学的価値が極めて高い。これらの書信の内容に対する研究・宣伝は、社会文化の発展に大きな役割を果たすであろう。しかし、社会公共の利益のために私的信書のうちの個人情報を公開又は利用することは、個人の意思の尊重を前提としなければならない。すなわち、市民の個人の利益を最大限に保護しなければならない。それは、プライバシー権が国民の基本的人身的権利の1つであり、個人利益の実現が公共の利益の実現の基礎をなすからである。通信の秘密の保護は市民の合法的権利利益及び社会公共の利益を保護するうえで重大な現実的意義を有している。国民の通信秘密が法律の保護を得ずに易々に他人に漏らされれば、国民の合法的利益は不法侵害を受け、国民の通信と表現の動力を失う結果をもたらすことになる。それは社会公共利益と文化の発展に不利益を与える。

本件において、Y<sub>2</sub>は原告Xの許可を得ず、勝手に鑑定専門家、ジャーナリストなどの人に展示し、関連人員に私的信書及び情報を提供してそれをインターネットで伝播する行為を放任し、関連情報を集中的に転載して拡散した。それは権利者のプライバシー権侵害の行為に該当し、不良の影響をもたらし、法に依って権利侵害行為の停止、謝罪、損害賠償の責任を負わなければならない。

現在の証拠及び当事者の自白に鑑みれば、信書はY<sub>1</sub>によって保管されたはずである。当該信書の流転に関して、Y<sub>1</sub>は、自らが書信などの収蔵品を第三者に渡したとの証人証言を提出した。しかし、証人が述べた事項は全てY<sub>1</sub>に口頭で告知され、自らが取引に参加していなかったうえ、譲渡日付がY<sub>2</sub>の主張する「委託競売契約」の署名の日付と矛盾している。ゆえに、本院は、Y<sub>1</sub>は自らの主張に関して十分な証拠を提供しておらず、現在の証拠は完全な証拠となり得ていないと認定し、彼の上述の主張を支持しない。Y<sub>1</sub>は受信者として通信秘密及びプライバシーを保護する義務を負う。且つXが手紙で信書を適切に保管するよう明確に要求した。したがって、李国強が権利者の同意を得ずに勝手に譲渡などの方式によって本件書信を漏らしたうえ、譲受人等に保密の要求或は指示を出さなかったため、引き続き権利侵害行為を発生させた。その行為は、楊季康のプライバシー権の侵害に該当し、法によって中貿聖佳公司与連帯責任を負わなければならない。

---

Y<sub>2</sub>Y<sub>1</sub>がプライバシー権の侵害によって与えたXへの精神損害慰謝料の具体的な金額に関して、本院はY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>の過失程度、侵害の手段、ケース、行為方式等の具体的な状況、権利侵害行為のもたらした結果、権利侵害者の取得した利益及び権利侵害者の経済能力等の要素を酌量して確定する。

以上を踏まえて、本院は「中華人民共和国著作権法」第10条第1号第1項、第5項、第6項、第12項、第19条第1号、第21条第1号、第48条第1号、第49条第1項、「中華人民共和国著作権法实施条例」第15条第1項、第17条、「中華人民共和国権利責任法」第2条、第6条、第8条、第15条、第18条、第22条、「最高人民法院が民事精神損害賠償責任の確定に関する若干問題の解釈」第10条第1項の規定に基づき、以下のように判決する：

一、本判決の効力が生じた日からY<sub>2</sub>による信書の著作権侵害行為を停止する。

二、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>は本判決の効力が生じた日からプライバシー権の侵害を停止する。

三、Y<sub>2</sub>は本判決の効力が生じた日から10日以内に楊季康に経済的損失10万元を支払わなければならない。

四、Y<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>は本判決の効力が生じた日から10日以内に連帯して精神的損害慰謝料10万元を支払わなければならない。

五、Y<sub>2</sub>、Y<sub>1</sub>は本判決の効力が生じた日から10日以内に「北京青年報」で自らの権利侵害行為についてXに謝罪公告を登載する。(公告の内容が本院の承認をもらわなければならない、時間を超えて執行しなければ、本院は全国範囲内に発行する新聞で本判決の主要内容を公開する。その費用はY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>が負担する。)

六、Y<sub>2</sub>は本判決の効力が生じた日から十日以内に自らの権利侵害行為についてホームページにおいて72時間連続でXに対する謝罪公告を登載する。(公告の内容が本院の承認をもらわなければならない、時間を超えて執行しなければ、本院は全国範囲内に発行する新聞で本判決の主要内容を公開する。その費用はY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>が負担する。)

両当事者とも原審を不服として、北京市高級人民法院に上訴したが、2審では原審が維持された。

### 【分析】

本件で裁判所はプライバシー権を「市民が自らの秘密を公開したくない或は他人に知られたくない権利である」として、プライバシー権の内容を「通信秘密権と個人生活秘密権の2つの内容」として定義している。その定義はいささか簡略であるが、プライバシー権と「社会公共の利益」の関係について、他の裁判例には見られない議論が展開されている。すなわち「社会公共の利益のために私的信書のうちの個人情報公開又は利用することは、個人の意思の尊重を前提としなければならない。それは、プライバシー権が国民の基本的人身的権利の1つであり、個人利益の実現が公共の利益の実現の基礎をなすからである。通信に秘密の保護は市民の合法的権利及び社会公共の利益を保護するうえで重大な現実的意義を有している」、「国民の通信秘密が法律の保護を受け」なければ「社会公共利益と文化の発展に不利益を与える」という表現である。この個人の利益の尊重こそが公共の利益の基礎をなすとの議論は、中国の裁判実務では稀有の議論で



---

ある。ごく極稀であり、評価すべきである。なお、本判決では、死者にもプライバシー権が存することを認めている。

本件では裁判所は不法行為責任のほとんどすべてを認容している。すなわち侵害の停止、謝罪、損害賠償のすべて認めている。精神的損害賠償額の算定については「Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>の過失程度、侵害の手段、ケース、行為方式等の具体的な状況、権利侵害行為のもたらす結果、権利侵害者の取得した利益及び権利侵害者の経済能力等」を酌量の要素とするとの判断基準が明示されている。

#### [9] 呂紅妹 V. 張玉珍<sup>29</sup>

##### 【事実の概要】

XとYは同じ会社の職員である。YはXが仕事の時間において、QQ<sup>30</sup>で他人とチャットすることに不満を抱え、そのチャット内容を携帯電話で撮影し、同社の上司に見せた。そのことによって、Xは上司に警告・注意されると同時に、Yに対して訴えを提起し、Yによる謝罪（会社の掲示板に謝罪文を貼り付けること）を求めた。

##### 【判旨】

上海市虹口区人民法院は以下のように判断した。

「プライバシー権とは、自然人が享有する、公共の利益と無関係の個人情報、私的活動及び私的領域を支配する人格権である。プライバシー権侵害を構成するかどうかは、被害者のプライバシーが確かに損害を被った事実、行為者による行為が違法であること、不法行為と損害の結果との因果関係、行為者の主観上の過失によって認定される。

本件の争点は、Xの勤務時間におけるQQチャットの内容をYが上司に報告したことがXのプライバシー権侵害に当たるかどうかである。

まず、Yが撮影したチャットの内容のうち、何がXのプライバシーにあたるのか、Xはこれについて証拠を提示していない。Xはその日のチャットの内容を覚えていないと述べている。しかし、プライバシーの範囲は制限されており、Xの全てのチャット内容が個人のプライバシーであるとはいえない。

次に、Yは会社の職員として、他の同僚が勤務時間中にQQでチャットした行為につき、上司に報告した。Yの出発点は、会社の管理に協力するため、職員の規律遵守を促すものである。ゆえに、Yには主観上、Xのプライバシーを干渉、侵害する故意は存在しない。

さらに、Yは撮影したチャット内容を会社の指導者に見せただけであって、その他の人に見せていないし、他の場所で公開もしていない。しかも、XはYが前述チャット内容を悪意で他人に見せた事実を証明しておらず、本院はXの主張を支持できない。

---

<sup>29</sup> (2014)滬二中民一(民)終字第2590号

<sup>30</sup> 中国版MSNで、いわゆるソーシャルコミュニケーションソフトであり、日本のLINEと類似するものである。

---

最後に、Xは、Yによってプライバシー権が侵害され、損害を受けたと主張するが、その損害の具体的結果を証明する証拠を提示していない。以上、本件におけるYの行為はプライバシー権侵害の構成要件を満たしておらず、Xの訴訟請求を支持できない。

しかし、YがXの同意なしにそのパソコンにあるQQチャット内容を携帯電話で撮影した行為が確かに適切ではなく、Yは今回のことを教訓にし、揉め事の発生を避けるべきである。

以上、XのYに対する謝罪請求を棄却する。」

Xは原審を不服して控訴したが、上海市中級人民法院は原審を維持した。

### 【分析】

法院は、プライバシー権を「自然人が享有する、公共の利益と無関係の個人情報、私的活動及び私的領域を支配する人格権である」と定義し、さらに、プライバシー権侵害の構成要件を「被害者のプライバシーが確かに損害を被った事実、行為者による行為が違法であること、不法行為と損害の結果との因果関係、行為者の主観上の過失」と明示している。そして、法院は本件の争点は「QQチャットの内容をYが上司に報告したことがXのプライバシー権侵害に当たるかどうか」にあるとして、その検討を行い、「Yの出発点は、会社の管理に協力するためで、職員の規律遵守を促すものである」として、その行為が正当行為である（違法性阻却）との判断を示している。ただ、その後の文言を見ると「故意は存在しない」と述べている。これだと違法性の問題としてでは故意・過失論で捉えているように見える。そうすると、「侵害する故意」がなければ責任を免れるということになるのだろうか。しかし、筆者は、この判決には問題点が多いと考える。

まず、「Yが撮影したチャットの内容のうち、何がXのプライバシーにあたるのか、Xはこれについて証拠を提示していない」と判示するが、チャットの内容は特定した相手に思想や感情を伝える目的でタイピング（手書きに対して）したもので、ある程度信書の性質を有している。その点では前掲①の裁判例に類似する。そうすると、チャット内容そのものがプライバシーをなし、YがXの同意なしにそのチャットの内容を撮影したこと自体が違法性を有する。したがって、そもそも「何がXのプライバシー」なのかを証明する必要はないはずである。

つぎに、裁判所は、上記の如く、「Yの出発点は、会社の管理に協力するためで、職員の規律遵守を促すものであ」って、さらに「Yは主観上、Xのプライバシーを干渉、侵害する故意が存在しない」としている。しかし、プライバシー侵害の要件は故意だけではなく、過失も当然4要件の1つである。さらに、Yの「出発点」がどのようなものかは、裁判所が推測すべきものではなく、それがたとえ本当に「会社の管理に協力するためで、職員の規律遵守を促すもの」であっても、本人の同意なしに通信の秘密を携帯でとり、管理者に「密告」することは、明らかにプライバシー侵害を構成する。奇異なのは、裁判所自身が、「YがXの同意なしにそのパソコンにあるQQチャット内容を携帯電話で撮影した行為が確かに適切ではない」と述べていることである。「適切ではない」けれども違法性はないということであろうか。その違法性阻却の事由が会社の管理の維持ということになるとすれば、個人のプライバシーよりは集団の利益・秩序のほうを優先するとの意識が濃厚に存することが見て取れる。

---

### 3 日中の比較

日本では、信書を差出人の承諾なく公表することがプライバシー侵害になることについて、異論がない。裁判例として、「私信公開著述」事件があり、信書のプライバシー性について、当該裁判所は「私信は特定の相手だけに思想や感情を伝えることを目的としており、もともと公開を予定していないものであるから、その性質上当然に私生活に属する事柄であって、その内容がどのようなものであれ、一般人の感受性を基準にすれば公開を欲しないものと解すべきものである」としている。中国の裁判実務も同様の認識を示しているが、そのうち、[8] では高額な損害賠償が認められたが、それは著作権侵害の結果であり、プライバシー侵害によって生じた損害賠償額ではない。そして、[8] と [9] 何れも謝罪を請求していた。[8] は全面勝訴で謝罪も認められ、[9] は敗訴なので謝罪請求も棄却された。

また、中国裁判例 [9] でみられるように、高度情報化社会におけるソーシャルコミュニケーションソフトの普及から見れば、裁判所はチャットの内容をプライバシーとして理解していない判断は果たして正しいといえるだろうか。なお、日本は中国と同じようなソーシャルコミュニケーションソフトに関する裁判例は見当たらず、少なくともそれほど注目を集めていないといえよう。

## 第5節 患者プライバシーの暴露

### 1 日本の裁判例

#### [9] 東京都（警察学校・警察病院 HIV 検査）事件<sup>31</sup>

##### 【事実の概要】

X は、警視庁警察官採用試験に合格し、警察学校に入校した。その際、入校者全員に身体検査が行われ、この時採取された血液が警察病院に送られ、HIV 抗体検査が行われた。入校者に対して、同検査を実施する旨の説明はなく、同検査についての同意・拒否の確認もなされなかった。この検査により、X の血液検査結果が陽性であったため、Y が X に対して入校を辞退させた。そこで X は、東京都を被告として（後に、警察病院も被告に加えた）、本人に無断で HIV 検査を行い、検査結果が陽性であったことを理由に退職強要したことは違法であると主張し、警察学校から依頼を受けて HIV 抗体検査を実施した東京警察病院を運営する被告財団法人自警会に対し、同検査が本人の同意によるものかどうかを確認せずに実施し、かつ、検査結果を本人の同意を得ずに警察学校へ通知したことなどが違法であると主張して、慰謝料として 1000 万円、弁護士費用 177 万円をの損害賠償を求めて訴えた。

##### 【判旨】

まず、警視庁が行った本件検査の違法性について、「HIV 感染症に関しては、ガイドラインが作成された当時の平成 7 年当時以降も、現在に至るまで、1 (3) において認定し

---

<sup>31</sup> 東京地判平成 15 年 5 月 28 日、判タ 1136 号 114 頁。

たような病態や感染の経路等について社会一般の理解が十分であるとはいえず、誤った理解に基づく HIV 感染者に対する偏見がなお根強く残っていることは、いわば公知の事実」に属する」として、HIV に対する社会一般の態度を客観的に述べ、さらに、「個人が HIV に感染しているという事実は、一般人の感受性を基準として、他者に知られたくない私的事柄に属するものといえ、人権保護の見地から、本人の意思に反してその情報を取得することは、原則として、個人のプライバシーを侵害する違法な行為というべきである」が、採用時における HIV 抗体検査の正当性を認めた。ただ、「被告東京都は、HIV 抗体検査を行うことの承諾を得ずに、原告に対し 2 回にわたる HIV 抗体検査を実施した」ので、本件 HIV 抗体検査実施についての原告の承諾があったとはいえない。さらに裁判所は本件検査の目的と必要性を考慮し、「警察学校が原告に対し 2 回にわたって実施した本件 HIV 抗体検査は、本人の同意なしに行われたというにとどまらず、その合理的必要性も認められないのであって、原告のプライバシーを侵害する違法な行為といわざるを得」ず、被告東京都は、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負わなければならないと判示した。

つぎに、被告自警会の不法行為責任の有無について。裁判所は「警察病院は、本件 HIV 抗体検査を行うにあたり、実施及び結果通知に関し、本人の同意の有無の確認等を一切行わず、上記医療機関に求められるべき留意事項に顧慮することもなく、警視庁から依頼されるまま、漫然と検査を実施し、その結果を伝えたものであるから、この警察病院職員の行為は、故意または少なくとも重大な過失により、原告のプライバシーを侵害する違法な行為として、不法行為に該当するというべきである」と判断した。

さらに、裁判所は「被告らの各違法行為により原告が多大な精神的苦痛を被ったことは容易に想像することができ」、「原告の採用にあたって HIV 抗体検査を行う客観的かつ合理的な必要性も存しないのに、かつ本人の同意も得ずに検査を実施し、原告のプライバシー権を侵害したうえ、原告に退職を余儀なくさせたという点でその責任は重大である」と判断し、被告東京都について 300 万円、被告自警会について 100 万円の慰謝料を認めた。

## 2 中国の裁判例

### [10] 存某 V. 北京市肛肠病院<sup>32</sup>

#### 【事実の概要】

2006 年 4 月、X(女性)は痔などの病気で Y に入院して治療を受けたが、2012 年 5 月、X は、Y で検診を受けたカルテ情報の一部が CD-R として作られ、インターネットで販売されていることを発見した。X は、通信販売で、この「医学部衛生部視聴教科書・実践スキル手術資料 1000 g モバイルハードディスク」と名付けた手術類ビデオ光ディスクを買い、Y で治療を受けた部分はそのディスクにあることを確認した。X は、Y に対して、販売サイトに連絡してその削除と、一定額の補償を請求した。その後、X は警察に通報し、それを受けて警察は CD-R 販売者を逮捕したが、カルテ漏洩の原因が不明であった。なお、警察の協力により、係争モバイルハードディスクの販売は停止された。しかし、「豆丁網」などの有名サイトでは未だに「手術類ビデオカテゴリ」の中に「存某某、切

<sup>32</sup> (2013)西民初字第 08478 号

---

れ痔」の内容が含まれていた。審理中、Yは係争 CD-R の中に当該病院 890 名の患者のカルテのみではなく、他の病院の患者のカルテも含まれていると述べた。Xは、Yの不法行為により、精神的ストレスが生じ、哺乳期間に突然離乳し、生まれて半年ばかりの乳児が母乳を失う結果を招き、さらにXには不眠、記憶力の低下などの症状が現れるようになったと主張する。

そこでXは、Yに対して、精神的損害賠償 10 万円を請求した。

### 【判旨】

北京市西城人民法院は以下のように判決を下した。

「『医療機構病歴管理規定』によれば、医療機構は病歴管理を重視し、他人による病歴の修正、偽造、隠匿、毀損、強奪、窃盗行為を禁止しており<sup>33</sup>、患者に医療行為を実施する人員及び医療サービス品質コントロール人員以外、如何なる組織や個人も無断に患者の病歴を調査・閲覧してはならない<sup>34</sup>。また、研究・教育のために病歴を調査・閲覧する必要がある場合、患者が受診する医療機構の関係部門の同意を得なければならず、閲覧後、直ちに返却すべきであり、患者のプライバシーを漏洩してはいけない<sup>35</sup>。Yは医療機構として、上記管理規程を厳格に執行しておらず、Xの病歴が漏洩した結果を招き、Xの氏名権、プライバシー権に一定の損害を与えた。これにつきYは過失を有し、Xに対して一定の賠償責任を負う。

Xの病歴の内容が記載されている CD-R は既に取りできなくなっており、不法行為の範囲はある程度コントロールされている。現在一部のサイトに未だ「存某某、切れ痔」等の内容が示されているが、それは、Xの状況を既に知っている人だけが関心を有するにとどまり、そのため影響範囲も限られている。そして、XがYの行為によって生じたとする精神的プレッシャーについて、その証拠を提示していないため、本院はXのYに対する精神的損害賠償 10 万円の訴訟請求はあまりにも高すぎると考える。故に、本院はYの過失の程度とXの具体的状況を斟酌して精神的損害賠償の数额を確定する。以上、民法通則第 99 条、第 106 条により、以下のように判示する

- 一、本判決の効力発生後 7 日以内に、YはXに慰謝料 12000 元を支払う。
- 二、Xのその他の請求を棄却する。」

### 【分析】

本件において中心的論点をなすのはプライバシー侵害による損害賠償の認否及び認めた場合の賠償額の算定についてである。法院は、Yが医療機構として、「医療機構病歴管理規定」を厳格に執行しておらず、Xの病歴漏洩の結果を招き、Xの氏名権（姓名権）、プライバシー権に一定の損害を与えた」として、Yの違法性及び過失を認定し、損害賠償を認めた。しかし、問題となるのは、その損害賠償の額とその算定の基準、因果関係である。つまり、プライバシー侵害を認めただけで、その侵害と乳児への授乳困難やX自身の不眠等との因果関係を裁判所がどのように判断したかである。この点につ

---

<sup>33</sup> 『医療機構病歴管理規定』第 14 条。

<sup>34</sup> 同規定第 15 条。

<sup>35</sup> 同規定第 16 条。

---

いては、不法行為の「影響範囲が限られ」と述べており、このことは乳児への授乳困難性や不眠との因果関係を、挙証責任でもって認めなかった。その結果、裁判所は、「Yの過失の程度とXの具体的状況を斟酌して」とのみ述べて、精神的損害賠償額を請求額の10万元から1万2千元に減額した。

#### [11] 李某某 V. 大荔県某医院<sup>36</sup>

##### 【事実の概要】

2014年7月、Xは頻尿などの不具合により、Y（病院）で診療を受けた。Yの医師Aが診断・検診等を行い、Xが前立腺増殖などの疾病を持っていることを確認し、治療を行った。その後、Xの症状が緩和され、医療費は7608.95元であった。2013年8月、XはAに対して錦旗（医師に対して、感謝の気持ちを表すためのもの）を送った（「高尚な道徳心、優れた腕前」）。2013年10月、Yは自らの機関紙である『健康某某』において、XからAに錦旗を贈る際撮影した写真を掲載した。写真では、Xの眼部を隠し、錦旗の左下にXの氏名が載せられた。写真の下に、Xの病気がAによって完全に治療されたと明記していた。当該ページの表題は、「医師の道徳の模範、前立腺患者千里をわたり錦旗を届ける」であり、文字部分の内容には、Xの詳細の治療記録が掲載された。その後、Xは同県の他の病院で診査を受け、前立腺が回復していないことを知った。そこで、Xは、自分の病気が治っていない上、Yがあえて機関紙に文章及び無断に自分の写真を掲載した行為が肖像権・プライバシー権侵害にあたることを理由に、Yに対して、①医療費用9000元の損害賠償すること、②全県の範囲において影響を除去し、謝罪すること、を請求した。

##### 【判旨】

陝西省大荔県人民法院は以下のように判決を下した。

「Xが体の不具合によってYに治療を求めたことは、医療契約が形成されたことを意味する。Yの義務は、医療規範に基づき、Xを検診・治療することである。たとえXの疾病が完全に治療されなかったとしても、Xは、治療後及び訴訟中において、Yによる医療規範違反の行為または違約の事実、並びに損失を招いた事実を証明する証拠を提供していない。ゆえに、治療は完了したものの完全回復していないことを理由に、Yに対して医療費を請求することには法的根拠がなく、本院はこれを支持しない。Yは、Xの同意なしに、係争機関紙に錦旗送付の写真及び文章を掲載した。『前立腺患者千里をわたり錦旗を届ける』の題目と写真・文字を合わせると、読者はその前立腺患者がXであることがわかるはずである。当該掲載内容は、Xのプライバシーとしての前立腺疾病に関係し、そのプライバシーは法律によって保護される。Yは、Xに対して故意に悪影響をもたらしたわけではないが、係争機関紙において、Xに謝罪し、影響を除去しなければならない。」

また、Xが主張する肖像権侵害については、掲載写真では、Xの眼部は隠されており、肖像権侵害には該当せず、本院はこれを支持しない。なお、契約法第60条、侵權責任法第6条、第15条の規定により、以下のように判決する。

---

<sup>36</sup> (2014)大民初字第00964号

---

一、Yは本判決発効後60日以内に、係争機関紙『健康某某』の影響の及ぶ範囲内において、Xに対して謝罪し、影響を消去する。

二、Xのその他の請求を棄却する。」

### 【分析】

本件では、Xは損害賠償と影響の除去、謝罪を請求している。このうち、医療費用9000元の損害賠償の請求については、X自身、これを違約責任によって請求するのか、それとも不法行為によって請求するのか、請求事由を明示していない。これについて裁判所の判旨を見ると、「医療契約が形成された」という表現を使っており、債務不履行＝違約責任の有無で議論しようとしているように見える。ただ、厳格責任を採る中国契約法での本件についてのXの請求を認めない理由が積極的には示されていない。おそらく本件医療契約は手段債務に属するとの考えのもと、上記の判断がなされたものと思われる。次に、影響の除去及び謝罪については、YはXの同意なしに自分の機関紙に写真付きの文章を掲載し、Xが前立腺病を罹患している事実を公開しており、法院はプライバシーを定義していないが、この事実の公開はプライバシーの侵害に当たると判断し、影響の除去及び謝罪の請求を認めた。そのさい、Yが「Xに対して故意に悪影響をもたらしたわけではない」と述べているところから分かるように、故意はプライバシー侵害の成立要件ではないとの立場が示されている。

### [12]何中強 V. 重慶市黔江区病院<sup>37</sup>

#### 【事実の概要】

2008年3月21日、XはY<sub>1</sub>（黔江区中心医院）で治療のための検診を受け、心臓病等に罹患していることが判明した。Xは、Y<sub>1</sub>の勧めにより、新型手術を受けることに同意した。しかし、術後、Xは自分の病気が治っていない上、Y<sub>1</sub>が紹介していた治療の効果と大きく異なると感じた。2008年4月1日、Y<sub>2</sub>（武陵都市報・新聞紙）はY<sub>1</sub>の紹介により、Xの病気の状況、治療状況及び新型手術の効果などを当該新聞に掲載した。これに対して、Xは、Y<sub>2</sub>が公開した情報が、自らのプライバシーを侵害したとして訴えを提起し、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>に対して、精神的損害賠償5万円を請求し、並びにY<sub>2</sub>新聞紙に謝罪広告の掲載と影響の除去を求めた。

#### 【判旨】

重慶市黔江区人民法院が以下のとおり判示した。

「市民<sup>38</sup>のプライバシー権は法律によって保護される。XがY<sub>1</sub>で治療を受けることについては、Xの同意なしに、いかなる者にもみだりに公開すべきではない。Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>を取材した後、Xの氏名と病気の状況を公衆に公開し、Xが公開したくないプライバシーが公開される結果を招いた。そのY<sub>2</sub>の行為は不当であり、本院は、XのY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>に対する謝罪請求を支持する。また、Xが被った精神的損害の問題について、Xが提示した証拠はXの損害の程度を証明できていないけれども、本院は実情を斟酌し、これを支持する。最高人

---

<sup>37</sup> (2008)黔法民初字第284号。

<sup>38</sup> 中華人民共和国憲法第33条によれば、「中華人民共和国の国籍を有する者は、すべて中華人民共和国の公民である」。「公民」の訳語としては、「国民」「市民」または直接「公民」そのままにすることが考えられるが、今では「市民」と訳す場合が多い。

---

民法院『中華人民共和國民法通則の徹底執行に関する若干の問題に関する意見（試行）（以下、民通意見と記す）第 140 条<sup>39</sup>及び精神的損害賠償司法解釈 1 条の規定により、以下のように判断する。

- 一、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>は本判決発効後 15 日以内に、Y<sub>2</sub>新聞紙に X への謝罪広告を掲載すること。
- 二、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>は本判決発効後 15 日以内に、連帯して X に慰謝料 2000 元を支払うこと。
- 三、X の他の訴訟請求を棄却する。」

### 【分析】

患者の同意なしに、医療機関は患者の情報を他人に公開してはならない。Y<sub>1</sub>は守秘義務に違反して Y<sub>2</sub>に X の病歴を披露し、Y<sub>2</sub>はこれを新聞にして公衆に公開した。このことにより、X のプライバシーが侵害されたことに異論はない。本件で注目すべき点は、精神的損害賠償の判断についてである。上記の諸裁判例では、原告の精神的損害賠償請求が、しばしば「証明できていない」「証拠を提示していない」ことを理由として棄却され、または大幅減額される例が多数存在しているのに、本件法院は、「X が被った精神的損害の問題について、X が提示した証拠は X の損害の程度を証明できていないけれども、本院は実情を斟酌し、これを支持する」と判示している。本件は証明責任を果たしていなくとも損害賠償を認めた珍しい例をなす。賠償額は 2 千円で、請求額の 5 万円よりかなり少ないが、注目すべき判決である。

医師は患者のプライバシー権を尊重する義務を有し、患者の同意なしにそのプライバシーを他人に漏洩してはならない。しかし、この点での病院側の態度には問題がある。裁判例 [10] では医師または病院は患者のカルテについて保管義務を果たしていないし、裁判例 [11] [12] のように、病院は自己宣伝のために、治療を受けて回復した患者の状況を新聞紙または病院自身の宣伝パンフレットに掲載し、守秘義務を果たしていない。こうした裁判例を見ると、患者のプライバシーの侵害状況は深刻であると言わざるを得ない。

### 【13】張某 V. 上海市某衛生中心<sup>40</sup>

#### 【事実の概要】

X は上海市某職業学校附属小学校の教師である。X は 2003 年 2 月 16 日から Y の心理カウンセリングセンターに受診し、2005 年 11 月 12 日までに複数回に受診を受けた。2003 年、2005 年の 2 件の病歴はいずれも Y が保管しており、病歴のカバーに何れも「責任をもって、絶対に守秘する」との文字が書かれている。2010 年 9 月から、X が勤務している学校は X が Y で受診している病歴を X に提示し、仕事を辞めさせた。X は Y が守秘義務に違反し、自らのプライバシー権を侵害したことを理由として、侵害の停止及び精神的損害賠償 50000 元を請求して、訴えを提起した。また、事実として、2010 年 7 月 15 日上海市公安局（警察機関、筆者注）徐匯区分局は紹介状を出し、警察が Y から X の病歴を取り調べた。本院は、華東政法大学司法鑑定センターに依頼し、X の精神状態、

---

<sup>39</sup> 民通意見 140 条「書面、口頭などの形式で他人のプライバシーを宣伝し、或いは事実を捏造し、他人の人格を侮り、及び侮辱・誹謗などの方式で他人の名誉を傷つけ、一定の影響をもたらした場合、市民の名誉権を侵害する行為として認定すべきである。」

<sup>40</sup> (2011)徐民一(民)初字第 1630 号



---

民事上の行為能力等について評価を行った。その結果：1、Xには人格的欠陥が存在する。  
2、Xは本件について民事上の行為能力を持つ。

#### 【判旨】

上海市徐匯区人民法院は以下のように判示した。

「市民のプライバシー権は法律に保護される。YとXとの間に医療関係が存在し、Xの疾病の特殊性及びYが病歴に対する守秘の承諾から見れば、YはXの病歴に対して、守秘義務を負う。Yに賠償責任を負担させるには、Yが守秘義務に違反し、Xのプライバシー権を侵害したことを証明しなければならない。本件において、Yによって提出された証拠によれば、YはXの病歴を公安局に提供したことがある。公安機関は国家の公権力機関として、合法的な証明、証書を提示し、YからXの病歴を取り調べ、Yがこれに協力し、その行為が関連規定に符合し、みだりに原告の病歴を漏洩したわけではなく、また、YがXの病歴を他人に漏洩した証拠もない。ゆえに、XはYがプライバシー権を侵害したことを証明する証拠がない。本院はこれを支持できない。Xが本件訴訟の費用及び関連鑑定費用を負担すべきである。民法通則第5条により、以下のように判決を下す。

Xの訴訟請求を棄却する。」

#### 【分析】

本件は前3件とは違い、公権力・警察が絡んでいるところが特徴である。法院は、Yに守秘義務を確認した一方、警察の取り調べ及びYの協力についてただ「合法的な証明、証書を提示し、YからXの病歴を取り調べ、Yがこれに協力し、その行為が関連規定に符合し、みだりに原告の病歴を漏洩したわけではな」と判示し、警察による取り調べの理由、なぜ警察に取り調べられるはずのXの病歴が勤務している小学校の方に知られたかなどについて、まったく説明していない。公的機関によって出された「合法的な証明、証書」が存在する時点であたかも違法性が自然的に阻却されるように見える。この事例は、日本の裁判例との対比が興味深いでしょう。

### 3 日中の比較

日本の裁判例で見られるように、医療機関がHIV抗体検査を行うに当たり、被検者に実施及び結果通知についての同意の有無を確認せず、漫然と検査を実施し、その結果を依頼者に伝えることはプライバシー侵害を構成する。とりわけ、警察病院が公的機関の依頼を受けているにもかかわらず、検査の目的と必要性について、それぞれの責任について詳細な検討を行った。さらに、裁判所は、医療機関として「HIV検査を実施する際には、患者本人の同意をとり、検査前及び検査後の保健指導あるいはカウンセリングを行い、結果についてプライバシーを守り、感染が判明した患者・感染者に対し適切な医療を提供するか他の適切な医療機関へ確実に紹介すべきことを周知させるよう指示している事実をも併せ考慮」すべきことなどの医療機関の留意事項を指摘した。

中国裁判例で、[10] [11] [12]は私人と医療機関の間に起きた事件である。医療機関の守秘意識が低いことがともかくとして、病歴・情報が漏えいして訴訟になったときに、[10]のように、法院は、医療機構が「『医療機構病歴管理規定』を厳格に執行しておらず、Xの病歴漏洩の結果を招き、Xの氏名権（姓名権）、プライバシー権に一定

---

の損害を与えた」として、その違法性及び過失を認定し、損害賠償を認めることができる。ただ、法院は損害賠償の額とその算定の基準、因果関係を明記せず、さらに上記諸裁判例では、原告の精神的損害賠償請求が、しばしば「証明できていない」「証拠を提示していない」ことを理由として棄却され、または大幅減額される例が多数存在している。[12]のように証明責任を果たしていなくとも損害賠償を認める例がないわけではないが、精神的損害賠償が非常に少ないことに変わりがない。

[13]は警察・公権力が関与している裁判例で、前3例とは異なる。本件は、警察学校・警察病院HIV検査事件判決のように、警視庁、警察病院それぞれの責任の有無について詳細に検討したわけではない。警察が提示した「証明・証書」の目的と必要性がどうなのか、さらに、肝心なところに、警察の取り調べに使用された病歴がなぜ原告が勤務している小学校に知られたのか、すべて不明である。警察が小学校に通知した場合、その目的は何か、もし警察が通知していないなら、被告病院が守秘義務を違反しているのではないか。これらの要素を検討しないで、「Yに賠償責任を負担させるには、Yが守秘義務に違反し、Xのプライバシー権を侵害したことを証明しなければならない」と判示している。

権利侵害責任法第62条は、「医療機関及びその医療従事者は患者のプライバシーを守秘しなければならない。患者のプライバシーを漏洩し、または患者の同意を得ずにその病歴を公開して、患者に損害を与えた場合、不法行為責任を負わなければならない。」と規定しているが、この条文の解読について、王勝明も、王利明も、患者の病歴が公的機関、とりわけ警察に請求される場合のプライバシー権保護の状況を想定していないようである。張新宝は、「司法部門がある患者の病歴を取り調べる場合、医療従事者はこれを提供する義務を負い、かつ、患者のプライバシー守秘義務に違反しない」と主張する<sup>41</sup>。また、[10]に言及された『医療機構病歴管理規定』によれば、その第6条に「医療機関及びその医療従事者は厳格に患者のプライバシーを保護すべきであり、医療・教学・研究目的以外の目的による患者の病歴の漏洩を禁止する」と規定しているにもかかわらず、第20条に「公安、司法、人力資源・社会保障、保険及び医療事故技術鑑識部門が、事件の処理、法に依る専門的技術による鑑識の実施、医療保険審査及び仲裁、商業保険審査等の必要により、病歴の審査・閲覧および複製を請求する場合、その作業員が以下の証明材料を提供した後、医療機関は必要によって、患者の一部または全部の病歴を提供することができる。(一)当該行政機関、司法機関、保険または医療事故技術鑑識部門によって出された病歴取り調べの法定証明、(二)当該作業員の有効な身分証明書、(三)作業員本人の有効な勤務証明(当該行政機関、司法機関、保険または医療事故技術鑑識部門のものと一致するもの)」と規定している。両条文が矛盾しているにもかかわらず、公的機関の要求が優先することが明らかである。中国のプライバシーを検討する際の「公」と「私」の峻別及び「公」が「私」に圧勝することがはっきり見られる。

---

<sup>41</sup> 張新宝『隱私權的法律保護』(群衆出版社、2004)、350頁。

---

## 第4章 プライバシー権と個人情報

### 1 日本における個人情報とプライバシー権

#### (1) 高度情報化社会におけるプライバシー権

インターネット・ビッグデータの発達により、個人情報の流出・使用・無断公開などの侵害が著しく増加している。プライバシー権は、誕生した当初の「一人にしておいてもらう権利 (right to be let alone)」という消極的権利から、「自己情報コントロール権」という積極的権利に発展した<sup>1</sup>。

芦部説は、以下のように説く。「個人の私的領域に他者を無断で立ち入らせないという自由権的、したがって消極的なものと理解されてきたプライバシー権は、情報化社会の進展にともない、『自己に関する情報をコントロールする権利』(情報プライバシー権) ととらえられて、自由権的側面のみならず、プライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求していくという側面が重視されるようになってきている。これは、個人に関する情報(個人情報)が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールし、自己の情報についての閲読・訂正ないし抹消請求をもとめることが必要であると考えられるようになったことに基づく。」<sup>2</sup>

佐藤説は、プライバシーの権利を「人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在に関わる情報を開示する範囲やその性質を選択できる権利」定義し、「その人の意思に反して接触を強要し、その人の道徳的自律と存在にかかわる情報を取得または利用することがプライバシーの権利の侵害になる」とする<sup>3</sup>。

ところで、日本は既に個人情報保護法を制定している。この個人情報保護法制の理論的基礎をプライバシー権におくかどうかによって2つの考え方に分けられている。一つは、個人情報保護法制をプライバシー情報保護法制と捉え、プライバシーの権利から導かれる法理に従い、両者を一元的に解釈する。もう一つは、個人情報保護法を個人情報取扱法と捉え、プライバシー権から引き出された法理と別に、二元的に解釈する<sup>4</sup>。一元的解釈は、個人情報の保護に有用であるところが望ましいが、それは立法論として展開

---

<sup>1</sup> 自己情報コントロール権説が有力であるが、自己決定権までその内容に含まれるかどうかについて、学説上一致していない。宇賀克也＝大橋洋一＝高橋滋『対話で学ぶ行政法』(有斐閣、2003) 136頁以下。

<sup>2</sup> 芦部信喜『憲法』(岩波書店、第6版、2015) 123頁。

<sup>3</sup> 佐藤幸治『憲法』(青林書院、第3版、1995) 453-454頁。

<sup>4</sup> 鈴木正朝「個人情報保護法とプライバシーの権利—「開示等の求め」の法的性質」、堀部政男編『プライバシー・個人情報保護の新課題』(商事法務、2010) 63-68頁。

---

すべきである。現行個人情報保護法の解釈としては、二元的解釈を基礎とせざるを得ないであろう<sup>5</sup>。

こうした自己情報コントロール権としてのプライバシー権は、下級裁判例でもしばしばみられる<sup>6</sup>。個人情報といえば、氏名・住所・電話番号・職業・生年月日などがあげられるが、これらすべてがプライバシーであるとは言い難い。それでは、どのような個人情報がプライバシーに当たるのか。以下では、個人情報とプライバシーの関係が窺える事例をみていく。

## (2) 裁判例

### [1] ニフティ掲示板事件<sup>7</sup>

#### 【事実の概要】

眼科医 X と Y は、いずれも、平成 9 年 5 月頃、ニフティの会員で、ニフティの運営する BBS（ブリティンボードシステム）と呼ばれる掲示板システム（以下「掲示板」という。）の利用者として登録され、日常的に掲示板を利用してきた。掲示板は、ニフティの会員であれば、誰でも、全国各地からアクセスして見ることができるものである。

Y は、平成 9 年 5 月 17 日未明、原告の氏名、職業、原告が開設する診療所の住所及び電話番号（以下「本件個人情報」という。）を掲示板に掲載して一般に公開した（以下「本件掲示」という。）。それらは、医師会名簿には掲載されているものの、ネットの参加者に対しては公開されていない情報であった。X が、その個人情報を Y によってニフティの運営するパネット上の掲示板システムに掲載されて自己のプライバシーを侵害され、その結果、X は数名の者から無言電話等の嫌がらせの電話を受けて、開業する眼科の診療を妨害され、また、信用を毀損され、被害を被ったと主張して、Y に対して、営業損害 307980 円、悪戯電話により生じた精神症状等に対する治療費として 2380 円、信用毀損による損害として 50 万円、慰謝料として 100 万円の合計 181 万 0360 円の支払いを求めた。

#### 【判旨】

神戸地裁は、まず、「他人に知られたくない個人の私的事柄をみだりに第三者に公表されないという個人の利益は、人格権に包摂されるプライバシーの権利として、法的に保護されるべきである。そして、右保護されるべき利益の性質上、その保護の要件として、公表された事柄が、[1] 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、[2] 一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、[3] 一般人に未だ知られていない事柄であることが必要とされるものと」「宴のあと」事件判決で確定された要件を踏襲している。

---

<sup>5</sup> 同上 68 頁。個人情報保護法の理論的基礎の検討で、同法の解釈論をめぐる議論なので、ここでは展開しない。

<sup>6</sup> 神戸地判平成 11 年 6 月 23 日、判時 1700 号 99 頁。大阪高判平成 18 年 11 月 30 日判時 1962 号 11 頁。大阪地判平成 19 年 4 月 26 日、判タ 1269 号 132 頁。

<sup>7</sup> 神戸地判平成 11 年 6 月 23 日、判時 1700 号 99 頁。

---

裁判所は、上の三要件に照らして、まず〔1〕について、「原告の氏名、職業、診療所の住所・電話番号は、原告の業務の内容からして当然に対外的に周知されることが予定されているものといえるから、必ずしも純粋な私生活上の事柄であるとはいえない面がある」と認めながら、「人の正当な業務の目的のために、その目的に係るものであることが明白な媒体ないし方法によって当該個人の情報が公開されている場合には、その個人情報、右業務と関係づけて限定的に利用され、右業務とは関係のない目的のために利用される危険性は少ないものと考えられ、右公開者においては、そのように期待して、右公開に係る個人情報の伝搬を右目的に関わる範囲に制限しているものといえる」とも述べている。さらに、「個人の情報を一定の目的のために公開した者において、それが右目的外に悪用されないために、右個人情報を右公開目的と関係のない範囲まで知られたいと欲することは決して不合理なことではなく、それもやはり保護されるべき利益であるというべきである」とし、「電話帳に掲載された原告の個人情報は、なお私生活上の事柄としての側面も有する」と判断した。

つぎに、〔2〕について、「原告がネット上で使用していた原告の氏名についてはともかく、原告の職業、住所・電話番号については、それが右電話帳に掲載されていることを考慮しても、それをネット上の掲示板において公開されることまでは、一般的にも欲したりしないであろうと考えられるし、また、右電話帳の記載の検索は、通常、眼科医の診療を希望する者がその診療所を探すという目的で利用するという特定の場合にすぎないと解されるから、右職業、診療所の住所・電話番号は、一般人には未だ知られていない事柄であると解するのが相当である」。

そして、〔3〕について、「原告は、本件掲示がなされる以前に、自己の氏名はネット上において明らかにしていたが、自己の職業、診療所の住所・電話番号はネット上で公開したことは一切なかったのであり、これからすれば、原告は一貫して自己の職業、診療所の住所・電話番号はネット上公開しない意思を有していたものと推認される」。

したがって、裁判所は、「宴のあと」事件で確立した三要件を踏襲し、さらに「自己に関する情報をコントロールすることは、プライバシーの権利の基本的属性として、これに含まれるものと解される」と判示する上、プライバシー侵害を認め、書き込みをした者に対し、不法行為に基づく損害賠償として、治療費と慰謝料 20 万円の合計 20 万 2,380 円を命じた。

## 〔2〕早稲田大学江沢民講演会事件<sup>8</sup>

### 【事実の概要】

Y は、平成 10 年 7 月下旬ころ、中華人民共和国大使館から、同国の江沢民国家主席が、同年秋ころに来日する際、Y を訪問したい旨の連絡を受け、同主席の講演会を開催することを計画した。本件講演会の学生の参加に当たっては、学内に備え置かれた名簿に、希望者が籍番号、氏名、住所及び電話番号を記入し、参加証の交付を受けることが必要とされた。

---

<sup>8</sup> 東京地判平成 13 年 10 月 17 日、最高裁判所民集 57 卷 8 号 994 頁。東京高判平成 14 年 7 月 17 日、最高裁判所民集 57 卷 8 号 1045 頁。最判平成 15 年 9 月 12 日、最高裁判所民集 57 卷 8 号 973 頁。

---

Xらは、当時Yの学生であったが、本件講演会への参加を申し込んだ。Yは、本件講演会を準備するに当たり、警視庁、外務省、中華人民共和国大使館等から、警備体制について万全を期すように要請され、その中で、警視庁から本件講演会に出席する者の名簿を提出するよう要請された。Yは、内部での議論を経て、本件講演会の警備を警察にゆだねるべく、本件名簿を提出することとした。Yは、このような本件名簿の写しの提出について、Xらの同意は得ていない。Xらは、本件講演会に参加したが、江主席の公演中に座席から立ち上がって「中国の核軍拡反対」と大声で叫ぶなどしたため、私服の警察官らにより、身体を拘束されて会場の外に連れ出され、建造物侵入及び威力業務妨害の嫌疑により現行犯逮捕された。その後、Xらは、本件講演会を妨害したことを理由としてYから処分に付された。

Xらは、Yに対し、違法な逮捕に協力し無効な処分をしたことを理由とする損害賠償、同処分の無効確認ならびに謝罪文の公布及び掲示を求めるとともに、Yが本件名簿の写しを無断で警視庁に提出したことが、Xらのプライバシーを侵害したものであるとして、損害賠償を求めた。

### 【判旨】

第1審では、裁判所は本件氏名、住所、電話番号などの個人情報を「社会生活ないし学生生活において、公的機関、大学当局、友人等一定範囲の者に知られ、これらの者に日常的に利用される情報である」とし、「学籍番号についても、大学における学生の特定方法として利用され、大学において学生を呼び出す際等に氏名と並記して掲示板に掲示されること等もあるものであって、氏名、学籍番号、住所、電話番号には、直ちに私生活上の事実とはいいい難い面も存する」と判断するが、「これらの情報によって、当該個人が識別され、その個人の私生活の本拠である住居や連絡先に関する情報が明らかとなるのであるから、これらの情報は、私生活上の事実でもあるというべきである（〔1〕）。そして、前述のとおり、これらの情報は、通常、一定範囲の者に知られている情報であるが、近時、情報通信技術の発展などにより、自己に関する情報が思わぬ利用のされ方をして、私生活の平穏が害される危険が増大していることからすると、個人が自己に関するこれらの情報を知る者を自らが許容する一定範囲の者に限定し、それ以外の者には知られたくないと欲することも自然なことである。そして、これらの情報は、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合でも他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であるというべきである（〔2〕）。さらに、これらの情報は、一般人に未だ知られていない情報であると認められる（〔3〕）。したがって、原告らの氏名、学生番号、住所及び電話番号は、プライバシーに該当するというべきである」として、三要件に照らして、本件個人情報をプライバシーとして認め、Yの行為が「プライバシー侵害に該当し、違法性阻却事由のない限り不法行為に該当するというべきである」と判示した。

しかし、違法性阻却事由の判断にあたって、裁判所は、「本件名簿の提出が、外国要人の警備という正当かつ公益にかかわる目的のもとに必要不可欠のこととして行われたものであることは、本件を評価するに当たり重要な要素であると考えられる。それに加えて、本件個人情報がそれ自体としては他人に知られたくないと感ずる程度が低いものであること、本件名簿の提出により被った原告らの不利益は抽象的なものであること、本件名簿の提出の方法、態様等も限定的であり、提出目的との関係でも相当の範囲内の

---

ものであること等の要素を総合考慮すると、結局、本件名簿の提出は正当な理由に基づくものであり、一般人の感受性を基準としても、社会通念上許容されるべき限度内にとどまるものというべきであるから、その違法性が阻却されるものと解するのが相当である」として、Xらの主張を棄却した。

控訴審では、裁判所は、第1審と同様に、本件氏名、住所、学籍番号及び電話番号並びに控訴人らが本件講演会の参加申込者であることなどの個人情報に「控訴人らの意思に基づかずにみだりに他者に開示されない利益」、「プライバシーの権利として保護されるべきものである」と判示したが、違法性阻却について、「〔1〕当該個人情報の内容及び性質並びにこれがプライバシーの権利として保護されるべき程度、〔2〕開示行為によりその個人が被った具体的な不利益の内容及び程度、〔3〕開示の目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性、〔4〕開示の方法及び態様、〔5〕当該個人情報の収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度、〔6〕その個人の同意を得なかったことがやむを得ないと考えられるような事情の有無などの諸要素を総合考慮し、一般人の感受性を基準として、その個人の同意がなかったとしても当該個人情報の開示が社会通念上許容される場合に当たるかどうかを判断すべきである」として、考慮の要素を挙げた。したがって、裁判所は、「本件個人情報の開示は、本件講演会において江主席の警備、警護に万全を期し、その安全を確保するという正当な目的のためにされ、これを開示することは上記目的に照らして有用かつ必要なものであり、その開示方法及び態様もこの目的に沿ったものである。さらに、本件個人情報の収集の目的とその開示の目的の間には広い意味での関連性もあったのである。そうすると、これらの事情を考慮するのみであれば、一般人の感受性を基準として判断する場合に、控訴人らの同意がなくても、これが社会通念上許容されるものと評価することもできないではない」と判示した。

最高裁は原判決中、プライバシー侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄差戻し。まず、本件個人情報は、Y「大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」と判示した。

つぎに、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきで

---

ある」と判示した。

## 2 中国の裁判例—民法総則制定前の中国における—

2017年に施行されたばかりの民法総則110条では、「自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、荣誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する」と規定しているが、これと別個に111条において、「自然人の個人情報法律によって保護される。いかなる組織または個人が他人の個人情報を取得しようとする場合、法に依って取得し、且つ、その情報の安全を確保すべきであり、個人情報を不法に収集、使用、加工、輸送し若しくは他人の個人情報を不法に売買、提供してはならない」といった個人情報権を明文化している。個人情報に関する明文の規定が設けられたのは、民法総則においてである。以下の事例はいずれも民法総則以前の事例である。

まして、近年では、インターネットにおける掲示板、書き込み、ブログによってプライバシーが侵害される事件が頻発している。以下の裁判例では、①～⑤が氏名、住所、電話番号などの個人情報の漏えい、⑥は掲示板等におけるプライバシー・個人情報の暴露という通常のパターンであり、⑦は「人肉搜索」<sup>9</sup>と称された行為によるプライバシー侵害事件で、この2例を少し詳しく分析を加えておきたい。

### [1] 楊某 V. 某銀行<sup>10</sup>

#### 【事実の概要】

YはXに採用意向書を送り、Xと労働契約を結び、Xを管理職の一員にすることを合意し、その期限を2008年9月18日から2010年9月17日とした。しかし、後にYは契約解除の通知をXに送り、契約の期間を2010年3月31日とした。2010年9月に、Xは仲裁委員会で仲裁を提起し、Yに対して2010年1月1日から2010年3月31日までのボーナスなど合計142317.73元を請求した。以上の事件の審理中に、YはXの銀行口座を証拠として仲裁委員会に提供し、2010年3月30日に既にXに586152.96元を支払ったことを証明しようとした。2010年11月10日に、XはYが自分のプライバシー権を侵害したと主張し、中国銀行監督管理委員会上海支社にクレームを申立てた。2010年11月29日に、仲裁委員会は、YがXに対して2010年1月1日から3月25日までのボーナス83597.50元を支払うように裁定した。2010年12月9日に、Xはプライバシー権侵害を理由として、Yに対して訴えを提起し、公開謝罪及び精神的損害賠償10万元を請求した。

#### 【判旨】

上海市浦東新区人民法院は以下のように判決を下した。

「市民、法人の民事上の合法的権利利益が法律に保護され、いかなる組織または個人

---

<sup>9</sup> 厳格な定義がないが、一応参考として、ウェキペディアでは、「中国のインターネット上において行われている、多数の匿名人物間でやりとりを行いながら、検索エンジンによる検索と、人手による公開情報の検索との両者を駆使し、ある人物の名前や所属を特定したり、事件の真相を解明したりする活動である。「人肉」という言葉は、コンピュータを用いた一般的な検索とは異なり、人の手が介在することを表している」と定義している。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%BA%E8%82%89%E6%A4%9C%E7%B4%A2> アクセス日：2017年1月13日。なお、本論文では、主に「人肉搜索」によるプライバシー権侵害の法的意味を対象としており、その社会的・文化的な方面を取り扱わない。

<sup>10</sup> (2010)浦民一(民)初字第38110号



---

はこれを犯してはならない。民事上の権利利益はプライバシー権を含み、他人のプライバシー権を侵害する者は、不法行為責任を負担すべきである。本件の争点は、YがXのプライバシー権を侵害したかどうかである。本院の調査によれば、Xが2010年3月6日から2010年4月2日の期間までの支出明細を証拠として仲裁委員会に提供したことに対し、Yは2010年3月30日前後にXに586152.96元を支払ったことのみ証明すれば足りるが、証拠の完全性と連続性を重視するため、2010年3月30日前後の口座の支出状況をととして取り上げた。これは合理的な行動であり、悪意をもってXの個人情報を故意に披露したことではない。さらに、上述支出明細は仲裁事件の審理のみに使用され、その他の場面に使われたことがない。よって、YはXのプライバシー権を侵害していない。Xの請求は法的根拠が乏しく、本院はこれを指示しない。以上、中華人民共和国民法通則第5条の規定を持って、以下のように判決を下す。

Xの全ての請求を棄却する。」

### 【分析】

本件は、銀行口座の支出明細を仲裁等の審理中に証拠として提供したことがプライバシー権侵害に当たるかどうか争点となった事件である。裁判所は、「悪意」で相手の個人情報に「故意」に披露したかどうかを判断の基準としており、さらに、仲裁裁判の審理という場面のみで使用したことによって、正当性を認めたのである。本件では、悪意の有無が重要な判断基準をなしている。2011年の事例であるが、権利侵害責任法ではなく、一般条項である民法通則第5条のみが適用されている。

## 【2】蔡金錫 V. 厦門盈衆自動車販売会社<sup>11</sup>

### 【事実の概要】

2012年10月16日に、XはYから邁騰 1.4T という自動車を購入し、同年11月23日にこの車を引き取った。その後、Xは、自動車自体には何らかの問題があると主張し、Yと何回も交渉し、双方の間に紛争が多発した。2013年1月13日に、Yは営業所の外で、広告ボードを設置し、それに「翔安新店茂林村の村民であるXは不当な利益を得るため本会社を中傷した！」との内容が書かれていた。2013年4月30日にYはまた、会社の営業所の外に広告ボードを設置し、それに、今回は「厦門翔安茂林村の村民であるXは不当な利益を得るため、本会社を悪意で誹謗し、理由もなく紛争を起こした。これによって皆さんに告示する！」との内容が書かれていた。さらに、広告ボードには、Xに対してなされた厦門市警察の「行政処罰決定書」、Xが交番で手書きしたYに対する「謝罪書」、YがXを訴えた「民事起訴状」、人民法院がYに発送した「事件受理通知書」及び関連ビデオ画像、Xの個人情報（氏名、性別、民族、生年月日、住所、身分証明書番号、電話版後など）が貼られていた。

Xはプライバシー権が侵害されたとして、Yに対して、厦門市各新聞紙の目立つ場所において、謝罪広告を1ヶ月以上掲載すること（内容はXの審査を経なければならない）を請求した。

### 【判旨】

福建省厦門市湖里区人民法院は以下のように判示した。

---

<sup>11</sup> (2014)湖民初字第1614号

---

「プライバシー権は自然人がその自身に対して享有する、公共の利益と無関係な個人情報、私人の活動及びその私有領域を支配する権利である。権利の本質から見れば、プライバシーは公共の利益と無関係な個人の権利利益であり、権利の内容から見れば、プライバシーは個人情報、私人の活動及び私有空間の保護を意味し、権利保護の目的から見れば、プライバシー権の目的は個人情報と秘密が不法に公開されることから保護するものであり、市民の個人の生活安全及び人格的尊厳を保護するものである。不法行為を認定する際、行為の違法性、損害の結果、不法行為と損害の結果の因果関係及び過失の4要件が備えなければならない。」

「Yが広告ボードにおいて公告したことがXのプライバシーを侵害したかどうかについて。プライバシー権は1つの基本的人権として、個人の私生活全体を意味し、私生活の秘密、私生活の空間及び安定の状態などを含む。伝統的意味の私生活の秘密以外、私生活領域に関連する個人の情報、例えば住所、番地・門標、勤務先、電話番号等をみだりに公開し、不当に使用することは、必ず当事者に精神的苦痛をもたらすわけでもないが、他人の私生活の空間に影響を与え、通常的生活秩序を乱す可能性が存在する。これを不法に収集し、不当に使用することは、他人のプライバシー権を侵害する恐れがある。ゆえに、当該行為が他人のプライバシー権を侵害したかどうかについて、具体的事情を分析しなければならない。本件の場合、Yは、Xとの紛争が処理される期間内において、関係機関によって出された法的文書及びXの個人情報、例えば家庭住所、電話番号等を公開した。当該行為は確かに妥当ではないが、公開時間が短く、且つ、小範囲において数枚しか貼られていないため、Xのプライバシー権に対して実質的な影響を与えたとは言い難い。それに、Xは、Yの公開行為によって生じた損害結果について証拠を提供していないため、証明責任を果たさなかったことによって生じた不利な結果を負担しなければならない。その訴訟請求には証拠が乏しく、本院はこれを支持しない。Yは今後、合理的且つ合法的に意見を表明しなければならず、公告の形でXに対する不当な評価をしてはならない。よって、中華人民共和国民法通則第5条、権利侵害責任法第2条及び中華人民共和国民事訴訟法第64条の規定により、以下のように判決を下す。

Xの訴訟請求を棄却する。」

#### 【分析】

本件では、住所、勤務先、電話番号などの個人情報を公開することはプライバシー侵害に当たるが、公開時間が短く、その公開範囲も限られていること、その損害を証明できていないことを理由として、損害賠償を認めず、実質上「侵害の停止」のみを命じた。

裁判所は「プライバシー権は1つの基本的人権として」、「私生活の秘密、私生活の空間及び安定の状態」を伝統的なプライバシーと定義しつつ、個人情報のプライバシー性をも認めた。しかしながら、裁判所は、住所、電話番号等の個人情報を「みだりに公開し、不当に使用することは、必ず当事者に精神的苦痛をもたらすわけでもないが、他人の私生活の空間に影響を与え、通常的生活秩序を乱す可能性が存在する。これを不法に収集し、不当に使用することは、他人のプライバシー権を侵害する恐れがある」と論じ、後の結論から見れば、おそらく裁判所は、個人情報をプライバシーの1つの内容としているが、「伝統的意味」でのプライバシーが侵害される場合と区別しており、個人情報が侵害される結果がより軽いのではないかと思われる。この点については、別の裁判例でもしばしば見られる。

裁判所は最後「Yは今後、合理的且つ合法的に意見を表明しなければならず、公告の形

---

でXに対する不当な評価をしてはならない」と述べ、これは一種の和解的解決としてみるべきであろう。

### [3] 廖萍 V. 曾軍<sup>12</sup>

#### 【事実の概要】

Yは、Xの夫Aと同じく海湾持株会取締役会社メンバーである。Yは、Aの解任を求める提案を提出するため、不法な手段でXの〇〇銀行口座に記載されている資金移動情報を獲得し、これを会社の取締役会で公にした。

そこでXは、Yの行為はプライバシー権に対する侵害にあたり、Xの個人情報の安全を著しく害したことを理由に訴えを提起し、①Yが即時にXの資金移動情報の公表・使用を停止すること②YがXに対して書面で謝罪し、これを執行しない場合、謝罪広告の登載を求めること、を請求した。

Yは、Xの銀行口座の資金移動情報を公開したことを否認し、更に、取締役会の範囲が限られ、且つ、会社の利益のために事実を陳述したまでだと抗弁した。

#### 【判旨】

北京市海淀区人民法院は、以下のように判決を下した。

「プライバシー権は自然人がその私人領域・活動・情報を支配し、他人による不法な侵入・干渉・収集・利用・公開を排除する、法によって保護される一つの人格権である。Xは自然人として、法によってプライバシー権を享有し、他人に侵害されたと認識した時に法的救済を求める権利を有する。」

「Xの銀行口座の資金移動情報は個人銀行口座の情報であり、国家の権力機関による合法的調査を除き、その他如何なる機関・個人もこの情報を収集・公開する権限を持っていない。海湾持株会社取締役会会議の参加者は少数で、議論の内容も株主の利益に関わるといえども、他人の個人情報を公開し、プライバシー権を侵害する免責事由にならない。」

「本院は、他人の個人情報を取得しようとする機関・個人は、法的許可を得なければならず、また、たとえ法によってそのような権限を賦与されたとしても、情報を取得する手段と方法も合法でなければならない、と判断する。Yは法によって付与された権限を有していること及び合法的手段でXの情報を取得したことを証明できず、且つ、参加者少数の取締役会でXの個人情報を公開した行為も公共利益のためであると認定し難い。合法的授權と合法的手段なしで他人の個人情報を取得し、合法的理由なしで当該情報を公開する行為は、Xに対するプライバシー権の侵害を構成する。」

以上の理由をもって、裁判所は、民法通則106条第2項、第134条の規定により、Xの請求を支持した。

「Yが直ちにXの〇〇銀行口座に記載する資金移動情報を公開・使用する行為を停止する」、「Yは、本判決発効後10日以内に、書面でXに謝罪し、その内容は本院が審査す

---

<sup>12</sup> (2009) 海民初字第11219号

---

る。上述内容を履行しない場合、本院は全国範囲で発行する新聞紙を選んで、判決書の主要内容を登載する。登載費用はYが負担する。」

#### 【分析】

本件銀行口座の資金移動情報は個人情報であり、これを当事者の同意なしに取得し公開する行為はプライバシー侵害であると裁判所が判断した。本件原告は、損害賠償を請求することもなく、侵害の停止と謝罪しか請求していない。恐らく、本件資金移動情報を少数参加者の取締役会で公開する行為が、精神的損害が重大であることを証明することが極めて困難だと予測できたのではないかと考えられる。なお、謝罪については、書面での謝罪（謝罪文の交付）を言い渡したが、これを履行しない場合、謝罪広告が強制される。即ち、個人情報に関するプライバシーの侵害には、私事の公開と異なり、謝罪広告が救済手段になりうる。しかし、この謝罪広告はもはや権利の円満状態にまで「原状回復」するわけではなく、被害者感情の鎮静にのみ機能するものである。

#### [4] 肖鎮 V. 陝西省『收藏』雑誌<sup>13</sup>

##### 【事実の概要】

Yは陝西省の『收藏』雑誌出版社であり、文物等の収集に関する一般大衆向きの出版機関である。『收藏』は月刊であり、国内外及び香港・マカオ地区で発行されている。Yは、1998年第11期（総第71期）『收藏』月刊大19～20頁に登載された「上海の民間收藏に関する資料」[上海民間收藏有関資料]で、Xを「仏像收藏館館主」と称し、文章とともにXの住所及び郵便番号を掲載した。当該雑誌発行後から2000年7月まで、全国各地からX宛の手紙が大量に殺到し、その内容は、Xに仏像の真偽と価値の鑑定を求める依頼、Xに対する訪問及びXの收藏品の観賞の請求、あるいは仏像のセールス、媚薬のセールスなどさえあった。Xはこれらの手紙を受けた後、8.5円で1998年第11期『收藏』月刊を買い、当該月刊に自らの住所及び郵便番号が掲載されたことを確認したため、Xは1999年12月13日に弁護士を雇い、Yに投函[致函]し、侵害の停止、事実の弁明、謝罪と損失の賠償を求めた。2001年1月、YはXに返事をよこし、Xの氏名及びプライバシーに対して干渉・盗用・偽称する件をはたらいたことはないとして、不法行為を否定した。そこで、XはYに対して訴えを提起し、①侵害の停止、すなわち、Xの住所に対する公表の停止、②関連メディアにおける謝罪と事実の弁明[澄清]、③精神的損害賠償1元、証拠収集費用8.5元及び本件訴訟費用を請求した。

これに対し、Yは以下のように答弁した。①Xの住所は投稿者によって提供されたものであり、Yは、投稿者とXの間に住所公開の合意が存在することを主観的に認識、確認していない、②Xのところに仏像收藏館が建てられているかどうかにつき、Yは客観的に確認できない、③Xが仏像收藏者であることは確かであり、Xの氏名・住所を掲載したYの目的は、Xの知名度を高め、社会的影響を拡大させることで、公益的性質を有する、④Xの住所を掲載した後の各地からの手紙・訪問は大抵好意なものであるが、客観的に見れば、やはりXの通常の生活に干渉し、不安全的要素をもなした。これに対して、Yはお詫びの意を表明し、『收藏』月刊に謝罪広告を掲載し、影響の消去を図り、またその

---

<sup>13</sup> (2000) 徐民初字第1430号

---

内容について X と相談する、⑤X に対し、精神的損害賠償 1 元、証拠収集費用 8.5 元を支払う。

### 【判旨】

上海徐匯区人民法院は、以下のように判決を下した。

「市民の氏名・住所及び個人の愛好は個人情報として、市民が享有すべき生活の平穏とともに、法によって保護され、他人はこれに対して不法に干渉・利用・公開してはならない。Y は刊行物の出版機関として、X の同意を得ず、且つ、他の法定理由もなしに、所属の『收藏』月刊において X の氏名・住所などの個人情報を掲載し、X の通常生活に一定程度の干渉をもたらした。Y のこの行為は X の合法的な人身的権利利益を侵害し、民事責任を負うべきである。ゆえに、法に依って、X が主張する侵害の停止、謝罪及び損害賠償請求を支持する。Y が X の氏名・住所を『收藏』月刊に掲載した故、影響の消去も『收藏』月刊のみに限る。

民事訴訟法第 130 条、民法通則第 5 条、第 134 条第 1 項第 1 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号の規定に依り、

一、X に対する侵害を直ちに停止すること。

二、本判決発効後三十日以内に『收藏』月刊において、X に対する謝罪及び影響を消去する広告を掲載すること。広告の内容について、本院が審査する

三、Y は X に対し、精神的損害賠償 1 元、証拠収集費用 8.5 元を支払うこと。本件訴訟費 150 元は Y が負担すること

を命じる。」

### 【分析】

本件は、プライバシーとしての個人情報の侵害が認められた事例である。暴露された個人情報は、住所および郵便番号である。プライバシー侵害が認められたのは、恐らく情報の公開によって、X の通常生活が干渉を受けたことからである。本件では原告の、侵害に停止、謝罪、影響の除去、精神的損害賠償のすべての請求が認められた。

## [5]王霞 V. 北京響巢国際伝媒有限会社案

### 【事実の概要】

2011 年、Y はテレビドラマ『華麗一族』を制作し始めた。ドラマを制作する際、ドラマの中である役が携帯電話を使用するシーンがあり、その電話番号も画面に映されていた。係争番号は、Y の職員が撮影チームメンバーの使用のため、A (電信会社) から購入したものである。2012 年 3 月、X は A 会社と契約を締結し、携帯の契約番号を購入し、その番号が係争番号と同一のものである。また、X はこの番号と関連して 5880 元を支払った。2013 年 3 月、ドラマ『華麗一族』がテレビ及びインターネット上において放送されるようになり、これによって、X は係争電話番号の使用者として、大量の電話とショットメッセージを受け取った。X は、生活が妨害されたことを理由に、Y に対して、①携帯番号が出現したドラマのシーンの放送を停止すること、②Y の公式ホームページにお

---

いて謝罪すること、③携帯インターネット使用料 5880 元、弁護士代 5000 元、公証費用 1000 元などの経済的損失、及び精神的損害賠償 15000 元を請求した。

【判旨】北京市海淀区人民法院が以下のように判断した。

「市民の合法的な人身的権利は、法律によって保護される。本件において、Y が制作したテレビドラマ『華麗一族』の放送によって、係争電話番号が出現し、使用者である X が大量の電話とショットメッセージを受け取った事実をもたらした。Y はドラマ制作中に確かに係争電話番号を購入したと認めたが、その番号が Y の制作チームのメンバーによって購入・使用されたことを証明する証拠を提供していない。たとえ、確かにその制作チームメンバーが係争番号を購入・使用したとしても、Y はこの番号が使用後に A 会社に回収され、また他人に使用されることを予見できるはずである。故に、Y は、ドラマで係争番号を公開し、十分な注意義務を果たせず、番号公布行為に対して一定の責任を負わなければならない。」

「なお、損害賠償について、X が大量の電話とショットメッセージを受け取り、携帯電話番号を変更しなければならず、更に、契約により、元の携帯電話の月最小通話料を支払わなければならないため、本院は、X の携帯インターネット使用料 5880 元の支払い請求を認める。また、精神的損害賠償について、X は精神的損害の事実の証拠を提供していないため、本院はこれを支持しない。」

「以上の判断により、権利侵害責任法 15 条、第 20 条の規定により、以下のように判決を下す。

- 一、Y がドラマ『華麗一族』における係争電話番号のシーンの放送を停止すること
- 二、Y は、本判決発効後 7 日以内に、そのホームページにおいて謝罪すること。謝罪の内容は本院によって審査する。
- 三、Y は、本判決発効後 7 日以内に X に対して、携帯インターネット使用料 5880 元を支払うこと。
- 四、X のその他の訴訟請求を棄却する。」

#### 【分析】

本件の訴訟対象は原告の携帯電話番号であるが、裁判所は精神的損害賠償を除き、すべて原告の請求を支持した。本件では、主観的条件の面で、予見義務、注意義務を果たさなかったことをもってプライバシー権侵害を認めている。係争シーンの部分の放送停止まで認めていることは注目すべきである。

#### [6]孫建磊 V. 曹楚<sup>14</sup>

##### 【事実の概要】

X と Y は店舗貸出契約を締結し、Y が X の店舗を借りて経営を行うことを約定し、その後、契約履行過程において、双方で紛争が起きた。Y は南京大学のネット掲示板で「南京大学和園店舗所有者 教師として失格」と題した文章を公表し、X と Y の貸出契約を

---

<sup>14</sup> (2015) 鼓民初字第 686 号

めぐる紛争を披露し、また、同掲示板のキャンパス生活コラムで「一生涯に二度とない南京大学の変人教師をばらしてやる」と題した文章を發表し、貸出契約をめぐる紛争の詳細を披露した。Yは、これら文章の中で、Xの身分証明書と名前・銀行口座番号・住所・電話番号が記載されている契約書をネットに公開した。さらに、X及びXの妻に対して「クズ先生」などの中傷する言葉を使った。文章の閲覧数は4488回にまで達した。Yによる文章に対し、何人かのネットユーザーがコメントしており、その内、ネガティブなものもあった。その後、Yはまた「天涯」ネット掲示板、「豆瓣」ネットで「一生涯に二度とない 南京大学の変人教師をばらしてやる」「南京大学の変人教師をばらす」といった文章を發表し、「百度」ネット掲示板の南京大学コラムで「南京大学クズ教師をばらしてやる」を題した文章を發表した。

Xは名誉権・プライバシー権侵害を理由として、①Yによる名誉権・プライバシー権の侵害を停止し、「南京大学の変人教師をばらしてやる」の文章を削除する、②Yが小百合掲示板南京大学キャンパス生活コラムで書いた文章について、原告に謝罪し、影響を除去し、持続期間を3ヶ月とすること、③Xに精神的損害賠償5000元を支払うこと、④Xが自らの権利を保護するために支払った合理的費用6640元を支払うこと、⑤Yが本件訴訟費用を負担すること、を請求した。

### 【判旨】

江蘇省南京市鼓樓区人民法院は以下のように判断した。

「名誉とは、特定の民事上の主体の才能・品性・徳行・名声・信用などについて社会から受ける客観的総合的評価であり、民事上の主体が法に拠って名誉権を享有し、自身の名誉を保護しまたは他人の侵害を排除しうる権利である。プライバシー権とは、自然人が享有する、公共の利益・集団の利益と無関係の個人情報・私事・私的領域を支配する人格権である。市民の名誉権・プライバシー権は法に拠って保護され、不当な損害を被ったとき、加害者に対して不法行為責任を負担させる権利を有する。」

「本件において、Yは、Xとの貸出契約の紛争により、紛争の事実・原告の品性などにつき、ネット上においてきわめて一方的な内容を持つ文章を發表した。Yは發表した文章の中で、不適切な言葉を用い、過激且つ偏見を持つものであり、さらにXの身分証明書と契約の内容をも添付しており、Xの氏名・住所などの個人情報を暴露した。Yが發表した文章のコメントを見れば、Xの社会的評価は明らかに低下させられる。ゆえに、本院は、Yの行為がXに一定の損害結果をもたらし、Xの名誉権・プライバシー権を侵害したことを認定する。XはYに対して侵害の停止を請求するが、係争文章は既にサイトから削除されたため、Xのこの請求は支持しない。XのYに対する謝罪の請求は、法によるものであり、本院はこれを支持する。ただし、名誉回復・影響の除去の範囲は、不法行為によって生じた消極的な時間及び範囲に相当する範囲に限るべきである。本件係争文章は主に南京大学小百合掲示板キャンパス生活コラムで發表したものであり、Yが同コラムに『謝罪広告』を載せたことは、名誉回復・影響の除去のやり方として適切であり、掲載時間を一週間以上とすべきであり…本院は、Yの不法行為の具体的な状況・影響の範囲及びそれに生じた消極的な影響により、XがYの不法行為に対する調査・証明で支払った合理的な支出を考慮し、法に拠って、YにXに対する精神的損害賠償1000元、公証費用3320元を命じる。」

---

「以上、民法通則 101 条、120 条第 1 項、権利侵害責任法<sup>15</sup>[侵權責任法]第 2 条、第 3 条、第 15 条、最高人民法院・不法行為による精神的損害の賠償責任に関する若干問題の解釈[最高人民法院民事侵權精神的損害賠償責任若干問題的解釈]（以下、精神的損害賠償司法解釈と記す）第 1 条、第 8 条、最高人民法院・インターネットによる人格的権利利益の侵害に関する民事的紛争事件の審理についての法適用問題の規定[最高人民法院關於審理利用信息網絡侵害人身權益民事糾紛案件適用法律若干問題的規定]（以下、ネットによる人格権侵害司法解釈）第 16 条、17 条、18 条の規定により、以下のように判断する。」

「一、Y は本判決発効日から 15 日以内に、南京大学小百合掲示板で X に対する謝罪の声明（広告）を載せ（声明の内容を 7 日以内に本院に送付・審査し、声明を一週間以上保持する。もし期間内履行しない場合、本院は法に拠って本判決書を公開し、それによって生じた費用は被告が負担する）。二、Y は本判決発効日から 15 日以内に、X に精神的損害賠償金 1000 元、公証費用 3320 元を支払う。三、X の他の請求を棄却する。」

### 【分析】

インターネットの普及により、インターネットによるプライバシー侵害も多くなってきた。本件はネット掲示板の文章による名誉・プライバシーの侵害事件である。

本件において、名誉権侵害とプライバシー侵害の両方とも認めたが、判決文の中では、主に名誉権侵害について論じている。しかし、法院は、プライバシー権を「自然人が享有する、公共の利益・集団の利益と無関係の個人情報・私事・私的領域を支配する人格権である」とし、X の身分証明書と契約の内容、X の氏名・住所などの個人情報を披露したことがプライバシー侵害であると判断した。法院の「Y の行為が X に一定の損害結果をもたらし、X の名誉権・プライバシー権を侵害したことを認定する」という判示によれば、原告の「社会的評価」の低下は名誉権侵害の問題であり、「X の身分証明書と契約の内容をも添付しており、X の氏名・住所などの個人情報を披露した」ことがプライバシー侵害に該当することとなる。つまり、「公共の利益・集団の利益と無関係の個人情報」をプライバシーの内容に入れており、インターネット上で私人の氏名・身分証明書・住所・電話番号等の私生活と密接な個人情報をみだりに公開すると、プライバシー侵害になるというのが、本裁判所の判断である。なお、精神的損害賠償額 5000 元を 1000 元に減額したことの算出基準、理由は不明である。

### [7]王菲 V. 北京凌云互動信息技術有限公司（大旗サイト）<sup>16</sup>

#### 【事実の概要】

X と A は夫婦関係であったが、A は X の不倫行為によって精神的苦痛を感じ、自ら命を絶った。A は自殺する前に日記の形でブログを書いており、自殺するまでに至った考えや思いをその日記に記載していた。そのほか、X の氏名、勤務先などの個人情報及び X とその不倫相手である B との写真もブログに掲載されていた。A は、自分が死亡した後、自分が死亡した後にブログを公開するよう C に遺言を遺し、後にそのブログは A の姉によって公開され

---

<sup>15</sup> なお、「権利侵害責任法」と「不法行為法」の二つの訳語があるが、当該法律は権利が侵害されたときの責任を強調している点で、本稿は前者を取る。

<sup>16</sup> (2008) 朝民初字第 29276 号



---

た。そこで、Aのブログの文章はYが運営した大旗サイトも含み、幾つかのネット掲示板によって転載され、Aの死亡原因、Xの不倫などのエピソードが多くインターネットユーザーの興味と関心を長時間にわたって引き起こした。一部のユーザーは関心を寄せるとともに、Xに対する「人肉搜索」を発動し、Xの氏名、勤務先、電話番号、住所など詳細な個人情報が次々と暴露された。これにより、一部のユーザーはネットでXを罵ることにとどまらず、Xの住所にまで足を運び、その玄関に「素敵な奥さんを死ぬまで追い込んだ」「血には血を」などのチラシを貼った。

XはY（他2名の被告がいるが、同一事案である）に対して訴えを提起し、侵害の停止、影響の消去・名誉の回復、謝罪、及び精神的損害賠償2万円を請求した。

### 【判旨】

北京市朝陽区人民法院は以下のように判示した。

「我が国の婚姻法の規定によれば、配偶者はお互いに誠実でなければならない。Xの自白及びXとAの両親の協議の内容によれば、XはBと不倫関係を有することが明らかである。Xの行為は我が国の法律規定に違反している。Aの日記によれば、Aはそれによって極めて大きな精神的苦痛を受けた。Xの行為は法に反するのみではなく、社会道徳にも反している。本院はそれを批判する。

市民は名誉権を有する。侮辱、誹謗、他人のプライバシーを披露するなどの方法によって国民の名誉を侵害することは禁じられている。我が国の「インターネットサービス管理弁法」及び「インターネット掲示板サービス管理弁法」の規定によれば、インターネットサービス提供者はゲストに良好なサービスを提供し、且つ、提供する情報の内容が合法であることを保証しなければならない。何人もネット掲示板において他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的権益を犯すメッセージを掲載してはならない。提供者は上述に該当する内容を発見すれば、即時に削除しなければならない。関連記録を保存し、国家機関に報告しなければならない。Yが大旗サイトを登記したため、大旗サイトを管理しなければならないので、サイトにおける情報内容に対する責任を負わなければならない。本件における争点はYが大旗サイトにおいてXの実の氏名、勤務先、家庭住所、Bとの不倫関係などの情報を披露したことは、Xの名誉権とプライバシー権の侵害に該当するかということである。

一、Yの行為はXの名誉権とプライバシー権を侵害した。

プライバシーとは、特定人のみの利益或は人身にかかわり、且つ権利者が他人に知られたくない個人生活、個人情報、個人スペース或は穏便な個人生活のことである。プライバシー権とは、自然人が享有する他人の干渉を排除して自らの秘密と生活を支配する人格権の一種である。披露、公開などの方法によって、他人のプライバシー領域、個人活動或は個人情報に侵入する行為は、プライバシー権を侵害することになる。男女関係を含み、市民の個人の感情生活は、個人プライバシー範疇の一部に属する。一般の社会生活において、これと類似の問題は狭い範囲内の特定の人しかわからない。当事者にとって、それは普通に公開したくない或はするはずがない事柄である。大旗サイトに特別コーナーを設け、調査取材を行い、当事者の本当の身分を披露し、ほかのサイトとリンクして伝播し、不特定の公衆に知らせる行為は、明らかにXのプライバシー権を侵害する行為である。社会生活において、国民が交際の必要によって、自らの氏名、勤務先、家庭住所などの個人情報を他人に告知するのは普通である。それらの情報は他人に一定のルートによって知られる或

---

は利用される可能性がある。それらの情報は一般状況においては人格或は身分性を有しないので、披露、使用などの行為がプライバシー権の侵害行為になるか否かについては、行為者の取得方法、披露手段、披露の範囲、披露の目的及び結果などの要素によって総合的に判断しなければならない。Xの不倫、氏名、勤務先などの情報が披露された後、真の身分が公衆に知られ、多量の批判を浴び、不満の蔓延と爆発をもたらした。披露された情報を利用し、ユーザーは「人肉検索」というサーチパターンを使い、Xの情報を積極的に調べ、Xの家まで調査し、Xの平常生活を攪乱することまでを起った。ゆえに、Yの行為はXのプライバシー権を侵害したと言わざるを得ない。

名誉とは、社会が特定の民事主体に対する道徳、才能又はほかの素質を客観的に評価することである。名誉権とは、民事主体が自身の属性と価値によって得た社会評価と自己評価を保護また維持する人格権である。大旗サイトがXのプライバシーを披露した後、Xに対して大量且つ継続的批判、非難がなされた。Xに対する行為は非難からはじまって、長時間に及ぶ、意図的な悪口になり、扉に侮辱なスローガンを張ることに至るとき、Xに対する影響は既にネットから現実になったと言わざるを得ない。Xの生活に著しく影響し、Xの社会評価を低下させた。ゆえに、Yの行為はXの名誉権を侵害した。大旗サイトがXを誹謗したという主張については、Xの不倫は事実であるうえ、Aの家族の言論についての証拠を挙げていなかったため、事実捏造に該当するか否かに関して判断できないので、誹謗だと認めない。

## 二、Yの権利侵害賠償責任について

大旗サイトがAの自殺が社会的話題になったことに気づき、特集を設けて事件から意識される社会問題を分析したことは、報道の自由の範疇に属し、適切であるが、報道するときに当事者の個人情報、写真などに対して技術処理しておらず、Xのプライバシー権と名誉権を侵害した。Yは大旗サイトの登記会社として、その権利侵害行為に対して民事責任を負うべきである。それは侵害の停止、権利侵害に関する情報の削除、謝罪又は損害賠償を含む。第一に、Xの請求する事業損失に関して。Xの証拠は会社に辞めさせられたことを証明できていないため、証拠不足と言わざるを得ず、本院は支持しない。第二に、公証費用について。ウェブサイトの情報は常に更新している。Xは関連ウェブページを公証によって固定することによって支給した費用は証拠収集の合理的支出に該当する。本院はその請求を認める。第三に、精神的慰謝料について。Xはそれによって輿論のプレッシャーに曝され、精神的苦痛を受けたため、Yは精神的慰謝料を支給すべきである。ただし、以下の事情を考量して、Yの責任を減らすべきである。①大旗サイトが関連情報を公開する前に、Aのブロックが既に公開された。大旗サイトの行為は影響の範囲を拡大したに過ぎない。即ち、大旗サイトの行為は損害結果と一定の因果関係があるが、唯一の因果関係ではない。②Xの不倫は事実であり、且つ、社会の道徳感によってその行為は否定されている。③大旗サイトの行為以外にも、その他の(Xのプライバシーを)披露行為がある。例えば、Aのブロックとユーザーの「人肉検索」などのことがある。④大旗サイトは当該特集を作るとき、Aの家族の意見のみではなく、法律、心理専門家にも取材してコメントをもらったのであり、単純な批判、非難ではない。故に、Xの精神慰謝料は上述の要素を酌量しながら定める。

### 【分析】

裁判所はプライバシーを「特定人のみの利益或は人身にかかわり、且つ権利者が他人に知られたくない個人生活、個人情報、個人スペース或は穏便な個人生活のことである」と

---

し、プライバシー権を「自然人が享有する他人の干渉を排除して自らの秘密と生活を支配する人格権の一種である」とする。Xの不倫の「行為は法に反するのみではなく、社会道徳にも反」とすると法院は批判的態度を取っているが、他方で、プライバシーの中には「男女関係」も含まれ、それをサイトにて公開したことはプライバシー権侵害に該当するとして、請求額を大幅に減額したうえでその精神的損害賠償請求を認めた。

また、個人情報がプライバシーになるかどうかについて、裁判所は、個人情報は「一般状況において人格或は身分性を有しない」としつつ、個人情報についての「行為者の取得方法、披露手段、披露の範囲、披露の目的及び結果など」を考量して、総合的に判断すべきとの見解を示している。

本件は中国において、「人肉搜索第一案」とも呼ばれている。「人肉搜索」はインターネットの発達によって生じた副作用であり、裁判例から見られるように、「大量且つ継続的批判、非難がなされ」そして「扉に侮辱なスローガンを張ることに至る」まで、討伐がネットから現実になり、個人の私生活が破滅的な影響を受けてしまう。「人肉搜索」に参加する者は匿名且つ不特定多数の人間であり、彼らの責任を追及しようとしてもできない。もちろん、権利侵害責任法 36 条<sup>17</sup>でプロバイダー責任を追及できるが、プライバシーが一旦公開され、公衆に知られたら、回復がきわめて困難であることから考えれば、この問題は未だ難解である。

### 3 日中の比較

中国の裁判例について言えば、人格権の中において個人情報権という概念が法律の明示化されるのは、2017 年に制定された民法総則においてであり、したがって、中国の裁判例の中で個人情報権がどのような形で形成されてくるのかは、これからの問題である。従来事例として掲げた上記 5 例はすべてプライバシー権の中で処理されている。日本における学説としては、個人情報保護権を一律にプライバシー権に含めてしまう一元説と両者を区別する二元説とに分かれているが、中国では長い間、この両者を区別する議論は存在しなかった。例えば、王利明の『人格権法研究』（2005 年）、張新宝『侵權責任法原理』（2005 年）いずれにおいて、この両者の区分に関する言及はない。しかし、最近では、個人情報の性質について論ずるものが現れてきた。

齊愛民は、個人情報の性質を論ずる時、個人情報と「個人のプライバシー」との最大の区別が「範囲の差異」にあると指摘する。すなわち、プライバシーの範囲が個人情報の範囲に包含されており、プライバシーは、個人情報の下位概念であり、個人情報の一部をなすものである。個人情報保護法（中国の場合）に保護される個人情報の法的要件は、「識

---

<sup>17</sup> 第 36 条：インターネット使用者、インターネット接続業者は、インターネットを利用し、他人の民事上の権利利益を侵害した場合、不法行為責任を追うべきである。

インターネット使用者がインターネットサービスを利用し、不法行為を行った場合、被害者はインターネット接続業者に情報の削除、遮断、接続の中断など必要な措置を取るよう通知する権限を有する。インターネット接続業者が通知を受けた後、速やかに必要な措置をとらなかった場合、これによって生じた損害の拡大された部分について、当該インターネット使用者とともに連帯責任を負う。

インターネット接続業者は、インターネット使用者がインターネットを利用し、他人の民事上の権利利益を侵害していることを知りながら必要な措置をとらなかった場合、当該インターネット使用者とともに連帯責任を負う。

---

別性」を有することであり、プライバシーの利益を有することではない<sup>18</sup>。

また、劉徳良は、高度情報化時代において、個人が有する情報は商品になって、交換価値を有するため、個人情報の商業的価値を重視し、その財産権的側面も法的保護を受けるべきと主張する<sup>19</sup>。

その意味では、個人情報プライバシーと区別する論調が徐々に有力になってきており、さらに、民法総則の制定を契機に、また多いに議論されるであろう。

個人情報権侵害に関する構成要件中、主観的要件について言えば、①は「悪意をもってXの個人情報を故意に披露」することとあるように、悪意を要件としており、他方、⑤のように「予見できるはず」「注意義務」といった過失を要件として掲げるものもある。ところで、日本との比較で言えば、日本におけるプライバシー権侵害の民事責任が損害賠償に限られているのに対して、中国では、プライバシー権侵害を認定していても、精神的損害賠償を認めた事例は上記5例中④の一例のみである。それと対照的に、謝罪や影響の除去等が容易に認められている。

中国におけるプライバシー権侵害との比較で注目すべきは日本の上記裁判例中 [2] の早稲田大学江沢民講演会事件である。これは原告被告ともに私人の形をとっているが、実質は国家対私人の関係の性格を色濃く有している。すなわち、早稲田大学が招聘しようとした江沢民は当時、国家主席であり、国家主席を日本に招待する場合は閣議決定事項として、最大の身辺警護が求められる。そうした政府の要請を受けて、早稲田大学が参加申込者の氏名、住所、電話番号の記載を求めたわけであり、こうしたケースにおいて、参加者のプライバシー権の保護を優先すべきか、それとも国賓に対する警備の必要性を優先するのか、この両者のバランスをどのようにとるかで、下級審と最高裁の判断が分かれたわけである。この事例は中国では見当たらない。それは偶々見当たらないのか、それとも中国の法の構造で見当たらないのか、検討を要するが、国家・社会・集団の利益を私人の利益の上位に置く中国法の構造からすると、後者ということになる。日本の最高裁が下したような判断は中国の裁判所には期待できないと言わなければならない。

---

<sup>18</sup> 齊愛民『拯救信息社会中的人格—个人信息保护法総論』（北京大学出版社、2009）78頁。

<sup>19</sup> 劉徳良「個人情報の財産権的保護」法学研究2007年第3期87-91頁。

---

## 第5章 プライバシー権と肖像権の交錯

中国の民法通則 100 条は、肖像権を規定している。近年の人格権重視の波に乗り、従来人格権の一つとして扱われてきた肖像権も論じられるようになった<sup>1</sup>。しかし、肖像権とプライバシー権とは、両方とも人格権の一分野であり、肖像権をプライバシー権の隣接法領域とされているのも周知のとおりだが、はたして肖像権とプライバシー権との関係はどのようなものなのか。中国では、この課題について論ずる論文は管見の限りほぼ皆無とあってよい。

「肖像権」は大陸法系から継承した概念であり、プライバシー権はアメリカから継承した法概念である。そして、プロッサーのプライバシー4分類によれば、肖像権はプライバシー権に帰属させられている。ゆえに、肖像権とプライバシー権の2つの「人格権」の関係を考察することには重要な意味がある。

肖像権とプライバシー権とはどのような区別があるのか。ここで、容易に想定されるのは、人間の姿態は公衆に暴露される場合である。市民が自己の姿態の公開を望まない場合、他人がみだりにそれを公開した時、両者が重なり合うことになる。例えば市民が顔部の病態を気にしているのに、無断でその市民の顔部の写真を撮るといったケースがそれにあたる<sup>2</sup>。以下では、日本法上の肖像権とプライバシー権の関係を整理し、中国法上の肖像権とプライバシー権との関係を検討する。

### 1 日本法における肖像権とプライバシー権

#### (1) 肖像権の定義及び内容

##### (ア) 肖像権の定義

日本では、肖像権に関する明文の規定がなく、肖像権概念が大いに注目を集めたのは、いわゆる京都府学連事件であった。最高裁はこの事件において、「憲法 13 条は、…国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといえることができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態（以下「容貌等」と表記）を撮影されない自由を有するものといえるべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない」と判示した<sup>3</sup>。「これを肖像権と称するかどうかは別として」と言いながら、最高裁は実質上、肖像権を承認していると一般的に認識されている<sup>4</sup>。この判断は、後の裁判例に踏襲されてき

---

<sup>1</sup> 張紅『人格権各論』（法律出版社、2015）140－141 頁。

<sup>2</sup> 小口彦太「中国における肖像権侵害をめぐる一訴訟」早稲田法学 75 巻 1 号（1999）57 頁。

<sup>3</sup> 最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 巻 12 号 1625 頁、判時 577 号 18 頁。

<sup>4</sup> 五十嵐清『人格権法概論』（有斐閣、2003）165 頁。佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務（第

---

た。また、いわゆる「和歌山カレー毒物混入事件」では、最高裁は、「人は、自己の容貌等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当である」と判示し、肖像権侵害の範囲を、承諾なしに「撮影」されないことから写真の「公表」にまで及ぶようにした<sup>5</sup>。

学説上において、肖像権分野の専門家である大家重夫は、肖像権を「人が、その肖像・容貌・姿態を肖像本人の意に反して、みだりに撮影されたり、描かれたり、彫刻されたり、またその撮影された写真・スケッチ肖像などをみだりに公表されない権利である」と定義する<sup>6</sup>。また五十嵐清は、肖像権を「自己の肖像を、他人が権限なくして絵画、彫刻、写真その他の方法により作成・公表することを禁止できる権利」として定義する<sup>7</sup>。

また、肖像権の法的性質について、これを人格権として捉える見解が学説上支配的である<sup>8</sup>。

## (イ) 肖像権の内容

以上の肖像権の概念の下では、肖像権の内容として、大家重夫は、①みだりに撮影をされない権利、撮影拒絶権としての肖像権、②撮影された写真、作成された肖像の利用拒絶権としての肖像権、③肖像の利用に対する、肖像本人の有する財産的利益、財産権としての肖像権（パブリシティ権）、の3つの内容を挙げ<sup>9</sup>、五十嵐清は、①自己の肖像の作成を禁止する権利、②作成された肖像の公表を禁止する権利、③肖像を営利目的で利用することを禁止する権利、の3つの内容を挙げている<sup>10</sup>。

なお、以上の両氏の見解によれば、それぞれの①と②の内容は、人格権的側面を意味し、③は肖像の財産的側面、すなわち、パブリシティ権としての性質を有している<sup>11</sup>。ここでは、③のパブリシティ権の内容までいかず、①と②といった人格権的側面を検討する。以下では、肖像権の人格的側面に関する裁判例を見ていく。

## (2) 裁判例

### (ア) 報道への使用

肖像権侵害が問題となった裁判例としては、報道における使用のケースが大多数である。

---

2版』(弘文堂、2010)、242頁。

<sup>5</sup> 最一小判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁、判タ1925号84頁。

<sup>6</sup> 大家重夫『肖像権』(太田出版、2007)16頁。

<sup>7</sup> 五十嵐清『人格権法概論』(有斐閣、2003)163頁。

<sup>8</sup> 五十嵐・前掲書注(7)163-164頁。大家・前掲書注(6)269頁。

<sup>9</sup> 大家・前掲書注(6)168頁。

<sup>10</sup> 五十嵐・前掲書注(7)(有斐閣、2003)166頁。

<sup>11</sup> 大家・前掲書注(6)169頁。五十嵐・前掲書注(7)166頁。松本俊輔「肖像権の二元的構成ージャーニーズ無断写真集事件を題材としてー」相模女子大学紀要第78巻2015年3月、2頁。

---

## [1] 法廷での被告人の隠し撮りと似顔絵イラストによる肖像権侵害事件<sup>12</sup>

### 【事実の概要】

刑事事件の法廷において、本件写真週刊誌のカメラマンが、裁判所の許可を得ることなく、かつ、無断で原告が手錠をされ腰縄を付けられた状態の容ぼう等を撮影して本件写真週刊誌に掲載した。原告は本件写真週刊誌の発行者及び編集者に対し、肖像権侵害を理由として損害賠償を求めた。

第1審において、裁判所は、「個人の私生活上の自由として、みだりに自己の容貌ないし姿態を撮影され、これを公表されない人格的な利益は、被撮影者が刑事事件の被疑者や被告人であるか否かに関わりなく法的に保護されるものと解される」とし、「肖像権を侵害する取材行為ないし報道行為の違法性が阻却される」ための事実の公共性、目的の公益性、手段の相当性の三要件から考慮した結果、肖像権侵害を認めた。第2審は肖像権侵害を維持した。

### 【判旨】

最高裁は、「みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的利益は、被撮影者が刑事事件の被疑者や被告人であっても法的に保護される」と判示した。また、撮影行為が違法かどうかについて、「ある者の容貌等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである」と比較考量の基準を示した。

## [2] フォーカス会社社長の病状写真等掲載事件<sup>13</sup>

### 【事実の概要】

大手消費者金融会長は、病院内の車椅子姿を写真週刊誌フォーカスに撮られ、掲載されたことについて、肖像権及びプライバシー侵害を理由として訴え、謝罪広告掲載及び慰藉料支払を請求した。

### 【判旨】

裁判所はプライバシー権を「各人が秘密にしておきたい情報を秘匿する権利」と定義し、肖像権を「何人も自己の容貌や姿態を無断で撮影され、公表されない人格的な権利」として定義した。それに、裁判所は、「入院中の姿態は同時にその者のプライバシーといえる」と判断し、肖像権とプライバシー権が重なり合う部分が存在することを指摘した。

また、裁判所は、肖像権・プライバシー権侵害と表現の自由の関係について、「写真の撮影・頒布が違法となるかどうかは、それによる肖像権ないしプライバシーの侵害の程度がどの位か、撮影対象事項とその者の社会的活動との関係がどの程度か、その写真撮

---

<sup>12</sup> 大阪地判平成14年2月19日、判タ1109号170頁。大阪高判平成14年11月21日民集59巻9号2488頁。最一小判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁。

<sup>13</sup> 東京地判平成2年5月22日、判時1357号93頁。

---

影の場所・態様がどのようなものであるか、その写真が当該表現行為に必要な不可欠なものかどうか等を併せ考慮し、肖像権及びプライバシー保護の必要性と表現の自由保護の必要性とを比較衡量して、その侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものかどうかを判断してこれを決すべきである」と判示した。

### [3] 「モーニング娘」アイドル訴訟<sup>14</sup>

#### 【事実の概要】

芸能人である原告らは、路上を通行中等の姿を撮影した写真、実家の所在地等に関する写真及び記述が本件雑誌（ブブカスペシャル7）の出版社、発行人、編集人又は代表取締役である被告らに対し、原告らの写真等の掲載された本件雑誌を出版、販売した被告らの行為がプライバシー権（肖像、個人情報）及びパブリシティ権を侵害すると主張して、不法行為に基づく損害賠償金及びその遅延損害金の支払を請求した。

#### 【判旨】

裁判所は、「何人もみだりに自己の容貌や姿態を撮影されず、撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益は、プライバシー権（肖像）として法的に保護される」とし、さらに「これらの写真は、私生活上の事実であって、一般人の感受性を基準として他人への公開を欲しない事柄であり、これが一般にまだ知られておらず、かつ、その公表により同原告らが不快、不安の念を覚えたことが認められるから、これらの写真を本件雑誌に掲載し、それを出版、販売したことにより、被田太田及び同寺島がこれらの写真を本件雑誌に掲載し、それを出版、販売した行為は、同原告らのプライバシー権（肖像）の侵害に当たる」と判示し、肖像権をプライバシー権の一つとした<sup>15</sup>。

### (イ) 広告への使用

肖像が広告に使用される場合もしばしばある。

### [4] 顧客顔写真無断使用事件<sup>16</sup>

#### 【事実の概要】

家庭用サウナを購入した原告が、自分の顔写真を当該サウナの広告に使用されたことを不法行為であるとして損害賠償を求めた事例において、

#### 【判旨】

---

<sup>14</sup> 東京地判平成16年7月14日、判時1879号71頁。東京高判平成18年4月26日、判時1954号47頁。

<sup>15</sup> それに、肖像権をプライバシー権の一つとした裁判例として、東京地判昭和62年6月15日、判時1243号54頁に掲載された裁判例がある。写真週刊誌に人違い写真が掲載されることにより名誉を毀損されたとして、被害者の女性から求められた損害賠償請求が認容した事例において、裁判所は、「プライバシーの権利として、何人も、承諾をしていないのに自己の容貌・姿態をみだりに撮影されこれを公表されないという法的利益を有している。そして、人は無断でその容貌・姿態を写されるだけで苦痛を感じることがあるから、公表されると否とにかかわらず、撮影されること自体で権利侵害が生ずると解すべきである」と判示した。

<sup>16</sup> 東京地判平成元年8月29日、判時1338号119頁。



---

裁判所は「人がその意思に反して氏名を使用されず、また肖像を他人の目にさらされずにいられる自由は、法的保護に値する利益である」と判示し、原告の肖像を無断で広告に使用したサウナ会社に対して損害賠償を命じたのである。

## **(ウ) 防犯目的の使用**

犯罪予防の目的で撮影・録画をすること、とりわけ防犯カメラの設置と使用で問題となる。以下では、公権力（警察）と私人による場合を分けて検討する。

### **(a) 公権力による撮影**

#### **[5] 大阪あいりん地区防犯カメラ設置事件<sup>17</sup>**

##### **【事実の概要】**

大阪府警が防犯目的で大阪市西成区のあいりん地区（多くの日雇い労働者が居住している地区）にテレビカメラ 15 台を設置した。同地区でボランティア活動等を行っている原告らはこのことにより、肖像権等を侵害されたとして、カメラの撤去と損害賠償を請求した。

##### **【判旨】**

裁判所は、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を写真撮影・ビデオ録画されない自由を有するものであるから、公権力がテレビカメラによる録画をすることは、たとえそれが犯罪捜査のためであっても、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合ないし当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、その録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときなど正当な理由がない限り、憲法一三条の趣旨に反し許されないと解される」と判示し、また、監視カメラの設置の要件を（ア）目的の正当性（イ）客観的具体的な必要性（ウ）設置状況の妥当性（エ）設置使用の効果の存在（オ）使用方法の相当性の 6 つの基準とし、その撤去問題について論じた。

### **(b) 私人による撮影**

#### **[6] コンビニ防犯カメラ設置事件<sup>18</sup>**

##### **【事実の概要】**

原告は、被告の経営する本件コンビニエンスストアで買い物する際、同店内に設置されていた防犯用のビデオカメラによって容ぼう、姿態を撮影・録画された。そのビデオテープはコンビニによって、犯罪捜査への協力のため警察に提出された。このことにより、原告は、違法に肖像権、プライバシー権を侵害されたとして、被告に対し、慰謝料の支払を求めた。

---

<sup>17</sup> 大阪地判平成 6 年 4 月 27 日、判時 1515 号 116 頁

<sup>18</sup> 名古屋地判平成 16 年 7 月 16 日、判時 1874 号 107 頁

---

## 【判旨】

裁判所は肖像権について、「個人は、その承諾なしに、みだりにその容貌、姿態を撮影されない自由を有する。私人相互の関係については憲法13条が直接適用されるものではないが、個人の有する肖像権は、私人相互の間においても、同条に基礎を求めることのできる重要な権利として尊重されなければならない」と判示したが、コンビニエンスストアの行為について「商店の経営者は、来店した客及び従業員等の生命、身体の安全を確保し、また、その財産を守るため、店内において一定の措置を採ることが許される」と認め、また、「ある商店が、上記の措置として、防犯カメラによって店内を撮影し、その映像をビデオテープに録画して一定期間保管することとした場合、それが許されるかどうかは、その目的の相当性、必要性、方法の相当性等を考慮した上で、客の有する権利を侵害する違法なものであるかどうかを検討する必要があると考えられる」として利益衡量の基準を述べ、不法行為を認めなかった。

### (3) 肖像権の法的性質—プライバシー権との関係—

肖像権は独立の人格権なのか、プライバシー権の一環なのか、両者の関係をめぐっては、肖像権をプライバシー権に包含する意見と肖像権とプライバシー権とを区別する意見がある。

前者の立場を支持する意見として、中込秀樹判事は「肖像について、プライバシーの保護という見地以上に保護すべき側面があるのかどうかについて、なお慎重な検討を必要とし、人格権から派生する権利を余り細分化するのは、解釈論が走りすぎる感を免れ難い。そこで、ここでは、プライバシーの権利の一場合として考える」と主張する<sup>19</sup>。そして、比較的近代時の見解として、プライバシー権を自己情報コントロール権ととらえることを前提として、肖像権をプライバシー権として把握すべきだという見解が現れている。

後者の立場を支持する意見として、大家重夫は以下のように理由を述べる<sup>20</sup>。すなわち：第一に、肖像の概念がより明確であるのに対して、プライバシー権の対象・内容・範囲は明白ではない。第二に、人の肖像は常に露出しているが、プライバシーは、秘匿する、ほっておいてもらう、という意味合いを中心とするため、肖像権をプライバシー権の中に包含することは、言語上適切ではない。第三に、日本の私法は、明治から主にドイツ法の影響を受けており<sup>21</sup>、プライバシー権より日本に定着しやすい。第四に、プライバシー権について、最高裁判所の見解が未だはっきりしておらず、最高裁による定義がなされていない。しかしながら、肖像権については、一応、「肖像権と称するかどうかは別として」<sup>22</sup>と述べ、後に最高裁は「また、人は、自己の容貌等を撮影された写真のみだりに公表されない人格的利益も有する」と判断している<sup>23</sup>。

---

<sup>19</sup> 中込秀樹「書籍、新聞、雑誌等の出版等差止めを求める仮処分の諸問題」判タ958号(1998)11頁。

<sup>20</sup> 大家・前掲書注(6)57～61頁。

<sup>21</sup> 竹田稔＝堀部政男編『新・裁判実務体系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』(青林書院、2001)266～267頁。

<sup>22</sup> 前掲京都府学連デモ事件。

<sup>23</sup> 同上

また、竹田稔は「肖像権は1つの権利として理解されてきたこと、現代社会において映像や写真のもつ前述のような機能<sup>24</sup>を考慮すると、そこに映し出される肖像の保護はプライバシーと別の範疇に属するものとして検討することが法理論的に妥当であること等からみて、肖像権はプライバシーの権利の枠から外し、これとは別個の権利とするのが相当である」<sup>25</sup>と主張する。

こうして、日本では、肖像権とプライバシー権の関係について、必ずしもコンセンサスが形成されていない。日本の場合、アメリカからプライバシー権、ヨーロッパ大陸から「人格権」を移植しており<sup>26</sup>、肖像権といった権利または利益をどのように整合させるかは問題として残っている。しかし、肖像権が「個人の私生活上の自由の一つ」として、プライバシーとの親近性があることは明白である。

## 2 中国における現行法

### (1) 現行法

肖像権は、中国において、1つの重要な人格権として扱われる。現行法上では、肖像権について、民法通則第100条<sup>27</sup>、120条<sup>28</sup>、「女性の権利利益の保護に関する法律」[婦女權益保障法]第42条、広告法第33条<sup>29</sup>、権利侵害責任法第2条1項などに明文規定が置かれている。さらに、肖像権の法律適用問題について、最高人民法院は、「民通意見」<sup>30</sup>「精神的損害賠償に関する解釈」<sup>31</sup>など幾つかの司法解釈を公布しており、また、

<sup>24</sup> 「視聴者や読者に強烈インパクトを与える」ことを指す。

<sup>25</sup> 竹田稔『増補改訂版・プライバシー侵害と民事責任』(判例時報社、1998) 162頁。

<sup>26</sup> いわゆる「法律のつぼ状態」、松本俊輔「肖像権の二元的構成—ジャーニーズ無断写真集事件を題材として—」相模女子大学紀要第78巻2015年3月、2頁。

<sup>27</sup> 市民が肖像権を有し、本人の同意なしに、営利的目的によって市民の肖像を使用してはならない。

<sup>28</sup> 市民の氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権が侵害された場合は、侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を要求する権利を持ち、損失の賠償を請求することもできる。

<sup>29</sup> 広告の依頼者または広告の経営者は、広告において、他人の名義またはイメージ[形象]を使用する場合、事前的に書面の同意を得なければならない。無能力者、制限的能力者の名義またはイメージを使用する場合、事前的にその監護人による書面の同意を得なければならない。

<sup>30</sup> 民通意見

第139条

営利的目的によって、市民の同意なしに、その肖像をもって広告、商標、窓口の装飾などのために利用する場合、市民の肖像権侵害行為として認定すべきである。

第150条

市民の氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権または法人の名称権、名誉権、栄誉権が侵害を受け、市民または法人がこれによって賠償を請求する場合、人民法院は、加害者の過失[過錯]、加害行為の具体的情状、損害の結果及びその影響によって、賠償責任を確定する。

第151条

他人の氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権を侵害して利益を獲得した場合、加害者は法によって被害者に賠償するほか、その不法行為による所得が没収されべきである。

<sup>31</sup> 精神的損害賠償に関する若干問題の解釈

第1条 自然人が以下に列記する人格上の権利が違法に侵害されたことにより、人民法院に対して精神損害の賠償を求めて訴えを提訴する場合、人民法院は法にもとづいて受理しなければならない。

(1) 生命権、健康権、身体権

(2) 姓名権、肖像権、名誉権、栄誉権

(3) 人格の尊厳権[人格尊厳権]、人身の自由権[人身自由権]

社会公共利益、公衆道徳に違反して他人のプライバシーまたはその他の人格的利益を侵害し、被害者が

---

『最高人民法院公報』において、4つの肖像権侵害に関する裁判例<sup>32</sup>を掲載している。これらの法律、司法解釈及び公報裁判例によって中国の肖像権保護法制度は構成されている。

## (2) 肖像権の概念と構成要件

### (ア) 肖像権の概念

中国の法律では肖像・肖像権の概念について明確な定義をしておらず、学界でも諸説が存在しており、統一されていない。以下ではその代表的な定義を概観する。

王利明：肖像とは、絵、撮影、彫刻などの造形芸術の手段を通じて人の面部の特徴を客観的に物質媒介に再現した視覚的イメージであり、肖像権とは、自然人が自己の肖像に含まれる利益を内容とする権利である。肖像権の内容には、「肖像享有権」、「肖像制作権」、「肖像使用权」、「侵害禁止権」が含まれる<sup>33</sup>。

張俊浩：肖像とは、撮影または造形芸術の手段によって、自然人の五官を含めた外形を反映された作品であり、肖像権とは、自然人がその肖像に対する制作権と表記・表彰の権利を指す。肖像権の内容には、「制作権」と「専用権」が含まれている<sup>34</sup>。

張紅：肖像は自然人の外形の体现であり、これによって肖像権者として識別される。肖像権とは、人がその肖像に対して享有する占有、支配、使用等の権利をいう<sup>35</sup>。張紅は、王利明の定義が「面部」のみを強調しており、他の身体的特徴によって自然人を識別できる際、その権利の侵害に対して救済できないと批判し、張俊浩の定義に対して、肖像を「作品」と決めつけ、肖像自体と肖像の媒介とを区別していないと批判する<sup>36</sup>。

本文で議論する肖像権の内容は、肖像の利用における財産的利益を包含していない。それは一般的にパブリシティ権と呼ばれ、人格権よりも財産権の色が濃いので、ここでは議論の対象としない。

---

不法行為を理由に人民法院に対し精神損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、人民法院は法にもとづいて受理しなければならない。

第3条 自然人が死亡する後、その親族は下記の不法行為によって精神的苦痛を受け、人民法院に訴えを提起し、精神的損害賠償を請求する場合、人民法院が法に基づいて、受理すべきである。

(1) 侮辱、誹謗、貶し、醜悪化または社会の公共利益もしくは公の道徳に違反する他の方式によって、死者の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害する場合

(2) 死者のプライバシーを不法に披露、利用し、または社会の公共利益もしくは公の道徳を違反する他の方式によって死者のプライバシーを利用する場合

(3) 遺体、遺骨を不法に利用、損害し、または社会の公共利益もしくは公の道徳を違反する方式で遺体、遺骨を侵害する場合。

<sup>32</sup> 最高人民公報 1987 年第 1 期。同 2003 年第 6 期。同 2007 年第 2 期。同 2016 年第 4 期。

<sup>33</sup> 王利明『人格権法研究』(中国人民大学、第 2 版、2012) 407 頁。

<sup>34</sup> 張俊浩『民法学原理(修訂版)』(中国政法大学、1997) 141 頁。

<sup>35</sup> 張紅「以『營利目的』与肖像権侵權責任認定——以案例為基礎的實証研究」比較法研究 2012 年第 3 期 63-76 頁。

<sup>36</sup> 同上 65 頁。

## (イ) 肖像権の構成要件

肖像権侵害は、一般不法行為とされる。通説によれば、不法行為の構成要件は、加害行為、故意又は過失、損害及び因果関係の4つである<sup>37</sup>。肖像権侵害の場合、過失や損害、因果関係はほとんど問題となっておらず、主な論争点は加害行為についてである<sup>38</sup>。これに加えて、肖像権侵害の構成要件に関する最大の論争点は、「営利的目的」という文言が必要であるかどうかである。民法通則第100条は「本人の同意なしに、営利的目的によって市民の肖像を使用してはならない」という文言があり、民法通則が誕生したばかりの頃、中国法学界では、本条の解釈をめぐる意見が対立していたが、今日ではほぼ「営利目的」を要件から外す見解が主流である<sup>39</sup>。また、法実務でも、1989年に行なわれた華北五省裁判所の著作権、名誉権、肖像権、姓名権案件審理に関する座談会において、各裁判所の所長、(審判庭)庭長、裁判官は、「肖像者の同意を得ずに、みだりに他人の肖像を使用した場合、営利を目的とするかどうかにかかわらず、肖像権侵害を認定すべきであり、肖像権侵害が必ず営利的目的によるものと考えてはいけない」と結論づけた<sup>40</sup>。

しかし、下級裁判所はともかく、最高人民法院公報に掲載された4件のうち、葉璇訴首都医科大学附属北京安貞医院等事件(最高人民法院公報2003年第6期)を除き(被告が使用したのは原告の鼻と口の写真のみであったため、そもそも肖像として認定されなかったゆえ、肖像権侵害が認められなかった)、残りの3件は全て「営利目的」を肖像権侵害の要件としている。実際の裁判例を見ている限り、「営利目的」が根強く存続していると言わざるを得ない。なお、3件のうちの2件はプライバシー権と関わるので、後に紹介する。

## 3 裁判例

### [1] 「ヌード油絵展覧会」事件<sup>41</sup>

#### 【事実の概要】

1988年末に、中央美術学院の一部の教師は、北京の中央美術館で人体油絵展覧会を開催した。「人体芸術」(人のヌード写真、絵など)を一般に公開するのは、中華人民共和国成立以来初めてであった。しかしながら、ヌードモデルになるということに対して、中国人は消極的態度を取るのが一般的である。主催者側は、モデルとなった女性の秘密を守るという約束に違反し、展示した作品を出版した。そのため、モデルとなった女性は、自分の名誉が毀損され、精神的損害を被ったとし、民法通則120条に基づいて、肖像権が侵害されたことを理由として、損害賠償の訴えを提起した。

<sup>37</sup> 馬俊駒、余延滿『民法原論』(法律出版社、第4版、2010)1001~1004頁。王勝明編集『中華人民共和國侵權責任法積義』(法律出版社、第2版、2013)43~49頁。

<sup>38</sup> 王成「侵犯肖像權之加害行為の認定及び肖像權的保護原則」清華法學2008年第2期130頁。

<sup>39</sup> 王利明=楊立新編集『人格權與新聞侵權』(中国方正出版社、2010年版)第276頁。王利明前掲書注(33)。張紅・前掲注(35)。

<sup>40</sup> 『中国法律年鑑』(法律出版社、1989)940頁。

<sup>41</sup> 1980年代において、判決文は公開されていない。本事件の概要は主に、法制日報1989年1月25日、「模特『告状』与肖像權的法律保護——『肖像權問題法學座談會』發言摘要」、張新宝『隱私權的法律保護』(群衆出版社、2004)26頁。

## 【分析】

本件は、プライバシーに関わる中国で最初の肖像権侵害事件として広く知られた事件であり、まさに「市民が自己の姿態の公開を望まないのに、他人がみだりにそれを公開した」場合に当たり、肖像権とプライバシー権が重なり合う事件である。1988年に起きた事件で、判決文は現在のように公開されていない。しかし、この事件は、当時法学界では大きな影響をもたらし、中国人民大学で座談会も行なわれた<sup>42</sup>。当時の議論においては、肖像権侵害について賛否両論が存した。反対派は主に、肖像と肖像権の違い、画家の著作権の保護、民法通則 100 条がいう「営利的目的」などから議論を展開する一方、賛成派は、人格権としての肖像権の優越性と「営利的目的」要件の不合理性を主張し、さらに、肖像権侵害のみならず、プライバシー権の侵害でもあるとの意見が現れた<sup>43</sup>。

とりわけ、張新宝は、モデルの裸油絵を中央美術館で公開した行為につき、①モデルは美術学院に雇用され、モデルの仕事をしている事実、②モデルの人体の姿態を公開しているとの、2つのプライバシーを公開したと主張する<sup>44</sup>。王利明は、「原告は油絵のモデルになり、画家に対して自己の身体のプライバシーを公開することに同意したが、自分が描かれている油絵を一般社会に公開・展覧することに同意したわけではない」と述べ、プライバシー権と肖像権が同時に侵害されたと主張する<sup>45</sup>。張俊浩は、肖像権とプライバシー権といった2つの法領域に共通部分が存在していると述べ、とりわけ、裸体肖像をプライバシー権の範疇に属すると主張する<sup>46</sup>。

## [2] 『秋菊の物語』（映画の原題は「秋菊打官司」）事件<sup>47</sup>

### 【事実の概要】

映画「秋菊の物語」（以下「秋菊」と記す。）は、Yと香港銀都機構有限公司が共同で制作したものである。

1992年2月、当映画撮影組が盗み撮りの方法で当地の風土人情を体現した情景を撮影した時、街中にいたXがレンズに入った。完成した映画の中でも当該カットが使用された。Xの肖像を映したカットは、フィルム画面で104単位を占め、時間として4秒前後であった。1992年8月、映画「秋菊」は、中国国内外で公開放映された。撮影と放映についてはXの意見を聴取していない。

<sup>42</sup> 張志強「中国における隱私權保護の現状と展望」、堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』（日本評論社、1996）所収、354頁。

<sup>43</sup> 「模特告状与肖像権的法律保護——肖像権問題座談会發言摘要」法制日報1989年1月25日第3版を参照。佟柔、方流芳、史際春、趙中孚など有力学者の意見がある。

<sup>44</sup> 張新宝・前掲書注（41）26頁。

<sup>45</sup> 王利明『人格権法』（中国人民大学出版社、第2版、2012）420頁。

<sup>46</sup> 張俊浩『民法学原理（修訂版）』（中国政法大学、1997）142頁。

<sup>47</sup> 本事件判決について、北京市海淀区人民法院（1993）海民初字第3991号、北京市第一中级人民法院（1995）中民終字第797号。まお、両当事者側の主張の詳細については、小口・前掲論文注（2）を参考されたい。

---

映画の公開放映により、元々「天然痘」を患った痕跡を気にして「写真すら撮られない」Xは、友人や同僚、その他の人間によって、「ムービースターになったね」「そんな（醜い）顔で映画に出られるなんて」など皮肉・揶揄され、精神的圧迫を受け、平穏な生活が乱された。このため、Xは肖像権侵害を理由としてYに対して訴えを提起し、①「秋菊」映画の自己の肖像が映っているシーンを削除すること、②全国紙上で公開謝罪すること③精神的損害賠償 8000 元、経済的損害の賠償 4720.78 元、本案の訴訟費用をYに負担させることを請求する。

### 【判旨】

北京市海淀区人民法院は以下のように判示した。

「民法通則第 100 条は、市民が肖像権を有し、本人の同意なしに、営利的目的によって市民の肖像を使用してはならないと規定する。条文によれば、本人の許可なしに、他人は営利的目的で市民の肖像を使用してはならない。現行法律によれば、営利的目的でなくとも、一般的には本人の意見を聴取すべきである。ただし、一定の条件のもとでは、すなわち合理的範囲内であれば、原則上、同意なしの直接的使用を認める通例がある。さらに、肖像権侵害を構成するかどうかについては、使用された肖像と営利的目的との間に直接的因果関係があったかどうかを見なければならない。

映画創作におけるドキュメンタリーの手法は、その他の宣伝形式と異なる作用および特徴を持つ。盗み撮りは客観的なドキュメンタリーの効果を実現するためであり、よく用いられる手段である。内容が健全で、社会の公共的準則に合致し、他人の合法的権利利益を侵害していなければ、法律によって禁止されない。したがって、使用された肖像が経済的、芸術的価値を具えていなければ、当該肖像者は、肖像使用を禁止する権利および肖像使用による報酬を得る権利を持たない。そうでなければ、このような映画創作活動は根本的に行われなくなる。

Xは、社会の公共的環境の中で屋台を経営しており、身分は明確で、姿態[形象]は公然としている。Yは街頭の風景を撮影する際、Xの肖像を映したが、故意・過失がなく、主観的に悪意もなく、4秒の映像画面があったけれども、Xが見せたくない箇所をわざと暴きたてるということでもない。当該肖像の撮影と使用は合理的で、直接的使用の認められる範囲に入る。Xの映画の中でのイメージには広告的性質を認めることができないし、独立した商業的価値もなく、代替不可能性を認めることもできない。一般的な社会的評価基準に照らして判断すれば、一部の人によるそのイメージについてのコメントは、原告に法律上の意味での精神的損害を与えたとは言い難い。

以上、Xの同意を得ずにその肖像を撮影し、そのカットを使用したことは、社会の実践的合理性があり、且つ、現行法律における市民の権利保護に関する禁止規定にも違反しないため、Xの肖像権侵害を構成しない。」

裁判所は、Xのすべての訴訟請求を棄却した。

この1審判決に原告は不服で、上訴を提起しようとした。上訴人弁護士郝江荀の手になる訴状にはきわめて重要な論点が提示されている。やや長文にわたるが、その箇所を引用すると以下のとおりである。

「我々側と青年映画制作所・1審法院との間の根本的対立肖像の合理的使用の有無の問題にあるのではなく、賈桂花をクローズアップ撮影したカットを勝手に使用した行為が合理的使用の範囲に入るかどうかという問題にある。もし仮に社会の公共の利益のためであれば、市民の肖像に対するいかなる形式による使用も一律に合理的使用の範囲に入れることができるのかどうか。法律条文比較原則について、そして映画の肖像権案件については先例がない状況のもとでは、①本案に対する慎重な審理を通じて、映画による肖像の直接使用の合理的限界を確定するよう努め、今後の肖像権制度の改正、改善のための法理上科学的で、実践上は指導的な判例を提供しなければならない。しかるに1審判決はこのことに思い及んでいない。現代の法律、特に民法は封建的特権と身分制度[等級制度]の否定に由来し、民事主体の平等な法的保護を基本的目的とし、尊卑・貴賤・公私・大小によって取り扱い差別を設けることは許されない。世界的にみて、過去の法律は団体や組織を重視し、個人を軽視してきた。また、わが国の伝統からみても、政策や法律は常に公を重視し、私を軽視してきた。1審法院がそれを認めるかどうかにかかわらず、勝敗の原因は実際には、青年映画制作所を『公』とし、賈桂花を『私』とみなしたことにある。…各国の民法は民法の平等原則と社会的公平と正義を体现するために、市民個人の権利の保護をますます重視するようになってきている。…青年映画制作所が社会の公共の利益を代表していると考えてはならず、②たとえ社会の公共の利益を代表しているとみなすとしても、そのことのゆえをもって、個々の市民の人格的権利の放棄を要求できるわけでない。真の民主と法制の体系においては、『個人の尊厳に対する関心の程度は少なくとも社会の公益に関する関心の程度に劣ることはない』（『当代世界知識政治理論』6頁）」<sup>48</sup>

### 【分析】

「秋菊」事件は極めて有名な事件であり、当時の法学界に大きな反響を起こした<sup>49</sup>。肖像権と言論・出版の自由を論じる論文が多数あるが、張新宝論文のみは「秋菊」事件を肖像権とプライバシー権両方に関する事件であるとしている。ただし、張新宝は本件において侵害されたプライバシーを「私生活の安定」としており<sup>50</sup>、「精神的圧迫を受け、平穏な生活が乱された」ことがプライバシー侵害であると述べている。ただ、上記北京市海淀区法院の判旨は肖像権を対象とし、プライバシー権侵害については言及していない。そのうえで、本件の場合、被告映画会社には、当該撮影行為には、故意も過失もなく、悪意も認められず、原告の容貌には商業的価値もなく（したがって営利性がない）、庶民の姿の盗み撮りという斬新な手法がこの映画の価値を高め、ベネチア国際映画祭で金獅子賞受賞に至ったのであり、1審法院はそうした背景を受けて「社会の公共的準則に合致し」違法性はないと判断したのであろう。しかし、本件の意義はそうした「公共」性に依拠した1審判決に対して提起された上記の上訴の訴状にある。すなわち、下線②を正面から提起し、本件はまさにこの問題に対する判例となりえるのである（下線①）と説いた点にある。その意味では本事例は画期的意義を有するはずの裁判例

<sup>48</sup> 邦訳は小口・前掲注（2）論文90～91頁による。

<sup>49</sup> 当時では、王豊斌『『秋菊打官司』肖像権案庭審紀実』法制日報1993年12月12日第2版、蘇力『『秋菊打官司』案、邱氏鼠薬案和言論自由』法学研究18巻第3期、張新宝「言論表述と新聞出版自由と隱私權保護」法学研究18巻第6期、莫紀宏「賈桂花の肖像権受到侵犯了解嗎」法学雜誌1997年第5期、袁志良『『秋菊打官司』的官司之我見』法学1998年第4期、また、日本語の論文として、小口・前掲注（2）論文などの文献がある。

<sup>50</sup> 張新宝・前掲書注（41）44頁。



---

であった。しかし、遺憾なことに、本上訴は取り下げられ、被告側が僅か 3500 元を支払うという調停で決着をみた。その背景には、1 審法院の訴訟指揮に関する「開廷に先立つこの一年、合議廷は我々とは一回の話し合いも持たなかったが、相手方弁護士とは 2 度にわたって話し合いを持ち、その筆録は 10 頁に及ぶ。また開廷中も、我々の発言を制限した。その他の状況を勘案すると、1 審法廷は早い時期から、すでに原告弁護士の意見を十分聞くまでもなく判決を下すことができると考えていたことは明らかである」<sup>51</sup>との態度が上訴審で改められる可能性がないと判断したことによるものであるかもしれない。因みに、小口彦太の言によれば、日本民法学者五十嵐清は、本件について、被告の行為は肖像権侵害に当たるということを私信で示されたとのことである。

### 【3】劉艷訴南方都市報等隱私權侵害事件<sup>52</sup>

#### 【事実の概要】

Y は「南方都市報」という新聞紙で、X は整形美容医院のガイドである。Y は、X の同意を得て取材し、X の写真をも撮影した。当月に発行された Y に「『人造美人』が整形医と結婚したい」という記事と X が整形した前後の 2 枚の写真が掲載された。当該記事には、X が 3 年間にわたり 12 回整形した内容などが含まれていた。

X は、肖像権・名誉権・プライバシー権侵害を理由に Y に対して訴えを提起し、精神的損害賠償と謝罪を請求した。

#### 【判旨】<sup>53</sup>

1 審判決では謝罪と精神的損害賠償 1 万元を認めたが、Y はこれを不服し、上訴を提起した。2 審では、広東省中山市中級人民法院は以下のように判示し、原判決を維持した。

「我が国の法律は、市民が肖像権を享有し、本人の同意なしに、営利的目的をもってその肖像を利用することができないと規定している。しかし、営利的目的でなくても他人の肖像をみだりに使用することも、肖像権侵害と認定されうる。そして、法律は、市民が名誉権を享有し、侮辱・誹謗などの方式で市民の名誉に損害を与えてはならないと規定する。

本件において、Y は X の整形前後の 2 枚の写真を使用することが X の同意を得ていることを証明していないため、Y は不当に X の写真を使用したと認定すべきである。Y は、整形後の写真のみを掲載するという X の要求に従わずに、整形前の写真まで掲載した。この行為は肖像権に対する侵害である。さらに、Y が取材時の録音資料を持っているにも関わらず、提出することを拒絶しているため、その報道内容は事実ではないと推定できる。これは、X が享有すべき客観的且つ公正な社会的評価を害し、X の名誉権を侵害した。プライバシー権は名誉権の範疇に属するが、今や独立した権利として保護されている。故に、Y が X の同意なしにその私生活をみだりに報道した行為は、プライバシー権

---

<sup>51</sup> 邦訳は小口・前掲注 (2) 論文、86 頁による。

<sup>52</sup> 広東省中山市中級人民法院 (2005) 中中法民一終字第 1003 号。

<sup>53</sup> 『中国指導案例』編集委員会編集『人民法院指導案例裁判要旨匯覽 (人格権・侵權卷)』(中国法制出版社、2013) 135~137 頁。

---

侵害をなす。以上、Yの記事はXの肖像権・名誉権・プライバシー権への侵害をなし、民事責任を負担しなければならない。」

#### 【分析】

裁判所は、肖像権侵害の際に必ず問題となる「営利的目的」について、「営利的目的でなくても他人の肖像をみだりに使用することも、肖像権侵害と認定されうる」と解釈し、「営利的目的」要件を不要とした。このことが本件の特徴をなす。

また、裁判所は、一方で「この行為は肖像権に対する侵害である」と述べながら、他方で「YがXの同意なしにその私生活をみだりに報道した行為は、プライバシー権侵害をなす」と述べ、また、「Yの記事はXの肖像権・名誉権・プライバシー権への侵害をなす」という表現を見ると、肖像権とプライバシー権を別個の存在として理解していることが窺える。

#### [4] 李海峰等訴葉集公安分局、安徽電視台等侵犯名誉権、肖像権侵害事件<sup>54</sup>

##### 【事実の概要】

X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>、X<sub>4</sub>、X<sub>5</sub>、X<sub>6</sub>はY<sub>3</sub>（中学校）の学生である。2005年3月、Y<sub>2</sub>（警察）は強姦未遂事件の調査で容疑者を逮捕し、被害者が容疑者を摘発する段階の検挙において、Y<sub>3</sub>に対して協力を求め、容疑者と同年齢の中学生男子数名と一緒に警察署に同行することを要求した。Y<sub>3</sub>はY<sub>2</sub>に協力するため、X<sub>1</sub>らの担当教師に指示し、彼らを連れてY<sub>2</sub>に行った。Y<sub>2</sub>の警察は、X<sub>1</sub>らに説明をし、容疑者と一緒に列を並ばせ、被害者の摘発が行われ、Y<sub>2</sub>はこれを録画した。その後、Y<sub>1</sub>（テレビ局）の記者はY<sub>2</sub>に取材し、X<sub>1</sub>らが映っている録画を番組で放送し、番組において、録画について説明を行わなかった。X<sub>1</sub>らは、番組が放送後、クラスメートに「強姦犯」何号として呼ばれ、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>Y<sub>3</sub>に対して、肖像権、名誉権侵害に基づき、名誉回復、謝罪、影響の除去、一人に対して精神的損害賠償10万元、計60万元を請求し、訴えを提起した。

【判旨】 合肥市包河区人民法院は以下のような1審判決を下した。

「民法通則101条の規定により、市民、法人は名誉権を享有する。市民の人格的尊厳は法によって保護される。警察(Y<sub>2</sub>)は法によって刑事事件を調査する権限を持ち、強姦事件を調査する際、調査のためX<sub>1</sub>ら6名の未成年者の協力を求め、撮影・録画したが、そうした行為自体は法律に違反するものではない。しかし、『摘発』プロセスが終わり、Y<sub>1</sub>に取材を提供する時、Y<sub>2</sub>は警察機関として、番組を放送する際、画像に対して技術処理し、原告らの合法的権利利益を保護すべきことを認識しているはずであり、Y<sub>1</sub>に注意を喚起すべきでもある。しかし、Y<sub>2</sub>はこの義務を果たしていない。Y<sub>1</sub>はマスメディアとして、新聞報道において、他人の合法的利益の保護に注意すべきであり、係争ニュースを放送する際、犯罪容疑者の顔部に対してある程度の技術処理をしたが、原告らの顔を技術処理することを見落とし、原告らの顔を隠さずに画面に出した。放送時間が短いにもかかわらず、原告らの顔が認識された。テレビ放送というマスメディアの影響範囲が非常に広いため、係争ニュースの内容は社会において広範な影響を及ぼした。さらに、Y<sub>1</sub>は被害者による容疑者の摘発プロセスについて説明しておらず、不特定多数の視聴者に

---

<sup>54</sup> 最高人民法院公報2007年第2期。

---

誤解を与え、原告らは『強姦犯罪者』と呼ばれ、その社会的評価が著しく低下し、一定の損害結果をもたらした。この損害結果の発生につき、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>には主観的過錯が存在し、その行為は原告らの名誉権を侵害した。ゆえに、その不法行為によって生じた損害の結果に対して賠償責任を負うべきである。民法 120 条の規定は、市民の名誉権が侵害されると、加害者に名誉の回復、影響の除去、謝罪、損失の賠償などを請求することができる。しかし、その賠償の限度は、不法行為によって生じた影響の範囲に相当するものでなければならない。Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>はいずれも過失による不法行為であるが、主観上、故意に他人を侮辱・誹謗したわけではなく、自己の営利の目的でもない。ゆえに、原告の精神的慰謝料 60 万円の請求は支持しない。なお、精神的慰謝料の額を 1 人 6000 元とする。」

「肖像権は市民が自分の肖像に対して支配する権利である。民法通則 100 条は、市民は肖像権を有し、営利的目的で市民の肖像を使用してはならないと規定する。ゆえに、肖像権侵害には 2 つの要件を満たさなければならない：その要件の 1 つは、許可なしに市民の肖像を使用することであり、その 2 は営利的目的である。Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>はいずれも営利的目的で原告らの肖像を使用したわけではないので、原告らの肖像に対する侵害ではない。」

「以上、合肥市包河区人民法院は 2005 年 10 月 17 日に、以下のように判決を下した。

一、Y<sub>1</sub> (テレビ局) Y<sub>2</sub> (警察署) は X<sub>1</sub>ら 6 原告に対して謝罪し、影響の除去、名誉の回復を図る。両被告が履行しない場合は、本院は、安徽省の省レベル新聞紙に本判決を掲載し、その費用は Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>が負担する。

二、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>は X<sub>1</sub>らに対して、それぞれ人民元 6000 元、合計 36000 元を支払うこと。

三、X<sub>1</sub>らが Y<sub>3</sub>に対する訴訟請求を棄却する。

四、X<sub>1</sub>らのその他の訴訟請求を棄却する。」

1 審判決を不服として、Y<sub>2</sub>は合肥市中級人民法院に上訴を提起したが、棄却された。肖像権部分の判断は維持されたのである。

### 【分析】

本件は最高人民法院公報に掲載された肖像権侵害が否定された事件である。その否定の理由は、いわゆる「営利的目的」要件に該当しないということである。前述のように、学説のみならず、司法実務の面でも「営利的目的」要件不要論が存在しているにもかかわらず<sup>55</sup>、本件では、最高人民法院は、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>は「営利的目的で X<sub>1</sub>ら 6 原告の肖像を使用したわけではない」ため、肖像権侵害には当たらないと結論づけたのである。こうしてみると、司法実務面でも、「営利的目的」要件をめぐって、まだ固まっていないことが分かる。もし「営利的目的」要件不要論の立場を取るとしたら、本件肖像権侵害が成立することになるだろう。

また、本件原告らはテレビ番組の視聴者やクラスメートたちに強姦犯として受け止められ、社会的評価が低下させた。その意味では名誉権侵害として認定されるべきである

---

<sup>55</sup> 前掲注 (40)

---

かもしれないが、しかし、Y<sub>2</sub>は録画をY<sub>3</sub>に渡し、Y<sub>3</sub>は録画を番組放送によって公衆に公開し、その際、いずれもX<sub>1</sub>らの同意を得ていないことからすると、この行為は、むしろ、本人の同意なしに、自己に関する情報、つまり自己の情報（容ぼう・姿態）をみだりに公開されないというプライバシー権に対する侵害とみることもできる。

#### [5]施某某、張某某、桂某某訴徐某某肖像権、名誉権、プライバシー権侵害事件<sup>56</sup>

本件はプライバシー権に関する最高人民法院の重要な裁判例であり、しかも肖像権、名誉権ともかかわり、少し詳細に事件概要及び判旨を跡付けてみたい。

##### 【事実の概要】

X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>はX<sub>1</sub>の両親であり、AはX<sub>2</sub>の従姉妹である。X<sub>1</sub>は2013年6月から養子縁組登記手続を経て、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の養子縁組に入れた。2015年4月、警察は、故意傷害罪の疑いでAを逮捕した。南京市浦口区人民検察院がAに対して公訴を提起し、本訴訟発生時において、まだ審理中であるが、Aは事情聴取において、X<sub>1</sub>の身体上の傷口が自分によるものであると認めた。これと同時に、X<sub>1</sub>はX<sub>2</sub>X<sub>3</sub>によって一時監護されることとなった。

2015年4月、Yはsinaミニブログ[微博、中国版ツイッター]で、「両親は南京某区の人で、この男の子は6歳の時に養子縁組されたが、去年から虐待行為を受けたことが学校によって発見された。近頃、クラスの担当教師は、この子の傷がますますひどくなり、性格も大きく変わり、人々を恐れる心理状態になっていることを気づいた。担当教師と他の教師らが努力したが解決できず、なお、インターネットを通じて助けを求めて、我々の助けでこの子を今の窮境から脱出させるように願っています」との内容を投稿し、後に削除した。同日の夜、Yは「私にいろいろなプレッシャーがかけられていますので、皆さんどうか理解してください」との一言を付言し、ほぼ同じ内容を再び投稿した。

Yはそのミニブログへの二回の投稿の際、9枚の写真をも付加しており、そのうちの3枚に人間の面部が映っているが、モザイク処理していた。9枚の写真を明確に識別することはできない。また、その後、Yのミニブログ投稿がメディアやインターネットによって繰り返し報道された。

X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>は、①Yが許可なしに、X<sub>2</sub>の意思に違反し、X<sub>1</sub>の肖像をみだりに[擅自]公開し、X<sub>1</sub>の肖像権を侵害した。②Yは、許可なしに、X<sub>1</sub>が養子であることなど身分に関する情報をみだりに公開した。また、Xの養母であるAは児童虐待していないのに、Yは根拠もなく、Aが長期にわたってXに対して虐待していたと公言し、そのため、Aが社会から非難を浴び、X<sub>1</sub>と養母Aの感情は深く傷ついた。よってYの行為は、Xのプライバシー権侵害にあたる。③Yは、AがX<sub>1</sub>に体罰を加えたことを児童虐待というタイトルをつけてインターネットで発表した結果、全国範囲の注目を集め、X<sub>1</sub>の『悪い子』[坏孩子]のイメージが全社会に知られ、X<sub>1</sub>の名誉権を侵害した。④Yの行為は、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>のプライバシーと家族の窮状を公衆に暴露し、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>のプライバシー権を侵害した。⑤Yの行為は、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>に自分の子供を『遺棄』したという悪名を背負わせ、親戚・友人または社会がX<sub>2</sub>X<sub>3</sub>に対して否定的な評価を行い、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の名誉権を侵害した、と主張する。

以上の事情により、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>はYに対し、①侵害を停止すること、②謝罪並びに全国範囲で原告三人の名誉を回復し、影響を除去すること、③X<sub>1</sub>に対して慰謝料10万元、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>に対して慰謝料10万元を支払うこと、を請求した。

---

<sup>56</sup> 最高人民法院公報 2016 年第 4 期

Yはこれに対して、①X<sub>1</sub>は未成年者であり、彼の身体が傷害を受けた場合、Yがその様子の写真を公開して社会の助けを求め、且つ、写真を公開する際に、事実に影響しない限り、X<sub>1</sub>の顔面部をモザイク処理した。この目的は、家庭暴力の再発を阻止し、未成年者を保護するためであり、営利的目的によるものではない。写真の使用はX<sub>1</sub>の同意を得てないが、法律に符合するものであるため、X<sub>1</sub>の肖像権を侵害していない。②X<sub>1</sub>が養子であるとの身分情報は、X<sub>1</sub>が養子縁組に入れた時点で公知の領域になった。X<sub>1</sub>が養子という身分情報をプライバシーとみなすことはプライバシーの範囲を不当に拡大してしまうことになる。Yがこの情報を公開した行為は、未成年者が再び侵害されないようにすることを目的としており、政府関係部門[民政部门]がこの養子縁組に対して審査・処理を行うように催促することであるため、プライバシー権侵害にならない。③また、Yがミニブログに投稿した内容は、事実を陳述しているのみであり、且つ、警察の調査によって、全て事実であることが確認されている。Yの投稿は、X<sub>1</sub>が嘘つきで、勉強が嫌いな『悪い子』といったなど、社会評価を低下させるような内容を一切書いておらず、X<sub>1</sub>の名誉権を侵害していない。④Yの投稿には、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の如何なる個人情報が含まれていないため、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>のプライバシー権、名誉権を侵害していない、と抗弁した。

### 【判旨】

江蘇省南京市江寧区（県）人民法院は以下のように判断を下した。

「当事者は自己の主張に対して、証拠を提供する責任を負う。行為者が過失によって他人の民事上の権利または利益を侵害する場合、不法行為責任を負担すべきである。第三者によって生じた損害は、その第三者が不法行為責任を負担すべきである。」

「YがX<sub>1</sub>の肖像権を侵害したか否かについて。民法通則第100条は、市民は肖像権を有し、本人の同意なしに、営利的目的によって市民の肖像を使用してはならない、と規定する。未成年者保護法第6条2項では、未成年者の合法的権利利益を侵害する行為に対し、何人も、如何なる組織もこれを制止・阻止または関係部門に摘発する権限を有することを定めている。本件において、YはX<sub>1</sub>が傷つけられたこと知って、潜在的な犯罪行為を摘発し、また未成年者の合法的権利利益が侵害されないように保護するため、写真9枚を使用した。そのことにつき、X<sub>1</sub>の同意を得ていないとしても、それは社会の公共利益とX<sub>1</sub>本人の利益のためであり、営利的目的によるものでもない。さらに、Yが写真を使用する際、既に顔面部をモザイク処理している。よって、Yの行為はX<sub>1</sub>に対する肖像権侵害ではないと認定すべきである。」

「YがX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の名誉権を侵害したか否かについて。民法通則第101条は、市民、法人が名誉権を享有し、市民の人格的尊厳が法律によって保護され、侮辱、誹謗などの方法によって市民、法人の名誉を毀損することを禁止する、と規定している。書面、口頭などの形式で他人のプライバシーを公開し、あるいは事実を捏造し、他人の人格を侮り、及び侮辱・誹謗などの方式で他人の名誉を傷つけ、一定の影響をもたらした場合、市民の名誉権を侵害する行為として認定すべきである<sup>57</sup>。本件において、Yがインターネットを通じて、X<sub>1</sub>が虐待を受けた事実を公開したことは、一種の公開のインターネット摘発行為であり、主観的な過失は存在しない。Yの投稿は、事実を拡大または隠蔽しておらず、虚構、デマ、中傷にもあたらない。さらに、X<sub>1</sub>が被った身体の傷害は実際に存在するものであり、ミニブログの内容と客観的事実はほぼ一致している。なお、係争投稿は侮辱的、誹謗的な言語を使用しておらず、客観的に見れば、X<sub>1</sub>の社会的評価が低下したとは言えない。また、Yの投稿は、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>に関わる何らかの情報にも言及しておらず、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>に対する侮辱・誹謗が存在しない。それに、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>は、Yの投稿が彼らの名誉を毀損

<sup>57</sup>最高人民法院關於貫徹執行『中華人民共和國民法通則』若干問題的意見（試行）第140條。

したことを証明する十分な証拠を提供しなかった。故に、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>が主張する名誉権侵害が成立しない。」

「YがX<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>のプライバシー権を侵害したか否かについて。プライバシー権は自然人が享有する、その個人に対して、公共の利益と無関係の個人情報、私人の活動及び私有領域を支配する人格権である。プライバシー権侵害になるか否かは、被害者のプライバシーが確実に侵害された事実、行為者の行為が違法であること、違法行為と損害の結果の間に因果関係が存在すること、行為者に主観的な過失が存在することによって認定すべきである。本件において、Yによる関係情報の披露は控えめで、写真もモザイク処理しており、被害を受けた児童の真の顔を披露していないし、X<sub>1</sub>の氏名・家庭住所をも公開していない。その目的は潜在的な犯罪行為を摘発することである。Yが投稿した内容には、養子縁組などの言葉が現れているが、ミニブログの文章と写真を合わせても、他人がミニブログで言及された被害を被った児童がX<sub>1</sub>であると明確に識別できない。また、Yの投稿内容には、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の如何なる情報も言及されていない。Yがミニブログを投稿した後、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>がネットユーザーによって検索・搜索され、これによってもたらされた個人情報の暴露は、Yの責任ではない。故に、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>が主張するプライバシー権侵害が成立しない。」

「以上、X<sub>1</sub>が体罰を加えられた後、Yが未成年者利益の保護及び潜在的な犯罪の摘発のため、法によってミニブログで未成年者傷害情報を披露したことは、社会の公共利益原則と児童利益最大化原則に符合する。Yの行為はインターネット摘発行為であり、X<sub>1</sub>の肖像権、名誉権、プライバシー権を侵害しておらず、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の名誉権、プライバシー権を侵害していない。X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の訴訟請求には法的根拠を有しておらず、本院はこれを支持しない。

よって、本院は、民法通則第100条、第101条、権利侵害責任法第2条、第6条1項、第28条、未成年者保護法第6条2項、民事訴訟法第39条、第64条、第134条の規定により、X<sub>1</sub>X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の訴訟請求を棄却する。」

### 【分析】

本件は、はじめて最高人民法院公報に登載されたプライバシー権に関する裁判例である。しかも、プライバシー権に最も関わりが深い名誉権、肖像権も関連する。その意味で、検討すべき点多岐にわたる。

#### (ア) 肖像権について

##### (a) 「営利的目的」について

本件の事実を見る限り、YがX<sub>1</sub>の写真を以て営利的目的で何らかの利益を得たこともなければ、これについての原告からの訴えもない。それでも、判旨では、「X<sub>1</sub>の同意を得ていないが、社会の公共利益とX<sub>1</sub>本人の利益のためであり、営利的目的によるものでもない」とし、依然として、「営利的目的」の判断を重視している。したがって、民法通則100条を援用する以上、「営利的目的」を判断しなければならないとの判断がここでは示されている。ただ、司法実務の全体がこうした判断で統一されているわけではない。

##### (b) 画像処理の場合について

肖像をある程度加工すれば、肖像権の侵害ならないのかについて、本件判旨は肯定的な意見であった。前文の張紅の定義によれば、肖像者を識別できるかどうか判断の要であり、モザイク加工された肖像を公開した場合、肖像権侵害に当たらないとの判断は

妥当であろう。ただし、日本においては、未だ議論も事例の蓄積も充分ではないが、加工しても肖像権侵害になりうるという説もある<sup>58</sup>。

#### (イ) プライバシー権について

プライバシー権侵害も前述のように、4要件が必要とされる<sup>59</sup>。本件の場合、事実状況を考えれば、損害要件と因果関係要件を満たしているが、行為の違法性と主観的過失要件を満たしていない。Yの行為の違法性がなぜ阻却されたかについて、裁判所は第1に、「Yによる関係情報の披露は控えめで、写真もモザイク処理した」、第2に、「被害を受けた児童の真の顔を披露していない」、第3に、「X<sub>1</sub>の氏名・家庭住所をも公開していない」、第4に、「その目的は潜在的な犯罪行為を摘発することである」、第5に、「Yが投稿した内容には、養子縁組などの言葉が現れているが、ミニブログの文章と写真を合わせても、他人がミニブログで言及された被害を被った児童がX<sub>1</sub>であると明確に識別できない。また、Yの投稿内容には、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>の如何なる情報も言及されていない」の5つを列挙している。

これは一見して違法性が阻却されたものとして理解されるかもしれないが、YによるSINAミニブログでの投稿により、事件は全国範囲の注目を喚起し、「X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>がネットユーザーによって検索・搜索され、これによってもたらされた個人情報の暴露」が恐らく原告らにとって問題となったのであろう。裁判所は判決文においても、X<sub>2</sub>X<sub>3</sub>がネットユーザーによって検索・搜索され、個人情報が暴露されたことは事実であると認定している。しかしそれでも、「Yの責任ではない」と結論づけた。こうしてみると、違法性阻却事由として掲げる第1から第五の理由のうち、第1、2、3、5に掲げるYの行為は通常範囲内において控えめで、原告らの個人情報を暴露していないとの結論は疑わしく、結局、④の「潜在的な犯罪行為を摘発することである」という点、すなわち、本行為が公共・集団の利益、社会の安全性に叶うということが、違法性阻却の決め手となったものと思われる。

### 3 日中の比較

上述したように、日本の裁判例では、肖像権とプライバシー権の関係について、交錯的ないし、前者を後者に含めるといった密接な関係で捉える判旨が見られる。その一因として、日本では肖像権に関する明文の規定がなく、他方、プライバシー権は憲法上の人権の一つであることが判例として認められ、こうしたことが、実定法上の根拠のない肖像権をプライバシー権に含ませる要因をなしていると言えるかもしれない。これに対して、中国では、肖像権が実定法としてすでに存在するのであるから、あえてプライバシー権を包摂させるという解釈論上の要請が生まれにくい。

中国の裁判例を概観してみれば、[1][2]では、肖像権侵害の有無のみが争点とされ、プライバシー権侵害の問題は争点とされていない。ただし、張新宝のみは、「もし…

<sup>58</sup> 佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務（第2版）』（弘文堂、2010）、265頁。著者は、「肖像の利用についてもその主体がコントロールできる権利だと思われるからである。つまり、自分の肖像をみだりに公表させないというのみならず、意に反する方法で公表させないというところまでコントロールが及ぶ権利だと思うのである」と主張する。

<sup>59</sup> 第1章第2節の関連部分。

---

市民の写真やドキュメンタリー映像を内容とする場合は、市民のプライバシー権や、名誉権、肖像権を侵害する可能性がある。映画『秋菊』はまさにその格好の事例である」として、本件をプライバシー権侵害の範疇でとらえている。[3]では、原告は肖像権、名誉権、プライバシー権の各権利侵害を理由として訴えを提起し、そのすべてにつき権利侵害を認めている。営利目的がなくても肖像権侵害は成立するとの判旨は、最高人民法院の見解とは異なるが、学説の動向に沿うものである。ここでは、プライバシー権と肖像権は別々に論じられていて、肖像権をプライバシー権には含めていない。[4]では、本件の請求事由は名誉権侵害と肖像権侵害であり、プライバシー権侵害については言及がない。本件は、肖像権侵害において営利性が構成要件の一つをなすことを判示した基層法院の判断が最高人民法院公報に掲載されたことである。[5]は、プライバシー権について最高人民法院が正面から取り上げた事例であり、その意味では判例的意義を有する。ただ、本判決では、プライバシー権概念についての、立ち入った、具体的な法的命題は示されておらず、主観的要件としては過失で足りるとしている点だけが意義を有する。また、肖像権とプライバシー権の関係についての立ち入った言及もない。日本の裁判例においては「肖像権ないしプライバシー権」とか「何人もみだりに…撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益は、プライバシー権(肖像)として法的に保護される」とあるように、両者の密接な関係、あるいは交錯を窺わせる言辞が見られるが、中国の裁判例については、上記の4例に関する限り見てとれない。その差異の要因の一つとしては、日本法では肖像権の明文の規定がないのに対して、中国では、肖像権に関する明文の規定がプライバシー権とは別に存するということがあるのであろうか。

なお、事例[5]では肖像のモザイク問題が残っているが、肖像の識別性や裁判実務を見る限りでは、モザイク加工された肖像を公開した場合、権利侵害にならない傾向が明白である<sup>60</sup>。これはまた新たな検討が必要であると考えられる。

両国の、肖像権・プライバシー権をめぐる裁判例において際立って異なる点は、日本の京都府学連事件に見られるような、国家権力の側からの肖像権・プライバシー権侵害如何といった争点が、中国の裁判例では見られないということである。「警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは憲法13条に反し、許されない」「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・容態を写真撮影・ビデオ撮影されない自由を有するものであるから、公権力がテレビカメラによる録画するとき(も)……当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性があり、かつその録画が社会通念に照らして相当と認められる方法でもって行われるときなど正当な理由がない限り、憲法13条の趣旨に反し許されない」という判旨が日本の裁判所では示されているが、それは、やはり憲法規範が公権力を名宛人としてその権力の行使を規制するという立憲主義の縛りが働いていることによる。中国の裁判例として掲げた事例は4例に止まるが、それらの事例はすべて私人間の争いであり、民法上の議論で終止している。

---

<sup>60</sup> 本論第3章第5節患者プライバシーの裁判例 [11] もモザイク加工があれば、肖像権侵害にならないと判断している。



---

## 第6章 プライバシー権と名誉権の交錯—謝罪を中心にして—

### 1 日本における「謝罪広告」をめぐる裁判例と学説

#### (1) 裁判例

プライバシー権と名誉権が競合する場合の問題について、多面的な考察が必要であるが、本論では、とりあえず、謝罪に限定して考察を加えてみることにする。

謝罪、とりわけ謝罪広告は、不法行為の非金銭的救済手段として、東アジアの日本・中国・台湾地区・韓国において広く使われている<sup>1</sup>が、韓国では、憲法裁判所はすでに1991年に謝罪広告の執行が良心の自由に違反すると判断し、これを違憲だと判断した。

日本民法723条によれば、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」とされ、謝罪広告は1つの名誉回復の手段として使われてきた。謝罪広告は、名誉毀損の場合においてしばしば使われるが、プライバシー侵害の場合、「宴のあと」事件判決におけるプライバシー権侵害に対する謝罪請求への判断が踏襲されており、判例・学説上意見が分かれているとはいえ、プライバシー侵害に謝罪広告の適用が馴染まない観点が有力といえよう。

中国では、1986年民法通則と2010年権利侵害責任法（不法行為法）のいずれにも、「責任方式」の中に謝罪〔賠礼道歉〕が規定されている<sup>2</sup>。なお、中国法学界でも、謝罪が1つの救済手段として妥当かどうかの議論がなされているが、主に①一つの責任方式として合理的であるかどうか、②内心面を強制し、良心の自由への侵害になるかどうか、である。しかし、これらの議論のうち、謝罪はプライバシー侵害の救済手段として妥当であるかどうかについて、詳しく議論されていない。なお、司法実務上では、謝罪を安易に適用し、その理由が必ずしも詳しく説明されていない。

本章では、中国における謝罪に関する法制度・裁判例を主として考察し、その背景、現状及び法理に対し、検討を加える。また、日本法の視点からも検討・考察を行う。

ところで、日本法では、プライバシー侵害の明文規定がなく、プライバシー侵害の場合に、名誉毀損に関する民法723条の規定を準用ないし類推適用して、プライバシー侵害を回復する処分ができるかどうかについて、判例、学説が対立している。

---

<sup>1</sup> 2006年以来、カナダのBritish Columbia州は、Apology Act of 2006 British Columbia（「謝罪法案」）を可決し、更に、立法者が統一謝罪法案の制定の方向に向かっている。郝維華『加拿大-中国道歉法的比較分析』比較法研究2011年第6期65-74頁を参照。

<sup>2</sup> 民法通則第134条、権利侵害責任法15条。両者はほぼ同じ内容である。

---

## (ア) 謝罪広告請求を棄却した裁判例

プライバシー権侵害で謝罪広告を請求する場合、ほとんど認められない。そのリーディングケースとして、「宴のあと」事件判決の影響が非常に強い。

[1] 「宴のあと」事件判決<sup>3</sup>

### 【事実の概要】

(略、第3章第1節日本裁判例 [1] を参照)

### 【判旨】

「原告は本件損害の賠償請求として、謝罪広告および金銭による損害賠償の二つを請求するけれども、私生活（私事）がみだりに公開された場合に、それが公開されなかった状態つまり原状に回復させるということは、不可能なことであり名誉の毀損、信用の低下を理由とするものでない以上は、民法七二三条による謝罪広告等は請求し得ないものと解するのが正当である。」

[2] 「小学校教員の家族関係等公開」事件<sup>4</sup>

### 【事実の概要】

Xは小学校教員であり、Y<sub>1</sub>はA同盟B市連絡協議会、Y<sub>2</sub>はその代表者である。XはYらからXの父が同和地区出身であることを明らかにすること（部落民宣言）を強要され、意思決定・意思表示の自由を侵害され、これをめぐる経過においてプライバシーを侵害され、名誉を既存されたことを主張して損害賠償及び謝罪広告を請求し、これに対しYらはXが同宣言を強要された等と公表したため、社会的信用を害され名誉を毀損された旨主張して損害賠償及び謝罪広告を反訴請求した。

### 【判旨】

「謝罪広告の要否については、民法723条は、人の社会的評価が低下させられた場合において、これを回復するための方法として謝罪広告等の回復処分を認める趣旨であるところ、私生活上の事実がみだりに公開された場合は、謝罪広告等によってこれが公開される前の状態を回復することはできないので、謝罪広告等による救済に適さないと解するのが相当である。したがって、原告は被告らによるプライバシー侵害を理由として謝罪広告を求めることはできない。」<sup>5</sup>

## (イ) 謝罪広告請求を認容した裁判例

[3] 「フォーカス会社社長の病状写真等掲載」事件判決<sup>6</sup>

### 【事実の概要】

---

<sup>3</sup>東京地判昭和39年9月28日、判時385号12頁

<sup>4</sup>高知地判平成4年3月30日、判時1456号135頁。そのほか、高松高平成8年4月26日判決判タ926号208頁、東京地裁平成5年9月22日判決判タ843号234頁などの裁判例も同旨である。

<sup>5</sup>判時1456号135頁。

<sup>6</sup>東京地判平成2年5月22日。判時1357号93頁。

---

X<sub>2</sub>はいわゆる消費者金融を営む会社であり、X<sub>1</sub>はその会長である。Y<sub>1</sub>は写真週刊誌「フォーカス」を発行している会社であり、Y<sub>2</sub>はその編集長である。

「フォーカス」は、車椅子に乗ったX<sub>1</sub>の写真と、①X<sub>1</sub>が、X<sub>2</sub>の経営拡大に当たって強引な手段を辞さず、豪邸に住み効果な装飾品を所有する成金趣味のギンギラ会長であり、原因不明の高熱で極秘に入院し、糖尿病でよく目が見えず、健康は元に戻らないのではないか等という記事、②X<sub>2</sub>では重要事項は全て会長が決済し、社長は単なる飾り物に過ぎず、トップが倒れれば会社も傾く等の記事を掲載した。

X<sub>1</sub>は①記事による名誉毀損及びプライバシー侵害、写真の掲載による肖像権及びプライバシー侵害、X<sub>2</sub>は②記事による名誉毀損位に基づき謝罪広告及び損害賠償請求をした。

### 【判旨】

「雑誌自体の回収によらなくても、本件写真が武井の肖像権及びプライバシーを違法に侵害するものであり、雑誌に公表することが法律上本来許されないものであることを読者に認識させる方法を採用すれば、読者の本件写真に対する認識の仕方を変えることにより本件写真の社会的な意味を質的に変容させ、もって本件肖像権及びプライバシーの侵害の原因を相当程度減少させることができるものというべきである。そして、そうすることによって、将来の侵害ばかりでなく、過去の侵害による武井の精神的な損害をも一定程度軽減することができるものと考えられる。このようにみてくると、本件においては、民法七二三条を類推適用して被告らに謝罪広告を命ずるのが、損害の原状回復の方法として、有効、適切、かつ、合理的であり、また公平の理念にも合致するというべきである。そして、その謝罪広告は、本件写真が掲載された雑誌「フォーカス」の読者を対象として、同雑誌に別紙（一）の内容を掲載させるのが相当である。」

### (2) 学説

日本法上での不法行為に対する救済方法は、金銭賠償によるのが原則であるが、その例外的には、金銭賠償に代え、またはこれとともに、侵害された名誉・信用等の回復のための原状回復をも求めうる。すなわち、民法723条は、名誉毀損の場合につき、被害者の請求により、裁判所は「被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」と定めている。

最高裁判例<sup>7</sup>によれば、「民法七二三条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的な名誉を指すものであつて、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まないものと解するのが相当であ」り、「同条が、名誉を毀損された被害者の救済処分として、損害の賠償のほか、それに代えまたはそれとともに、原状回復処分を命じうることを規定している趣旨は、その処分により、加害者に対して制裁を加えたり、また、加害者に謝罪等をさせることにより被害者に主観的な満足を与えたりするためではなく、金銭による損害賠償のみでは填補されえない、毀損された被害者の人格的価値に対する社会的、客観的な評価自体を回復することを可能ならしめるためであると解すべきであり」、したがって、723条でいう原状回復処分をもって救済できるのは、

---

<sup>7</sup> 最二小判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁。

---

「人の社会的名誉が毀損された場合であり、かつ、その場合にかぎられると解するのが相当であるからである」。この判旨によれば、プライバシー権の侵害に対しても、原状回復を否定されているようである。

さらに、プライバシー権のリーディングケースとしての「宴のあと」事件判決では、「私生活（私事）がみだりに公開された場合に、それが公開されなかった状態つまり原状に回復させるということは、不可能なことであり名誉の毀損、信用の低下を理由とするものでない」とされており、その影響が極めて強い。

実際にも、学説の多くもこれらの見解を支持している。まず、プライバシー権侵害に謝罪広告が適用されない意見からみていく。

### (ア) 類推適用し難いという意見

名誉の原状回復のための特定の救済は、被害者に対する社会的評価の低下という状態を客観的に解消する機能を果たすものとして認められる。しかし、プライバシー侵害の場合は、その社会的名誉を毀損したという側面に関する限りにおいて、原状回復の救済が与えられうる<sup>8</sup>。もっとも、プライバシー権はみだりに私生活に侵入されたり、他人に知られたくない私生活上の事実や情報を公開されない権利であって、これが侵害された場合、謝罪広告等によって侵害以前の状態を回復することはできない。その意味では謝罪広告等の回復処分によってプライバシーが回復されることはなく、プライバシー侵害に回復処分を認める余地がない<sup>9</sup>。

### (イ) 類推適用できるという意見

プライバシーは私生活を保護するものであり、観念上、名誉毀損と分けられるが、両者は共に関係の近い人格権である。実際にも、プライバシーの侵害は名誉毀損になることが多いから、プライバシー侵害の場合にも723条を類推適用することができる<sup>10</sup>。

そして、五十嵐清は、単にいったん侵害されたプライバシーが回復できないからとして名誉毀損とは違い、したがって謝罪広告が適用されないという見解が、「あまりにも概念的なものであり、もっと実態に即した具体的な考察が必要であり」、最判昭和45年12月8日判決も「たてまえ論に終結し、現実の謝罪広告の社会的機能を無視している」<sup>11</sup>と主張する。氏の議論によれば、まず、名誉の場合であっても、いったん傷つけられたら、謝罪広告によって十分回復できるものではなく、他の救済手段と合わせなければならず、その点では「プライバシーの侵害の場合と五十歩百歩」<sup>12</sup>である。つぎに、今日では、名誉毀損の場合の謝罪広告は、違憲性との関連で、陳謝の部分削除し、単に取消の部分だけ広告すべきであるが、これでは謝罪広告を求める被害者の目的は十分に達せられない。被害者としてはむしろ、加害者に陳謝させることを目的としており、「現在

---

<sup>8</sup> 幾代通「謝罪広告」、『現代損害賠償法講座2 名誉・プライバシー』（日本評論社、1972）249頁。斎藤博「名誉・プライバシーとその民事上の保護」ジュリスト959号（1990）、34頁。

<sup>9</sup> 竹田稔『増補改訂版・プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社、1998）223頁。

<sup>10</sup> 喜多村洋一「プライバシー侵害に対する救済」山川洋一郎・山田卓生編『有名人とプライバシー』（有斐閣、1987）144頁以下。

<sup>11</sup> 五十嵐清「人格権侵害と原状回復」札幌法学4巻1・2号（1993）42頁。

<sup>12</sup> 同上。

---

の日本で、なお謝罪広告が求められているのは、謝罪広告にこのような社会的効果があるからである<sup>13</sup>。したがって、名誉毀損とプライバシーとの違いを認めながら、被害者感情と抑止的効果などを考慮し、悪質な事案では回復請求（謝罪広告）を認めてもよいとする意見がある<sup>14</sup>。

### (3) 小括

日本では、そもそもプライバシー権侵害で謝罪を請求する件数が少なく、その原因は、日本の裁判例①②のプライバシー侵害事件から見ればわかるように、裁判所が「宴のあと」事件判決を踏襲していることにあると考えられる。日本法における「謝罪広告」はあくまでも名誉回復の手段として使われる。名誉・プライバシー侵害される前の権利の完備の「原状」に回復できないと判断されれば、謝罪広告が認められない。なお、「武富士社長盗撮事件」の判決では肖像・プライバシー侵害で謝罪広告を認めたが、「本件の肖像権及びプライバシー侵害は、侵害の態様及び損害の性質において名誉侵害と類似した性格を有しているものと考えられる」という考え方なので、肖像・プライバシー侵害の際、名誉権侵害の側面若しくは要素が絡み、その側面若しくは要素が裁判所に認定されたら、謝罪広告も可能になるのではないかと考えられる。

また、日本における「謝罪文の交付」も議論される<sup>15</sup>。しかし、名誉毀損の場合にはいくつかの裁判例で認められているが、プライバシー侵害の場合はそもそも裁判例が少なく、唯一挙げられた判例は「前科照会事件」であるが<sup>16</sup>、請求棄却であった。つまり、プライバシー侵害の場合、判例が認められなかったことである。

## 2 中国における「謝罪」の由来と現状

### (1) 由来

謝罪がはじめて規定されたのは民法通則である。中国民法通則の草案は4種類あるが、起草過程における議論を示す資料はあまり保存されておらず、謝罪の経緯・由来については定論がない。としあえず、筆者の調べる限りでは、以下の諸説がある<sup>17</sup>。

---

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 五十嵐清『人格権論』（一粒社、1989）123頁。同「人格権侵害と原状回復」札幌法学4巻1.2号（1993）、40頁。

<sup>15</sup> 滝沢孝臣「謝罪広告請求—その論拠と問題例の検討—」銀行法務21No.726、2011年2月号、48-55頁。和田真一「名誉毀損の特定的救済」『新・現代損害賠償法講座2』所収（日本評論社、1998）116頁～141頁。

<sup>16</sup> 山口純夫「損害賠償と回復処分」竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務大系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書院、2001）所収、241頁。

<sup>17</sup> 謝罪責任の確立過程について、張紅「不表意自由と人格権保護——以賠礼道歉民事責任為中心」中国社会科学2013年第7期109—127頁を参照。

## (ア) 革命根拠地法経験説<sup>18</sup>

謝罪とは、革命根拠地の経験から、1つの道徳的性格を持つ責任方式を法律化したものである<sup>19</sup>。顧昂然・王家福・江平等民法通則の起草者がこういう論点を持っているようで、「民事紛争とは意地であり、謝罪をすればそこで解決する。民事責任として、法律のレベルまで引き上げれば、実際に存在するこの種の問題を解決するのに有利になる。基本的に和解解決であり、謝罪をすれば、相手の怒りが消え、そこで収まる」、などの記述がある。

## (イ) 政治運動反省説

民法通則は、激しい政治運動と社会動乱を乗り切ろうとする社会背景の下で誕生したものである。「撥乱反正」<sup>20</sup>、「冤罪晴らし」<sup>21</sup>などの「人民内部の矛盾」を調和する中で、謝罪を道徳責任から法律責任にまで引き上げ、法的拘束力によって確保されるようになった。換言すれば、謝罪はあくまで特殊な時代背景に応じたものである<sup>22</sup>。

## (2) 現行法

2009年に制定された権利侵害責任法はこの規定を継承し、謝罪を不法行為の一責任方式として定めた(第15条第1項7号)。謝罪責任を明確に規定する現行法は、主に民法通則120条(氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権の侵害)、消費者権益保護法第50条、第51条(消費者の人格的尊厳若しくは人身的自由の侵害)、著作権法第47条、第48条(著作権及び隣接権の侵害)であり、そのほかにも謝罪に関する司法解釈が幾つか存在する。

学説上では、謝罪責任は人格的権利利益が侵害される場合に適用されるが、財産的権利利益の場合には適用されないのが通説である<sup>23</sup>。司法実務も大抵この立場を取っている<sup>24</sup>。裁判所は、名誉権侵害事件で謝罪を言い渡すのが最も一般的であり、また、氏名権、肖像権、プライバシー権などの精神的人格権が侵害された場合にも謝罪を適用する。なお、身体権、健康権侵害の場合において、謝罪を適用する裁判所も見られる<sup>25</sup>。

<sup>18</sup> 説の名前は筆者が便利上名付けたものであり、学界の通称ではない。

<sup>19</sup> 顧昂然、王家福、江平等編『中華人民共和國民法通則講座』(中国法制出版社、2000) 245頁。

<sup>20</sup> 乱れた世を治めてもとの正しい状態に戻すことを指すが、ここでは、文化大革命が終わって、社会秩序等を取り戻すことを意味する。

<sup>21</sup> 「平反昭雪」といい、文化大革命およびそれ以前の「冤案」「假案」「錯案」を再審して名誉回復をすることを指す。1978年の中国共産党第11期中央委員会第3次全体会議から82年ごろまで実行された政策である。

<sup>22</sup> 姚輝、段睿「『賠礼道歉』的異化与回帰」中国人民大学学報2012年第2期104-112頁。魏振瀛「論請求権的性質与体系——未来我国民法典中的請求権」中外法学2003年第4期104-112頁。

<sup>23</sup> 王利明『侵權責任法研究(上卷)』(中国人民大学出版社、2010) 604頁。魏振瀛編『民法』(北京大学出版社・高等教育出版社、2007) 678頁。

<sup>24</sup> 財産権が侵害された原告も謝罪を求める場合があるが、通常、法的根拠がないことを理由に裁判所では棄却される。しかし、個別の裁判所には、物権侵害の判決においても謝罪を言い渡したことがある。なお、特別の説明がない限り、本論文で援用するすべての裁判例の出典は「北大法宝」である。

<sup>25</sup> 例えば、董淑慶等与中国人民解放军61195部隊招待所人身損害賠償糾紛案。

[http://www.pkulaw.cn/case/pfnl\\_1970324840190269.html?match=Exact](http://www.pkulaw.cn/case/pfnl_1970324840190269.html?match=Exact) アクセス日：2016年6月23日。

---

さらに、例えば法律で規定されている特定的人格権を侵害していないとしても、裁判所は、加害者が人格的尊厳またはその他の「一般的人格権」の範囲にある人格的利益を侵害したと判断すれば、謝罪を適用する可能性もある<sup>26</sup>。最高人民法院の裁判官もこれを広く認める傾向がある<sup>27</sup>。

知的財産法領域においては、著作権について、裁判所は一般的に、著作者人格権が侵害された場合のみ謝罪を適用し、財産権的著作権の場合は原告の謝罪請求を棄却する<sup>28</sup>。

謝罪責任を適用する際、裁判所は謝罪の具体的内容を指定しないが、謝罪の方法を指定する。主に以下のような方法がある：①被告が口頭で原告に謝罪する、②被告が特定の人の前で、または特定の場所で、口頭で原告に謝罪する、③被告が原告に書面で謝罪する、④被告が特定のマスメディアで、特定の期間内に謝罪広告を登載し、原告に謝罪する。その内容は裁判所の審査を経なければならない。被告がこれを期間内において履行しない場合、裁判所は特定のマスメディアで判決書の内容を登載し、その費用を被告に負担させる<sup>29</sup>。

謝罪判決が下された後、被告が謝罪していない、または謝罪の方法と内容が原告に認められなかった場合、原告が強制執行を申請できる。執行法院は、被告が自ら自動的に謝罪するようできるだけ被告を催促する。例えば、広く注目を浴びた徐大雯訴宋祖徳・劉信達名誉権案において、原告が強制執行を申請した後、裁判所の催促の下、被告が10日間連続4つの主要サイトと幾つの新聞紙で、謝罪広告を登載した<sup>30</sup>。

そして、被告が強制執行手続中において履行を拒絶する場合、裁判所は司法解釈で以て審理する。それは「名誉権審理回答」第11条であり、「問題：行為者が発効した判決に従わず、被害者の名誉回復、影響の除去、賠礼道歉をしない場合どのように処理するか。答：行為者が発効した判決をに従わず、被害者の名誉回復、影響の除去を履行しない場合、判決の主な内容と関係する情報を公表することができ、その費用は、行為者が負担する。民事訴訟法102条の規定により処理することができる。」と規定している。この司法解釈は名誉権についての解釈であるが、実際には、裁判所はこの司法解釈の適用範囲を、プライバシー権を含む他の種類的人格権及び人格的利益が侵害される場合にまで拡大している。それは、後文で見られるように、判決文の中にも明確に書かれている。

しかし、当該司法解釈は、筆者が提出した問題の全てに回答しているというわけではない。第11条「回答」は、名誉回復と影響の除去についてのみ回答した。そして、当該司法解釈によれば、名誉回復・影響の除去責任について、裁判所が判決書内容の公表、

---

<sup>26</sup> 例えば、成莫愁・李偉徳訴上海安吉尔飲用水銷售中心案、上海市長寧区人民法院（2000）長民初字第1002号。

<sup>27</sup> 奚曉明編『最高人民法院法官闡釋侵權法疑難問題』（中国法制出版社、2010）61頁。

<sup>28</sup> 例えば、王玉芳等訴長城出版社等著作權侵害糾紛案、（2010）西民初字第2134号。

<sup>29</sup> 王勝明編集『中華人民共和國侵權責任法積義』（法律出版社、第2版、2013）91～92頁。

<sup>30</sup> 新聞「宋祖徳連続十天刊登道歉声明」<http://www.hi.chinanews.com/hnnew/2010-06-21/82172.html>を参照。アクセス日2,016年8月20日。

---

新聞登載などの方法で代替執行できるが、謝罪についての妥当な代替執行措置が言及されていない<sup>31</sup>。

### (3) 謝罪の正当性をめぐる学説論争

近年の中国民法学界では、謝罪責任が一つの責任方式としてふさわしいであるかどうかにつき、意見が分かれている。主な争点は、謝罪の機能とその合理性ないし合憲性の2つの問題にある。以下では、肯定説・否定説・折衷説をそれぞれ簡単に整理する。

#### (ア) 肯定説

肯定説では、謝罪による被害者の憤慨を晴らすことは被害者にとって精神的損害に対する一種の救済であることを強調する<sup>32</sup>。それに、たとえ強制された謝罪だとしても、被害者心理を修復する機能を持っている。同時に、加害者に対しても、謝罪は社会による道徳的評価機能を持ち、後悔の意を表す機会を提供する<sup>33</sup>。

また、たとえ金銭賠償でも加害者の一定の自由を制約することには変わりはないと主張する<sup>34</sup>。

#### (イ) 否定説

否定説は、影響の消去・名誉回復・精神的損害賠償等の責任方式でも被害者の精神的損害を補償できると主張する<sup>35</sup>。強制された謝罪は、心理的補償と道徳の回復機能を実現できない上、加害者の良心を責めることもできない<sup>36</sup>。その唯一の効果は、加害者に対する懲罰であり、これに対しては恐らく金銭賠償の方が効果的であり、更に、謝罪の心理的補償の本意に違反する<sup>37</sup>。

それに、憲法上の基本的権利と法律及び道徳の関係から見れば、強制的に謝罪させることは、基本的人権としての良心の自由と表現の自由に違反する<sup>38</sup>。そして、精神的苦痛は精確に計算できず、如何なる「謝罪」で補償できるのか、どの程度まで補償したらいいのか、確定できない<sup>39</sup>。謝罪の内容の不明確性により、当事者が履行し難く、裁判官もその適用をなかなか把握できず、結局、謝罪が逆効果になるかもしれない<sup>40</sup>。

---

<sup>31</sup> 張紅「不表意自由与人格權保護——以賠礼道歉民事責任為中心」中国社会科学 2013 年第 7 期、112—113 頁。

<sup>32</sup> 黄忠「認真对待『賠礼道歉』」法律科学 2008 年第 5 期 73-80 頁。周中举「論我国精神損害賠償責任之完全」社会科学研究 2010 年第 2 期 119-124 頁。

<sup>33</sup> 黄忠「賠礼道歉的法律化：如何可能以及如何实践」法制与社会發展 2009 年第 2 期 118-128 頁。

<sup>34</sup> 黄忠・前掲注 (32)。

<sup>35</sup> 杜文勇「認真对待『良心自由』」河北法学 2010 年第 5 期 64-71 頁。

<sup>36</sup> 付翠英「論賠礼道歉民事責任方式的適用」河北法学 2008 年 4 期 133-141 頁。

<sup>37</sup> 杜文勇・前掲注 (35)。

<sup>38</sup> 吳小兵「賠礼道歉的合理性研究」清華法学 2010 年第 4 期 144-155 頁。

<sup>39</sup> 杜文勇・前掲注 (35)。

<sup>40</sup> 夏秀淵「論取消侵權責任法的『賠礼道歉』」

<http://cebbank.chinalawinfo.com/newlaw2002/SLC/SLC.asp?Db=art&Gid=335600540> アクセス日 2016 年 9 月 2 日。



---

## (ウ) 折衷説

折衷説は、謝罪には一種の民事責任としての意義があり、これをなくすことには反対すると同時に、謝罪の強制が多くの問題を引き起こしていることに鑑み、その適用範囲と要件を厳格に制限すべきである、と主張する<sup>41</sup>。例えば、謝罪判決は必ず加害者の同意を得なければならない、さらに、加害者の同意なしに公開方式を適用してはならない<sup>42</sup>。また、謝罪は、重大な過失の場合または悪質の事件にのみ適用できるようにするなど、様々な制限をかけるべきである<sup>43</sup>。また、代替執行より、「譴責声明」を行う方が合理的だと主張する観点もある<sup>44</sup>。

### (4) 中国裁判例

#### [1] 孫建磊 V. 曹楚<sup>45</sup>

本件は、Y が X の身分証明書・名前・銀行口座番号・住所・電話番号が記載されている契約書をネットに公開し、さらに、X 及び X の妻に対して貶める言葉を使い、名誉権及びプライバシー権侵害を理由として訴えられた事件である。(【事実の概要】と【判旨】の詳細について、第4章第3節[6]の裁判例①を参照する)。

#### 【分析】

インターネットの普及により、インターネットによるプライバシー侵害も多くなってきた。本件はネット掲示板の文章による名誉・プライバシーの侵害事件である。本件において、名誉権侵害とプライバシー侵害両方とも認めたが、判決文の中では、主に名誉権侵害について語っている。

プライバシー侵害は認められたものの、その効果についての判断が不明である。裁判所は、謝罪広告を命じたが、これを名誉回復・影響の除去の手段としてのものであり、名誉権侵害の効果であろう。本件におけるプライバシー侵害の効果は、恐らく「侵害の停止」、すなわち、係争文章をインターネットから削除することにとどまる（本件においては裁判の前に既に削除された）。

また、本判決では、「Y の行為が X に一定の損害結果をもたらし、X の名誉権・プライバシー権を侵害したことを認定」したのであり、精神的損害賠償を認めた。精神的損害賠償司法解釈第8条項<sup>46</sup>の内容によれば、本件の損害が重大であると裁判所が判断し

---

<sup>41</sup> 王利明『侵權責任法研究(上)』(中国人民大学出版社、2010) 648頁、同氏『人格権法研究(第2版)』(中国人民大学出版社、2012) 669頁以下。

<sup>42</sup> 付翠英・前掲注(36)。

<sup>43</sup> 王利明・前掲注(41) 556頁。

<sup>44</sup> 葛雲松「民法上の賠礼道歉責任及其強制執行」法学研究2011年第2期113-129頁。「譴責声明」とは、被害者が加害者に対する非難声明を加害者の費用負担でメディアに掲載させることを意味する。

<sup>45</sup> (2015) 鼓民初字第686号

<sup>46</sup> 第8条 不法行為により他人に精神損害を与えたものの、重大な結果を惹起しておらず、被害者が精神損害の賠償を請求する場合、一般的には支持せず、人民法院は状況にもとづいて権利侵害者に侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を判決で命じることができる。

不法行為により他人に精神損害を与え、重大な結果を惹起した場合、人民法院は権利侵害者が侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪等の民事責任を負うよう判決で命じることができる外、被害者の請求にもとづいて権利侵害者に相応の精神損害撫慰金を賠償するよう判決で命じることができる。

---

た。しかし、この精神的損害が重大であるという判断も、おそらく名誉権の侵害について語っていると考えられる。

## [2]何中強 V. 重慶市黔江中心医院<sup>47</sup>

本件は、心臓病を罹患した患者 X は、Y<sub>1</sub> (病院) による新型手術を受け、Y<sub>2</sub> (新聞紙) によって、その病気・治療の状況等が報道された事件である (【事実の概要】と【判旨】の詳細について、第 3 章第 5 節の [12] を参照する)。裁判所、原告の証明責任を果たしていないと判断しながら、損害賠償及び謝罪請求を認めた。

### 【分析】

判決文は、その結果論は正しいが、説明が不十分といえよう。

患者のプライバシー権について、2010 年の権利侵害責任法 62 条で明文規定を置いているが、本件は 2008 年に起きた事件なので、プライバシー侵害に適用できるのは民通意見 140 条、93 年最高人民法院・名誉権審理に関する若干の問題 [最高人民法院関与審理名誉権案件若干問題的解答] (以下、名誉権審理回答と記す) 第 7 条<sup>48</sup>、精神的損害賠償司法解释第 1 条などの司法解释しかない。Y は、X に対して手術の治療を行い、その医療データを X の同意なしに X の氏名・病気などの資料を Y<sub>2</sub> に譲り、Y<sub>2</sub> により Y<sub>1</sub> の手術を宣伝した行為が、明らかに守秘義務を違反し、X のプライバシー権を侵害した。

もう 1 つのポイントは、Y<sub>2</sub>、つまり、新聞社の侵害行為である。報道の自由といえども、本件において、Y<sub>2</sub> は Y<sub>1</sub> と X との間に守秘義務があること予見できるはずにも関わらず、X の同意なしに X の氏名・病気などの個人情報・公開されたくない私事を公開した。さらに、そもそも Y<sub>2</sub> の記事が Y<sub>1</sub> の新型手術を宣伝する商業広告のようなものであり、報道の自由とも言えない。

最後に、本件では謝罪広告の掲載が命じられた。2008 年において、本件はまだ「プライバシー権」を明記する法規定がなかった時期にあり、プライバシー侵害が名誉権の下に保護される構造であった。つまり、本件は性質的にはプライバシー侵害だが、名目上、名誉権侵害となっている。したがって、本件においては、名誉権侵害の効果として、謝罪広告が認められた上、事実上、それはプライバシー侵害の効果ともなっている。「私事の公開」によるプライバシー侵害の救済手段としては、謝罪は馴染まないといえども、特定の場合、適用できるのではないかと考えられる。例えば、同じ患者のプライバシー侵害の場合においても、淋病・エイズなどのような病気と本件心臓病のような病気とは全く違うといえよう<sup>49</sup>。

---

この翻訳の出典は、宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償及び人身損害賠償に関する二つの司法解释」法政論集 237 号 (2010)、である。

<sup>47</sup> (2008) 黔法民初字第 284 号

<sup>48</sup> 名誉権審理回答第 7 条「名誉権侵害責任に構成するかどうかにつき、被害者の名誉が確実に侵害を受けたこと、行為者の行為が違法であること、違法行為と損害結果との間に因果関係が存在すること、行為者が主観的に過錯 (故意又は過失) があること、によって認定する。

書面または口頭方式で他人を侮辱または誹謗し、他人の名誉を侵害する場合、他人の名誉権の侵害であると認定すべきである。

他人の同意なしに、みだりに他人のプライバシーを公開し、または書面・口頭形式で他人のプライバシーを宣伝し、他人の名誉に損害を与えた場合、名誉権侵害として扱う…」

<sup>49</sup> 1 つ参考になる裁判例があるが、非公開審理によって、判決書が公開されていない。中国の病院で

### [3]孫某某 V. 中国〇〇網絡通信有限公司上海市分公司<sup>50</sup>

#### 【事実の概要】

XはYの携帯ユーザーであり、登録する際に、自分の氏名・電話番号・身分証明書番号・住所・郵便番号などの個人情報を提供した。後に、YはXのこれらの個人情報をAに共有した。そこで、Xは〇〇人壽保險会社から連絡を受け、保険加入に関する勧誘にさらされた。Xは、提供した個人情報が自分の知らないうちにYに漏洩され、私生活の安定及び個人の情報の安全が脅かされたとして、プライバシー侵害でYを訴え、①YがXに対して書面で謝罪すること、②Xに対して精神的損害賠償金人民元10万元、③本件訴訟費用はYが負担すること、を請求した。

#### 【判旨】

上海市浦東新区人民法院は以下のように判決を下した。

「市民の民事上の合法的権利利益は法律によって保護される。民事上の権利利益は財産的権利と人身的権利からなる。人身権は絶対権であり、絶対的排他性を有する。現行法によれば、プライバシー権は人身権の1つの基本類型であり、自然人が享有する私生活の安定及び他人に不法に干渉されない権利である。法律の規定または権利者の同意がなければ、何人も他人のプライバシーを収集・利用・公開してはならない。個人情報はプライバシー権の主要内容であり、個人の氏名・性別・職業・学歴・連絡方法・住所・婚姻状況など個人またはその家族に密接する情報を含む。」

「本件において、XはYの携帯電話登録表を記入し、自らの氏名・住所・電話番号・身分証明証番号などの個人情報を提供したため、Yはこれらの情報に対して守秘義務を負い、Xの同意なしに第三者に漏洩してはならない。しかしながら、Yは上記Xの個人情報をAに提供し、Aはまたユーザー情報を選別し、〇〇人壽保險会社に提供した。よって、Xの同意なしにその個人情報を他人に提供した事実が成立し、Yの行為がXに対するプライバシー侵害となる。」

「法がプライバシーを保護する目的は、他人に自己の私生活にどの程度介入できるかをコントロールする権利、及び他人に自己のプライバシーを公開するか否か並びにその範囲を決める決定権を、権利主体に賦与することである。よって、個人情報の秘密性は

---

は、特に入院している患者のベッドに「床頭卡」(床頭に掛けているカード)を設置しており、患者の名前・性別・入院日時・病気などの情報が記載されている。ところが、Xが性病でY<sub>1</sub>(病院)に入院し、Xと同じ職場の同僚で競争関係であるY<sub>2</sub>は、その床頭カードを見掛け、会社内でXの病状を公開した。その結果、Xが会社に解雇され、彼氏にもふられた。原因を知ったXはプライバシー侵害で訴えを提起した。南京玄武区人民法院は、2008年9月～2010年1月にかけて、非公開でこの事件を審理し、Xが被った精神的損害が甚大であると判断し、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>がXに対し、それぞれ20000元と5000元の精神的損害賠償、及び法廷でXに対して謝罪することを命じた。杭州日報2010年1月13日C07版「医院床頭卡是否侵犯患者隱私」、[http://hzdaily.hangzhou.com.cn/hzrb/html/2010-01/13/content\\_809699.htm](http://hzdaily.hangzhou.com.cn/hzrb/html/2010-01/13/content_809699.htm) アクセス日:2016年5月12日。この事件が発生した当時では、[2]裁判例と同じく、権利侵害責任法がまだ発効しておらず、プライバシー権は名誉権の下で保護されていた。本件では、謝罪を命じたが、法廷でYから直接Xに謝罪するという形であった。つまり、ここでの謝罪はもはや名誉回復の手段ではなく、被害者の気持ちを鎮静・安定する方法だと考えられる。[2]裁判例の心臓病で病院と新聞紙の両被告に謝罪広告の登載請求に比べれば、本件性病の場合は、明らかにこの「謝罪広告」がなじまない。同じ病気上の「私事の公開」でも、「謝罪」の形が違う。

<sup>50</sup> (2009)浦民一(民)初字第9737号

---

その重要な内容をなし、許可なしに第三者に個人情報を漏洩した事実が存在すれば侵害行為が成立する。また、その侵害行為の成立は、第三者がXに対して利益をもたらしたのか、それとも損害をもたらしたのかについて関係なく、個人情報が第三者に知られたこと自体がもはや損害である。よって、本件YがXの個人情報をAに提供した時点で、損害は成立した。」

「一方、Yの行為はXのプライバシーを侵害し、Xの私生活上に迷惑をもたらしたが、重大な不安定というほどではなく、且つ、Yが採った守秘措置でXの個人情報は比較的限定された範囲内でのみ知られている状況からすれば、本院は、Xが主張した精神的損害賠償金請求を支持しない。」

「以上、『中華人民共和國民法通則』第5条、『最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋』第1条、第8条の規定により、以下のように判決を下す。

一、Yは、本判決発効日から十日以内、Xに対して書面で謝罪する。

二、Xのその他の請求を棄却する。

本件受理费人民币50元、半減して25元となり、これをYが負担する。」

#### 【分析】

本件は、権利侵害責任法が施行され前の個人情報の漏洩でプライバシー侵害が成立した事件であり、更に、個人情報の内容とプライバシー性について明確な判断を示した。それにもかかわらず、原告の10万元の精神的損害賠償請求は棄却し、しかし、謝罪請求は当然のように認容した。しかし、この謝罪請求とは、「謝罪広告」ではなく、書面による謝罪で、一対一の謝りである。裁判例の中では、こうしたケースが珍しくない。むしろ、せめてface-to-faceまたは書面の謝罪を請求するのが普通のパターンである。

裁判官は原告のプライバシー侵害を認めつつも、精神的損害賠償司法解釈の規定により、「重大な結果を惹起した場合」でない限り、賠償金を容易に認めず、なかなか実利的な損害賠償を命じない。このような状況の中では、「金銭賠償」が否定される以上、「非金銭的救済」に頼るしかない。プライバシー侵害の効果として、原状回復<sup>51</sup>のうち、「影響の消去」「名誉の回復」がプライバシー侵害になじまず、「侵害の停止」と「謝罪」しかない。

#### [4] 曹某 V. 王某<sup>52</sup>

##### 【事実の概要】

XとY及びAはある会社の職員である。2012年11月、Yは未封の封筒をAに渡し、その封筒の中に、Xの人体写真のコピー9枚（当該人体写真はXが自分の携帯で自撮りしたものであり、なお、Xはその携帯にパスワードが設置されていると主張した）が入って

---

<sup>51</sup> ここでいう「原状回復」は日本民法第723条でいう名誉の回復という意味であり、同じ文言を使う中国権利侵害責任法第15条第5項でいう「原状の回復」ではない。なお、15条5項でいう「原状の回復」は物権等の財産が毀損された場合の原状回復のみを指す。

<sup>52</sup> (2013) 静民一(民) 初字第141号

---

いた。Aは、この封筒をXに渡し、Xと一緒にYに封筒の由来を訪ねた。Yは、その封筒は未署名のものであり、直接自分のメールボックスに置いてあったと弁明した。

Xは人体写真を見て、重大な精神的打撃を受けたと主張し、プライバシー侵害でYに対し、侵害の停止、影響の除去及び謝罪を求め、医療費1000元と慰謝料50000元を請求した。

### 【判旨】

上海市静安区人民法院は、以下のように判決を下した。

「プライバシー権は自然人が享有する、公共の利益と無関係の個人情報・活動及び私的領域を支配する人格権である。権利主体の私的領域に侵入してはならず、権利者の同意なしに、故意に不特定の人に権利者の個人情報を公開し、一定の影響をもたらした場合、プライバシーを侵害する行為をなす。」

「YがXの裸写真をXと親密な関係を持っていない異性Aに見せた行為は、現代の普遍的な社会的道徳観念に適せず、且つ、必然的にXに一定の精神的苦痛を与えた。Yはこのことを認識しながら、注意を払わなかった。本院は、Yの行為は不法行為を構成し、法によってこれに相応する民事責任を負担しなければならないと判断する。しかし、Xの裸写真は、Xが自撮りし、携帯電話に保存したものであり、Xが保管に注意を怠っていなければ、他人が簡単に入手できるものではない。よって、裸写真の漏洩に対して、Xには全く責任がないわけではない。損害結果の発生に対して、Xにも過失がある。以上により、Xの謝罪請求を支持する。しかし、Xが精神衛生センターで診療を受けることと、その裸写真の漏洩の間の因果関係は不明確であり、Xには重大な精神的損害を受けたことを証明する証拠がない。さらに、Yの過失程度をも考慮し、本院は、Xの慰謝料請求を支持しない。なお、XはYの不法行為が継続的に発生していることを証明しておらず、どの範囲内でXに対して消極的影響をもたらしたかについても証明していないため、本院はXの侵害の停止と影響の除去請求を支持しない。XはYに対して医療費を請求するが、医療費の発生と不法行為の間の関連性を証明する証拠がないため、本院はこれを支持しない。」

「権利侵害責任法2条、15条1項7款、22条の規定により、以下のように判決を言い渡す。

一、Yは本判決発効日より10日以内に、Xに対して書面で謝罪しなければならない。謝罪の内容は本院の審査を経なければならない。

二、Xのその他の訴訟請求を支持しない。」

### 【分析】

個人の裸写真はまさしくプライバシーに属する。本件では、裁判所は、裸写真を他人に見せた行為について、「現代の普遍的な社会的道徳観念に適せず、且つ、必然的にXに一定の精神的苦痛を与える」ものとしてその違法性を肯定しており、さらに、被告がこの点を明らかに「認識しているとはいえ、注意を払わなかった」として、過失をも認めた。ただ、「Xの裸写真は、Xが自撮りし、携帯電話に保存されたものであり、Xが保管に注意を怠っていなければ、他人が簡単に入手できるものではない」として、原告にも

---

過失を認定しており、被告の過失の程度をも「考慮」することから、裁判所は過失相殺の判断を下していると考えられる。しかし、「Xが保管に注意を怠っていなければ、他人が簡単に入手できるものではない」という判断は疑問である。裸写真といえども、撮るか撮らないかは原告の自由であり、それが携帯に保存されることもごく自然である。しかるに、裁判所は、被告が係争写真をどのように入手したのかということに言及することなく原告の「保管責任」を問うのは到底合理的判断とはいえない。

本件では、原告は診療を受け、重大な精神的損害を主張したが、裁判所は因果関係を認めておらず、原告の謝罪請求以外のその他の請求は全て棄却している。①～③における氏名・電話番号・住所・銀行口座取引情報・患者情報などの個人情報とは異なり、本件ではまさしく私事である上、公開されたくないことでもある。本件からは、不法行為責任中、謝罪は容易に認めるのに対して、損害賠償については「損害が軽微」であるということ、またXにも過失が存したことを理由として、非常に慎重な態度を持っている。法院は、損害が「軽微」であると認定する場合において損害賠償を認めず、その代わりに、本件のように、極めて限定的範囲で、加害者が被害者宛に書面の謝罪を命ずることが、被害者の感情を慰める機能を果たせる発想ではないかと考えられる。

#### [5]肖鎮 V. 陝西省『收藏』雑誌<sup>53</sup>

本件は、原告の氏名・郵便番号・住所などの情報を雑誌に無断に掲載され、私生活の平穏が脅かされた事件である。【事実の概要】と【判旨】の詳細について、第4章第3節の[4]を参照。裁判所は、謝罪請求を認めた。

#### 【分析】

本件はプライバシーとしての個人情報の侵害をなした上、名誉権的側面も持たず、謝罪広告が認定された裁判例である。注意すべきところ、謝罪広告の掲載が命じられたとはいえ、被告は、答弁で既に原告の謝罪請求を認めており、自ら謝罪広告を掲載する意思をも表明している。本件は裁判よりも和解と思われる。また、原告は精神的損害賠償を1元しか請求しておらず、象徴的意味を示している。

#### [6]廖萍訴曾軍<sup>54</sup>

本件は、Xの個人情報がYによって暴露される事件である（【事実の概要】と【判旨】は第4章第3節の[3]を参照）。裁判所は、Xの銀行口座の資金移動情報をたとえ小範囲に流すことであっても、プライバシー権侵害にあたりと判断した。

#### 【分析】

この裁判例は銀行口座の資金移動情報は個人情報であり、これを当事者同意なしに取得し公開する行為はプライバシー侵害であると裁判所が判断した。なお、謝罪については、書面での謝罪（謝罪文の交付）を言い渡したが、これを履行しない場合、謝罪広告が強制される。即ち、個人情報に関するプライバシーの侵害には、私事の公開と異なり、謝罪広告が救済手段になりうる。しかし、この謝罪広告はもはや権利の円満状態にまで「原状回復」するわけではなく、被害者感情の鎮静にのみ機能するものである。

---

<sup>53</sup> (2000) 徐民初字第 1430 号

<sup>54</sup> (2009) 海民初字第 11219 号

---

## (5) 小括

公開された裁判例から分かることは、中国近年で起きたプライバシー裁判では、個人情報に関するものが圧倒的に多いということである<sup>55</sup>。氏名・住所・携帯電話・銀行口座取引情報など、その大半は個人情報である。

[1]ではネット掲示板における謝罪広告の登載、[2]は地方新聞紙における謝罪広告、[3][4]はいずれも書面での謝罪。とりわけ[4]の場合は確かに知られたくない・公開されたくない私事であるが、公開の謝罪ではなく、謝罪文の交付が言い渡された。裁判例で見ると、損害賠償（慰謝料）の認容よりも、謝罪がはるかに認められやすいということである。謝罪の形式も多様で、事件の侵害態様・当事者の過失・損害などによって異なる。[1]及び[2]では、謝罪広告を認められているが、プライバシー侵害といえ、名誉権侵害側面をも持っている。こうして見ると、プライバシー侵害には名誉権侵害の側面もある。つまり、元の権利の円満状態の「原状」に回復可能性があれば、ここでの謝罪は、名誉回復の手段として使われる。

## 3 日中の比較

以上で見られるように、中国での謝罪が名誉回復とも全く別個に定められており、日本法との顕著な違いをなす。そしてその「謝罪」が中国において安易に認められるということは、現行法・司法解釈・実務上の慣行以外に、日本法上の原状回復の手段よりも、むしろ被害者の精神的被害を鎮静する機能を重視していることにあると考えられる。

また、中国司法実務界に大きな影響を持つ『人民法院報』において、「被告が謝罪する気が一切なく、金銭さえ支払えばよい、という態度を採ったとしたら、まさに、頬を叩いた後、100元を残して、そのまま立ち去っていくようなものである。加害者は本気で反省していないし、被害者の気持ちも慰められていない。ここでは被害者のメンツが重要だということではない。逆に、被害者が謝罪を要求することこそ、個人の人格的尊厳を維持することだ。もし被告による謝罪の拒絶が賠償金の前提だとしたら、人格の尊厳が売られたように感じられるだろう。したがって、私は、上述事件においては、謝罪が必要であると思う」<sup>56</sup>と、中国民法学を代表する学者王利明が語っている。そこから、中国における謝罪のあり方の特質がうかがえる。中国における謝罪責任については、法文化論的・法社会論的な考察を今後の課題にしたい。

---

<sup>55</sup> 公開された裁判例に限定している。場合によっては当事者保護などの事情で判決が公開されない可能性もある。近年に起きたプライバシー侵害は個人情報関係がメインだという判断は筆者の仮説である。

<sup>56</sup> 王利明「為什麼需要強制賠禮道歉」人民法院報 2012年10月16日第002版。

## 結 語

本論文で扱った中国の裁判例は、第2章「私生活への侵入」が12例、第3章「私事の公開」が13例、第4章「個人情報とプライバシー」が7例、第5章「プライバシー権と肖像権の交錯」が5例、第6章「プライバシー権と名誉権の交錯」が6例で、総数43例である。以上の裁判例の分析から、以下のことが指摘できる。

①適用条文。プライバシー権侵害事案の適用法律条文としては、権利侵害責任法と、同法制定前は民法通則101条の名誉権規定と同規定に係る1993年の「名誉権事件を審理するうえでの若干の問題に関する解答」が主要なものである。しかし、実際の裁判例を見ていくと、そうした正規の法源ではなく、全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任(当時)であった王勝明編『中華人民共和国侵權責任法積義(第2版)』(2013年)に出てくる「「プライバシー権とは、自然人が享有する、個人の、公共の利益、集団の利益とは関係のない情報、私的活動及び私的領域を支配する人格権のことである」との積義がかなりの頻度でもって引用されている。例えば、この積義は司法解釈ではないので、公式の法源とみなすことはできないが、権利侵害責任法第2条をより具体的に命題化したもので、実質の法源として解してよい。裁判所の出す判例でもない、また立法法でも正規の立法機関とはみなされていない一国家機関の積義がこうした役割を果たしていることは中国的特質をなす。2-[8][10][12]、3章の[3][4][6][8][9]、4章の[2][3][6]、5章の[5]等はそれに該当する。

ところで、プライバシー権が法律として明示化されたのは、2009年制定の権利侵害責任法においてであるが、実際には、2009年(施行は2010年)以後においても、民法通則の規定のみが適用されている裁判例が存在する。例えば、2-[5]、2-[6]、2-[12]、3-[4]、[7]、[10]、4-[1]等はその例である。こうした法適用現象は中国の不法行為法の裁判例において一般的見られる現象である。

②同じく法の適用に関する問題であるが、憲法が直接プライバシー侵害事件に適用された事例があるかどうかについて。日本では、京都府学連事件において、肖像権についてであるが、「憲法13条は『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を要する』と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している」と述べ、また大阪監視用ビデオカメラ撤去等請求事件において、「公権力がテレビカメラによる録画をすることは、たとえそれが犯罪捜査のためであっても、…当該現場において犯罪が発生する相当高度の蓋然性が認められる場合であり、あらかじめ証拠保全の手段、方法をとっておく必要性があり、かつ、その録画が社会通念に照らしても相当と認められる方法でもって行われるときなど正当な理由がない限り、憲法13条の趣旨に反し許されない」と述べている。ここでは肖像権を対象とした判断であるが、肖像権と近接する人格権としてのプライバシー権についても憲法13条によって厳しい制約が課されていると考えることができる。

これに対して、中国ではどうであろうか。分析した裁判例の中で、憲法規範が直接適用されている例が1例存する。2-[10]の関非事件がそれで、天津市高級法院は「わが



---

国の憲法は『市民の住宅は侵犯されない』と規定している。Xの住宅はその個人の領域であり、Xは公共の利益と無関係の個人領域を享有する権利を有する。Xの住宅の秘密性はプライバシーに属し、法によって保護されるべきである」との判断を示している。ここでは、憲法39条が適用されている。この事件の判決は1999年に出されたものであり、当時あってはプライバシー権に関する明示的規定が存在しなかった。この事件で想起されるのは、2001年に判決が下された斉玉苓事件である。この事件でも民法に適用条文がない中で、教育を受ける権利を規定した憲法の条文が直接適用された。そして、当事者が私人間での訴訟で会った点でも共通する。以上を踏まえて言えることは、2-10の裁判例は全国的に有名になった斉玉苓事件に先んじて、憲法が摘要された事例であったということである。そして、これまた、斉玉苓事件と同様、憲法の適用対象となったのは私人であり、公権力を行使する国家権力ではなかったということである。この点が、日本の上記の裁判例と決定的に異なる点である。

③プライバシー権の構成要件について。中国法学界では、侵害事実、違法性、違法行為と損害結果の因果関係、主観的に故意・過失[過錯]が存在することを成立要件とする。この中で、先ず問題となるのは、故意・過失の問題である。張新宝は「主観的動機が悪質である場合は、より厳しい責任を負うべき」と主張しているが、実際の裁判例ではどのような扱いがされているだろうか。この点で参考となる裁判例としては以下の例が存在する。2-4の1審判決「Xはプライバシー侵害を主張するが、…Yが悪意でXを監視し、Xの私生活を覗き見している事実…を確認できず、…Xがプライバシー権侵害責任をYに負担させる主張には事実と法的根拠に欠ける」。同2審判決「Yがスマートドアアイを設置する行為は事実上Xのプライバシー権を脅かしており、Yが他人のプライバシーを覗く故意が存在するかどうかに関係なく、Yの行為はXのプライバシー権を侵害している」。3-3「係争記事の本意は…Aを貶めるような内容と権利を侵害しようとする故意はない。…Xの主張を棄却する」。3-9「Yには主観上、Xのプライバシーを干渉、侵害する故意は存在しない。…XのYに対する謝罪請求を棄却する」。3-11「当該掲載内容は、Xのプライバシーとしての前立腺疾病に関し、そのプライバシーは法律によって保護される。Yは、Xに対して故意に悪影響をもたらしたわけではないが、係争機関紙において、Xに謝罪し、影響を除去しなければならない」。4-1「Yは…合理的行動であり、悪意をもってXの個人情報情報を故意に披露したことではない。…Xのすべての請求を棄却する」。以上の裁判例これによれば、2-4の1審、3-4、3-9、4-1は、故意がないことをもって原告の請求を棄却している。他方、3-11は、悪意がなくてもプライバシー権侵害に当たるとしている。興味深いのは2-4で、原審判決を覆して、プライバシー権侵害の成立にとって「故意」は要件でないと明瞭に述べている。司法実務では、両論あって、まだ判例として固まっていない。

④構成要件における損害事実について。プライバシー権侵害の場合は、侵害行為＝違法性さえ認められれば、それが損害事実該当するとの見解（王利明）があるが、裁判例ではどうであろうか。2-2「Yが自分のベランダの頂部に設置した監視カメラは…他人のプライバシーに対する脅威を形成した。…しかし、当該不法行為の持続的時間及び本件における具体的状況を総合的に考量すると、Yの行為はXの精神に対して損害を与えたとは到底言えない。故に、本院はXの精神的損害賠償請求を支持しない。…Yは…自宅ベランダの監視カメラを撤去しなければならない」。3-12「Xが被った精神的損害の問題について、Xが提示した証拠はXの損害の程度を証明できていないけれど

も、本院は実情を斟酌し、これを支持する」。4- [2] 「当該行為は…公開時間が短く、かつ、小範囲において数枚しか貼られていないため、Xのプライバシー権に対して実質的な影響を与えたとは言いがたい。それに、Xは、Yの公開行為によって生じた損害結果について証拠を提供していないため、証明責任を果たさなかったことによって生じた不利な結果を負担しなければならない。…Xの訴訟請求を棄却する」。4- [4] 「Yは…Xの同意を得ず…Xの氏名・住所などの個人情報に掲載し、Xの通常生活に一定程度の干渉をもたらした。Yのこの行為はXの合法的な人身的権利利益を侵害し、民事責任を負うべきである。…YはXに対し、精神的損害賠償1元を支払うこと」。4- [5] 「Yは、ドラマで係争番号を公開し、十分な注意義務を果たさず、番号公布行為に対して一定の責任を負わなければならない。なお、精神的損害賠償について、Xは精神的損害の事実の証拠を提供していないため、本院はこれを支持しない。…Yは…係争電話番号のシーンの放送を停止すること。Yは…謝罪すること」。6- [3] 「プライバシーの…侵害行為の成立には、第三者がXに対して…損害をもたらしたのかについて関係なく、個人情報が第三者に知られたこと自体がもはや損害である」。以上の裁判例によれば、2- [2]は、精神的損害がなくてもプライバシー侵害を認めている。3- [12]は、精神的損害の程度を証明できていなくても、プライバシー侵害の成立を認めている。4- [2]は、損害結果について証明できていないとしてプライバシー侵害の成立を否定している。4- [4]は、精神的損害の有無について言及することなく人身的権利侵害を認めている。4- [5]は、精神的損害は証明できていないからその賠償請求は認めないが、プライバシー侵害は認定し、行為の停止、謝罪を命じている。6- [3]は、上記の王利明等の見解をもっとも明瞭に体现したものであり、侵害行為が認定できれば、損害結果は関係ないとの判断を示している。

⑤プライバシー侵害における民事責任の種類について。分析した裁判例の43例中、プライバシー権侵害として扱われた事例は40例で、その中で和解に終わったものが2例で、調停は1例、裁判によったもののうち28例はプライバシー侵害を認め、12例が原告の請求を棄却している。そこで、次に問題となるのは、侵害を認めただけで、その民事責任の種類についてである。その種類は以下の通りである。侵害の停止、謝罪、経済的損害賠償(10万元)、精神的損害賠償(10万元)を命じた判決が1例(3- [8])、侵害の停止、謝罪、影響の除去、精神的損害賠償(1元)を命じた判決が1例(4- [4])、撤去を命じた判決が4例(2- [1]、[2]、[3]、[4])、謝罪、精神的損害賠償を命じた判決が5例(2- [9]、[12]、3- [12]、4- [6]、5- [3])、侵害の停止、謝罪を命じた判決が2例(4- [3]、[5])、謝罪、影響の除去(あるいは削除)を命じた判決が2例(3- [7]、[11])、謝罪を命じた判決が4例(3- [3]、5- [3]、6- [3]、6- [4])、精神的損害賠償のみを命じた判決が2例(3- [10]、4- [7])、民事責任の種類が不明の事例が1例(2- [10])である。以上の中で、侵害の停止と撤去、影響の除去は同一の範疇に属するかもしれない。

以上の民事責任の内容を見ると、損害賠償を認めた事例がそれほど多くなく、他方、謝罪を命ずる裁判例が非常に多いという事実を見出すことができる。なお、経済的損害賠償をも命じた裁判例3- [9]についてであるが、この部分の損害賠償は著作権侵害の部分の民事責任であり、プライバシー権侵害による損害賠償ではない。

⑥プライバシー権と個人情報権の関係について。この両者の関係について、日本では両者を区別する説と個人情報をプライバシーに含める説がある。中国では、齊愛民は、個人情報と「個人のプライバシー」との最大の区別が「範囲の差異」にあり、プライバ

---

シーが個人情報の下位概念であると指摘し、個人情報保護法に保護される個人情報の法的要件は、「識別性」を有することであり、プライバシーの利益を有することではないと主張する。また、劉徳良は、高度情報化時代において、個人が有する情報は商品になって、交換価値を有するため、個人情報の商業的価値を重視し、その財産権的側面も法的保護を受けるべきと主張する。その意味では、個人情報をプライバシーと区別する論調が徐々に有力になってきている。

しかしながら、本論で分析した裁判例では個人情報に関する事例は、すべてプライバシー権の中で処理されてきた。それに、中国の裁判所は、住所、勤務先、電話番号などの個人情報を公開することがプライバシー侵害であるとして、個人情報のプライバシー性をも認めた。しかしながら、裁判所は、住所、電話番号等の個人情報を「みだりに公開し、不当に使用することは、必ず当事者に精神的苦痛をもたらすわけでもないが、他人の私生活の空間に影響を与え、通常的生活秩序を乱す可能性が存在する。これを不法に収集し、不当に使用することは、他人のプライバシー権を侵害する恐れがある」と論じ、後の結論から見れば、おそらく裁判所は、個人情報をプライバシーの1つの内容としているが、「伝統的意味」でのプライバシーが侵害される場合と区別しており、個人情報が侵害される結果がより軽いのではないかと思われる。また、2017年の民法総則において個人情報権が明文化されたので、それを契機として、今後は多いに議論されるであろう。

⑦プライバシー権と肖像権の関係について。日本では肖像権に関する明文の規定がなく、他方、プライバシー権が憲法13条の掲げる人権の中に含まれ、こうしたことが、実定法上の根拠規定のない肖像権をプライバシー権に含ませる要因をなしているのかもしれない。これに対して、中国では、肖像権が実定法上すでに存在するので、肖像権をあえてプライバシー権に包含させるという解釈論上の要請は生まれにくい。中国の肖像権侵害訴訟において最も有名な事件が「秋菊の物語」事件であった。本件に関して、多数の論者はこれを肖像権の問題として捉えたが、張新宝は肖像権とプライバシー権両方に関わる事件として捉えている。本件で特に注目すべきものが、弁護士郝江荀の上訴理由中の一文である。彼は「(1審裁判の)勝敗の原因は、実際には、青年映画制作所を『公』とし、賈桂花を『私』とみなしたことにある。…各国の民法は民法の平等原則と社会的公平と正義を体现するために、市民個人の権利の保護をますます重視するようになってきている。…青年映画制作所が社会の公共の利益を代表としていると考えてはならず、たとえ社会の公共の利益を代表としているとみなすとしても、そのことのゆえをもって、個々の市民の人格的権利の放棄を要求できるわけではない」と述べている。市民に義務を課している中国憲法51条の「国家、社会、集団の利益」を唱えさえすれば、市民の権利を制限、否定できるという中国の解釈論の現実を見るとき、こうした発言が出てきたことは重要な意味を有する。しかし、こうした議論が成熟した解釈論として地歩を占める時代が来るのか、定かではない。

⑧プライバシー権と名誉権の関係について。中国では、プライバシー権が実定法として明文化されるまでは、名誉権の中で処理されてきた。この両者の関係について興味あるのは、中国の民事責任において、謝罪と名誉の回復が別々に定められているという点についてである。上記のように、中国のプライバシー権侵害を認めた裁判例において最も多い民事責任の種類は謝罪である。この謝罪の頻度が司法実務上高いということの中には、被害者の精神的被害を鎮静する機能を重視していることにあると思われる。「被告

---

が謝罪する気が一切なく、金銭さえ支払えばよい、という態度をとったとしたら、まさに、頬を叩いた後、100 元を残して、そのまま立ち去っていくようなものである。…被害者が謝罪を要求することこそ、個人の人格的尊厳を維持することだ」と中国の代表的民法学者の王利明は語っている。ここには中国における謝罪の在り様の特質が表現されているように思われる。この問題については、法文化学的、法社会学的考察を深めることが不可欠であり、今後の研究課題としたい。

---

## 参考文献

### 参考文献

日本語：

### 著書

- 芦部信喜『憲法』（岩波書店、第6版、2015）
- 五十嵐『人格権論』（一粒社、1989）
- 五十嵐清『人格権法概論』（有斐閣、2003）
- 石井夏生利『個人情報保護法の理念と現代的課題—プライバシー権の歴史と国際的視点』（勁草書房、2008）
- 石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来』（勁草書房、2014）
- 伊藤正巳『プライバシーの権利』（岩波書店、1963）
- 伊藤正巳編『現代損害賠償法講座2 名誉・プライバシー』（日本評論社、1972）
- 榎原猛『プライバシーの総合的研究』（法律文化社、1991）
- 大家重夫『肖像権』（太田出版、2007）
- 金子宏、新堂幸司、平井芳生『法律学小辞典（第4版補訂版）』（有斐閣、2010）
- 國谷知史・奥田進一・長友昭編集『確認中国法用語 250words』（成文堂、2012）
- 栗城壽夫先生古稀記念『日独憲法学の創造力（上）』（信山社、2003）
- 小口彦太＝田中信行著『現代中国法（第2版）』（成文堂、2010）
- 斎藤博『人格権法の研究』（一粒社、1979）
- 阪本昌成『プライバシー権論』（日本評論社、1986）
- 佐藤幸治『憲法』（青林書院、第3版、1995）
- 潮見佳男『不法行為法Ⅰ』（信山社、第2版、2009）
- 新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』（成文堂、2001）
- 芹沢齊＝市川正人＝坂口正二郎『新基本法コンメンタール 憲法』別冊法学セミナー NO. 210（日本評論社、2011）
- 初宿正典、辻村みよ子ほか編『新・解説世界憲法集』（三省堂、2006）
- 高見勝利ほか編『日本国憲法解釈の再検討』（有斐閣、2004）。
- 竹田稔『増補改訂版・プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社、1998）
- 竹田稔・堀部政男編『新・裁判実務体系9 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』（青林書

---

院、2001)

田島泰彦ほか編著『表現の自由とプライバシー』（日本評論社、2006）

田中信行編『入門中国法』（弘文堂、2013）

ダニエル・J・ソローヴ著、大谷卓史訳『プライバシーの新理論——概念と法の再考』3頁  
（みすず書房、2013）

佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務（第2版）』（弘文堂、2010）

長谷部恭男ほか編『岩波講座・憲法2 人権論の新展開』（岩波書店、2007）

藤岡康弘『損害賠償法の構造』（成文堂、2002）

堀部政男『プライバシーと高度情報化時代』（岩波新書、1988）

堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』（日本評論社、1996）

堀部政男編『プライバシー・個人情報保護の新課題』（商事法務、2010）

堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』別冊ジュリストNO.179（有斐閣、2005）

前田陽一『債権各論Ⅱ・不法行為法』（弘文堂、2010）

松村光晃＝中村秀一『名誉毀損・プライバシー報道被害の救済——実務と提言』（ぎょうせい、2007）

三島宗彦『人格権の保護』（有斐閣、1955）

宮下紘『プライバシー権の復権 —自由と尊厳の衝突—』（中央大学出版社、2015）

棟居快行『人権論の新構成』（信山社、1992）

山川洋一郎・山田卓生編『有名人とプライバシー』（有斐閣、1987）

山田卓生・藤岡康宏編『新・現代損害賠償法講座2』所収（日本評論社、1998）

山田卓生『私事と自己決定』（日本評論社、1987）

## 論文

安次富哲雄「最終講義 人格権の保護—名誉回復処分を中心として」琉大法学 74 卷(2005)

五十嵐清「人格権侵害と差止請求—「エロス+虐殺」事件を契機として」判例時報 599 卷  
(1970)

五十嵐清「表現の自由と人格権の保護(判例と学説 民法-25-)」法学セミナー180 卷(1971)

五十嵐清「人格権侵害と原状回復」札幌法学 4 卷 1・2 号 (1993)

石井智弥「人格権保護の基礎理論」私法 73 号 (2011)

- 
- 伊藤正巳「謝罪広告を命ずる判決と良心の自由」法学協会雑誌 74 巻第 4 号 (1957)
- 宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務 (1)」北大法学論集 47 巻 4 号 (1996)
- 内野正幸「プライバシー権についての控えめな考察」公法研究 58 号 (1996)
- 上机美穂「忘れられる権利とプライバシー」札幌法学 25 巻 2 号 (2013)
- 大塚直「所有権 (物的請求権)・人格権・環境権」法学教室 157 号 (1993)
- 大塚直「保護法益としての人身と人格」ジュリスト 1126 号 (1998)
- 加藤新太郎「ノンフィクション作品における実名使用による前科の公表と不法行為の正否」NBL566 号 (1995)
- 韓景芳「中国の有名人報道におけるプライバシー侵害問題の一考察—「楊沫事件」「史可事件」を中心に」評論・社会科学 69 巻 (2003)
- 君塚正臣「いわゆる憲法の第三者効力論・再論——諸学説を検討し、『新間接効力論』もしくは『憲法の最高法規性重視説』への批判に答えて、憲法の私人間効力論を考え直す」企業と法創造 4 巻 1 号 (2007)。
- 木村和成「わが国における人格権概念の特質 (1)」摂南法学 34 号 (2005)
- 木村和成「わが国における人格権概念の特質 (2)」摂南法学 35 号 (2006)
- 小口彦太「中国における肖像権侵害をめぐる一訴訟」早稲田法学 75 巻 1 号 (1999)
- 小口彦太「中国で裁判官が憲法を適用するという事について—斉玉苓事件を手掛かりにして—」比較法学第 41 巻第 1 号 (2007)
- 斎藤博「名誉・プライバシーとその民事上の保護」ジュリスト 959 号 34 頁 (1990)
- 佐伯仁志「プライバシーと名誉の保護 (1) — (4)」法学協会雑誌 101 巻 9 号 (1984)
- 宍戸常寿ほか「〔鼎談〕インターネット時代における表現の自由とプライバシー」ジュリスト 1484 号 (2015)
- 鈴木賢「中国における民法通則制定とその背景 (1) ~ (3・完)」法律時報 60 巻 3、5、6、号 (1988)
- 滝澤孝臣「ある者の前科等にかかわる事実が著作物で実名を使用して公表された場合における損害賠償請求の可否」法曹時報 49 巻 2 号 (1997)
- 滝澤孝臣「謝罪広告請求—その論拠と問題例の検討—」銀行法務 21No. 726 (2011)
- 田島泰彦「小説表現の自由とモデルの人権」法律時報 75 巻 3 号 (2003)。
- 但見亮「斉玉苓事件のインパクト——中国における憲法訴訟の展望」比較法学第 37 巻第 2 号 (2004)
- 野坂泰司「謝罪広告の強制と『良心の自由』—謝罪広告強制事件判決」法学教室 NO. 305 (2006)

- 
- 橋本恭宏「名誉毀損・プライバシー侵害とその法律効果の現状と課題—民法七二三条にいう『適当ナル処分』としての謝罪広告—」日本法学第 65 巻第 4 号 (2000)
- 羽瀨雅裕「プライバシーの権利に関する一考察 (一) ——主に最近の下級審裁判例を手がかりとして」法学雑誌 50 巻 2 号 (2003)
- 藤田憲一「プライバシー権の概念と憲法上の保護(1)」山梨学院大学法学論集 14 号(1988)
- 藤田憲一「プライバシー権の概念と憲法上の保護(2)」山梨学院大学法学論集 24 号(1992)
- 中村哲也「ノンフィクション『逆転』事件上告審判決」ジュリスト 1064 号 (1995)
- 中込秀樹「書籍、新聞、雑誌等の出版等差止めを求める仮処分の諸問題」判タ 958 号(1998)
- 船越一幸＝青柳武彦＝林紘一郎「情報社会における人格権—プライバシー権の変遷と個人情報保護」GLOCOM「智場」No. 67 (2001)
- 松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法セ 404 号 (1988)
- 松井茂記「自伝的小説の公表とプライバシー侵害・名誉毀損・侮辱」法律時報 72 巻 4 号 (2000)
- 松井茂記「プライバシーの権利について」ひろば 41 巻 3 号 (1988)
- 三並敏克「人権の私人間効力論と国家の基本権保護義務論——最近の我国の学説動向」政策科学 13 巻 3 号 2006 年。
- 棟居快行「プライバシー概念の新構成」神戸法学雑誌 36 巻 1 号 (1986)
- 山口成樹「前科の公表の自由と犯罪者の社会復帰の利益——ノンフィクション『逆転』訴訟最高裁判決」法学教室 168 号 (1994)
- 山田卓生、上机美穂「モデル小説におけるプライバシーと名誉」日本法学 71 巻 4 号(2006)
- 山本敬三「前科の公表によるプライバシー侵害と表現の自由—ノンフィクション「逆転」訴訟を手がかりとして—」民商法雑誌 116 巻 5 号 (1997)
- 山本敬三「基本権の保護と私法の役割」公法研究 65 号 (2003)
- 山本敬三「人格権」『民法の争点 (ジュリ増刊)』(2007)
- 吉野夏己「民事名誉毀損訴訟における『公的人物』と『時の経過』」岡山大学法学会雑誌 第 60 巻第 2 号 (2010)
- 和田真一「民法 723 条に基づく名誉回復「請求権」について」私法 55 巻 (1993)
- 和田真一「法人・団体の名誉毀損とその公共性」立命館法学 231・232 巻 (1993)
- 和田真一「『団体の慰謝料請求権』再考 (1)」立命館法学 266 号 (1999)



---

## 中国語

### 著書

- 蔡定劍『憲法精解』(法律出版社、2004)
- 顧昂然、王家福、江平等編『中華人民共和國民法通則講座』(中国法制出版社、2000)
- 顧昂然編『新中國改革開放三十年的立法見証』(法律出版社、2008)
- 高聖平編『中華人民共和國侵權責任法—立法争点、立法例及經典案例』(北京大学出版社、2010)
- 何勤華=李秀清=陳頤編『新中國民法典草案總覽(下)』(法律出版社、2003)
- 韓延龍『中華人民共和國法制通史(上)』(中共中央黨校出版社、1998)
- 李林編『中國法治建設60年』(中国社会科学出版社、2010)
- 馬俊駒、余延滿『民法原論』(法律出版社、第4版、2010)
- 馬特『隱私權研究——以體系構建為中心』(中国人民大学出版社、2014)
- 齊愛民『拯救信息社會中的人格——個人信息保護法總論』(北京大学出版社、2009)
- 任丹麗=陳道英著『憲法與民法的溝通機制研究——以人格權的法律保護為視角』(法律出版社、2013)
- 屠振宇『憲法隱私權研究——一項未列舉基本權利的理論論証』(法律出版社、2008)
- 王麗萍『信息時代隱私權保護研究』(山東人民出版社、2008)
- 王秀哲『隱私權的憲法保護』(社会科学文獻出版社、2007)
- 王秀哲『我國隱私權的憲法保護研究』(法律出版社、2011)
- 王利明編『民法·侵權行為法』(中国人民大学出版社、1990)
- 王利明『侵權責任法研究(上卷)』(中国人民大学出版社、2010)
- 王利明『人格權法研究』(中国人民大学出版社、第2版、2012)
- 王利明=楊立新編集『人格權與新聞侵權』(中国方正出版社、2010)
- 王麗萍『信息時代隱私權保護研究』(山東人民出版社、2008)
- 王勝明編集『中華人民共和國侵權責任法積義』(法律出版社、第2版、2013)
- 王澤鑑『人格權法——法積義學、比較法、案例研究』(北京大学出版社、2009)
- 魏振瀛編『民法』(北京大学出版社·高等教育出版社、2007)
- 奚曉明編『最高人民法院法官闡釋侵權法疑難問題』(中国法制出版社、2010)
- 楊開湘『憲法隱私權導論』(中国法制出版社、2010)
- 楊立新『人身權法論』(人民法院出版者、2002)

- 
- 楊立新編『中国百年民法典匯編』(中国法制出版社、2011)
- 張紅『人格權總論』(北京大学出版社、2012)
- 張紅『人格權各論』(高等教育出版社、2015)
- 張鴻霞『大眾傳播活動侵犯人格權的歸責原則研究』(中国政法大学出版社、2012)
- 張鴻霞=魏永征編『網絡環境下隱私權的法律保護研究』(中国政法大学出版社、2013)
- 張俊浩『民法学原理(修訂版)』(中国政法大学、1997)
- 張軍『憲法隱私權研究』(中国社会科学出版社、2007)
- 張民安編『侵權法報告(第6卷)隱私權的比較研究——法国、德国、美国及其他国家的隱私權』(中山大学出版社、2013)
- 張新宝『隱私權的法律保護』(群衆出版社、2004)

## 論文

- 包万超「設立憲法委員會和最高法院違憲審查併行的複合審查制—完善我国違憲審查制度的另一種思路」法学 1998 年第 4 期
- 蔡定劍「中国憲法實施的私法化之路」中国社会科学 2004 年第 2 期
- 蔡定劍「中国憲法司法化路径探索」法学研究 2005 年第 5 期
- 崔建遠「債法總則与中国民法典的制定—兼論賠礼道歉、恢復名譽、消除影響的定位」清華大學學報 2003 年第 4 期第 18 卷
- 陳弘毅「齊案『批復』的廢止与『憲法司法化』和法院援用憲法問題」法学 2009 年第 3 期
- 杜文勇「認真對待『良心自由』」河北法学 2010 年第 5 期
- 馮健鵬「我国司法判決中的憲法援引及其功用—基于公開判決文書的實証研究」法学研究 2017 年第 3 期
- 付翠英「論賠礼道歉民事責任方式的適用」河北法学 2008 年 4 期
- 葛雲松「民法上的賠礼道歉責任及其強制執行」法学研究 2011 年第 2 期
- 韓大元「以『憲法』第 126 条為基礎尋求憲法適用的共識」法学 2009 年第 3 期
- 郝維華『加拿大-中国道歉法的比較分析』比較法研究 2011 年第 6 期
- 胡建淼=岑劍梅「公共攝像監視与公民隱私權保護」法学 2008 年第 6 期
- 胡錦光「齊案『批復』并非解积憲法最高人民法院不応廢止」法学 2009 年第 4 期
- 林来梵「臥室里的憲法權利」法学家 2003 年第 3 期
- 黃忠「認真對待『賠礼道歉』」法律科学 2008 年第 5 期

- 
- 黃忠「賠禮道歉的法律化：如何可能以及如何實踐」法制與社會發展 2009 年第 2 期
- 黃忠「一個被遺忘的『東方經驗』——再論賠禮道歉的法律化」政法論壇 2015 年第 33 卷第 4 期
- 季衛東「合憲性審查與司法權的強化」中國社會科學 2002 年第 2 期
- 梁慧星「制定民法典的設想」現代法學 2001 年第 2 期
- 馬嶺「齊玉苓『批復』廢止『理由』析」法學 2009 年第 4 期
- 莫紀宏「賈桂花的肖像權受到侵犯了解嗎」法學雜誌 1997 年第 5 期
- 強世功「誰來解釋憲法——從憲法文本看我國的二元違憲審查體制」中外法學 2003 年第 5 期
- 強世功「憲法司法化悖論——兼論法學家在推動憲政中的困境」中國社會科學 2003 年第 2 期
- 蘇力「『秋菊打官司』案、邱氏鼠藥案和言論自由」法學研究 18 卷第 3 期
- 童之偉「憲法司法適用研究中的幾個問題」法學 2001 年第 11 期
- 童之偉「憲法適用應依循憲法本身的路徑」中國法學 2008 年第 6 期 24 頁
- 王磊「憲法實施的新探索——齊玉苓案的幾個憲法問題」中國社會科學 2003 年第 2 期
- 王利明「隱私權概念的再界定」法學家 2012 年第 1 期
- 王秀哲『隱私權的憲法保護』（社會科學文獻出版社、2007）
- 王成「侵犯肖像權之加害行為之認定及び肖像權的保護原則」清華法學 2008 年第 2 期
- 王叔文「論憲法實施的保障」中國法學 1992 年第 6 期
- 王豐斌「『秋菊打官司』肖像權案庭審紀實」法制日報 1993 年 12 月 12 日第 2 版
- 魏振瀛「論請求權的性質與體系——未來我國民法典中的請求權」中外法學 2003 年第 4 期
- 吳小兵「賠禮道歉的合理性研究」清華法學 2010 年第 4 期
- 邢斌文「法院如何援用憲法——以齊案批復廢止後的司法實踐為中心」中國法律評論 2015 年第 3 期
- 楊一凡「中華法系研究中的一個重大誤區——『諸法合體·民刑不分』說質疑」中國社會科學 2002 年第 6 期
- 姚輝、段睿「『賠禮道歉』的異化與回歸」中國人民大學學報 2012 年第 2 期
- 葉伝星「在私權利、公權力與社會權力的錯落處——『黃碟案』的一個解讀」法學家 2003 年第 3 期
- 易繼明「人格立法之歷史評析」法學研究 2013 年第 1 期
- 于志剛「關於對犯罪記錄予以隱私權保護的思索——從刑法學和犯罪預防角度進行的初步檢

---

討」河南大學學報第 50 卷第 5 期

袁志良「『秋菊打官司』的官司之我見」法學 1998 年第 4 期

張紅「論一般的人格權作為基本權利之保護手段——以對『齊玉苓案』的再檢討為中心」法商研究 2009 年第 4 期

張紅「以『營利的目的』與肖像權侵權責任認定——以案例為基礎的實證研究」比較法研究 2012 年第 3 期

張紅「不表意自由與人格權保護——以賠禮道歉民事責任為中心」中國社會科學 2013 年第 7 期

張晉藩「中華法系研究新論」南京大學學報（哲學·人文科學·社會科學）2007 年第 1 期

張千帆「我國法院是否可以積憲」法學 2009 年第 4 期

張新寶「隱私權研究」法學研究 1990 年第 3 期

張新寶「言論表述和新聞出版自由與隱私權保護」法學研究 1996 年第 6 期

張新寶「從隱私權的民法保護看『黃碟案』」法學家 2003 年第 3 期

張新寶＝張紅「中國民法百年變遷」中國社會科學 2011 年第 6 期

周中舉「論我國精神損害賠償責任之完全」社會科學研究 2010 年第 2 期

周友軍「我國侵權責任形式的反思」法學雜誌 2009 年第 3 期

## 英語論文

Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, The Right to Privacy, 4 Harvard Law Review 193 (1890)

W. L. Proccer, Privacy, California Law Review 383 (1960)

Owen M. Fiss, Two Constitutions, 11 Yale Journal of International Law 492 (1986)

## 新聞紙

「模特告狀與肖像權的法律保護——肖像權問題座談會發言摘要」法制日報 1989 年 1 月 25 日第 3 版

王豐斌「『秋菊打官司』肖像權案庭審紀實」法制日報 1993 年 12 月 12 日第 2 版

黃松有「從最高人民法院今天的一個『批復』談起」人民法院報 2001 年 8 月 13 日 5 面

郝鈇川「罪犯的隱私權保護」法制日報 2004 年 6 月 24 日

宋春雨「齊玉苓案憲法適用的法理思考——受教育權的性質與公民基本權利保護的法律研究」人民法院報 2001 年 8 月 13 日第 B01 版

---

王利明「為什麼需要強制賠禮道歉」人民法院報 2012 年 10 月 16 日第 002 版

### 年鑑及び案例集

中国法律年鑑社『中国法律年鑑』(法律出版社、1989)

国家法官学院＝中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽』(人民法院出版社、1992～2016)

最高人民法院中国应用法学研究所編『人民法院案例選』(中国法制出版社、1994 年～2017)

最高人民法院公報 (1985 年～2017)

中国指導案例編集委員会編集『人民法院指導案例裁判要旨匯覽 (人格権・侵權卷)』(中国法制出版社、2013)